

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月30日
【計算期間】	第8期(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
【ファンド名】	アモーヴァ オフショア・ファンズ TRP米国コア・グロース株ファンド (Amova Offshore Funds – TRP US Core Growth Equity Fund)
【発行者名】	アモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッド (Amova AM Global Cayman Limited)
【代表者の役職氏名】	取締役 谷 桂子
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス、私書箱309GT (P.O. Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 森下 国彦
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 乙黒 亮祐 同 松本 望 同 角田 怜央
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03(6775)1911
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

(注1) 米ドルの円貨換算は、2026年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=160.39円)によります。以下、米ドルの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注3) 本書の中で計算期間(以下「会計年度」ともいいます。)とは、毎年1月1日に始まり12月の最終暦日に終了する1年をいいます。ただし、第1期計算期間とは、2018年6月28日(ファンドの運用開始日)から2018年12月31日までの期間を指します。

(注4) 本書における用語の定義については、本書別紙A「定義」をご参照ください。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

アモーヴァ オフショア・ファンズ TRP米国コア・グロース株ファンド（以下「ファンド」といいます。日本において、ファンドの名称について「アモーヴァ オフショア・ファンズ」を省略することがあります。）の投資目的は、米国の大・中規模の「優良」企業の株式の分散型ポートフォリオを主な投資対象とするファンドに投資することにより長期的に持分の価値の上昇を実現することです。

信託証券（以下に定義します。）に基づき発行される受益証券（以下「ファンド証券」または「受益証券」といいます。）の数は無制限であり、受託会社（以下に定義します。）の同意をもって管理会社（以下に定義します。）により決定され、無額面です。

b. ファンドの性格

アモーヴァ オフショア・ファンズ（以下「トラスト」といいます。）は、オープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストであり、受託会社および管理会社の間で締結された2012年10月15日付のマスター信託証券（2025年6月26日付の変更証券により変更済）（以下合わせて「マスター信託証券」といいます。）に従い組成されています。受託会社および管理会社の間で締結された2025年6月26日付の変更証券により、2025年9月1日付でトラストの名称が「日興AMオフショア・ファンズ」から「アモーヴァ オフショア・ファンズ」に変更されました。

トラストは、アンブレラ型ユニット・トラストとして設定されています。別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストを設立、設定することが可能であり、各々のシリーズ・トラストに帰属する資産および負債が割り当てられます。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々の受益証券が発行されます。受益証券は、いかなる証券取引所にも上場されることが予定されていません。

マスター信託証券は、ケイマン諸島の法律に準拠します。すべての受益者は、マスター信託証券およびマスター信託証券を補足する信託証券の規定の便益を享受する権利を有し、かかる規定に拘束され、これらの規定について通知を受領しているものとみなされます。（ ）シリーズ・トラストに関連する目論見書の規定と（ ）当該シリーズ・トラストに関連するマスター信託証券および追補証券の規定との間に不一致がある場合は、後者の規定が優先します。

トラストのシリーズ・トラストである、TRP米国コア・グロース株ファンドは、受託会社と管理会社との間のマスター信託証券および2018年5月14日付の追補証券（2025年6月26日付の変更証券により変更済）（以下合わせて「追補証券」といい、マスター信託証券と合わせて「信託証券」といいます。）に従って設立されました。

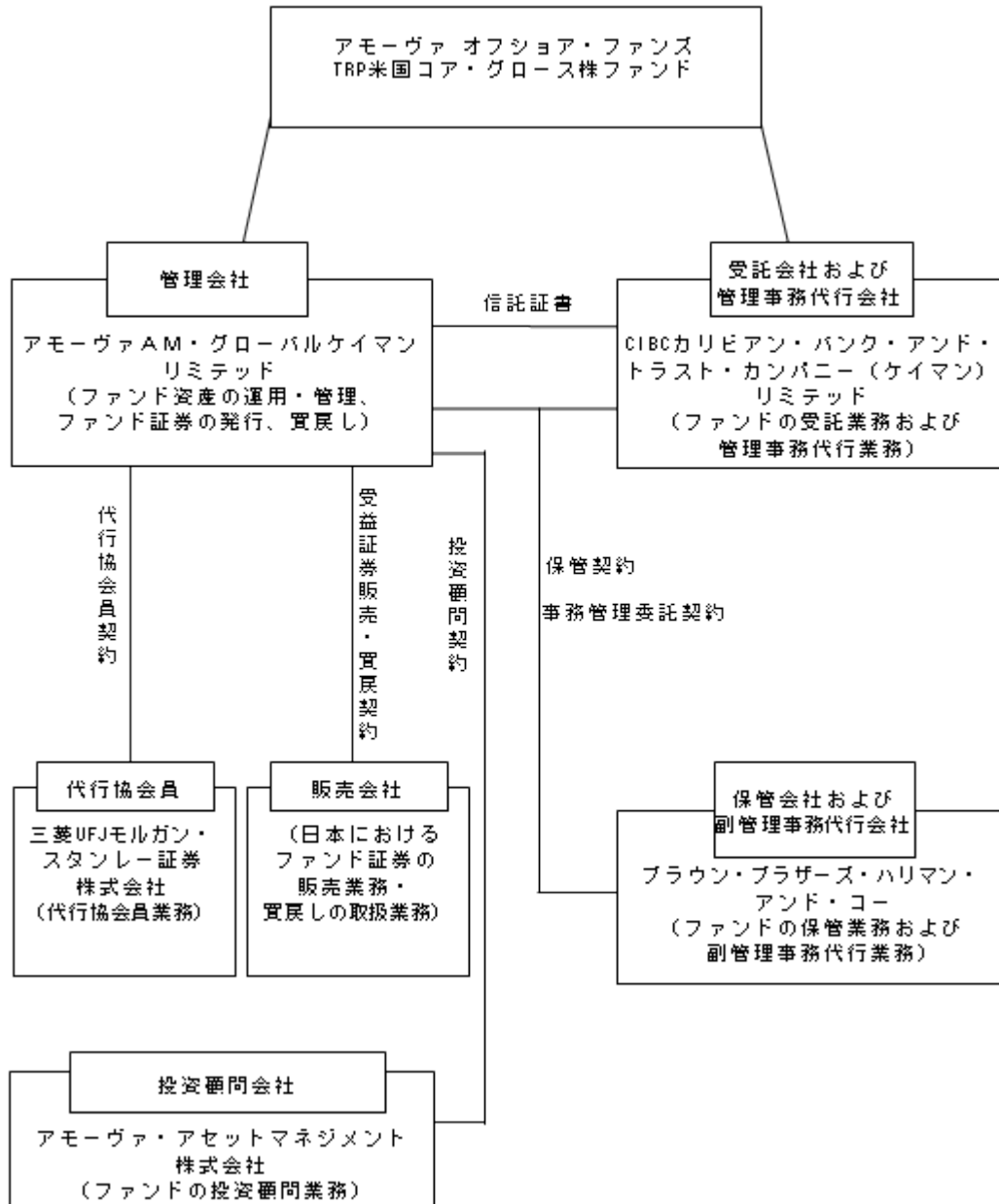
管理会社は、自らが各シリーズ・トラストの信託財産の実質的所有者である場合と同様に、いかなる方法でも各シリーズ・トラストの信託財産またはその一部を取り扱い、または処分する（貸与、売却、抵当権の設定またはその他の担保権の設定を行う権利を含み、また、管理会社の関連会社、受託会社または受託会社のいずれかの関連会社に利益となるか否かを問いません。）完全な権限を有するものとします。ただし、管理会社は、常に、当該シリーズ・トラストに関する目論見書に記載される投資目的、投資方針、投資制限およびガイドラインを遵守するものとします。

（2）【ファンドの沿革】

2003年9月26日	管理会社設立
2012年10月15日	マスター信託証券締結
2018年5月14日	追補証券締結
2018年6月28日	ファンドの設定（運用開始）
2025年6月26日	変更証券締結
2025年9月1日	「日興AMオフショア・ファンズ TRP米国コア・グロース株ファンド」から「アモーヴァ オフショア・ファンズ TRP米国コア・グロース株ファンド」に名称変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み





管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
アモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッド (Amova AM Global Cayman Limited) (以下「管理会社」といいます。)	管理会社	信託証書を受託会社との間で締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの償還について規定しています。
CIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド (CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited) (以下「受託会社」または「管理事務代行会社」といいます。)	受託会社および 管理事務代行会社	信託証書を管理会社との間で締結。上記に加え、ファンドの資産の保管について規定しています。 2018年5月24日付で管理会社および副管理事務代行会社との間で事務管理委託契約（以下「事務管理委託契約」といいます。）（注1）を締結。ファンドの管理事務代行業務について規定しています。 2018年5月24日付で管理会社および保管会社との間で保管契約（以下「保管契約」といいます。）（注2）を締結。ファンドの保管業務について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー (Brown Brothers Harriman & Co.) (以下「保管会社」または「副管理事務代行会社」といいます。)	保管会社および 副管理事務代行会社	保管契約を管理会社および受託会社との間で締結。ファンド資産の保管業務について規定しています。 事務管理委託契約を管理会社および受託会社との間で締結。ファンドの管理事務代行業務について規定しています。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 (以下「代行協会員」といいます。)	代行協会員	2018年5月23日付で管理会社との間で代行協会員契約（以下「代行協会員契約」といいます。）（注3）を締結。日本における代行協会員業務について規定しています。
有価証券届出書「第一部（8）申込取扱場所」をご参照ください。 (また、申込取扱場所となる各金融機関を以下「販売会社」といいます。)	販売会社	管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（以下「受益証券販売・買戻契約」といいます。）（注4）を締結。日本における受益証券の販売業務および買戻しの取扱業務について規定しています。
アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 (以下「投資顧問会社」といいます。)	投資顧問会社	2018年6月8日付で管理会社との間で投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）（注5）を締結。ファンドのための投資顧問業務について規定しています。

(注1) 事務管理委託契約とは、管理事務代行会社および管理会社により任命された副管理事務代行会社が、受益証券の発行および買戻しの登録、分配金の記録の保持ならびにその他の管理事務代行業務を遂行することを約する契約です。

(注2) 保管契約とは、保管会社が、ファンドに対し、保管業務を提供することを約する契約です。

(注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびにファンド証券に関する目論見書（以下「目論見書」といいます。）および運用報告書等の販売会社への送付等の代行協会員業務を提供することを約する契約です。

(注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

(注5) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドの資産の投資および再投資の管理に際し、管理会社を支援することを約する契約です。

管理会社の概要

() 設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島の会社法（改正済）に基づき、ケイマン諸島において2003年9月26日に設立されました。

() 事業の目的

管理会社が設定された目的は制限されておらず、また、会社法（改正済）または随時改正された法律により禁止されない目的を実行する全権および権限を有しています。

() 資本金の額（2026年4月末日現在）

2026年4月末日現在の資本金の額は、480,000米ドル（約7,699万円）で、発行済株式数は、1株1米ドル（160.39円）の普通株式480,000株です。管理会社の授権株式資本金は、1株1米ドル（160.39円）の普通株式1,000,000株から成る1,000,000米ドル（約1億6,039万円）です。

() 会社の沿革

2003年9月26日 設立

2009年8月27日 社名を「日興グローバル・インベストメンツ（ケイマン）リミテッド」から「日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド」に変更

2025年9月1日 社名を「日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド」から「アモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッド」に変更

() 大株主の状況

(2026年4月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
アモーヴァAM・グローバルホールディングスリミテッド (Amova AM Global Holdings Limited)	英国、ロンドン、EC2V 5DE、ベイシングホール・ストリート40 (40 Basinghall Street, London EC2V 5DE, United Kingdom)	480,000株	100.00%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法（改正済）（その後の改正を含みます。）（以下「信託法」といいます。）に基づき設立されています。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）およびミューチュアル・ファンド法に基づき規定された本規則（以下に定義します。）により規制されています。

準拠法の内容

() 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この分野に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、受託会社は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、基本的に保管会社としてこれを保持します。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、特例信託として登録申請されます。その場合、信託証書がケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書および登録料とともに信託登記官に届出されます。

特例信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が、最長で50年間課税に服しないとの約定を取得することができます。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

特例信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

() ミューチュアル・ファンド法

後記「(6) 監督官庁の概要」の記載をご参照ください。

() ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）

ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「本規則」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。本規則の解釈上、「一般投

「投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条第1項(a)に基づく免許を取得し、その証券の日本における募集を既に行ったか、または行うことが予定されている信託、会社(有限責任会社を含みます。)またはパートナーシップである投資信託をいいます。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日時点で存在している投資信託、またはかかる日付時点で存在し、かかる日付より後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれます。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。)に書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能です。)をすることができます。

CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件の一つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わなければなりません。

本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけています。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額ならびに証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれます。

一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で、無料で入手することができなければなりません。

一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6ヶ月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければなりません。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければなりません。

また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6ヶ月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の業務の詳細を記載した書面による報告書をCIMAに提出する義務を負います。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知り得る限り、当該投資信託の投資指針、投資制限および設立文書が遵守されていること、ならびに当該投資信託は投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていないことを確認した宣誓書を、毎年1回、CIMAに提出しなければなりません。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいいます。

（５）【開示制度の概要】

A．ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁に対する開示

トラストは、販売書類を（CIMAが免除しない限り）発行しなければなりません。販売書類は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資を検討されている投資家がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をするために必要なその他の情報を記載しなければなりません。販売書類は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

トラストはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6ヶ月以内に監査済年次会計書類を提出しなければなりません。すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（改正済）に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければなりません。CIMAは、かかる提出期限を延期することができます。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければなりません。規制投資信託の運営者は、投資信託がこれらの規則を遵守することを保証する責任を負います。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとします。

監査人は、監査の過程において、トラストに以下のいずれかに該当する情報を取得した、または以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っています。

- (a) 弁済期に債務を履行できないかまたは履行できない可能性があること。
- (b) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散している、またはその旨意図していること。
- (c) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。
- (d) 詐欺的または犯罪的方法により事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。
- (e) ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、ケイマン諸島の金融庁法（改正済）、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規制（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規制」といいます。）または免許の内容を遵守せずに事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。

トラストの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島です。トラストの会計監査は、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則に基づいて行われます。

管理事務代行会社は、

- (a) トラストの資産の一部もしくは全部が目論見書に記載されている投資目的および投資制限に従った投資がされていないこと。
- (b) 受託会社または管理会社が、その設立文書または目論見書の規定に従ったトラストの業務または投資活動を事実上、遂行していないこと。

のいずれかを認識した場合、管理事務代行会社は、かかる情報を確認した後可及的速やかに、

- (イ) 当該事項を受託会社に書面にて報告し、
- (ロ) 当該報告書の写しおよび当該報告書に該当する状況をCIMAに提出しなければなりません。次期の中間または定期報告書が、次期の年次報告書以前に配付される場合、かかる報告書またはその適切な要約が、トラストの次期の年次報告書および次期の中間または定期報告書に含まれていなければなりません。

管理事務代行会社は、以下について、可及的速やかにCIMAに書面にて通知しなければなりません。

- (a) トラストの申込み、償還または買戻しの停止およびかかる停止理由
- (b) トラストを清算する意向およびかかる清算理由

受託会社は、各会計年度末の6ヶ月後から20日以内にトラストの業務の詳細を記載した書面による報告書をCIMAに提出するか、または提出させることが義務付けられており、当該報告書には、トラストに関連して以下が記載されていなければなりません。

- (a) トラストの名称およびすべての旧名称
- (b) 投資家が保有する各受益証券の純資産価額
- (c) 純資産価額および各受益証券の前報告期間比変動率
- (d) 純資産額
- (e) 関連する報告期間における新規申込みの受益証券口数および額
- (f) 関連する報告期間における償還または買戻しの受益証券口数および額
- (g) 報告期間末日における発行済受益証券の総数

受託会社は、毎年1回、以下を確認し、受託会社が署名した宣誓書をCIMAに提出するか、または提出させなければなりません。

- (a) 受託会社が知り得る限り、トラストの投資指針、投資制限および設立文書が遵守されていること
- (b) トラストは投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていないこと

トラストは、管理事務代行会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および(管理事務代行会社以外の)役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

トラストは、保管会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および(保管会社以外の)役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

トラストは、管理会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家およびその他役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

受益者に対する開示

ファンドの会計年度は、毎年12月の最終暦日に終了します。監査済年次報告書は米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成され、通常は各会計年度の末日から6ヶ月以内に受益者名簿に登録された受益者に開示されます。未監査半期報告書は、通常、関連する期間の末日から2ヶ月以内に受益者名簿に登録された受益者に開示されます。

最新の受益証券の購入価格および買戻価格は、管理事務代行会社(またはその受任者)の事務所において要求することにより無料で入手することができます。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければなりません。(ただし、主要な関係法人との契約書の写しは、当該契約の主要な内容が有価証券届出書中に記載されている場合には添付する必要がありません。)投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」といいます。)において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、投資家の投資判断にとって極めて重要な情報を含む目論見書(交付目論見書)を投資者に交付します。交付目論見書に記載することが義務付けられているのは、(1)基本情報()ファンドの名称、()管理会社等の情報、()ファンドの目的・特色、()投資リスク、()運用実績および()手続・手数料等)および(2)追加の情報です。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書(ただし、「第三部 特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」から「第4 その他」までに掲げる事項を除きます。)と実質的に同一の内容を記載した目論見書(請求目論見書)を交付します。管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、各会計年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINETにおいて閲覧することができます。代行協会員は、日本証券業協会(以下「JSDA」といいます。)の規則(以下に定義します。)に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準に関する確認書を提出しています。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、ファンドの信託証書を変更しようとするときまたはファンドを他の信託と併合しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容およびその理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社を通じて日本の受益者に通知されません。

交付運用報告書は、販売会社を通じて販売会社に知れている日本の受益者に交付されます。運用報告書(全体版)は代行協会のホームページにおいて提供されますが、受益者から交付請求があった場合には、交付されません。

(6)【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法第4条第1項(a)上、投資信託として規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法上の規制により、CIMAへ規定の書類および監査済財務書類を年次で提出します。規制投資信託として、CIMAは、いつでもトラストに、その財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額な罰金に服す可能性があり、CIMAは、裁判所にトラストの解散を請求することができます。

トラストは、その投資活動またはトラストのポートフォリオの構成に関してCIMAまたはその他のケイマン諸島の政府当局による監督を受けることはありませんが、CIMAは、一定の状況下においてはトラストの活動を調査する権限を有しています。CIMAまたはその他のケイマン諸島の政府当局のいずれも、トラストの英文目論見書の条件またはトラストへの投資のメリットについて判断を下していない、または承認していません。ケイマン諸島において投資家に適用される投資補償制度はありません。

規制投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交代を要求すること、トラストの適切な業務遂行についてトラストにアドバイスを与える者を任命すること、またはその業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を行使することができます。

CIMAが交付した投資信託免許は、トラストのパフォーマンスまたは信用力に関するCIMAの投資家に対する義務を構成しません。

また、かかる免許の交付にあたり、CIMAはトラストの損失もしくは不履行または目論見書もしくは販売書類に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとします。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドの投資目的は、米国の大・中規模の「優良」企業の株式の分散型ポートフォリオを主な投資対象とするファンドに投資することにより長期的に持分の価値の上昇を実現することです。

通常の場合において、ファンドは、主として、ルクセンブルグの法律に基づいて設立された変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」といいます。)であるティー・ロウ・プライス・ファンズSICAVのサブ・ファンドである、USブルーチップ・エクイティ・ファンド(以下「投資先ファンド」といいます。)の受益証券に投資します。SICAVは、投資信託の運用に関する2010年12月17日法(以下「2010年法」といいます。)パート に基づき、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」といいます。)としての適格性を有しており、CSSFが維持する投資信託の正式なリストに登録されています。

投資先ファンドの目的は、主に米国の大・中規模の「優良」企業の株式の分散型ポートフォリオに投資することにより、その投資対象の価値を高めることで長期的に受益証券の価値を高めることです。

特に、投資先ファンドは、その総資産の3分の2以上を、アメリカ合衆国に設立されているかまたは事業の大半をアメリカ合衆国内で行っている企業で、ラッセル・ミッドキャップ指数もしくはS&Pミッドキャップ400指数における企業以上の時価総額を有する企業で、かつ業界での主導的地位、経験豊かな経営陣および強固な財務基盤を有する企業の株式および株式関連証券に投資します。証券の種類には、普通株式、優先株式、ワラント、米国預託証券、欧州預託証券およびグローバル預託証券が含まれます。

投資先ファンドは、債務証券および短期金融証券に、その資産の3分の1を超えて投資をしません。

投資先ファンドは、ヘッジ目的および効率的なポートフォリオ運用の目的でデリバティブを使用することがあります。

ファンドの原資産は通常の場合市場リスクの影響を受けるため、ファンドの目的が達成されるという保証はできず、**受益証券の価値および受益証券からの利益は、増加することもあれば減少することもあります。**

投資を検討する方は、本書に記載されているリスク要因に留意してください。

投資顧問会社は、その裁量により、随時他のまたは追加の投資顧問または投資顧問会社を任命することができます。

ファンドが投資目的を達成するという保証はありません。

通貨

ファンドは米ドル建てです。米ドル以外の通貨で受領された申込金は米ドルに換金され、また、投資ポートフォリオは、投資顧問会社により米ドルで管理されます。

米ドルクラス受益証券は米ドル建てであり、円ヘッジクラス受益証券は円建てです。

投資先ファンドの概要

<USブルーチップ・エクイティ・ファンド(クラスI)>

主な投資対象	米国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている大型および中型の株式を主要な投資対象とします。投資対象銘柄は、主に時価総額80億米ドル以上の米国株式約500銘柄となります。
投資方針	ファンダメンタルズ分析に基づいたボトムアップ手法により、成長株を広範に捉え、分散されたポートフォリオを構築することでリスクの抑制に努めながら長期的に優れた超過収益の獲得を目指します。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。 ・株式の実質的な組入比率は、原則として高位を維持します。

(2)【投資対象】

上記「(1)投資方針」をご参照ください。

(3)【運用体制】

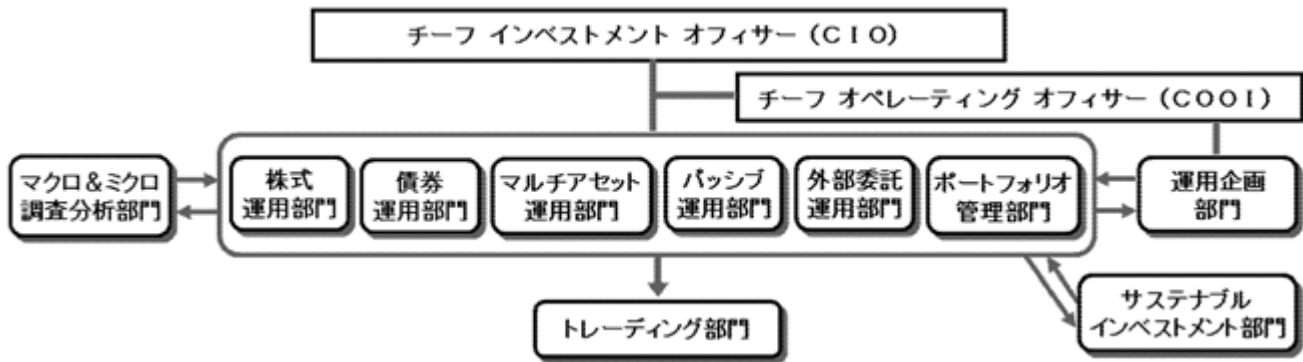
管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資の運用に関して、投資顧問会社であるアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に業務を委託しています。

投資顧問会社は、以下の体制により投資顧問業務を行います。

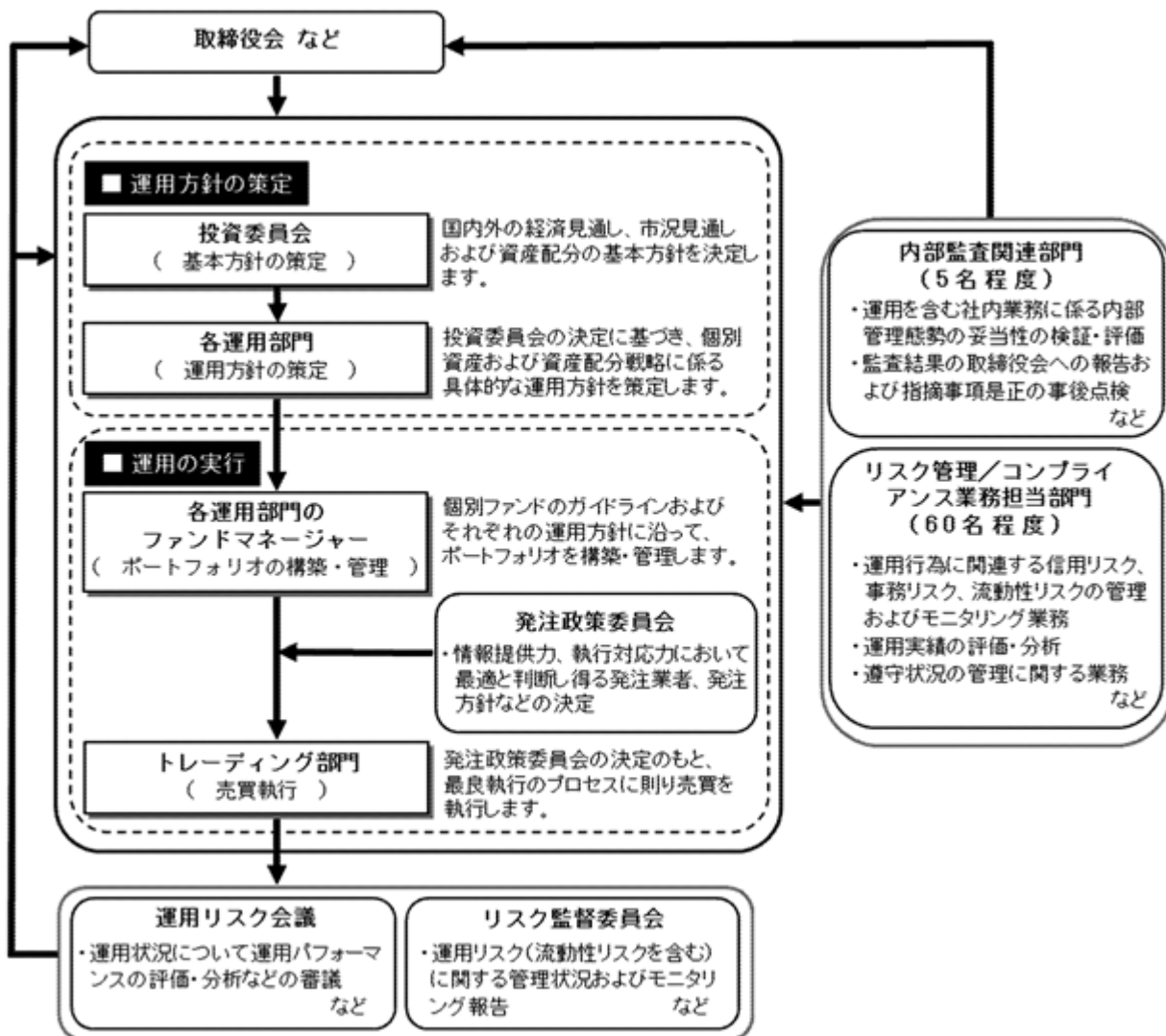
運用部門に所属する運用担当者が、ファンドの運用内容をモニタリングし、リスクおよびパフォーマンスの確認、ガイドラインの遵守状況の確認等を行います。

運用部門に所属する運用担当者は、ファンドの投資対象証券に関する売買発注が適正に行われていることをモニタリングします。

投資顧問会社における運用体制は以下の通りです。



投資顧問会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。

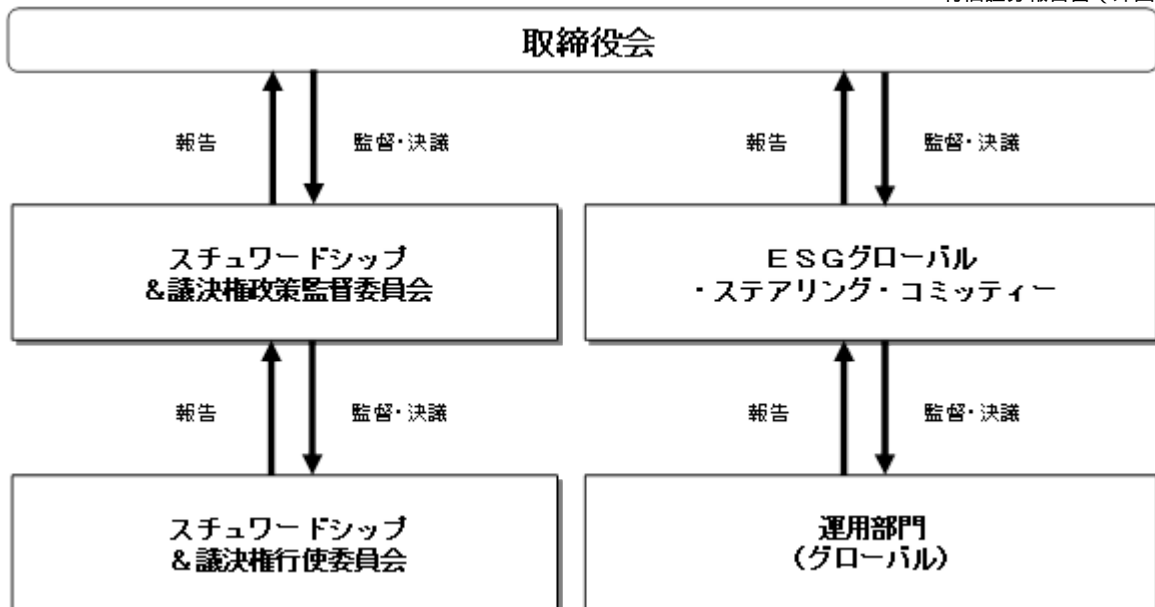


投資顧問会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続で受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

投資家としてのESG/フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、投資顧問会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、投資顧問会社の取締役会にて行うこととしています。（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています。）



上記体制は2026年4月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用の意思決定プロセス

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

（2026年4月末日現在）

(4) 【分配方針】

管理会社は、その単独の裁量により、随時分配を宣言することができます。分配金は年次で支払われるものとします。

米ドルクラス受益証券：管理会社は、その単独の裁量により、分配金支払を開始または中止する権限を有します。分配は、毎年5月15日(当該日がファンド営業日(「ファンド営業日」とは日本、ルクセンブルグおよびニューヨークの銀行および証券取引所が営業を行う日(土曜日、日曜日もしくは12月24日を除きます。))またはファンドに関して管理会社が受託会社との協議の上で随時に決定することのできるその他の日をいいます。)でない場合には、翌ファンド営業日(以下「米ドルクラス受益証券の分配日」といいます。))に行います。また、分配は、米ドルクラス受益証券の分配日の前ファンド営業日(以下「分配基準日」といい、以下に定義します。)に宣言されます。ただし、当該日がファンド営業日でない場合には、かかる分配は、前ファンド営業日に宣言されるものとします。各分配期間は、分配が宣言された基準日の翌日から、次の基準日までとします。分配金は、関連する米ドルクラス受益証券の分配日(同日を含みます。なお、同日は分配落ち日に当たります。))から5ファンド営業日後に海外で支払われます。

管理会社は、その裁量により、分配金の支払を行わないことを選択することができます。

米ドルクラス受益証券の各受益証券につき分配される金額の計算において、1口当たりの分配金は0.001米ドル未満の端数を切り捨てます。米ドルクラス受益証券の分配期間に関する分配は、当該分配期間の終了する分配基準日時点でトラスの受益者名簿に登録されている当該クラスの受益証券の名義人に対して行われます。かかる分配金はいずれも0.01米ドル未満の端数を切り捨てます。

円ヘッジクラス受益証券：管理会社は、その単独の裁量により、分配金支払を開始または中止する権限を有します。分配は、毎年5月15日(当該日がファンド営業日でない場合には、翌ファンド営業日(以下「円ヘッジクラス受益証券の分配日」といいます。))に行います。また、分配は、円ヘッジクラス受益証券の分配基準日に宣言されます。ただし、当該日がファンド営業日でない場合には、かかる分配は、前ファンド営業日に宣言されるものとします。各分配期間は、分配が宣言された基準日の翌日から、次の基準日までとします。分配金は、関連する円ヘッジクラス受益証券の分配日(同日を含みます。なお、同日は分配落ち日に当たります。))から5ファンド営業日後に海外で支払われます。

管理会社は、その裁量により、分配金の支払を行わないことを選択することができます。

円ヘッジクラス受益証券の各受益証券につき分配される金額の計算において、1口当たりの分配金は1円未満の端数を切り捨てます。円ヘッジクラス受益証券の分配期間に関する分配は、当該分配期間の終了する分配基準日時点でトラスの受益者名簿に登録されている当該クラスの受益証券の名義人に対して行われます。かかる分配金はいずれも1円未満の端数を切り捨てます。

投資者は、ファンドに関する分配金の支払が完全に管理会社の裁量に基づくものであり、各(またはいずれかの)分配期間において分配が行われるという表明または保証はなされていない点に留意する必要があります。

「分配基準日」とは、円ヘッジクラス受益証券については、円ヘッジクラス受益証券の分配日の直前のファンド営業日、米ドルクラス受益証券については、米ドルクラス受益証券の分配日の直前のファンド営業日またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。

(5) 【投資制限】

管理会社またはその受任者はいずれも、ファンドに関して、下記の行為を行いません。

- (a) 空売りの結果、ファンドを代理して空売りされたすべての証券の総額が、かかる空売りの直後にファンドの資産の評価額を超える場合に、証券の空売りをする。
- (b) 借入の結果、ファンドを代理して行われた借入の残高の総額が、かかる借入の直後にファンドの純資産の評価額の10%を超える場合に、当該借入を行うこと。ただし、() 特殊な状況(ファンドが別のファンド、投資ファンドまたはその他の種類の集団投資スキームと合併される場合を含みますが、これらに限定されません。)においては、12ヶ月を超えない範囲で本項における借入制限を超過することができ、また() (A) ファンドの目的が、その受益証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産(不動産に対する権利を含みます。)に投資することにある場合で、かつ(B) 管理会社および/またはその受任者が、ファンドの資産の健全な運用の確保または受益者の権利保護のために、かかる制限を超過する借入が必要であると判断する場合には、当該借入を行うことができます。

- (c) 投資会社ではない単一の法人の株式に関して、株式の取得の結果、管理会社および/またはその受任者が運用するすべてのミューチュアル・ファンドが保有する当該法人の議決権付株式総数が、当該法人の議決権付発行済株式総数の50%を超えることになる場合に、当該株式を取得すること。
- (d) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易ではない投資対象の取得に関して、投資対象の取得の結果、ファンドが保有するかかるすべての投資対象の総額が、当該取得の直後に直近の入手可能な純資産価額の15%を超える場合に、かかる投資対象を取得すること。ただし、本項における制限は、評価方法がファンドの目論見書に明確に開示されている場合には、適用されません。
- (e) 投資対象の取得または追加取得の結果として、ファンドの資産総額の50%超が金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)の第2条第1項に定義される「有価証券」の定義に該当しない資産から構成される結果となる場合、かかる投資対象の取得または追加取得を行うこと。
- (f) 受益者の権利を害する取引またはファンドの資産の適正な運用に反する取引(管理会社および/もしくはその受任者または第三者(受益者を除きます。))の利益を図るための取引を含みますが、これらに限定されません。)を行うこと。
- (g) 自己取引を行うこと。
- (h) 単一の発行体のデリバティブ商品から生じる未実現利益の10%超を有すること。疑義を避けるために付言すると、本制限は、満期日が取引日から120日未満に設定されている為替リスクのヘッジのための通貨フォワードには適用されません。
- (i) 投資顧問会社またはその関係会社により設立された投資信託の受益権への投資を行うこと。
- (j) ファンドがマネー・マーケット・ファンドまたは転換社債に投資すること。

金融商品取引法第2条第20項に定める取引(以下「デリバティブ取引」といいます。)については、ヘッジ目的に限定されます。JSDAが昭和48年12月4日に採択した外国証券の取引に関する規則(改訂済)(以下「規則」といいます。)に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準に従い、デリバティブ取引等(新株予約権証券、外国新株予約権証券、新投資口予約権証券、外国新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引を含みます。)の残高にかかる金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式(VaR方式)の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量は、ファンドの純資産価額の80%以内とします。

上記の投資制限は、管理会社および/またはその受任者が、ファンドに代わって、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者の株式、有価証券もしくは持分またはこれらに対するその他の投資対象の全部または一部を取得することを妨げません。

- () ミューチュアル・ファンド、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合。
- () マスター・ファンドまたはフィーダー・ファンドまたはその他同様のストラクチャーまたは会社または事業体のグループの一部を構成している場合。
- () ファンドの投資目的または戦略(全部かまたは一部かを問いません。)を直接推進させる特別目的事業体である場合。

かかる投資制限に関連する適用ある法令または規則が変更または廃止され、管理会社が、適用ある法律および規則に抵触することなく投資制限を変更することが可能であると判断した場合、管理会社は、受託会社との協議後、受益者の同意を得ることなく(ただし、かかる変更または削除の21日前までに受益者に対して通知が行われるものとします。)、上記のいかなる投資制限も変更または削除(適用ある場合)することができるものとします。

とりわけ、ファンドの投資対象の価格変動、格付の変更(もしくは取り下げ)、再建もしくは合併、ファンドの資産からの支払、受益証券の買戻しまたは管理会社および/もしくはその受任者による支配の及ばないその他の事由の結果、ファンドに適用される制限に違反した場合、管理会社および/またはその受任者は、投資対象を直ちに売却する義務を負いません。ただし、管理会社および/またはその受任者は、かかる制限の違反を確認した後、合理的期間内に、ファンドに適用される制限を遵守するため、受益者の利益に配慮した合理的に実行可能な措置を講じるものとします。

管理会社はその絶対的な裁量により、その時々において、受益者が所在する国の法令に従うために、受益者の利益と矛盾せず、または受益者の利益となる追加の投資制限を課すことができます。

分散投資を図る上での制限

投資先ファンドの証券の取扱いまたは取引については、その投資方針や制限に沿うものとし、2010年法ならびに適用あるEUおよびルクセンブルグの法令、規則、指針や実施基準等に従います。

投資先ファンドの信用リスクは、UCITSに関する2010年法に基づき管理されます。

分散投資を図る上で、投資先ファンドは、以下の表に要約されるとおり、一発行体または一種類の有価証券に対して一定額を超えて投資することはできません。本表において、連結会計の目的上同一グループに含まれる企業は単一機関とみなしています。これらの規則は、投資先ファンドの運用から最初の6ヶ月間は適用されません。

有価証券の種類	投資上限額（ファンド資産の割合）		
	一発行体 または機関	合計	その他
A) EU加盟国、EU内の地方自治体、一以上のEU加盟国が属する国際機関、EU非加盟国によって発行または保証される譲渡性のある証券および短期金融商品	35%	35%	ファンドがその資産の5%超を発行体または機関の債券に投資する場合、80%
B) 法的に定められた一定の投資家保護（注1）に服する、EUに居住する金融機関により発行された債券	25%		
C) 上記A)およびB)以外の譲渡性のある証券および短期金融商品	10%（注2）		
D) 金融機関への預金	20%	20%	
E) 取引相手方が特定の金融機関であるOTCデリバティブ	10%のエクスポージャー		
F) 取引相手方が金融機関以外のOTCデリバティブ	5%のエクスポージャー		
G) 特定のUCITSまたはUCIの受益証券	方針について特定の記載がない場合は10%、記載がある場合は20%	法律により、UCITS以外への投資の場合は30%、UCITSへの投資の場合は100%と定められています。ただし、SICAVはいずれの場合についても（ファンドの投資方針に別段の定めがある場合を除き）10%と自ら定めています。	その資産が分離されているUCIコンパートメントは、それぞれ個別のUCIとみなされます。UCITS / UCIが保有する資産は、本表のA)ないしF)には含まれません。

（注1）当該債券発行により生じる金額は、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその返済に充てられる資産に投資されなければなりません。

（注2）指数連動型ファンドについては、指数が市場のベンチマークとして適切な方法で公表され、指数の構成銘柄が十分に分散されており、かつCSSFにより承認されている場合に限り、上限を20%まで引き上げることができます。この20%の上限は、規制市場で取引されている当該証券の比率が高い場合といった例外的な状況において、35%まで引き上げられます。ただし、これは一発行体に限定されます。

「6銘柄」ルール

ファンドは、リスク分散の原則に従った投資でかつ以下の両方の基準を満たしていることを条件として、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券に投資することができます。

- ・銘柄が、EU加盟国、EU内の地方自治体、OECD加盟国、または一以上のEU加盟国が属する国際機関によって発行または保証される譲渡性のある証券または短期金融商品であること。
- ・ファンドは単一の銘柄にその純資産の30%を超えて投資しないこと。

借入制限

管理会社および/またはその受任者は、ファンドの勘定で資金を借り入れることができます。ただし、かかる借入の結果、ファンドのためになされた借入総額残高が、かかる借入の直後に純資産総額の10%を超える場合には、資金の借入は行わないものとします。ただし、特殊な状況（ファンドが別のシリーズ・トラスト、投資ファンドまたはそ

他の種類の集団投資スキームと合併される場合を含みますが、これらに限られません。)においては、12ヶ月を超えない範囲で一時的にかかる制限を超過することができるものとします。

3【投資リスク】

リスク要因

a. リスク要因

投資家は、受益証券の価値が上昇することもあれば下落することもあることにご留意ください。ファンドへの投資は、多大なリスクを伴います。管理会社および/またはその受任者は、ファンドの投資目的および投資方針の制約の範囲内で潜在的な損失を最小化することを企図した戦略を実施することを意図していますが、これらの戦略が実施される保証はなく、また実施されたとしても成功するという保証はありません。受益証券の流通市場が存在する可能性は低く、このため受益者は、買戻しによってのみ保有する受益証券を処分することができます。投資家は、ファンドへの投資の大部分または全部を失う可能性があります。このため、各投資家は、ファンドへの投資に伴うリスクを負うことができるかどうかを慎重に検討する必要があります。以下のリスク要因についての考察は、ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明となることを意図するものではありません。

ファンドに影響を及ぼし、価値の下落を引き起こす可能性のある主なリスクは次のとおりです。

株式リスク

一般的に、株式は、債券や短期金融商品より高いリスクを伴います。株式は、その価値を急激に失う可能性があり、また価格がいつまでも低迷する可能性があります。急成長企業の株式は、その価値の大半が将来に対する高い期待によるものであるため、悪い情報により影響を受けることがあります。企業の真の価値を下回る価格がついた企業の株式は、引き続き過小評価されることがあります。企業が破産または類似の経営再建状態に陥った場合、当該企業の株式は、その価値の大部分または全部を失う可能性があります。

投資リスク

ファンドへの投資は、投資家が市場に直接投資する場合には直面しないような、一定のリスクを伴います。

- ・他の投資家の行動(特に突然の多額の資金流出)は、ファンドの円滑な運用を妨げ、ファンドの純資産価値額を下落させるおそれがあります。
- ・投資家は、資金がファンドにある間、その投資方法について指示または影響を与えることはできません。
- ・ファンドによる投資対象の売買は、投資家の税務効率にとり最適ではない場合があります。
- ・ファンドは、パフォーマンスを向上させる可能性のある特定の有価証券および投資手法の使用を制限する様々な投資法令に服します。ファンドがより厳密な制限を課す法域で登録を行うことを決定した場合、この決定によりファンドの投資活動がさらに制限されるおそれがあります。
- ・投資先ファンドはルクセンブルグを拠点としているため、他の規制当局が提供したであろう保護(ルクセンブルグ国外の投資家については、その自国の規制当局による保護を含みます。)は適用されないことがあります。
- ・ファンドの受益証券は、公開市場で取引されていないため、受益証券を清算する際の唯一の選択肢は、一般的には償還ですが、これは遅延およびファンドが定めるその他の償還方針の影響を受ける可能性があります。

管理リスク

投資顧問会社またはその被指名人は、ファンドに対する義務が、自らが管理する他の投資ポートフォリオに対する義務と相反することを認識する場合があります(かかる場合においても、すべてのポートフォリオは公平に取扱われず。)

市場リスク

多くの有価証券の価格は、日々変動しており、多種多様な要因により下落することがあります。

これらの要因の例として、以下のものが挙げられます。

- ・政治および経済に関する報道
- ・政府の政策
- ・技術および商慣行の変化
- ・人口動態、文化および人口の変化
- ・自然災害または人災
- ・天候および気候の傾向
- ・科学的または調査上の発見

・エネルギー、商品および天然資源のコストおよび利用可能性

市場リスクの影響は、即時または段階的に生じ、短期的または長期的であり、その範囲は狭い場合も広い場合もあります。

市場リスクはまた、市場が十分に機能しないかまたはファンドが投資する有価証券の投資利益が一般証券市場またはその他の種類の投資対象から得られる利回りに達しないリスクを含みます。市場では、政府の措置もしくは介入、政治、経済もしくは市場の状況の変化またはその他の外部要因により、ボラティリティが高く、流動性の減少した期間が生じることがあります。このような期間中にファンドが大量の投資主への償還に直面する可能性があり、かかる事態がなければ有価証券を売却したくない時期にファンドは売却を行わざるを得ない場合があり、このような場合、不利な価格での売却となる可能性があります。一部の有価証券は、このような期間における評価が困難である場合があります。現在は史上最低水準の金利環境にあるため、固定金利の有価証券の方が、こうしたリスクは高くなります。

業務リスク

ファンドについては、とりわけ、評価、価格設定、会計、税務報告、財務報告および取引に影響する誤謬が生じることがあります。さらに、いかなる市場においても（特に新興市場において）、詐欺、不正行為、政治もしくは軍事活動、資産の差押えまたはその他の異常な事象により、損失が生じるおそれがあります。

スタイル・リスク

一般的に、市場の状況および投資家心理により、様々な投資スタイルの人气が左右されます。いかなる時点においても、例えば、グロース型ポートフォリオの実績はバリュー型ポートフォリオの実績を（また逆の場合も同様に）下回る可能性があり、またいずれも、いつでも市場全体の平均を下回るおそれがあります。

米国への投資に対するリスク

ファンドは米国の発行者に大きなエクスポージャーを有しています。米国経済の悪化または金融市場の後退等の特定の米国経済における変化は、ファンドが保有する有価証券に悪影響を及ぼすことがあります。

信用リスク

発行体またはカウンターパーティがファンドに対する債務の期限到来時に支払うことができないリスクをいいます。かかる事態が発生した場合、ファンドの収益が減少し、ファンドの投資の評価額が下落し、これとともに／またはファンドが投資の全額を失う可能性があります。発行体またはカウンターパーティの財務状態の変化、特定の種類の有価証券その他の金融商品または発行体に影響を及ぼすような特定の経済、社会または政治の状況の変化、および経済、社会または政治の状況の変化全般が発行体またはカウンターパーティの債務不履行リスクを増大させる可能性があり、ひいては有価証券その他の金融商品の信用の質または価値ならびに発行体またはカウンターパーティが期限到来時に利息および元本を支払う能力が影響を受ける可能性があります。より低品質な債務証券（俗にジャンク債と呼ばれるもの）は、変動金利ローンを含めて、その価値が特にこのような変化の影響を被りやすい傾向にあります。このほか有価証券の価値は、経営陣の実績、財務レバレッジ、発行体の商品およびサービスに対する需要の減少ならびに発行体の利益および発行体の資産の価値に係る過去の実績および将来の予測等、発行体に直接関連するいくつかの理由によっても下落することがあります。

デリバティブのリスク

デリバティブへの投資が投資顧問会社の予想した収益を上げず、有利な時期もしくは価格での処分ができないか、もしくはファンドのボラティリティを増加させるリスク、デリバティブにより投資にレバレッジが付与されるリスク、デリバティブが直接現金投資の代用もしくは代替として使用される場合、かかる取引が現金投資による取引に正確にもしくは多少なりとも相当する投資収益をもたらさないリスク、またはヘッジ目的で使用されたデリバティブが期待される保護を提供せず、デリバティブ取引およびファンドがヘッジしようとしたエクスポージャーの両方についてファンドが金銭的損失を被る原因となるリスクをいいます。

金融サービスのリスク

金融サービス業界に属する発行体への投資が、とりわけ以下の事項により悪影響を受けるリスクをいいます。

- () 金融サービス業界にマイナスの影響を与える可能性のある規制の枠組みまたは経済情勢の変更
- () 金融機関の非分散型または集中型のローン・ポートフォリオへのエクスポージャー
- () 財務レバレッジおよび／またはサブ・プライム・ローンのような一定の状況下において損失につながる可能性がある投資対象もしくは契約へのエクスポージャー

- () 市場の混乱その他の予想外の市場、経済、政治、規制その他の事由により金融サービス部門の大部分またはすべての会社の価値が突然下落するに至るリスク、ならびに
- () 金融サービス企業間の相互関連性または相互依存関係(金融サービス企業一社の財務の悪化または破綻がその他の複数の金融サービス企業に深刻な悪影響を及ぼすリスクを含みます。)

流動性リスク

ファンドがポートフォリオの投資対象を望ましい時機に売却できないか、またはファンドが投資対象に設定した価値で売却できなくなるリスクをいいます。流動性の欠如は、取引高の低迷、マーケット・メーカーの不存在またはファンドによる有価証券の売却もしくはデリバティブ・ポジションの解約を制限しもしくは妨げる契約上もしくは法律上の制約等が原因で起こります。流動性に欠ける投資対象の価値は、多くの場合、流動性がより高い投資対象の価値と比較してボラティリティが大きくなります。ファンドにとって流動性に欠けた投資対象の公正価値を決定することは、比較可能な投資対象で流動性がより高いものの公正価値の決定と比べて困難の度合いが高くなる可能性があります。

ポートフォリオ運用リスク

投資戦略が意図された結果を達成できないリスクまたはポートフォリオ運用者による投資対象の選択が原因でファンドの保有する有価証券がその他の同等のファンドの実績を下回るリスクをいいます。

価格ボラティリティのリスク

ファンドの投資ポートフォリオの評価額が、投資対象の価格の増減につれて頻繁かつ大幅に変動し得るリスクをいいます。

有価証券または部門の選定に関するリスク

ポートフォリオ運用者による投資先有価証券または投資先部門の選択が原因となって、ファンドが保有する有価証券の投資利益が、類似の資産クラスまたは同等のベンチマークに投資するその他のファンドにおいて保有される有価証券の投資利益を下回るリスクをいいます。ファンドがその投資対象を特定の部門または関連部門に集中または制限する限り、当該部門または関連部門に属する企業に影響を与える事象または要因にファンドが影響を受けやすくなる度合いは高くなります。例えば、同一部門または関連部門に属する企業の有価証券の価値は、かかる企業に共通する特性、共通して該当する事業リスク、共通する規制上の負担または共通して影響を受ける規制上の変更により、マイナスの影響を受ける可能性があります。このような特性、リスク、負担または変更は、政府の規制の変更、インフレまたはデフレ、金利の上昇または低下、新規参入による競争ならびにその他の該当部門または関連部門に特有の経済、市場、政治その他の状況の変化を含みますが、これらに限定されません。

クラス間にまたがる債務

受益証券は、異なるクラスで発行されます。ファンドは、単一のトラストとして構成されており、あらゆるクラスの受益証券の保有者は、かかる保有者が保有する受益証券とは別のその他のクラスの受益証券に関して生じる債務を、これらの債務を弁済するためにその他のクラスの受益証券に帰属する十分な資産がない場合に、負わなければならない可能性があります。したがって、あらゆるクラスの受益証券に帰属する債務は当該特定のクラスの受益証券に制限されない可能性があり、一または複数のクラスの受益証券に帰属する資産から支払わなければならない可能性があるというリスクがあります。

分配

ファンドの分配の支払は、管理会社の裁量に一任されています。各(または一切の)分配期間について分配が行われるという表明または保証はなされていません。

買戻しが与え得る影響

受益者により受益証券の大量の買戻しの申し込みがあった場合、買戻しに必要な現金を調達するために、望ましい時機よりも早期に管理会社および/またはその受任者にファンドの投資の清算を余儀なくさせる可能性があります。

為替リスク

ファンドは米ドル建てですが、米ドルクラス受益証券の価格は米ドル建てで決定され、円ヘッジクラス受益証券の価格は円建てで決定されます。ファンドの資産の価額は、日本円の為替相場のみならず、ファンドが投資している様々な現地の市場および通貨における投資対象の価格の変動に伴って変動します。そのため、米ドルの価値が、ファンドが投資しているその他の通貨に対して上昇した場合、ファンドの有価証券の価格の低下要因となります。また、日本円の価

値が米ドルまたはファンドが投資しているその他の通貨に対して上昇した場合、円ヘッジクラスの価格の低下要因となります。

ファンドはまた、オプションおよび為替予約の活用により為替変動に対してヘッジを行うことがありますが、そのようなヘッジ取引が効果的である保証はなく、またそのような技巧はコストおよび追加のリスクを伴います。

米ドルクラス受益証券に投資する日本の投資家は、円換算して評価する場合、日本円に対する米ドルの為替リスクにさらされています。

ヘッジ取引

ファンドは、日本円以外の通貨建ての資産を保有することがあるため、ヘッジ目的または潜在的な為替変動の影響を軽減する目的で為替予約、オプション、先物取引およびスワップ取引等の金融手段を活用する場合があります。ポートフォリオのポジションの価値の低下または為替変動に対するヘッジは、ポートフォリオのポジションの価値の変動または為替の変動を除去するものではなく、またかかるポジションの価値が低下または変動した場合の損失を防止するものではありません。ある種のヘッジは、同じ事象の発生により利益を得るように設計された別のポジションを設定しており、これによってポートフォリオのポジションの価値の下落を緩和します。ヘッジ取引により、ポートフォリオのポジションの価値が増加した場合に利益を得る機会を制限することにもなる場合があります。

為替取引

ファンドは、様々な為替取引を行う可能性があります。これに関連して、スポット契約および先渡し契約ならびに店頭オプションは、取引所または決済機関により保証された契約ではないため、カウンターパーティ（FXブローカーにとどまらず、FXブローカーの取引先である第三者ブローカーを含みます。）がその債務に関して不履行に陥るリスクにさらされています。したがって、契約に不履行が起こった場合、ファンドは予定していた取引戦略の実行を妨げられるとともに当該契約の未実現利益、取引費用およびヘッジ利益を奪われることになるか、またはファンドがその買約定もしくは売約定（もしあれば）につき実勢価格でカバー取引を行うことを余儀なくされることになります。

上述のリスク要因は、ファンドに投資する際のリスクの完全な説明となるよう意図されていません。そのため、投資を検討する者は、本書を精査し、ファンドに投資することを決定する前に各自の専門アドバイザーに相談する必要があります。

b. 利益相反

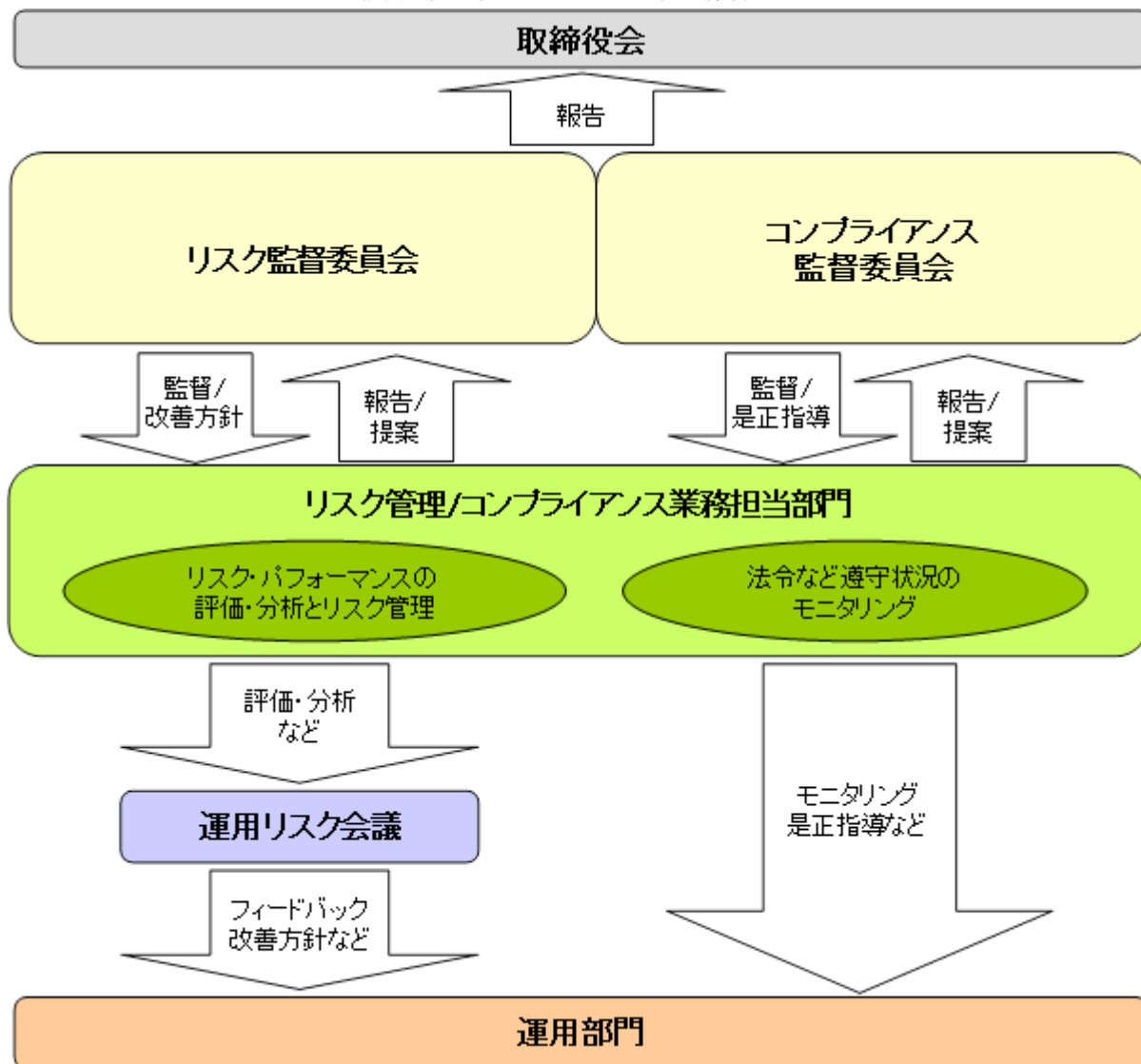
受託会社および管理会社ならびにその持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関係者（以下「関係当事者」といいます。）は、シリーズ・トラストと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事する場合があります。これらの業務には、他のファンドの受託者、管理事務代行者、保管者、管理者、投資顧問または販売者を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。とりわけ、管理会社が、シリーズ・トラストと類似または重複する投資目的を有する他の投資信託の運用またはアドバイスを行うことが予測されます。また、受託会社の関係者が、管理会社との間で合意される条件に基づいてシリーズ・トラストに対し銀行および金融業務を提供する場合があります。当該関係当事者は当該銀行および金融業務から得た利益を取得します。受託会社および管理会社は、第三者に対して、シリーズ・トラストに提供した業務と類似の業務を提供する場合があります。それらの業務から得た利益につき説明義務を負いません。利益相反が生じた場合、受託会社または管理会社は（必要に応じて）、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めます。管理会社は、シリーズ・トラストを含む様々な顧客に対する投資機会の配分に関して、利益相反に直面する可能性があります。しかしながら、管理会社は、そのような場合においても投資機会が公正に配分されるよう確保します。

各シリーズ・トラストは、関係当事者、かかる者がアドバイスもしくは運用する投資信託もしくは勘定から証券を取得し、またはこれらに処分することができます。関係当事者（受託会社を除きます。）は、受益証券を保有し、また自らが適切と考える場合、それを売買することができます。関係当事者は、シリーズ・トラストが類似の投資対象を保有しているかにかかわらず、自己の勘定で投資資産を購入し、保有し、売買することができます。

関係当事者は、受益者、またはその証券がシリーズ・トラストが保有もしくはシリーズ・トラストの勘定で保有されている会社との間で、金融取引もしくはその他の取引を行うことができ、または当該契約もしくは取引に利害関係を有することができます。さらに、関係当事者は、シリーズ・トラストの利益となるか否かにかかわらず、当該シリーズ・トラストの勘定で実行した当該シリーズ・トラストの投資資産の売買に関して、取り決められた手数料および利得を得ることができます。

リスク管理

< 投資顧問会社におけるリスク管理体制 >



全社リスク管理

投資顧問会社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理/コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。投資顧問会社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、さらに年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善案の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行い、投資方針に沿った運用が行われているかなどのモニタリングを行っています。

法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行います。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行われるなど、適切に管理・監督を行います。

上記体制は2026年4月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

米ドルクラス

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



（ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、） 年間最大騰落率および最小騰落率 (%)

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	13.8%	9.9%	12.9%	8.1%	-9.2%	-1.5%	2.4%
最大値	50.7%	45.3%	40.2%	51.5%	8.4%	12.2%	20.2%
最小値	-39.2%	-28.4%	-20.1%	-30.7%	-26.1%	-21.3%	-20.6%

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2021年5月から2026年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 … TOPIX(東証株価指数)配当込み

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本)

新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド

※各指数は、米ドル換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移



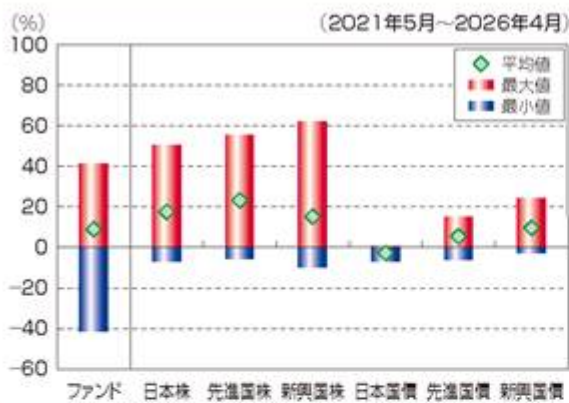
※純資産価格は管理報酬等控除後の1口当たりの値です。

※分配金再投資純資産価格は、2021年5月末の純資産価格を起点として指数化しています。

※ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

円ヘッジクラス

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、
年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	9.0%	17.6%	23.2%	15.3%	-2.7%	5.5%	9.6%
最大値	41.2%	50.5%	55.7%	62.1%	0.6%	15.3%	24.5%
最小値	-41.3%	-7.1%	-5.8%	-9.7%	-6.9%	-6.1%	-2.7%

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2021年5月から2026年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株… TOPIX(東証株価指数)配当込み

先進国株… MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み)

新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

日本国債… NOMURA-BPI国債

先進国債… FTSE世界国債インデックス(除く日本)

新興国債… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド

※各指数は、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移



※純資産価格は管理報酬等控除後の1口当たりの値です。

※分配金再投資純資産価格は、2021年5月末の純資産価格を起点として指数化しています。

※ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

TOPIX(東証株価指数) 配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み)

当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

当指数は、野村証券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、当指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本)

当指数は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。なお、当指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド

当指数は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または有価証券届出書「第一部（8）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。

申込手数料の額（1口当たり）は、通常、申込日の翌国内営業日（以下「国内約定日」といいます。）に適用される受益証券1口当たり純資産価格に申込手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供、ならびに購入に関する事務コストなどの対価です。

(2)【買戻し手数料】

買戻し手数料は課されません。

(3)【管理報酬等】

受託会社および管理事務代行会社の報酬

受託会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し計算される純資産価額に対する年率0.015%の合計報酬（ただし、年間最低報酬を15,000米ドルとします。）を各四半期に後払いにて受領することができます。

管理会社の報酬

管理会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し計算される純資産価額に対する合計年率最大0.28%（管理会社報酬として年率0.03%ならびに投資顧問報酬として2.5億米ドル以下の純資産価額に対する年率0.25%、2.5億米ドル超5億米ドル以下の純資産価額に対する年率0.24%および5億米ドル超の純資産価額に対する年率0.22%。投資顧問報酬については下表をご参照ください。）の管理報酬を毎月後払いにて受領することができます。

0.25%	2.5億米ドル以下の部分
0.24%	2.5億米ドル超5億米ドル以下の部分
0.22%	5億米ドル超の部分

また、管理会社は、ファンドの資産から、マスター信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有します。

管理会社は、自身の報酬から投資顧問会社の報酬を支払います。投資顧問会社は、その受任者または投資顧問会社がファンドに関してその職務を遂行するために任命するその他の関係者の報酬を支払う責任を負います。ただし、投資顧問会社は、投資先ファンドの受益証券の申込および買戻しにかかる取引手数料を請求することができます。

保管会社および副管理事務代行会社の報酬

保管会社および副管理事務代行会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し計算される純資産価額に対する下記の年率で副管理事務代行報酬等（名義書換事務代行報酬を含みます。）を受領することができます。

0.07%	2.5億米ドル以下の部分
0.06%	2.5億米ドル超5億米ドル以下の部分
0.05%	5億米ドル超の部分

当該副管理事務代行報酬等は、年間最低報酬を60,000米ドルとし、毎月後払いされます。また、副管理事務代行会社は、ファンドの資産から、ヘッジを含む為替サービスに係る報酬として当該クラスの純資産価額に対する年率0.05%（ただし、年間最低報酬を50,000米ドルとします。）を受領する権利を有します。さらに、保管会社および副管理事務代行会社は、通常の保管報酬および取引手数料を受領する権利も有します。保管会社および副管理事務代行会社が支払った実費についても全額ファンドの負担となります。

代行協会員の報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、各評価日に発生し計算される純資産価額に対する年率0.03%の報酬を四半期毎に後払いにて受領することができます。

当該報酬は、目論見書や運用報告書等の販売会社への送付および受益証券1口当たり純資産価格の公表業務等の対価として受領されます。

販売会社の報酬

販売会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し計算される純資産価額に対する年率0.65%の報酬を四半期毎に後払いにて受領することができます。

当該報酬は、販売会社における受益者の取引口座内でのファンドの管理および事務手続、運用報告書等各種書類の送付、購入後の情報提供等の業務の対価として受領されます。

その他の報酬および経費

ファンドの設立および受益証券の募集ならびにトラストの設立に関連する経費および費用（要求される目論見書または説明書類の作成および印刷にかかる経費および費用を含みます。）は、約140,000米ドルを見込んでいました。かかる経費および費用は、受託会社が他の方法を適用すべきと判断しない限り、ファンドの最初の5計算期間内に償却されます。管理事務代行会社はFATCA/CRSのコンプライアンス業務として年1,500米ドルを受領します。

2025年12月31日に終了した会計年度中の上記各報酬額は、以下のとおりです。

受託会社の報酬	28,358米ドル
管理会社の報酬	529,357米ドル
保管会社および副管理事務代行会社の報酬	178,501米ドル
代行協会の報酬	56,717米ドル
販売会社の報酬	1,228,865米ドル

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは、さらに(a)ファンドのために行ったすべての取引ならびに(b)ファンドの管理に対する経費および費用を負担します。かかる経費および費用には、()法律および税務顧問ならびに監査人の報酬および費用、()仲介手数料（もしあれば）および有価証券取引に関連して課された発行または譲渡に対する税金、()副保管会社の報酬および費用、()政府または政府機関に支払うすべての税金および法人手数料、()借入金の利息、()投資家向けサービスに係る通信費用ならびにファンドの受益者集会ならびに財務報告書およびその他の報告書、委任状、募集要項、販売資料ならびに同様文書の作成、印刷および配布ならびにそれらの翻訳に係る全費用、()保険費用（もしあれば）、()訴訟費用および賠償費用ならびに通常業務では発生しない臨時費用、()登録業務の提供、()財務書類の作成および純資産価額の見積り、()ファンドの組成、通知の周知、小切手、明細書等に関連する企業財務またはコンサルティング費用を含むその他のすべての組織上および運営上の費用、()管理会社、受託会社またはその他のサービス提供者に対して行われたサービスおよびそれらが行ったサービスに関連して支払う政府税、消費税、登録料、(x)マスター信託証書に基づく受託会社、監査人、管理会社（および適法に選任されたそれらの受任者）に対する必要補償額、(x)マスター信託証書に基づく管理会社もしくは受託会社またはその受任者それぞれの義務および任務の正当な履行の結果、それらによって適正かつ合理的に生じたその他のすべての費用、手数料または報酬、ならびに(xv)マスター信託証書に明記されたファンドの資産から支払われるその他の報酬、費用および手数料が含まれます。かかる経費および費用は直接的に特定のシリーズ・トラストに帰属しない場合、各シリーズ・トラストは、かかる経費および費用をそれぞれの純資産価額に応じて負担します。

トラストの設立、当初シリーズ・トラストの設立および受益証券の募集に関連する経費および費用（以下「設立費用」といいます。）は、約180,000米ドルでした。設立費用は、当初シリーズ・トラストの受益証券の当初募集期間の終了後から当初シリーズ・トラストの5計算期間までの間に償却されました。設立費用は、当初シリーズ・トラストがすべて負担します。ただし、さらなるシリーズ・トラストがかかる期間に組成され、設立された場合、設立費用はすべてのシリーズ・トラストが、存続期間に対応して調整されたその純資産価額の割合に応じて負担します。

2025年12月31日に終了した会計年度中のその他経費は、43,050米ドルのマイナス（過去の未払費用の戻入が含まれることによりマイナス）です。

投資先ファンドの報酬

投資先ファンドは、投資先ファンドの資産から、投資先ファンドの純資産価額に対する年率0.65%程度の報酬を受領することができます。

(5) 【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領したアドバイスに基づいています。申込者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識しておくべきです。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、注意が必要です。

(A) 日本

ファンドは、日本の税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。したがって、2026年6月30日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

(1) ファンド証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

(2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 個人に支払われるファンドの分配金については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われます。受益者の選択により、申告不要とすることも、配当所得として確定申告をすることもできます。

受益者は、申告不要を選択した場合、20%（所得税15%、住民税5%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合の税率は、20%（所得税15%、住民税5%）となります。

なお、申告分離課税を選択した場合（源泉徴収選択口座におけるファンドの分配金について申告分離課税を選択した場合を含みます。）、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本（5）において同じです。）の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）を控除することができます。

ただし、上記の税率は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興特別措置法」といいます。）および我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「防衛財源確保特別措置法」といいます。）に基づき、2047年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2048年1月1日以降は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）となります。

(4) 法人（公共法人等を除きます。）が分配金を受け取る場合は、15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。

ただし、上記の税率は、復興特別措置法および防衛財源確保特別措置法に基づき、2047年12月31日までは15.315%（所得税のみ）、2048年1月1日以降は15.15%（所得税のみ）となります。

(5) 個人が受益証券を譲渡・買戻請求した場合、譲渡損益における申告分離課税での税率は20%（所得税15%、住民税5%）となり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）を控除することができます。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択した場合は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

ただし、上記の税率は、復興特別措置法および防衛財源確保特別措置法に基づき、2047年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2048年1月1日以降は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）となります。

(6) 分配金および譲渡・買戻しの対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(7) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の扱いとなります。

(注) 税法上、外貨建て投資信託の分配金や譲渡損益に係る所得税の計算は、分配金や売却代金等を外貨で受け取るか否かにかかわらず、円換算をして行う必要があります。

譲渡損益は取得時の為替相場で円換算した取得価額等と、譲渡（償還）時の為替相場で円換算した譲渡（償還）価額との差額により計算し、分配金は分配時の為替相場で円換算します。なお、円換算為替のレートについては販売会社によって異なります。

将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対し、いかなる所得税、法人税もしくはキャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課しません。ケイマン諸島は、トラストに対し

てまたはトラストにより行われる支払に適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していません。本書の日付現在、ケイマン諸島において外国為替管理は行われていません。

トラストは、ケイマン諸島の財務大臣から、信託法第81条に基づき、保証の日から50年間、所得、または元本資産、収益もしくは価額上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税、相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、トラストを構成する財産またはトラストに生じる利益に適用されず、またその財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されないとの保証を受領しています。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。

5【運用状況】

管理会社により管理されるファンドの運用状況は以下のとおりです。

(1)【投資状況】

(2026年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ルクセンブルグ	207,635,141.52	98.88
現金、受取債権およびその他の資産(負債控除後)		2,341,272.42	1.12
純資産総額		209,976,413.94 (約33,678,117,032円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2026年4月末日現在)

銘柄	発行地	種類	保有 投資証券数 (口)	簿価(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
				単価	総額	単価	総額	
USブルーチップ・エ クイティ・ファンド (クラスI)	ルクセン ブルグ	投資 信託	4,764,459.42	31.49	150,034,504.28	43.58	207,635,141.52	98.88

(注1) 上記の他、投資有価証券はありません。

(注2) 上記の銘柄の内容は、管理事務代行会社により提供された情報に基づきます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2025年5月1日から2026年4月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当たり純資産価格の推移は次のとおりです。

米ドルクラス受益証券

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
第1会計年度末 (2018年12月31日)	50,551,939.00	8,108,025,496	9.12	1,463
第2会計年度末 (2019年12月31日)	36,019,078.00	5,777,099,920	11.61	1,862
第3会計年度末 (2020年12月31日)	111,427,243.00	17,871,815,505	15.31	2,456
第4会計年度末 (2021年12月31日)	163,175,060.00	26,171,647,873	17.89	2,869
第5会計年度末 (2022年12月31日)	91,585,112.00	14,689,336,114	10.88	1,745
第6会計年度末 (2023年12月31日)	113,858,626.00	18,261,785,024	16.20	2,598
第7会計年度末 (2024年12月31日)	163,648,833.00	26,247,636,325	21.82	3,500
第8会計年度末 (2025年12月31日)	205,696,076.00	32,991,593,630	25.50	4,090
2025年5月末日	172,419,989.31	27,654,442,085	21.83	3,501
6月末日	181,765,990.00	29,153,447,136	23.08	3,702
7月末日	190,507,232.10	30,555,454,957	24.08	3,862
8月末日	191,328,523.74	30,687,181,923	24.03	3,854
9月末日	203,473,831.84	32,635,167,889	24.67	3,957
10月末日	211,843,610.96	33,977,596,762	25.51	4,092
11月末日	207,243,082.86	33,239,718,060	25.16	4,035
12月末日	205,696,076.00	32,991,593,630	25.50	4,090
2026年1月末日	202,117,454.39	32,417,618,510	24.81	3,979
2月末日	193,552,176.66	31,043,833,614	23.76	3,811
3月末日	181,134,913.09	29,052,228,711	22.11	3,546
4月末日	203,716,279.80	32,674,054,117	24.87	3,989

円ヘッジクラス受益証券

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	(円)	(円)
第1会計年度末 (2018年12月31日)	1,739,101,517	8,995
第2会計年度末 (2019年12月31日)	1,390,992,944	11,126
第3会計年度末 (2020年12月31日)	2,825,977,115	14,429
第4会計年度末 (2021年12月31日)	1,738,994,808	16,726
第5会計年度末 (2022年12月31日)	881,245,877	9,814
第6会計年度末 (2023年12月31日)	1,049,831,255	13,693
第7会計年度末 (2024年12月31日)	1,091,449,326	17,449
第8会計年度末 (2025年12月31日)	1,023,884,046	19,497
2025年5月末日	1,159,195,914	17,111
6月末日	1,187,802,435	18,028
7月末日	1,235,018,190	18,744
8月末日	1,162,333,985	18,638
9月末日	1,441,056,355	19,061
10月末日	1,461,443,198	19,636
11月末日	1,425,538,761	19,310
12月末日	1,023,884,046	19,497
2026年1月末日	989,921,516	18,893
2月末日	944,527,345	18,027
3月末日	875,700,376	16,713
4月末日	980,994,320	18,723

【分配の推移】

（1口当たり、税引前）

	米ドルクラス受益証券		円ヘッジクラス受益証券
	（米ドル）	（円）	（円）
第1会計年度	0	0	0
第2会計年度	0	0	0
第3会計年度	0	0	0
第4会計年度	0	0	0
第5会計年度	0	0	0
第6会計年度	0	0	0
第7会計年度	0	0	0
第8会計年度	0	0	0
2026年1月	0	0	0
2月	0	0	0
3月	0	0	0
4月	0	0	0
設定来累計	0	0	0

【収益率の推移】

期間	収益率（%）（注1）	
	米ドルクラス受益証券	円ヘッジクラス受益証券
第1会計年度	-8.80	-10.05
第2会計年度	27.30	23.69
第3会計年度	31.87	29.69
第4会計年度	16.85	15.92
第5会計年度	-39.18	-41.32
第6会計年度	48.90	39.53
第7会計年度	34.69	27.43
第8会計年度	16.87	11.74

（注1）収益率（%）= 100 × (a - b) / b

a = 当該期間最終日の受益証券1口当たり純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の受益証券1口当たり純資産価格（分配落の額）

第1会計年度の場合、受益証券1口当たり当初発行価格（米ドルクラス受益証券1口当たり10.00米ドル、円ヘッジクラス受益証券1口当たり10,000円）

（注2）ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

運用実績(米ドルクラス)

2026年4月30日現在

純資産価格・純資産総額の推移



分配の推移(税引前、1口当たり)

2021年5月	2022年5月	2023年5月	2024年5月	2025年5月	設定来合計
0.00米ドル	0.00米ドル	0.00米ドル	0.00米ドル	0.00米ドル	0.00米ドル

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
USブルーチップ・エクイティ・ファンド(クラス)	98.88%
その他	1.12%

※対純資産総額比率です。

USブルーチップ・エクイティ・ファンド(クラス)のポートフォリオの内容

<資産別構成比率>

株式等	99.2%
現金その他	0.8%

<組入上位10業種>

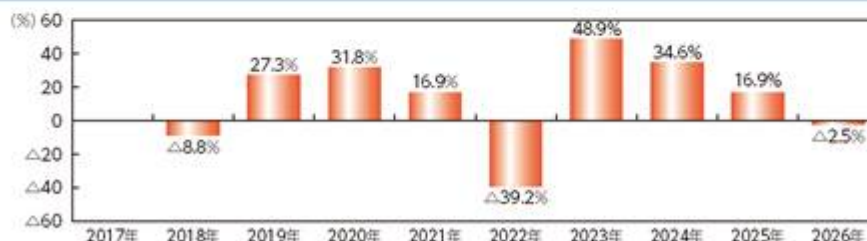
	業種(GICS)	比率
1	半導体・半導体製造装置	18.9%
2	メディア・娯楽	15.2%
3	ソフトウェア・サービス	14.2%
4	一般消費財・サービス流通・小売り	12.1%
5	金融サービス	8.3%
6	テクノロジー・ハードウェア	7.1%
7	医薬品・バイオテクノロジー	4.8%
8	資本財	4.0%
9	自動車・自動車部品	3.3%
10	ヘルスケア機器・サービス	3.2%

<組入上位10銘柄>(組入銘柄数:60銘柄)

	銘柄名	国・地域名	市場	比率
1	Microsoft	アメリカ	NASDAQ市場	9.4%
2	NVIDIA	アメリカ	NASDAQ市場	9.2%
3	Alphabet Class C	アメリカ	NASDAQ市場	8.2%
4	Apple	アメリカ	NASDAQ市場	6.5%
5	Amazon.com	アメリカ	NASDAQ市場	6.4%
6	Broadcom	アメリカ	NASDAQ市場	4.9%
7	Meta Platforms	アメリカ	NASDAQ市場	4.4%
8	Carvana	アメリカ	ニューヨーク市場	3.9%
9	Visa	アメリカ	ニューヨーク市場	3.6%
10	Eli Lilly	アメリカ	ニューヨーク市場	3.6%

※ティール・ロウ・プライス・ジャパン株式会社より提供された情報です。
※比率は外国投資信託の純資産総額比です。また、四捨五入しています。

年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2018年は、設定時から2018年末までの騰落率です。

※2026年は、2026年4月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用実績(円ヘッジクラス)

2026年4月30日現在

純資産価格・純資産総額の推移



純資産価格 …………… 18,723円
純資産総額 …………… 9.80億円

※純資産価格は管理報酬等控除後の1口当たりの値です。

分配の推移(税引前、1口当たり)

2021年5月	2022年5月	2023年5月	2024年5月	2025年5月	設定来合計
0円	0円	0円	0円	0円	0円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
USブルーチップ・エクイティ・ファンド(クラス)	98.88%
その他	1.12%

※対純資産総額比率です。

USブルーチップ・エクイティ・ファンド(クラス)のポートフォリオの内容

<資産別構成比率>

株式等	99.2%
現金その他	0.8%

<組入上位10業種>

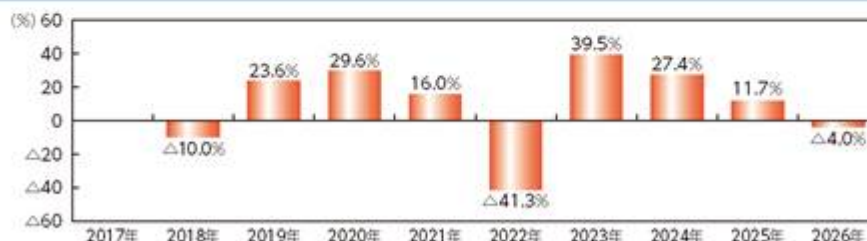
	業種(GICS)	比率
1	半導体・半導体製造装置	18.9%
2	メディア・娯楽	15.2%
3	ソフトウェア・サービス	14.2%
4	一般消費財・サービス流通・小売り	12.1%
5	金融サービス	8.3%
6	テクノロジー・ハードウェア	7.1%
7	医薬品・バイオテクノロジー	4.8%
8	資本財	4.0%
9	自動車・自動車部品	3.3%
10	ヘルスケア機器・サービス	3.2%

<組入上位10銘柄>(組入銘柄数:60銘柄)

	銘柄名	国・地域名	市場	比率
1	Microsoft	アメリカ	NASDAQ市場	9.4%
2	NVIDIA	アメリカ	NASDAQ市場	9.2%
3	Alphabet Class C	アメリカ	NASDAQ市場	8.2%
4	Apple	アメリカ	NASDAQ市場	6.5%
5	Amazon.com	アメリカ	NASDAQ市場	6.4%
6	Broadcom	アメリカ	NASDAQ市場	4.9%
7	Meta Platforms	アメリカ	NASDAQ市場	4.4%
8	Carvana	アメリカ	ニューヨーク市場	3.9%
9	Visa	アメリカ	ニューヨーク市場	3.6%
10	Eli Lilly	アメリカ	ニューヨーク市場	3.6%

※ティール・ロウ・プライス・ジャパン株式会社より提供された情報です。
※比率は外国投資信託の純資産総額比です。また、四捨五入しています。

年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2018年は、設定時から2018年末までの騰落率です。

※2026年は、2026年4月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

(4)【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

米ドルクラス受益証券

	販売口数 (口)	買戻口数 (口)	発行済口数 (口)
第1会計年度	5,640,700 (5,640,700)	96,692 (96,692)	5,544,008 (5,544,008)
第2会計年度	1,577,193 (1,577,193)	4,018,901 (4,018,901)	3,102,300 (3,102,300)
第3会計年度	7,640,129 (7,640,129)	3,462,516 (3,462,516)	7,279,913 (7,279,913)
第4会計年度	5,888,232 (5,888,232)	4,049,599 (4,049,599)	9,118,546 (9,118,546)
第5会計年度	1,782,626 (1,782,626)	2,482,685 (2,482,685)	8,418,487 (8,418,487)
第6会計年度	1,356,049 (1,356,049)	2,744,719 (2,744,719)	7,029,817 (7,029,817)
第7会計年度	2,548,580 (2,548,580)	2,076,885 (2,076,885)	7,501,512 (7,501,512)
第8会計年度	2,207,720 (2,207,720)	1,643,683 (1,643,683)	8,065,549 (8,065,549)

円ヘッジクラス受益証券

	販売口数 (口)	買戻口数 (口)	発行済口数 (口)
第1会計年度	205,219 (205,219)	11,868 (11,868)	193,351 (193,351)
第2会計年度	10,956 (10,956)	79,280 (79,280)	125,027 (125,027)
第3会計年度	231,597 (231,597)	160,771 (160,771)	195,853 (195,853)
第4会計年度	34,383 (34,383)	126,267 (126,267)	103,969 (103,969)
第5会計年度	25,675 (25,675)	39,850 (39,850)	89,794 (89,794)
第6会計年度	62,662 (62,662)	75,787 (75,787)	76,669 (76,669)
第7会計年度	105,785 (105,785)	119,903 (119,903)	62,551 (62,551)
第8会計年度	25,138 (25,138)	35,175 (35,175)	52,514 (52,514)

(注) ()の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（イ）海外における販売手続等

受益証券は、以下に記載される場合を除き、各取引日に関連する購入価格で申込みを行うことができます。受益証券1口当たりの購入価格は、関連する取引日に該当する評価日の評価時点において計算される当該受益証券1口当たり純資産価格とします。申込みが受理された価格の詳細については、関連する投資家が副管理事務代行会社から入手する場合があります。

手続

受益証券の申込者および追加の受益証券申込みを希望する受益者は、必要事項を記入した申込書を、関連する取引日の午後3時（東京時間）までに販売会社がこれを受領できるように、販売会社に送付しなければなりません。販売会社は、必要事項を記入した申込書を、関連する取引日の午後6時（東京時間）までに副管理事務代行会社に送付します。申込書については、ファクスで送付、（原本をスキャンしたものを）電子メールで送信または副管理事務代行会社が同意するその他の電子的形態により送付します。関連する取引日に関して申込みが行われた受益証券の買付金額は、当該取引日後2ファンド営業日以内にまたは管理会社および受託会社はその絶対的な裁量により決定するそれ以後の日までに、ファンドの口座に入金されなければなりません。関連する申込書が、関連する時間までに副管理事務代行会社により受領されていない場合、申込書は、申込書が受領された直後の取引日まで持ち越され、受益証券は当該取引日において適用される当該取引日に関連する購入価格で発行されます。ただし、副管理事務代行会社は、その裁量により、関連する取引日の午後6時（東京時間）より後に（ただし、かかる取引日に該当する評価日の評価時点より前に）受領されたかかる申込書を受領することができます。関連する取引日の翌日または翌々日が日本の銀行または証券取引所の休業日にあたる場合（土曜日または日曜日を除きます。）、かかる取引日に受領された申込書は受理されず、翌取引日に受理されます。

受益証券の端数は、小数点以下3桁まで発行されます。

管理会社は、その絶対的な裁量により受益証券の全部または一部に係る申込みを拒絶する権利を留保し、かかる場合、申込みの際に支払われた金額またはその差額（場合によります。）は、申込者のリスクおよび費用をもって実行可能な限り速やかに返還されます。

一旦副管理事務代行会社が受領した場合、申込みを取り消すことはできません。副管理事務代行会社は、申込書（受益証券の当初申込みの場合には申込書の原本を含みます。）の受領後、申込みを受け付けた申込者に対して所有権の確認書を発行します。

最低申込口数

米ドルクラス受益証券の最低申込口数（金額）は、受益証券について10口以上0.001口単位（100米ドル以上0.01米ドル単位）です。

円ヘッジクラス受益証券の最低申込口数（金額）は、受益証券について1口以上0.001口単位（10,000円以上1円単位）です。

管理会社は随時、その単独の裁量により上記記載の最低申込口数（金額）を放棄または変更することができます。

販売手数料

申込者は、申込金額に加えて、申込金額の最大3%（適用ある税金を除きます。）の販売手数料を販売会社に支払わなければなりません。

不適格な申込者

受益証券の当初申込みの申込書は、受益証券の各申込をしようとする者に対し、とりわけ、その者が適用ある法律に違反することなく受益証券を取得し、保有できることを表明し、保証するよう求めています。

管理会社の意見において、トラストおよび/またはファンドが納税責任を負うか、ファンドが通常であれば被らない可能性のあるその他の金銭的不利益を被ることになる状況下においては、いかなる者に対しても受益証券について募集または発行を行うことはできません。

受益証券の申込者は、受益証券の当初申込みのための申込書において、とりわけ、当該申込者がファンドへ投資するリスクを評価するための財務事項の知識、専門性および経験を有しており、ファンドが投資する資産への投資および当該資産が保有および/または売買される方法に内在するリスクを認識しており、ファンドへのすべての投資を失うことに耐え得ることを表明し、保証しなければなりません。

受益証券の様式

すべての受益証券は記名式受益証券です。受益証券の券面は、受益者により請求された場合を除き発行されず、発行される場合には、これを請求した受益者の費用および経費で発行されます。受益証券は、1名の名義で登録することができます。トラストの受益者名簿の写しは、管理事務代行会社（またはその受任者）の事務所において、通常の営業時間中に、受益者による閲覧が可能です。

停止

受託会社は、管理会社との協議の上、下記「3（1）資産の評価」の「純資産価額の計算の停止」に記載される一定の状況下において、受益証券の発行の停止を宣言することができます。かかる停止の期間中は、受益証券は発行されません。

マネー・ロンダリング防止ならびにテロ資金供与および拡散金融の対策

マネー・ロンダリング防止ならびにテロ資金供与および拡散金融の対策を目的とした法律または規制を遵守するために、受託会社は手続を採用しかつ維持することが義務付けられており、また受託会社は申込者に対し同人の身元、（該当する場合）実質的所有者／支配者の身元および資金源を確認するための証拠の提供を要求します。許容された場合で、一定の制限に従う場合には、受託会社はまた、これらの手続（デューデリジエンス情報の取得を含みます。）の維持をしかるべき者に依頼するか、またはその他の方法でかかる手続の維持をしかるべき者に対して委託する場合があります。

受託会社およびその代理としての副管理事務代行会社は、受益者（すなわち、申込者または譲受人）の身元および（該当する場合）実質的所有者／支配者の身元ならびにその申込資金源を確認するために必要な情報を要求することができます。状況が許す場合には、適用ある法律に基づく適用除外がある場合によって受託会社またはその代理としての副管理事務代行会社は、申込時に完全なデューデリジエンスを要求しないこともあります。ただし、受益証券の持分による代金の支払または受益証券の持分の譲渡の前に詳細な確認情報が必要となる場合があります。

申込者が、確認目的で請求した情報の提出を遅滞するかまたは提出しない場合、受託会社またはその代理としての副管理事務代行会社は、申込みの受諾を拒絶することまたは申込みがすでに行われている場合には受益権を停止もしくは償還することができ、かかる場合には、資金は、当該金額が当初引き落とされた口座宛に利息なしで返還されます。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに従事し、またはテロ行為もしくはテロ資金供与およびテロリストの資産に関与していることを知り、もしくは嫌疑を抱き、またはかかる知見もしくは嫌疑に対する合理的根拠を有する場合、またかかる知見または嫌疑に関する情報が、規制分野、その他の取引、職務もしくは雇用の業務の過程で明るみに出た場合、上記の知見または嫌疑を、（ ）その開示が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合は、ケイマン諸島の犯罪収益法（改正済）に基づき、ケイマン諸島の財務報告当局に、または（ ）その開示がテロ行為もしくはテロリストへの融資および資産への関与に関するものである場合は、ケイマン諸島のテロリズム法（改正済）に基づき、巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に通報することが義務付けられています。かかる通報は、法律等で課せられた情報の機密保持または開示制限の違反とはみなされないものとします。

CIMAは、トラストが随時改正されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規制に定める規定に違反した場合、また、トラストの受託者または役員が当該違反に同意または黙認のいずれかを行ったかまたはこれらの行為が当該違反の原因となったとされる場合、トラストおよびファンドに高額な制裁金を課す裁量権を有します。トラストまたはファンドがかかる制裁金を支払う場合、トラストおよびファンドはかかる制裁金および付随する手続にかかる費用を負担します。

受託会社またはその代理としての副管理事務代行会社はまた、受託会社または副管理事務代行会社が、ある受益者に買戻代金もしくは配当金を支払うことが適用ある法令の違反にあたり得ると嫌疑を抱いた場合、もしくは他者からその旨知らされた場合、または受託会社、管理会社、トラスト（ファンドも含みます。）、もしくは副管理事務代行会社による、適用ある法令の遵守を確保するために、かかる支払の拒絶が必要もしくは適切であると判断される場合には、かかる受益者への買戻代金または配当金の支払を拒絶することができます。

（ロ）日本における販売手続等

日本においては、有価証券届出書「第一部（7）申込期間」に記載される申込期間中に有価証券届出書「第一部 証券情報」に従って取扱いが行われます。取得申込みについてはファンド営業日かつ国内営業日に受益証券の募集が行われます。ただし、関連する取引日の翌日または翌々日が日本の銀行または証券取引所の休業日にあたる場合（土曜日または日曜日を除きます。）、購入申込みについては、取り扱わないこととします。取扱いを行う受益証券のクラスは、販売会社によって異なる場合があります。

販売会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資家に交付し、投資家は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

受益証券は、上記「(イ)海外における販売手続等」に記載される場合を除き、各取引日に関連する購入価格で申込みを行うことができます。受益証券1口当たりの購入価格は、関連する取引日に該当する評価日における受益証券1口当たり純資産価格とします。受益証券の申込者および追加の受益証券の申込みを希望する受益者は、必要事項を記入した申込書を(必要に応じて申込者の身元を証明する根拠書類とともに)、関連する取引日の午後3時(東京時間)または販売会社が定める異なる締切時間までに販売会社がこれを受領できるように、販売会社に送付しなければなりません。販売会社は、必要事項を記入した申込書を、関連する取引日の午後6時(東京時間)までに副管理事務代行会社に送付します。

支払は、米ドルクラス受益証券は米ドルで、円ヘッジクラス受益証券は円で行われなければなりません。円でお支払いいただく場合における米ドルへの換算は、申込期間中の取得申込みについては国内約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売会社が決定するレートによるものとします。

投資家は、取得申込みについては原則として購入注文の成立を販売会社が確認した日(通常、申込日の翌国内営業日)から起算して4国内営業日目までに、販売会社に対して申込金額および申込手数料を支払うものとします。

ファンド証券の保管を販売会社に委託した投資家の場合、販売会社から申込金額の支払と引換えに取引報告書を受領します。

なお、販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等JSDAの規則の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

上記「(イ)海外における販売手続等」の内容は、日本における販売についても適宜、適用されることがあります。

2【買戻し手続等】

(イ)海外における買戻し手続等

受益証券は、受益者の選択により、各買戻日に買い戻すことができます。

買い戻しを希望する受益者は、必要事項を記入した買戻通知書を、関連する買戻日の午後3時(東京時間)までに販売会社がこれを受領できるように、販売会社に送付しなければなりません。販売会社は、必要事項を記入した買戻通知書を、関連する買戻日の午後6時(東京時間)または副管理事務代行会社が特定の場合に決定するその他の時間までに、副管理事務代行会社に送付します。当該買戻通知書が関連する時間までに副管理事務代行会社により受領されていない場合、買戻通知書は、買戻通知書が受領された直後の買戻日まで持ち越され、受益証券は当該買戻日において適用される当該買戻日に関連する買戻価格で買い戻されます。関連する買戻日の翌日または翌々日が日本の銀行または証券取引所の休業日にあたる場合(土曜日または日曜日を除きます。)、かかる買戻日に受領された買戻通知書は受理されず、翌買戻日に受理されます。

一旦提出された場合、買戻通知書を取り消すことはできません。

買戻価格

下記「買戻しの延期」の規定に従い、受益証券の買戻価格は、関連する買戻日に該当する評価日の評価時点において計算される受益証券1口当たり純資産価格とします。受益証券1口当たりの買戻価格の計算において、副管理事務代行会社は、投資顧問会社と協議の上、受益証券1口当たり純資産価格から、買戻通知書を履行する資金をまかなうための資産の換金またはポジションの手じまいにおいてファンドの勘定で負担する金融費用および販売手数料を反映した適切な引当てと副管理事務代行会社が考える金額を差し引くことがあります。受益証券に適用される買戻価格の詳細については、関連する買戻しを行った受益者が副管理事務代行会社から入手する場合があります。

決済

英文目論見書の規定に従い、買戻手取金の支払は、一般に、関連する買戻日後4ファンド営業日以内に行われます。例外的な状況下においては、買戻手取金の決済は遅延する場合があります。かかる状況には、管理会社の絶対的な裁量により当該日に決済を行うことが合理的に実行可能でないと判断された場合を含みます。かかる場合、決済は、その後合理的に実行可能な限り速やかに行われます。

買戻しの最低口数

米ドルクラス受益証券の受益者が買戻日に買い戻すことができる受益証券の最低口数（金額）は、0.001口以上0.001口単位（0.01米ドル以上0.01米ドル単位）とします。

円ヘッジクラス受益証券の受益者が買戻日に買い戻すことができる受益証券の最低口数（金額）は、0.001口以上0.001口単位（1円以上1円単位）とします。

買戻しの延期

受益者の権利を保護するため、管理会社は、受託会社と協議の上、買戻日に買い戻すことができるファンドの受益証券の口数を、管理会社が決定する口数および方法に限定することができます。買い戻すことができる受益証券の口数を限定するか否かの決定にあたり、管理会社は、考察事項（現行の純資産価額およびファンドの投資対象に関する市場流動性を含みますが、これらに限られません。）を考慮することがあります。

停止

受託会社は、管理会社との協議の上、下記「3（1）資産の評価」の「純資産価額の計算の停止」に記載される一定の状況下において、受益証券の買戻しの停止を宣言することができます。かかる停止の期間中は、受益証券の買戻しは行われません。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、ファンドのクラスの受益証券がかかるファンドにとって適格投資家でない者によりもしくはかかる者のために保有されており、またはその保有によりトラストもしくはファンドが登録義務を負い、税金を課されもしくはいずれかの法域の法律に違反することになると判断した場合、または受託会社もしくは管理会社が、かかる受益証券の申込みもしくは購入の資金をまかなうために使用された資金源の適法性を疑う理由を有する場合、または理由の如何にかかわらず（受託会社または管理会社が受益者に理由を開示しないことができます。）受託会社または管理会社がその絶対的な裁量により、関連するクラスの受益者またはファンドの受益者全体の利益を考慮し、適切と判断した場合、管理会社は、受託会社と協議の上、その保有者に対して、かかる受益証券を10日以内に売却し（下記「第4（二）受益証券の譲渡制限の内容」に定める規定に従います。）、かかる売却の証拠を受託会社および管理会社に提供するように命令することができます。上記が満たされない場合、管理会社はかかる受益証券を買い戻すことができます。強制的に買戻しが行われた各受益証券の買戻価格は、かかる受益証券に適用ある買戻し手数料を差し引き、関連する買戻しの資金をまかなうために換金されるファンドの投資対象の公表価格とその後の換金価格との差額の調整分を加減した、かかる強制買戻しの日（または当該日が評価日でない場合には直前の評価日）の評価時点において決定される受益証券1口当たり純資産価格と同額とします。

AEOIおよび強制買戻し

追補証書に従い、またAEOI（以下に定義します。）を遵守するため、受託会社はファンドのために、AEOIの要請により、ケイマン諸島税務情報局またはそれと同等の当局およびその他の外国政府機関に対して、受益者について、受託会社、その代理人または受任者が保有する情報（受益者のファンドへの投資に関する財務情報および、かかる受益者の株主、社長、パートナー、（直接もしくは間接の）実質的所有者もしくは（直接もしくは間接の）支配者に関する情報を含みますがこれらに限られません。）を提出および/または開示する権限を有します。受託会社はまた、第三者の代理人（管理会社、投資顧問会社、投資助言会社または管理事務代行会社を含みますがこれらに限られません。）に対してファンドのためにかかる情報を提出および/または開示するよう指示することができます。

AEOIを遵守するため、および（必要な場合）ファンドまたはその受益者が、AEOIに基づく源泉徴収税の対象となるリスクもしくはAEOIに関連して費用もしくは負債を負うリスクを低減または排除するため、受託会社は、以下の措置をとることができます。

- (a) () 受益者が、受託会社または受託会社の代理人もしくは受任者（管理会社、投資顧問会社、投資助言会社または管理事務代行会社を含みますが、これらに限られません。）に対して、AEOIに基づき受託会社またはかかる代理人もしくは受任者により請求される情報を（適時および正確に）提供しない場合、または()かかる受益者もしくは関係者その他の作為もしくは不作為により直接もしくは間接に生じるか否かを問わず、ファンドにより他にAEOI不遵守がある場合、受益者により保有される一部または全部の受益証券を強制的に償還すること。
- (b) 以下の事項を行うために、強制償還もしくは強制買戻し手取金または分配金から控除するかまたはこれらを保留すること。
- ・ AEOIに基づく源泉徴収税を適用し、徴収するためのあらゆる要件を遵守すること。
 - ・ 受益者もしくは関係者の（直接もしくは間接の）作為もしくは不作為の結果として、またはファンドにより他にAEOI不遵守がある場合、受益者にファンドまたは受託会社に課される源泉徴収税に相当する金額を賦課すること。
 - ・ AEOIに関連する費用、負債、経費、義務または債務（ファンドの外部または内部を問いません。）を、その（直接または間接の）作為または不作為（受益者の関係者の作為または不作為を含みます。）によりかかる費用または債務を生じさせたかまたはその一因となった受益者から回収するようにすること。
- (c) AEOIによりファンドに課される要件を実行するため、受託会社は以下の事項のいずれかまたはいずれもを行うことができます。
- ・ 受託会社および/または管理会社がその単独の裁量により決定する権利および条件が付された別のクラスおよび/またはシリーズの受益証券（以下「AEOI受益証券」といいます。）を組成すること、また、受益者の受益証券の一部または全部の強制買戻し後に、受託会社および/または管理会社が決定する口数のAEOI受益証券の申込みの際にかかると買戻しの手取金を直ちに充当すること。
 - ・ ある口数の受益証券（発行済または未発行を問いません。）につき、名称をAEOI受益証券に変更し、当該AEOI受益証券に関する別口座を設定し、AEOIに関連する費用、負債、経費、義務または債務（ファンドの外部または内部を問いません。）を別口座に充当すること。
 - ・ AEOIに関連する費用、負債、経費、義務、債務または源泉徴収税を、受託会社が単独で決定する基準により別口座間で配分すること。
 - ・ 関連する受益証券（AEOI受益証券を含みます。）の受益証券1口当たり純資産価格を調整すること。

「AEOI」とは、() 1986年内国歳入法第1471項ないし第1474項、同法に基づき公表された米国財務省規則ならびにその他の関連法律、規則もしくはガイダンス、または金融口座情報報告および/もしくは源泉徴収税制度を実施するためにいずれかの管轄地において制定された同様の法律、規則もしくはガイダンス、() 共通報告基準および関連ガイドラインである、課税における金融口座情報の自動的交換のためのOECD基準、() () および() で記載された法律、規則、ガイダンスまたは基準を遵守し、促進し、補足し、または実施するために締結された、政府間協定、条約、規則、ガイダンスまたはケイマン諸島（もしくはケイマン諸島の政府機関）とアメリカ合衆国、英国もしくはその他の管轄地（かかる管轄地の政府機関を含みます。）との間のその他の契約および() 前3項に要約された事項に影響を及ぼすケイマン諸島の法律、規則またはガイダンスをいいます。

(ロ) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、以下に従いファンドの受益証券の買戻しを請求することができます。

買戻し請求は販売会社に対して行われます。

また、ファンドの受益証券の買戻しについてはファンド営業日かつ国内営業日に行われます。ただし、関連する取引日の翌日または翌々日が日本の銀行または証券取引所の休業日にあたる場合（土曜日または日曜日を除きます。）、換金（買戻し）の申込みについては、取り扱わないこととします。

受益証券の買戻しを希望する投資家は、必要事項を記入した買戻通知書を、関連する買戻日の午後3時(東京時間)または販売会社が定める異なる締切時間までに販売会社がこれを受領できるように送付しなければなりません。販売会社は、必要事項を記入した買戻通知書を、関連する買戻日の午後6時(東京時間)または副管理事務代行会社(もしくはその受任者)が特定の場合に決定することができるその他の時間までに、副管理事務代行会社に送付します。

受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日に該当する評価日の評価時点における受益証券1口当たり純資産価格とします。

米ドルクラス受益証券の受益者が買戻日に買い戻すことができる受益証券の最低口数(金額)は、0.001口以上0.001口単位(0.01米ドル以上0.01米ドル単位)とします。

円ヘッジクラス受益証券の受益者が買戻日に買い戻すことができる受益証券の最低口数(金額)は、0.001口以上0.001口単位(1円以上1円単位)とします。

販売会社は、買戻しにかかる国内約定日から起算して4国内営業日目(通常、買戻請求日から起算して5国内営業日目)から、買戻代金を支払います。なお、買戻代金の支払日は、販売会社によって異なる場合があります。

買戻しに関して、クローズド期間はありません。

上記「(イ)海外における買戻し手続等」の内容は、日本における買戻しについても適宜、適用されることがあります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価額の計算

ファンドの純資産価額は、マスター信託証書により定められた方針に基づき、ファンドの各評価日の評価時点に、米ドル建てで、副管理事務代行会社(またはその受任者)によって算定されるものとします。

ファンドの米ドル建ての純資産価額は、ファンドの総資産の価格を合計し、当該価格からファンドの負債総額を控除して算定されます。ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの純資産価額を発行済の受益証券の口数で除して算定され、また、管理会社が受託会社と協議の上決定した方法(目論見書に規定されます。)で端数処理されます。

トラストのシリーズ・トラストが追加設定され、発行済のシリーズ・トラストのクラスが複数ある場合、当該シリーズ・トラストの純資産価額は、受託会社(またはその代理としての副管理事務代行会社)が決定する合理的な割当方法に基づき、当該シリーズ・トラストの特定のクラスの受益証券に起因する当該シリーズ・トラストの資産および負債が、当該クラスの受益者によってのみ実際に負担され、当該シリーズ・トラストの他のクラスの受益者がこれを負担することのないように、発行済となっている当該シリーズ・トラストの異なるクラスの受益証券間で割り当てられるものとします。当該シリーズ・トラストの表示通貨以外の通貨建ての各クラスの受益証券に帰属する当該シリーズ・トラストの純資産価額は、受託会社(またはその代理としての副管理事務代行会社)が当該シリーズ・トラストに関する各評価日において決定する為替レートにより当該クラスの表示通貨に換算されます。当該シリーズ・トラストの各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、当該クラスの受益証券に帰属する当該シリーズ・トラストの純資産価額の部分(必要な場合、為替換算後)を、発行済の当該クラスの受益証券の口数で除して算定されます。当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、管理会社が決定した方法(当該シリーズ・トラストに関する目論見書に規定されます。)で端数処理されます。

ファンドの資産は、特に下記の規定に従って算定されるものとします。

- (a) 手許現金または預金、手形、要求払手形、未収金、前払費用、現金配当および宣言されまたは発生したもののまだ受領されていない利息の価格は、それらの全額とみなされるものとします。ただし、管理会社がかかる預金、手形、要求払手形または未収金の価格が、それらの全額に満たないと判断した場合は、管理会社が合理的と考える価格とみなされるものとします。
- (b) 下記(c)が適用される運用ファンドの持分を除き、下記(d)、(e)および(f)の規定に従い、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場にて上場、値付け、売買または取引される投資対象の価格に基づくすべての計算は、かかる投資対象の主たる取引所または市場において、計算が行われる日の営業終了時現在の、現地の規則および慣行に基づいた最終取引価格または公式終値を基準として行われるものとします。証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が存在しない特定の投資対象の場合、かかる投資対象の価格は、かかる投資対象の市場を形成する者、会社または機関(これらのマーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が指定する特定のマーケット・メーカー)が提示する当該投資対象の価格を基準として計算されるものとします。ただし、管理会社はその裁量において、主たる取引所または市場以外の取引所または市場における値の方が、すべての状況において当該投資対象の価格のより公正な基準を提供すると判断した場合、いつでもかかる値を採用することができます。

- (c) 下記(d)、(e)および(f)の規定に従い、運用ファンドの各持分の価格は、該当するファンドと同じ日に評価される場合、かかる日に計算された当該運用ファンドの受益証券、株式もしくはその他の持分の1口当たり純資産価格(取得可能である場合)とし、または管理会社がそのように決定したかもしくは当該運用ファンドがファンドと同じ日に評価されなかった場合には、当該運用ファンドの直近に公表された受益証券、株式もしくはその他の持分の1口当たり純資産価格(取得可能である場合)とします。運用ファンドの受益証券、株式またはその他の持分の1口当たり純資産価格が取得不可能である場合、ファンドの各持分の価格は、直近に公表されたかかる受益証券、株式またはその他の持分の償還価格または買呼値とします。運用ファンドの各持分の価格は、とりわけ、運用ファンドの評価のための相場価格が取得できなかった場合、運用ファンドによってまたは運用ファンドを代表して、該当する評価日に公表されたかまたはファンドに書面にて報告された価格に基づき計算されるものとし、また運用ファンドが該当する評価日に評価されなかった場合、直近に公表または報告された価格とします。かかる価格は、管理会社はその絶対的な裁量により決定した場合、後日調整される場合があります。計算を行うにあたり、管理会社は、運用ファンドおよびその管理事務代行会社、代理人、投資顧問会社もしくは投資助言会社またはその他の取引子会社を含む第三者から受領した未監査の評価および報告ならびに見積り評価に依拠する権利を有し、かかる評価および報告の内容または正確性を検証する責任は負わず、検証を要求されることもありません。
- (d) 純資産価額、償還価格、買呼値、取引価格もしくは終値または相場価格が、上記(b)または(c)に規定されたとおりに取得できない場合、該当する資産の価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されます。
- (e) 上記(b)に基づき、投資対象の上場価格、相場価格、取引価格または市場の売買価格を確定するため、受託会社は、機械化および/または電子化された価格通知のシステムによって提供された価格データおよび/または情報を利用し、それらに依拠する権利を有します。そのようなシステムにより提供された価格は、上記(b)の目的において最終取引価格または公式終値とみなされます。
- (f) 上記にかかわらず、管理会社はその絶対的な裁量により、他の評価方法が投資対象の公正価値をより良く反映すると判断した場合、かかる評価方法の使用を許可することができます。
- (g) ファンドの表示通貨以外の通貨建ての投資対象(有価証券であるか現金であるかを問いません。)の価格は、管理会社(またはその代理としての副管理事務代行会社)が適切であるとみなすレート(公式なものであるか否かを問いません。)を用いて、該当するプレミアムまたは割引および換算費用を考慮した上で、ファンドの表示通貨に換算されます。

ファンドの年次報告書および財務書類は、目論見書に記載された会計基準に基づき作成されます。

受託会社および副管理事務代行会社は、ファンドの純資産価額を計算するにあたって、さらなる調査を行わずに、上記に基づいて提供された価格および評価に依拠することができ、ファンド、いかなる受益者またはその他の者に対しても、そのように依拠したことによる責任を負わないものとします。

純資産価額の計算の停止

受託会社は、管理会社と協議の上、以下の全部または一部の期間において、ファンドの純資産価額の決定ならびに/もしくはファンドの受益証券の発行および/もしくは買戻しを停止することができ、ならびに/または買戻しのためにファンドの受益証券を提出した者に対し、買戻代金の支払時期を延期することができます。

- (a) ファンドの投資対象の重要な部分が上場、値付け、取引もしくは取り扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が、(通常の週末もしくは休日による閉鎖以外で)閉鎖されている期間、またはそれらの取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間
- (b) 管理会社によるファンドの投資対象の処分が現実的でない、またはその処分がファンドの受益者に著しく不利益となるであろうと受託会社もしくは管理会社が判断する状況が存在する場合
- (c) ファンドの投資対象の価値もしくはファンドの純資産価額を確定するために通常利用される手段が使用不能となり、またはその他の理由によりファンドの投資対象もしくはその他の資産の価値もしくはファンドの純資産価額を合理的もしくは公正に確定することができないと受託会社または管理会社が判断する場合
- (d) ファンドの投資対象の償還もしくは換金またはかかる償還もしくは換金に伴う資金の移転を、適正価格または適正な為替レートで行うことができないと管理会社が判断する期間
- (e) 管理会社はその絶対的な裁量により、停止が賢明であるとみなす期間
- (f) 目論見書に記載される、ファンドに関連する特定のその他の状況が発生した場合

ファンドのすべての受益者は、上記の停止を速やかに書面で通知を受けるとともに、停止が解除され次第、速やかに通知されるものとします。

(2)【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書(もしあれば)は受益者の責任において保管されます。

日本の投資家に販売される受益証券の確認書(もしあれば)は、販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

(3)【信託期間】

ファンドは、原則として、マスター信託証書の締結日(2012年10月15日)から150年間存続します。ただし、下記「(5)(イ)ファンドの解散」に規定する事由が発生した場合には、それ以前に終了するものとします。法令によるその他の規定がない限り、ファンドの終了の効力発生前に、販売会社に少なくとも30日前の事前の書面による通知が送付されるものとします。ただし、受託会社は、管理会社および販売会社との協議の上、受益者の利益の最大化のために30日前の事前通知なしにファンドを終了させることができます。

(4)【計算期間】

ファンドの決算日は、毎年12月最終暦日です。

(5)【その他】

(イ)ファンドの解散

ファンドは、以下の事項のいずれかが最初に発生した場合、終了するものとします。

- (a) ファンドを継続すること、またはマスター信託証書第35条に規定されたとおりトラストを他の法域に移転することのいずれかが、違法となるか、または受託会社もしくは管理会社が、現実的でない、得策でないもしくはファンドの受益者の利益に反すると判断する場合
 - (b) ファンドの受益者が、ファンド決議によりファンドの終了を決定した場合
 - (c) マスター信託証書の締結日から150年間の経過した場合
 - (d) 受託会社がマスター信託証書第33条に基づき退任する意図を書面により通知した場合または受託会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始された場合で、管理会社が、マスター信託証書第33条に規定されたとおり、かかる通知が出された後もしくは清算が開始された後90暦日以内に、受託会社の代わりとして受託者の職務を引き受けることができる他の法人を任命することができないまたは任命を実現できない場合
 - (e) 管理会社がマスター信託証書第34条に基づき退任する意図を書面により通知した場合または管理会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始された場合で、受託会社が、マスター信託証書第34条に規定されたとおり、かかる通知が出された後もしくは清算が開始された後90暦日以内に、管理会社の代わりとして管理者の職務を引き受けることができる他の法人を任命することができないまたは任命を実現できない場合、または
 - (f) 目論見書に明示された当該期間が到来し、または当該状況が生じた場合
- ファンドが上記の条件または規定に基づき終了する場合、受託会社は直ちにかかる終了の通知をファンドのすべての受益者に対して行うものとします。

(ロ) マスター信託証書の変更

マスター信託証書第40条に規定されたとおり、受託会社および管理会社は、受益者に対する暦日10日前の書面による通知(これは受益者決議または(必要に応じて)ファンド決議により放棄することができます。)を行うことにより、誠実かつ商業的に合理的な方法で、受益者または(場合に応じて)影響を受けるシリーズ・トラストの受益者の最大の利益となるとみなす方法およびその限度で、マスター信託証書の追補証書により、マスター信託証書の条件および規定を修正し、変更または追加する権利を有するものとします。ただし、(a)受託会社はその意見において、かかる修正、変更または追加が以下の事項に基づいていることを書面で確認しない限り、かかる修正、変更または追加を承諾する受益者決議または(場合に応じて)ファンド決議を受託会社がまず第一に取得しなければ、かかる修正、変更または追加を行うことはできないものとし、(b)かかる修正、変更または追加によって、いずれの受益者も、その受益証券に関し、追加の支払を行いまたは債務を引き受ける義務を課されないものとします。

- () 既存の受益者の利益に重要な悪影響を与えないこと、および、受託会社と管理会社を受益者もしくは(場合に応じて)影響を受けるシリーズ・トラストの受益者に対する責任から相当程度解放することにならないこと
- () 財政上の、法定の、もしくは当局による要請(法的拘束力を持つか否かを問いません。)があった場合これを遵守するために必要であること、または
- () 明白な誤りを訂正するために必要であること。

(ハ) 関係法人との契約の更改等に関する手続

(a) 代行協会員契約

代行協会員契約は、管理会社または代行協会員から相手方に90日前の書面による通知をすることにより終了します。

(b) 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、管理会社または販売会社から相手方に90日前の書面による通知をすることにより終了します。なお、管理会社は、その時々において、他の者または機関を日本における受益証券の販売者として任命することができます。

(c) 保管契約

保管契約は、いずれの当事者も他の当事者に対して60日前の書面による通知をすることにより、随時終了することができます。

(d) 事務管理委託契約

事務管理委託契約の当初契約期間は、3年間です。それ以降、当事者が75日以上前の書面による通知により解約しない限り、事務管理委託契約は、自動的に1年間ずつ更新されます。上記にかかわらず、副管理事務代行会社、管理会社または受託会社は、事務管理委託契約の条項に定めるより短い通知期間での通知により、事務管理委託契約を解約することができます。

(e) 投資顧問契約

投資顧問契約は、管理会社が投資顧問会社に対して90日以上前に書面により通知するか、または投資顧問会社が管理会社に対して90日以上前に書面により通知することによって、終了することができます。投資顧問契約はまた、同契約に規定される一定の状況において、書面による通知によりいつでも終了することができます。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されているかまたは受益証券を保有していなければなりません。したがって、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でなく、また受益証券も保有していないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、販売会社との間の口座約款に基づき、販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

() 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。

() 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有します。ただし、信託証書および目論見書に規定された制限および規制に服します。

() 残余財産分配請求権

ファンドの終了日におけるファンド証券の登録名義人は、ファンドの資産を換金することにより得られるすべての純手取金およびファンドの当該クラスの受益証券に帰属し、資産の一部を構成している分配可能なその他の金銭を、自らが保有しているまたは保有しているものとみなされるファンドの各クラス受益証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有します。

() 損害賠償請求権

一般に、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた故意の不履行、詐欺または過失から生じた場合を除き、損害賠償請求権は認められません。

() 議決権

受託会社は、マスター信託証書の規定により要求される場合、または受益者決議の提議においては受益証券1口当たり純資産価格の総額が、全ファンドの純資産価額総額の10分の1以上となる受益証券を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、またはファンド決議の提議においてはファンドの受益証券の10分の1以上の口数を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、集会を招集する通知に定められる日時および場所にて、適宜すべての受益者またはファンドの受益者の集会を招集するものとします。各集会の15暦日前までの書面による通知は、集会の場所、日時および当該集会において提議される予定の決議事項を明記した上、受託会社により、すべての受益者の集会の場合には各受益者に対し、ファンドの受益者の集会の場合にはファンドの受益者に対して、郵送されるものとします。集会の基準日は、通知に記載される当該集会日の21暦日以上前であるものとします。受益者への通知の偶発的な欠落または受益者の不受理は、集会における議事進行を無効としないものとします。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限ある役員は、いずれの集会においても出席および発言の権利が与え

られるものとし、定足数の要件は受益者2名としますが、受益者が1名しか存在しない場合は当該1名を定足数とします。集会において、集会の採決に付された決議は書面による投票により採決されるものとし、受益者決議の提議においては受益証券1口当たり純資産価格の総額が、全ファンドの純資産価額総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者、ファンド決議の提議においてはファンドの発行済受益証券の2分の1以上の口数を保有する受益者により承認された場合に、投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとし、受益者決議に関する純資産価額の計算は、集会の直前の関連する評価日の評価時点現在にて行われるものとし、投票において、議決権は本人または代理人のいずれかによって行使することができます。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題およびJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- () 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士	森下 国彦
同	乙黒 亮祐
同	松本 望
同	角田 怜央

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

です。

(4) 【裁判管轄等】

前記(3)()の取引に関連して日本の投資家が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、適用法は日本法であることを管理会社は承認しています。判決の執行手続は、日本法に従って行われます。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

1. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本語の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。米ドルの円貨換算は、2026年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=160.39円)によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. ファンドの原文の財務書類は、ファンドの本国における独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島の監査を受けており、監査報告書(英文)を受領しています。なお、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島は、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。

本書記載のファンドの財務書類は、ファンドに関するFinancial Statementsから抜粋され、日本語訳されたものです。かかる日本語訳における用語または語句の意味がFinancial Statementsの英語の原文と一致せずまたは不明確である場合には、Financial Statementsの英語の原文が優先されます。

(1) 【2025年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

TRP米国コア・グロース株ファンド
資産負債計算書
2025年12月31日現在
(別途明記されない限り、米ドルで表示)

	(米ドル)	(千円)
資産：		
投資先ファンドへの投資 - 公正価値 (取得価格 145,963,245米ドル)	209,475,181	33,597,724
現金	7,828,319	1,255,584
為替先渡し契約に係る未実現評価益	510	82
資産合計	<u>217,304,010</u>	<u>34,853,390</u>
負債：		
買戻済受益証券に係る未払金	4,454,819	714,508
未払販売会社報酬	350,725	56,253
為替先渡し契約に係る未実現評価損	80,979	12,988
未払管理報酬	48,988	7,857
未払専門家報酬	48,747	7,819
未払保管会社報酬および副管理事務代行会社報酬	32,516	5,215
未払代行協会員報酬	16,256	2,607
未払受託会社報酬	12,661	2,031
その他の未払費用	30,079	4,824
負債合計	<u>5,075,770</u>	<u>814,103</u>
受益者に帰属する純資産	<u>212,228,240</u>	<u>34,039,287</u>
純資産内訳：		
払込済資本	119,523,218	19,170,329
累積純利益および分配金	92,705,022	14,868,958
受益者に帰属する純資産	<u>212,228,240</u>	<u>34,039,287</u>
受益証券1口当たり純資産価格		
(円ヘッジクラス 1,023,884,046円 ÷ 発行済受益証券 52,514口)	<u>19,497円</u>	
(米ドルクラス 205,696,076米ドル ÷ 発行済受益証券 8,065,549口)	<u>25.50米ドル</u>	<u>4,090円</u>

添付の注記は、当財務書類の一部である。

() 円貨換算は、1米ドル = 160.39円による。

【損益計算書】

TRP米国コア・グロース株ファンド
運用計算書
2025年12月31日に終了した年度
(米ドルで表示)

	(米ドル)	(千円)
投資収益：		
利息収益	106,849	17,138
投資収益合計	<u>106,849</u>	<u>17,138</u>
費用：		
販売会社報酬	1,228,865	197,098
管理報酬	529,357	84,904
保管会社報酬および副管理事務代行会社報酬	178,501	28,630
代行協会員報酬	56,717	9,097
専門家報酬	47,238	7,577
受託会社報酬	28,358	4,548
名義書換事務代行報酬	23,141	3,712
その他の費用	(113,429)*	(18,193)
費用合計	<u>1,978,748</u>	<u>317,371</u>
純投資損失	<u>(1,871,899)</u>	<u>(300,234)</u>
実現利益 / (損失) および未実現評価益 / (評価損) の変動：		
実現利益 / (損失)		
投資先ファンドの投資対象の売却	9,456,582	1,516,741
外国為替取引および為替先渡し契約	(687,912)	(110,334)
実現純利益	<u>8,768,670</u>	<u>1,406,407</u>
未実現評価益 / (評価損) の変動		
投資先ファンドへの投資	23,614,402	3,787,514
外貨換算および為替先渡し契約	195,908	31,422
未実現評価益の純変動	<u>23,810,310</u>	<u>3,818,936</u>
実現純利益および未実現評価益の純変動	<u>32,578,980</u>	<u>5,225,343</u>
運用による純資産の純増加	<u>30,707,081</u>	<u>4,925,109</u>

* 過去の未払費用の戻入を含む。

添付の注記は、当財務書類の一部である。

() 円貨換算は、1米ドル = 160.39円による。

TRP米国コア・グロース株ファンド
純資産変動計算書
2025年12月31日に終了した年度
(米ドルで表示)

	(米ドル)	(千円)
下記による純資産の増加(減少)：		
運用：		
純投資損失	(1,871,899)	(300,234)
実現純利益	8,768,670	1,406,407
未実現評価益の純変動	23,810,310	3,818,936
運用による純資産の純増加	<u>30,707,081</u>	<u>4,925,109</u>
資本取引：		
発行済受益証券		
円ヘッジクラス(25,138口)	3,141,719	503,900
米ドルクラス(2,207,720口)	50,648,967	8,123,588
買戻済受益証券		
円ヘッジクラス(35,175口)	(4,344,674)	(696,842)
米ドルクラス(1,643,683口)	(38,518,515)	(6,177,985)
資本取引による純資産の純増加	<u>10,927,497</u>	<u>1,752,661</u>
純資産の増加額合計	<u>41,634,578</u>	<u>6,677,770</u>
純資産：		
期首現在	<u>170,593,662</u>	<u>27,361,517</u>
期末現在	<u><u>212,228,240</u></u>	<u><u>34,039,287</u></u>

添付の注記は、当財務書類の一部である。

() 円貨換算は、1米ドル = 160.39円による。

TRP米国コア・グロース株ファンド
キャッシュ・フロー計算書
2025年12月31日に終了した年度
（米ドルで表示）

	（米ドル）	（千円）
運用活動によるキャッシュ・フロー：		
運用による純資産の純増加	30,707,081	4,925,109
運用による純資産の純増加額を運用活動による現金支出（純額）へ調整するための修正：		
投資対象の購入	(31,688,000)	(5,082,438)
投資対象の売却および満期による手取金	24,286,000	3,895,232
投資有価証券に係る実現利益	(9,456,582)	(1,516,741)
投資対象に係る未実現評価益の変動	(23,614,402)	(3,787,514)
為替先渡し契約に係る未実現評価益の変動	(199,657)	(32,023)
運用に関連する資産および負債の変動：		
未払代行協会員報酬の増加	3,432	550
未払保管会社報酬および副管理事務代行会社報酬の増加	6,327	1,015
未払販売会社報酬の増加	72,872	11,688
未払管理報酬の増加	8,227	1,320
未払専門家報酬の減少	(8,360)	(1,341)
未払受託会社報酬の減少	(1,114)	(179)
その他の未払費用の減少	(175,429)	(28,137)
運用活動による現金支出（純額）	<u>(10,059,605)</u>	<u>(1,613,460)</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
受益証券の発行による手取金	53,790,686	8,627,488
受益証券の買戻しに係る支払金	(38,845,267)	(6,230,392)
財務活動による現金収入（純額）	<u>14,945,419</u>	<u>2,397,096</u>
現金および外貨の純増加	<u>4,885,814</u>	<u>783,636</u>
期首現在現金および外貨	2,942,505	471,948
期末現在現金および外貨	<u>7,828,319</u>	<u>1,255,584</u>

添付の注記は、当財務書類の一部である。

（ ）円貨換算は、1米ドル = 160.39円による。

TRP米国コア・グロース株ファンド

財務ハイライト情報

2025年12月31日に終了した年度

受益証券1口当たりのデータおよび割合（要約）

（別途明記されない限り、米ドルで表示）

	円ヘッジクラス	米ドルクラス	
	2025年12月31日 に終了した年度	2025年12月31日 に終了した年度	
	(円)	(米ドル)	(円)
純資産価格 - 期首現在	17,449	21.82	3,500
純投資損失 ⁽¹⁾	(288)	(0.22)	(35)
実現および未実現純利益	2,336	3.90	626
運用による純資産の純増加	2,048	3.68	590
純資産価格 - 期末現在	19,497	25.50	4,090
トータル・リターン	11.74%	16.87%	
割合 / 補足的情報:			
純資産 - 期末現在	1,023,884千円	205,696千米ドル	32,991,581千円
平均純資産に対する費用の割合	1.66%	1.02%	
平均純資産に対する純投資損失の割合	(1.61)%	(0.96)%	

(1)年度中の平均発行済受益証券口数を利用して計算された。

添付の注記は、当財務書類の一部である。

() 円貨換算は、1米ドル = 160.39円による。

【投資有価証券明細表等】

TRP米国コア・グロース株ファンド
投資有価証券明細表
2025年12月31日現在
(米ドルで表示)

通貨	株式数	銘柄	純資産に 占める 割合(%)	公正価値
		投資先ファンドへの投資(98.7%)		
		ルクセンブルグ(98.7%)		
		エクイティ・ファンド(98.7%)		
米ドル	4,702,024	T Rowe Price Funds SICAV - US Blue Chip Equity Fund Class I*	98.7	209,475,181
		ルクセンブルグ合計(費用 145,963,245米ドル)		<u>209,475,181</u>
		投資先ファンドへの投資合計		<u>209,475,181</u>
		投資有価証券合計(費用 145,963,245米ドル)	98.7	209,475,181
		負債を超える現金およびその他の資産	1.3	2,753,059
		純資産	100.0	<u>212,228,240</u>
				<u>(34,039,287,414円)</u>

*投資信託会社が保有する投資有価証券のうち、ファンドの発行体に対する比例エクスポージャーが2025年12月31日現在のファンドの純資産の5%を超えるものは4件あり、以下の表に表示されている。

通貨	株式	銘柄	純資産に 占める 割合(%)	公正価値 (米ドル)
米ドル	71,426	Amazon.com, Inc.	7.8	16,563,005
米ドル	68,908	Apple, Inc.	8.9	18,815,996
米ドル	41,179	Microsoft Corp.	9.4	20,016,187
米ドル	106,918	Nvidia Corp.	9.5	20,166,805

添付の注記は、当財務書類の一部である。

() 円貨換算は、1米ドル = 160.39円による。

ファンド・レベルの為替先渡し契約

買付通貨	取引先	想定元本	決済日	売付通貨	想定元本	未実現評価益 (米ドル)	未実現(評価損) (米ドル)	未実現純評価益/ (評価損) (米ドル)
日本円	Brown Brothers Harriman & Co.	1,370,867	2026年 1月5日	米ドル	(8,744)	2	-	2
日本円	Brown Brothers Harriman & Co.	337,372,049	2026年 1月5日	米ドル	(2,151,854)	508	-	508
						510	-	510

円ヘッジクラス為替先渡し契約

買付通貨	取引先	想定元本	決済日	売付通貨	想定元本	未実現評価益 (米ドル)	未実現(評価損) (米ドル)	未実現純評価益/ (評価損) (米ドル)
日本円	Citi PB	1,327,819,708	2026年 1月29日	米ドル	(8,569,636)	-	(79,734)	(79,734)
日本円	Citi PB	6,646,510	2026年 1月29日	米ドル	(42,915)	-	(419)	(419)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	2,156,289	2026年 1月29日	日本円	(337,372,049)	-	(823)	(823)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	8,762	2026年 1月29日	日本円	(1,370,867)	-	(3)	(3)
						-	(80,979)	(80,979)

添付の注記は、当財務書類の一部である。

TRP米国コア・グロース株ファンド
財務書類に対する注記
2025年12月31日に終了した年度

注1 - 組成

TRP米国コア・グロース株ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、アモーヴァ オフショア・ファンズ（旧称日興AMオフショア・ファンズ）のシリーズ・トラストであり、ケイマン諸島の法律に準拠し、2018年5月14日付の追補証書（以下「追補証書」といいます。）に従って設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。アモーヴァ オフショア・ファンズは、ケイマン諸島の法律に準拠し、2012年10月15日付のマスター信託証書（以下「マスター信託証書」といいます。）に従って設立されており、ミューチュアル・ファンド法（2009年改正）第4条第1項（a）に基づき、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）から免許を交付されています。ファンドは、2018年6月28日に運用を開始しました。

ファンドの資産は、アモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッド（旧称日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド）（以下「管理会社」といいます。）により、日次単位で管理されています。管理会社は、投資顧問業務をアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社（旧称日興アセットマネジメント株式会社）（以下「投資顧問会社」といいます。）に委託しています。投資顧問会社は、ファンドの資産の全部または一部の投資および再投資の運用に対する責任を他の投資顧問会社に委託することができます。ファンドの管理事務は、ニューヨーク州の法律に準拠して設立されたリミテッド・パートナーシップであるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「保管会社」および「副管理事務代行会社」といいます。）に委託されています。

2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント・グループはアモーヴァ・アセットマネジメントに商号を変更し、リブランドされました。同日付で、日興AMオフショア・ファンズはその名称をアモーヴァ オフショア・ファンズに変更、日興AMグローバル・ケイマン・リミテッドはその商号をアモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッドに変更、日興アセットマネジメント株式会社はその商号をアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に変更しました。

ファンドの投資目的は、米国の大・中規模の「優良」企業の株式の分散型ポートフォリオを主な投資対象とするファンドに投資することにより長期的に持分の価値の上昇を実現することです。

追補証書およびマスター信託証書の規定に従い、CIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」および「管理事務代行会社」といいます。）がファンドの受託会社として任命されています。

管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を代行協会員（以下「代行協会員」といいます。）および日本における受益証券の販売会社（以下「販売会社」といいます。）に選任しました。

注2 - 重要な会計方針の概要

ファンドは、財務会計基準審議会（以下「FASB」といいます。）制定の会計基準コーディフィケーション（以下「ASC」といいます。）第946号における財務会計報告に関する指針に従う投資信託会社です。

見積りの使用

当財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則（以下「米国GAAP」といいます。）に基づいて作成されています。米国GAAPに基づいた財務書類の作成にあたり、ファンドの経営陣は、財務書類の日付現在の資産および負債の報告金額ならびに偶発資産および負債の開示、ならびに報告対象期間の収益および費用の報告金額に影響を与えるような見積りおよび仮定を行わなければなりません。実績額（公正価値で評価された投資対象の売却により実現した最終的な金額を含みます。）と見積額との間に差異が生じる場合があり、かかる差異は重大なものである可能性があります。

会計処理の前提

証券取引および契約に基づく取引は、取引日/契約日ベースで計上されます。受取利息は、適用ある源泉徴収税を控除した実効利回りベースで計上されます。利息費用およびその他の費用は、発生主義により計上されます。証券取引の実現損益は、売却または補償された有価証券の平均取得原価に基づいて計算されます。投資対象の評価額の変動は、運用計算書上、未実現評価益または評価損として計上されます。

投資対象の評価

その他の投資会社（以下「ヘッジ・ファンド」といいます。）への投資対象は、ファンドが採用した方針および手続に従い、測定日においてそれらの主体の管理事務代行会社が報告する受益証券1口当たり純資産価格（以下「NAV」といいます。）に基づき評価されます。ファンドが、通常の業務において原投資対象を買い戻すことができた場合、通常、かかる投資対象は、それら主体の管理事務代行会社が提供する純資産評価額で評価されます。

ファンドが原投資対象を買い戻すことができなかった場合、原ポートフォリオ・ファンドが、その投資会社に適用される会計測定指針に従い、自身の純資産評価額を算出した場合に限り、ポートフォリオ・ファンドに対する投資対象もまた、それらの主体の管理事務代行会社が提供する純資産評価額で評価されます。例えば、かかる原投資会社における投資対象は、投資顧問会社が、かかる評価額は公正価値の最も適切な指標とならないと決定した場合（その場合、投資対象は投資顧問会社によって公正価値で評価されます。）を除き、適用ある米国GAAPに従い公正価値で評価されます。

米国GAAPに準拠した公正価値の測定および開示に関する当局の指針に従い、ファンドは、公正価値の測定に用いられる評価技法よりもインプットを優先させるヒエラルキーにより、投資対象の公正価値を開示します。かかる優先順位においては、同一の資産または負債に係る活発な市場における未調整相場価格に基づく評価額が最も優先され（レベル1測定）、当該評価のために重要かつ観測不能なインプットに基づく評価額は、最も下位の優先度（レベル3測定）となります。上記指針は、以下のとおり3つのレベルの公正価値ヒエラルキーを設定しています。

- ・レベル1 - 同一の投資対象に係る活発な市場であって測定日現在ファンドがアクセス可能なものにおける未調整相場価格を反映するインプット。
- ・レベル2 - 資産または負債に関する直接的または間接的に重要かつ観測可能な、相場価格以外のインプット（活発ではないとみなされる市場におけるインプットを含みます。）。
- ・レベル3 - 重要かつ観測不能なインプット。

様々な評価手法の適用にあたってインプットが使用され、インプットは、市場参加者が評価を決定するにあたり用いる広範な仮定（リスクに関する仮定を含みます。）を前提とします。インプットには価格情報、個別および広範囲の信用情報、流動性に係る統計、ならびにその他の要因が含まれます。ある金融商品の公正価値ヒエラルキーにおけるレベルは、当該公正価値測定において重要なインプットのレベルのうち最も下位のものに基づきます。しかしながら、何をもち「観測可能」とするか決定に際しては、投資顧問会社による重要な判断が必要です。投資顧問会社は、観測可能なデータとは、容易に入手可能な市場情報であって、定期的に配信または更新され、信頼性があることが検証可能であり、専有でなく、関連する市場に活発に参与している独立した情報源により提供されるものとみなします。当該ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、当該金融商品の価格設定の透明性を基礎としており、投資顧問会社の認識する当該商品のリスクには必ずしも対応しません。

評価額が活発な市場の相場価格に基づいており、したがってレベル1に分類される投資対象には、活発に取引されている株式、一定の米国政府債券およびソブリン債ならびに一定の短期金融証券が含まれます。投資顧問会社は、ファンドが多額のポジションを保有し、売却により相場価格に影響を及ぼす可能性が合理的に存在するような状況であっても、かかる金融商品の相場価格に調整を行わない見込みです。

活発ではないとみなされる市場において取引されるものの、市場相場価格、ディーラーの気配値、または観測可能なインプットにより支えられる代替的な価格形成情報源に基づいて評価される投資対象は、レベル2に分類されます。かかる分類には、投資適格債券、短期投資および為替先渡し契約が含まれます。レベル2の投資対象には、活発な市場で取引されていないポジションおよび/または譲渡制限の付されたポジションが含まれるため、評価額は、流動性の欠如および/または非譲渡性（これらは通常、入手可能な市場情報に基づくものです。）を反映するよう調整される場合があります。

レベル3に分類される投資対象には、取引頻度の低さが見込まれることから、重要かつ観測不能なインプットが含まれます。レベル3の金融商品には、資産担保証券および不動産抵当担保証券が含まれます。これらの有価証券の観測可能な価格が入手可能ではない場合、ファンドは公正価値を測定するために評価技法を用います。

有価証券の評価に用いられるインプットまたは手法は、必ずしも当該有価証券への投資に伴うリスクを示すものではありません。

ASU第2015-07号に従い、ファンドのその他の投資会社への投資対象は、公正価値ヒエラルキーおよび投資活動のロールフォワードのいずれにも分類されていません。

以下の表は、2025年12月31日現在の資産負債計算書に計上された金融商品を、内容別および評価ヒエラルキーのレベル別に示したものです。かかる金融商品の詳細な分類については、投資有価証券明細表に表示されています。

資産の公正価値

（単位：米ドル）

	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値 (2025年12月31日現在)
為替先渡し契約	-	510	-	510

合計	-	510	-	510
----	---	-----	---	-----

負債の公正価値

(単位:米ドル)

	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値 (2025年12月31日現在)
為替先渡し契約	-	(80,979)	-	(80,979)
合計	-	(80,979)	-	(80,979)

2025年12月31日に終了した年度において、レベル3への転入およびレベル3からの転出はありませんでした。ファンドの方針は、レベルを決定し、期末日現在のすべての移転を評価することです。

外貨換算

米ドル(以下「米ドル」または「機能通貨」といいます。)以外の通貨で保有される資産および負債は、財務書類の日付現在の実勢為替レートで機能通貨に換算されます。収益および費用は、当該収益または費用が発生した日現在の実勢為替レートで換算されます。外国為替取引により生じた実現損益および未実現損益は、当該取引の発生した期間における運用計算書に含まれます。

ファンドでは、投資対象に係る為替レートの変化に起因して生じた実績部分を、保有する有価証券の市場価格の変化により生じた変動と区別しません。かかる変動は、投資対象に係る実現純損益および未実現純損益に含まれます。

所得税

ケイマン諸島の現行法上、ファンドに課せられる所得税、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン税またはその他の税金は存在しません。ケイマン諸島以外の一定の法域において、ファンドが受け取る配当および利息に対し、外国の源泉徴収税を課せられる場合があります。かかる法域において、ファンドに由来するキャピタル・ゲインは通常、外国の所得税または源泉徴収税を免除されることとなります。ファンドは、いかなる法域においても所得税を課せられることのないように事業を営む意向です。したがって、財務書類上、所得税引当金は設定されたことはありません。受益者は、その個別の事情に応じて、ファンドの課税基準所得の持分相当分に対し、課税されることがあります。

ファンドは、税務ポジションの不確実性に係る会計処理および開示に関する当局の指針(FASB制定のASC第740号)に従います。かかる指針により、管理会社は、ファンドの税務ポジションが、適用ある税務当局の審査の結果、認められる可能性が認められない可能性を上回るかどうか、判断しなければなりません。かかる判断には、当該ポジションの技術的利点に基づき、関連する不服申し立てまたは訴訟手続を決議することも含まれます。認定の最低基準を満たすであろう税務ポジションに関しては、財務書類上に認識される税務ベネフィットは、関連する税務当局との最終的な解決を経て実現される最大ベネフィットの可能性が50%を上回ることにより縮小します。管理会社は、この当局指針に基づく財務書類に対する影響は、ごくわずかまたはゼロであると判断しました。

為替先渡し契約

ファンドは、米ドル以外の通貨建ての投資対象の全部もしくは一部に係る為替リスクに対するヘッジまたは効率的なポートフォリオ管理を目的として、為替先渡し契約を締結することがあります。為替先渡し契約を締結する場合、ファンドは、確定金額の外貨を合意済みの価格により合意済みの将来の期日に受け取ることまたは引き渡すことに合意します。こうした契約では、日々評価が行われ、契約上のファンドの純持分(該当する契約に係る未実現評価益/(評価損))を表し、契約締結日現在の先渡し為替レートと報告日現在の先渡し為替レートとの差により測定されます。)は、資産負債計算書に計上されます。実現損益および未実現損益は、運用計算書に計上されます。

こうした金融商品には、資産負債計算書に認識される金額を超える市場リスクもしくは信用リスクまたはその両方のリスクが伴います。リスクは、カウンターパーティが契約条件を履行できなくなる可能性から生じ、また、通貨の価値、有価証券の評価額および金利の変動から生じます。クラス・レベルのヘッジに加えて、ファンドには当期中、為替先渡し契約2件(その平均想定元本は72,193米ドル、満期日までの平均残存期間は17日間です。)により1,163米ドルの実現損失がありました。また、ファンドには当期中、円ヘッジクラス・レベルで保有される為替先渡し契約40件(その平均想定元本は5,481,354米ドル、満期日までの平均残存期間は30日間です。)により687,003米ドルの実現損失がありました。

現金および外貨

現金および外貨は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーの保有するすべての通貨ならびにその他の金融機関への翌日物預金および短期預金により構成されます。

注3 - 投資先ファンドへの投資

ファンドは、主として、ルクセンブルグの法律に基づいて設立された変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」といいます。）であるティー・ロウ・プライス・ファンズSICAVのサブ・ファンドである、USブルーチップ・エクイティ・ファンド（以下「投資先ファンド」といいます。）の受益証券に投資します。SICAVは、投資信託の運用に関する2010年12月17日法（以下「2010年法」といいます。）パートに基づき、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。）としての適格性を有しており、金融監督委員会（以下「CSSF」といいます。）が維持する投資信託の正式なリストに登録されています。

投資先ファンドの目的は、主に米国の大・中規模の「優良」企業の株式の分散型ポートフォリオに投資することにより、その投資対象の価値を高めることで長期的に受益証券の価値を高めることです。

特に、投資先ファンドは、主として、アメリカ合衆国に設立されているかまたは事業の大半をアメリカ合衆国内で行っている企業で、ラッセル・ミッドキャップ指数もしくはS&Pミッドキャップ400指数における企業以上の時価総額を有する企業で、かつ業界での主導的地位、経験豊かな経営陣および強固な財務基盤を有する企業の株式および株式関連証券に投資します。証券の種類には、普通株式、優先株式、ワラント、米国預託証券、欧州預託証券およびグローバル預託証券が含まれます。

また、投資先ファンドの目的を達成するために、投資先ファンドは目論見書に記載されたその他の適格証券に付随的に投資することがあり、これにはその他の国の適格証券が限られた範囲を超えて含まれる場合があります。

投資先ファンドは、ヘッジ目的および効率的なポートフォリオ運用の目的でデリバティブを使用することがあります。

投資先ファンドの財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づいて作成され、投資先ファンドの会計方針は、ファンドの会計方針と実質的に一致しています。投資先ファンドの受益証券は、各営業日に買い戻すことができます。

注4 - 受益証券

ファンドの純資産は、円ヘッジクラス受益証券および米ドルクラス受益証券に分類されます。受益証券は、円建ておよび米ドル建てです。円ヘッジクラス受益証券および米ドルクラス受益証券は、以下に該当しない者、法人または主体のような適格投資家によって入手可能です。（）米国投資家、（）ケイマン諸島に居住するまたは住所を置く者または主体（慈善信託もしくは団体またはケイマン諸島の特例会社もしくは非居住会社を除きます。）、（）適用法に違反することなく受益証券の申込みまたは保有を行うことができない者、および（）上記（）から（）に規定される者、法人もしくは主体の保管者、名義人もしくは受託者、または管理会社が受託会社の承認を得た上で随時に決定するその他の者、法人もしくは主体。

ファンドの資産のすべてまたは実質的にすべてを米ドルで保有することができますが、円建てである円ヘッジクラス受益証券のために、ファンドがヘッジ取引を行うことが意図されています。かかる取引は、日本円に対するファンドの投資対象の表示通貨の不利な変動をヘッジするためのものです。かかるヘッジ取引に関連する利益、損失、費用、収益および支出は、円ヘッジクラス受益証券の負担となります。

2025年12月31日に終了した年度において、円ヘッジクラス為替先渡し契約の想定エクスポージャーは、円ヘッジクラスの平均純資産を日本円のネットロングおよび米ドルのショートに近似させました。期末現在の先渡し契約は、投資有価証券明細表で開示されています。

管理会社は、受益者に対する事前の通知または受益者の書面による同意なしに、ファンドの一または複数のクラスの受益証券の発行を決定することができます。

円ヘッジクラス受益証券および米ドルクラス受益証券に帰属するすべての純資産は、1種類の受益者に保有されます。

	（単位：米ドル）		
	円ヘッジクラス	米ドルクラス	ファンド 合計
2024年12月31日現在の残高	6,944,829	163,648,833	170,593,662
期中の申込み	3,141,719	50,648,967	53,790,686
期中の買戻し	(4,344,674)	(38,518,515)	(42,863,189)
運用による純資産の純増加	790,290	29,916,791	30,707,081
2025年12月31日現在の純資産	<u>6,532,164</u>	<u>205,696,076</u>	<u>212,228,240</u>
2024年12月31日現在の発行済受益証券口数	62,551口	7,501,512口	7,564,063口
期中に発行された受益証券	25,138口	2,207,720口	2,232,858口
期中に買い戻された受益証券	(35,175)口	(1,643,683)口	(1,678,858)口
2025年12月31日現在の発行済受益証券口数	<u>52,514口</u>	<u>8,065,549口</u>	<u>8,118,063口</u>
2025年12月31日現在の受益証券1口当たり純資産価格	124.39	25.50	

受益証券の申込み

適格投資家は、米ドルクラス受益証券について、当初募集期間中、受益証券1口当たり10.00米ドルの当初購入価格にて、円ヘッジクラス受益証券について、当初募集期間中、受益証券1口当たり10,000円の当初購入価格にて申込みを行いました。当初募集期間は、2018年6月18日に開始し、2018年6月27日に終了しました。申込者は、申込価格の他、購入価格の最大3%（税引前）の申込手数料を販売会社に対して支払うものとします。2025年12月31日に終了した年度において、申込手数料は支払われませんでした。

当初募集期間において、申込者1人当たりの米ドルクラス受益証券の最低申込口数は、受益証券について10口以上1口単位でした。当初募集期間において、申込者1人当たりの円ヘッジクラス受益証券の最低当初申込口数は、受益証券について1口以上1口単位でした。

継続募集期間において、受益者1人当たりの米ドルクラス受益証券の最低申込口数（金額）は、受益証券について10口以上0.001口単位（100米ドル以上0.01米ドル単位）です。継続募集期間において、受益者1人当たりの円ヘッジクラス受益証券の最低申込口数（金額）は、受益証券について1口以上0.001口単位（10,000円以上1円単位）です。

管理会社は随時、その単独の裁量により上記記載の最低当初申込口数（金額）および最低追加申込口数（金額）を放棄または変更することができます。

受益証券の買戻し

ファンドは、負債と株主資本の区別に関する当局の指針に従って買戻しを認識します。買戻しは、日本円、米ドルまたは受益証券で表示されるかを問わず、買戻通知で要求される米ドル、日本円および受益証券の額のそれぞれが確定した時点（一般的に要求の性質により通知の受領時または会計年度末日のいずれかにおいて起きる可能性があります。）で負債として認識されます。その結果、期末以降に支払われた買戻額は、期末の純資産に基づきますが、2025年12月31日現在に支払われる買戻額として反映されています。2025年12月31日現在において、4,454,819米ドルの未払買戻額があり、それは資産負債計算書における買戻済受益証券に係る未払金に含まれています。

受益者による受益証券の買戻し

受益証券は、受益者の選択により、各買戻日（各評価日またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。）に買い戻すことができます。

買い戻しを希望する受益者は、必要事項を記入した買戻通知書を、関連する買戻日の午後3時（東京時間）までに販売会社へこれを受領できるように、販売会社へ送付しなければなりません。販売会社は、必要事項を記入した買戻通知書を、関連する買戻日の午後6時（東京時間）または副管理事務代行会社が特定の場合に決定するその他の時間までに、副管理事務代行会社へ送付します。

当該買戻通知書が関連する時間までに副管理事務代行会社により受領されていない場合、買戻通知書は、翌買戻日まで持ち越され、受益証券は当該買戻日において適用される当該買戻日に関連する買戻価格で買い戻されます。関連する取引日の翌日または翌々日が日本の銀行または証券取引所の休業日にあたる場合、かかる取引日に受領された買戻通知書は受理されず、翌買戻日に受理されます。

一旦提出された場合、買戻通知書を取り消すことはできません。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、ファンドのクラスの受益証券がかかるファンドにとって適格投資家でない者によりもしくはかかる者のために保有されており、またはその保有によりトラストもしくはファンドが登録義務を負い、税金を課されもしくはいずれかの法域の法律に違反することになると判断した場合、または受託会社もしくは管理会社が、かかる受益証券の申込みもしくは購入の資金をまかなうために使用された資金源の適法性を疑う理由を有する場合、または理由の如何にかかわらず（受託会社または管理会社が受益者に理由を開示しないことができます。）受託会社または管理会社がその絶対的な裁量により、関連するクラスの受益者またはファンド全体の受益者の利益を考慮し、適切と考えたと判断した場合、管理会社は、受託会社と協議の上、その保有者に対して、かかる受益証券を10日以内に売却し（「受益証券の譲渡」に定める規定に従います。）、かかる売却の証拠を受託会社および管理会社に提供するように命令することができ、上記が満たされない場合、管理会社はかかる受益証券を買い戻すことができます。

ファンドの終了

終了により、管理会社はファンドのすべての資産を換金し、適切に支払われるべきすべての負債の適切な引当金および終了に関する費用の留保準備金の支払いまたは留保後、受託会社は当該換金の手取金を受益者にファンドの終了日現在のファンドにおける各持分に応じて按分して分配するものとします。

受益者に対する分配

管理会社は、その単独の裁量により、分配を宣言することができますが、これが行われるという保証はありません。分配は、各分配基準日に年次で宣言され、各分配落ち日に計算されます。分配期間とは、直前の分配基準日の翌日に開始し、分配基準日（同日を含みます。）に終了する期間をいいます。分配金は、関連する分配日に支払われます。ただし、関連する分配期間の関連するクラスの受益証券について宣言されたかかる分配金（もしあれば）は、ファンドの収益、実現/未実現のキャピタル・ゲインおよび管理会社が決定する当該クラスの受益証券に帰属する分配可能なファンドの資金から支払われます。

受益者に対する分配の宣言により、受益証券1口当たりのクラス・レベルの純資産価格は、相当する受益者1人当たりのクラス・レベルの受益証券口数に影響を与えることなく下落します。これにより、ファンドに対する受益者の投資全体が減少します。さらに、事業成績に起因するファンドの純資産の純増を超える分配期間中の分配により、分配の一部が資本収益となります。

分配金（もしあれば）の額は、管理会社の単独の裁量により決定され、各（またはいずれかの）分配期間において分配が行われるという表明または保証はなされていません。

資本

受益証券1口当たり純資産価格は、各取引日（各評価日またはファンドに関して管理会社が随時決定することのできるその他の日）につき、ファンドの資産および負債（ファンドの発生した報酬および費用を含みます。）の差額を発行済受益証券口数で除して、計算されます。

信託証書には、ファンドにおける発行予定の受益証券口数は、管理会社の決定どおりに制限がないものとし、無額面であるものとする旨が定められています。

注5 - デリバティブ金融商品

ASC第815-10-50号により、デリバティブ商品およびヘッジ活動について開示がなされなければなりません。それにより、ファンドは、a) 事業体がデリバティブ商品を利用する方法および理由、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ項目がどのように計上されているか、ならびにc) デリバティブ商品および関連するヘッジ項目がどのように事業体の財務状態、財務業績およびキャッシュ・フローに影響を与えるかについて開示することが求められています。

ファンドは、各商品の主要なリスク・エクスポージャーを為替リスクとして、主にヘッジ目的で、先渡しデリバティブ商品を取引しています。ファンドが保有する為替先渡し契約は、会計処理上ASC第815号の要件に従い、ヘッジとはみなされません。このようなデリバティブ商品の公正価値は、資産負債計算書に実現利益/（損失）として反映された公正価値の変動とともに計上されるか、またはデリバティブに係る未実現評価益/（評価損）純変動として運用計算書上に計上されます（注2）。

ファンドは、カウンターパーティ・リスクを軽減するためにカウンターパーティと国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約（以下「ISDAマスター契約」といいます。）を締結することができます。ISDAマスター契約は、以後のすべてのデリバティブ取引に関する双務的条件を含み、一般的にファンドおよびそのカウンターパーティで交渉されます。ISDAマスター契約により、信用事由または不履行が起こった場合に、カウンターパーティに対して支払うべき金額またはカウンターパーティから受け取るべき金額すべてをネットリングして一括でネット決済することができます。

ファンドは、資産負債計算書上、デリバティブ契約の債権および債務の公正価値を相殺しない選択を行いました。

2025年12月31日現在、ファンドは、マスター・ネットリング契約（以下「MNA」といいます。）に基づき相殺可能な金額およびファンドから受領した担保を控除した金額で、カウンターパーティによる以下のデリバティブ資産取引を行っております。

カウンターパーティ	（単位：米ドル）				
	MNAに服する デリバティブ 資産	相殺可能な デリバティブ	受領した 非現金担保	受領した 現金担保	デリバティブ 資産純額(1)
Brown Brothers Harriman & Co.	510	(510)	-	-	-
合計	510	(510)	-	-	-

2025年12月31日現在、ファンドは、MNAに基づき相殺可能な金額およびファンドにより供された担保を控除した金額で、カウンターパーティによる以下のデリバティブ負債取引を行っております。

（単位：米ドル）

カウンターパーティ	MNAに服する デリバティブ 負債	相殺可能な デリバティブ	供された 非現金担保	供された 現金担保	デリバティブ 負債純額(1)
Brown Brothers Harriman & Co.	826	(510)	-	-	316
Citi PB	80,153	-	-	-	80,153
合計	80,979	(510)	-	-	80,469

(1)純額は、債務不履行事由の発生時におけるカウンターパーティによる債権/債務純額と同額です。

2025年12月31日現在、ファンドは、以下のデリバティブ取引を行っております。

（単位：米ドル）

ヘッジ商品として 計上されないデリバティブ	資産デリバティブ		負債デリバティブ	
	資産負債計算書 の発生項目	公正価値	資産負債計算書 の発生項目	公正価値
為替先渡し契約 （通貨リスク）	為替先渡し契約 に係る未実現 評価益	510	為替先渡し契約 に係る未実現 評価損	80,979

2025年12月31日に終了した年度の運用計算書におけるデリバティブ商品の影響額は以下のとおりです。

（単位：米ドル）

ヘッジ商品として 計上されない デリバティブ	デリバティブに係る 利益または（損失）の 発生項目	デリバティブに係る 実現利益または （損失）	デリバティブに係る 未実現評価益または （評価損）の変動
為替先渡し契約 （通貨リスク）	為替先渡し契約 に係る実現純損失、 為替先渡し契約 に係る未実現評価益の変 動	(688,166)	199,657

注6 - 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し計算される純資産価額に対する合計年率最大0.28%（管理会社報酬として年率0.03%ならびに投資顧問報酬として2.5億米ドル以下の純資産価額に対する年率0.25%、2.5億米ドル超5億米ドル以下の純資産価額に対する年率0.24%および5億米ドル超の純資産価額に対する年率0.22%）の管理報酬を毎月後払いにて受領します。また、管理会社は、ファンドの資産から、マスター信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有します。

2025年12月31日に終了した年度において、管理会社は529,357米ドル（2025年12月31日現在、48,988米ドルが未払い）の報酬を得ました。

管理会社は、自身の報酬から投資顧問会社の報酬を支払います。投資顧問会社は、その受任者または投資顧問会社がファンドに関してその職務を遂行するために任命するその他の関係者の報酬を支払う責任を負います。ただし、投資顧問会社は、投資先ファンドの受益証券の申込および買戻しにかかる取引手数料を請求することができます。

注7 - 保管会社および副管理事務代行会社報酬

ファンドは、保管会社および副管理事務代行会社との間に保管および会計に関する契約を締結しており、これにより保管会社は、資産合計および取引額に基づき毎月計算され、支払われる報酬を受領します。

保管会社および副管理事務代行会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し計算される純資産価額に対する下記の年率で副管理事務代行報酬等（名義書換事務代行報酬を含みます。）を受領します。

0.07%	2.5億米ドル以下の部分
0.06%	2.5億米ドル超5億米ドル以下の部分
0.05%	5億米ドル超の部分

当該副管理事務代行報酬等は、年間最低報酬を60,000米ドルとし、毎月後払いされます。また、副管理事務代行会社は、ファンドの資産から、ヘッジを含む為替サービスに係る報酬として当該クラスの純資産価額に対する年率0.05%（ただし、年間最低報酬を50,000米ドルとします。）を受領する権利を有します。さらに、保管会社および副管理事務代行会社は、通常の保管報酬および取引手数料を受領する権利も有します。保管会社および副管理事務代行会社が支払った実費についても全額ファンドの負担となります。2025年12月31日に終了した年度において、保管会社および副管理事務代行会社は178,501米ドル（2025年12月31日現在、32,516米ドルが未払い）の報酬を得ました。

注8 - 受託会社報酬

受託会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し計算される純資産価額に対する年率0.015%の合計報酬（ただし、年間最低報酬を15,000米ドルとします。）を四半期毎に後払いにて受領します。2025年12月31日に終了した年度において、受託会社は28,358米ドル（2025年12月31日現在、12,661米ドルが未払い）の報酬を得ました。

注9 - 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、各評価日に発生し計算される純資産価額に対する年率0.03%の報酬を四半期毎に後払いにて受領します。2025年12月31日に終了した年度において、代行協会員は56,717米ドル（2025年12月31日現在、16,256米ドルが未払い）の報酬を得ました。

注10 - 販売会社報酬

販売会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し計算される純資産価額に対する年率0.65%の報酬を四半期毎に後払いにて受領します。2025年12月31日に終了した年度において、販売会社は1,228,865米ドル（2025年12月31日現在、350,725米ドルが未払い）の報酬を得ました。

注11 - その他の報酬および経費

管理事務代行会社はFATCA/CRSのコンプライアンス業務として年1,500米ドルを受領します。

投資先ファンドは、投資先ファンドの資産から、投資先ファンドの純資産価額に対する年率0.65%程度の報酬を受領します。

注12 - 財務リスクマネジメント

ファンドの活動は、市場リスク（価格リスク、金利リスクおよび為替リスクを含みます。）、信用リスクおよび流動性リスクといった多様な財務リスクにさらされています。

市場リスク

すべての投資には、元本が減少するリスクがあります。投資顧問会社は、有価証券およびその他の金融商品の慎重な選択により、かかるリスクを緩和させます。

ファンドの投資管理プロセスは、注1に記載されています。ファンドが、中長期での値上がり益および収益の実現という目的を達成することができるかどうかは、主に、投資先ファンドへの投資の結果にかかっています。ファンドの全体的な市場ポジションは、ファンドの投資顧問会社によって日々監視されています。

ファンドの投資の価値は、多数の要因（より幅広い経済の変化、金融市場および通貨市場、外国為替レートならびに金利の動向を含みますが、これらに限られません。）の影響を受けます。ファンドは、その資産負債計算書に反映される金額を上回る市場リスクを様々な程度で有する先渡し契約を締結します。かかる先渡し契約の契約金額は、これらの金融商品へのファンドの投資の度合いを表します。これらの金融商品の基礎となる外国為替レートの変動によっては、かかる先渡し契約に関連する市場リスクが生じることがあります。

その他の市場リスクおよび信用リスクには、かかる契約の市場が非流動的である可能性、かかる契約の価値の変動が原通貨の価値の変動と直接関連しない可能性、または先渡し契約の相手方が、当該契約の条件に従った義務の履行を怠る可能性が含まれます。ファンドの、未決済の先物契約、為替先渡し契約、スワップ契約およびオプション契約の相手方の不履行に起因して損失を負うエクスポージャーは、かかる金融商品に内在する未実現評価益に限定されており、これは、資産負債計算書に計上されています。

信用リスク

信用リスクは、相手方または債券発行者が、ファンドに対する条件に従った義務の履行を怠った場合に、ファンドが負う可能性のある損失を表します。市場で取引される契約の場合、取引所が個別の取引の相手方として行為するため、個別のポジションの相手方との間の受渡しのリスクを負います。ファンドの経営陣は、未決済のデリバティブ契約に関連する信用リスクがファンドの財政状態に重大な悪影響を与えとは考えていません。

管理会社は、保管会社を監視し、当該会社が適切な保管会社であると信じていますが、当該会社またはファンドが随時使用する保管会社が支払不能に陥り、その結果ファンドが損失を被らないという保証はありません。

米国破産法および1970年証券投資家保護法の両方が、機関の破綻、支払不能または清算時の顧客の保護を定めていますが、ファンドの資産を保管する機関が破綻した場合に、一定期間資産を使用できないか、その資産を最終的に全額回復することができないか、またはその両方により、ファンドが損失を被ることがないという確証はありません。ファンドのすべての現金が一つの機関で保管されているため、かかる損失は、重大なものになり、また、ファンドの投資目的を実現する能力を著しく損なう可能性があります。ファンドは、かかる機関が未払金を返済する義務を履行できない可能性がある限り、信用リスクを負います。

流動性リスク

投資家は、受益証券の価値が上昇することもあれば下落することもあることにご留意ください。ファンドへの投資は一定のリスクを伴います。また、ファンドの投資目的が実現するという保証はありません。

ファンドは、日々、その受益証券の買戻しを求められる可能性があります。経営陣は、事業運営に必要な当面のおよび予測できる資金ならびに、必要な場合、買戻しに充てるためおよびより小規模な金額での取引を適切に反映する市場ポジションを実現するための流動性を十分に有していると信じています。ファンドがその義務を履行する能力を確実に有するよう、経営陣はかかる持高を継続的に監視しています。

受託会社は、原ファンドの1口当たり純資産価格の計算が停止した場合、管理会社と協議の上、受益証券の発行および買戻しならびにこれらの取引に関する支払いを停止することができます。受託会社は、当該停止が行われたか、解除された後、受益者に対して可能な限り速やかに通知するものとします。申込みの申請および買戻し通知書は、かかる停止の間に撤回することはできず、次の取引日に処理されます。ファンドのすべての受益者は、当該停止について書面によって速やかに通知され、当該停止の終了時において速やかに通知されるものとします。

為替リスク

ファンドは米ドル建てですが、米ドルクラス受益証券の価格は米ドル建てで決定され、円ヘッジクラス受益証券の価格は円建てで決定されます。ただし、ファンドはその資産の一部または全部を、他の通貨または価格が日本円以外もしくは米ドル以外の通貨を参照して決定される日本円以外もしくは米ドル以外の通貨建ての商品に投資することができます。ファンドの資産の価額は、日本円の為替相場のみならず、ファンドが投資している様々な現地の市場および通貨における投資対象の価格の変動に伴って変動します。

ファンドはまた、オプションおよび先渡し契約の活用により為替変動に対してヘッジを行うことができますが、そのようなヘッジ取引が効果的である保証はなく、またそのような技巧はコストおよび追加のリスクを伴います。

投資顧問会社は、ファンドの通貨エクスポージャーを日々監視しています。

注13 - 借入制限

管理会社および/またはその受任者は、ファンドの勘定で資金を借り入れることができます。ただし、かかる借入の結果、ファンドのためになされた借入総額残高が、かかる借入の直後に純資産総額の10%を超える場合には、資金の借入は行わないものとします。ただし、特殊な状況（ファンドが別のシリーズ・トラスト、投資ファンドまたはその他の種類の集団投資スキームと合併される場合を含みますが、これらに限られません。）においては、12ヶ月を超えない範囲で一時的にかかる制限を超過することができるものとします。

2025年12月31日に終了した年度において、借入は行われませんでした。

注14 - 契約義務および偶発債務

通常業務において、受託会社はファンドに代わって、様々な表明保証を含む契約を締結することができ、それらは一般補償を規定しています。一般補償は、かかる表明保証が真実でないという範囲において適用されるだけでなく、ファンドの管理事務代行会社、監査役または投資顧問会社といったファンドについて実施されたサービスに関する第三者からの要求についても補償され得ます。かかる取決めに基づく受託会社の最大のエクスポージャーについては、受託者に対してなされる未だ発生していない将来の要求の範囲においてのみエクスポージャーが発生することから、把握することができません。しかしながら、経験に基づき、受託会社は、損失リスクの隔離を図っています。

注15 - 後発事象

経営陣は、2026年5月19日（財務書類の発表日）までの後発事象のレビューを行いました。

2026年1月1日から2026年5月19日までの期間において、円ヘッジクラス受益証券について492,066米ドルの申込みおよび100,505米ドルの買戻しがありました。また、円ヘッジクラス受益証券について分配はありませんでした。

2026年1月1日から2026年5月19日までの期間において、米ドルクラス受益証券について14,455,433米ドルの申込みおよび16,018,142米ドルの買戻しがありました。また、米ドルクラス受益証券について分配はありませんでした。

その他ファンドに関して報告する重要な事項はありません。

[次へ](#)

TRP US CORE GROWTH EQUITY FUND
STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES
December 31, 2025

(Expressed in United States Dollar, unless otherwise indicated)

Assets:		
Investments in Underlying Fund, at fair value (cost of USD 145,963,245)	USD	209,475,181
Cash		7,828,319
Unrealized appreciation on forward foreign currency exchange contracts		510
Total assets		<u>217,304,010</u>
Liabilities:		
Payable for Units redeemed		4,454,819
Accrued distributor's fees		350,725
Unrealized depreciation on forward foreign currency exchange contracts		80,979
Accrued management fees		48,988
Accrued professional fees		48,747
Accrued custodian and sub-administrator's fees		32,516
Accrued agent company's fees		16,256
Accrued trustee fees		12,661
Accrued other expenses		30,079
Total liabilities		<u>5,075,770</u>
Net Assets Attributable to Unitholder	USD	<u>212,228,240</u>
Analysis of Net Assets:		
Paid in capital	USD	119,523,218
Cumulative net earnings and distributions		92,705,022
Net Assets Attributable to Unitholder	USD	<u>212,228,240</u>
Net Asset Value per Unit		
(JPY Hedged Class JPY 1,023,884,046 ÷ 52,514 Units outstanding)	JPY	19,497
(USD Class USD 205,696,076 ÷ 8,065,549 Units outstanding)	USD	<u>25.50</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

TRP US CORE GROWTH EQUITY FUND
STATEMENT OF OPERATIONS
For the Year Ended December 31, 2025
(Expressed in United States Dollar)

Investment Income:		
Interest Income	USD	106,849
Total Investment Income		<u>106,849</u>
Expenses:		
Distributor's fees		1,228,865
Management fees		529,357
Custodian and sub-administrator's fees		178,501
Agent company's fees		56,717
Professional fees		47,238
Trustee fees		28,358
Transfer agent fees		23,141
Other expenses		<u>(113,429)*</u>
Total Expenses		<u>1,978,748</u>
Net Investment Losses		<u>(1,871,899)</u>
Realized gains/(losses) and change in unrealized appreciation/(depreciation):		
Realized gains/(losses)		
Investments Sales of Underlying Fund		9,456,582
Foreign currency transactions and forward foreign currency exchange contracts		<u>(687,912)</u>
Net realized gains		<u>8,768,670</u>
Change in unrealized appreciation/(depreciation)		
Investments in Underlying Fund		23,614,402
Foreign currency translations and forward foreign currency exchange contracts		<u>195,908</u>
Net change in unrealized appreciation		<u>23,810,310</u>
Net realized and change in unrealized gains and appreciation		<u>32,578,980</u>
Net increase in net assets resulting from operations	USD	<u>30,707,081</u>

* Includes reversal of previously accrued expenses.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

TRP US CORE GROWTH EQUITY FUND
STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS
For the Year Ended December 31, 2025
(Expressed in United States Dollar)

Increase (Decrease) in Net Assets from:

Operations:

Net investment losses	USD	(1,871,899)
Net realized gains		8,768,670
Net change in unrealized appreciation		<u>23,810,310</u>
Net increase in net assets resulting from operations		<u>30,707,081</u>

Capital Transactions:

Units issued		
JPY Hedged Class (25,138 Units)		3,141,719
USD Class (2,207,720 Units)		<u>50,648,967</u>
Units redeemed		
JPY Hedged Class (35,175 Units)		(4,344,674)
USD Class (1,643,683 Units)		<u>(38,518,515)</u>
Net increase in net assets resulting from capital transactions		<u>10,927,497</u>

Total Increase in Net Assets 41,634,578

Net Assets:

Beginning of year		<u>170,593,662</u>
End of year	USD	<u><u>212,228,240</u></u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

TRP US CORE GROWTH EQUITY FUND
STATEMENT OF CASH FLOWS
For the Year Ended December 31, 2025
(Expressed in United States Dollar)

Cash flows from operating activities:		
Net increase in net assets resulting from operations	USD	30,707,081
Adjustments to reconcile the net increase in net assets resulting from operations to net cash used in operating activities:		
Purchase of investments		(31,688,000)
Proceeds from sale and maturity of investments		24,285,000
Realized gains on investments in securities		(9,456,582)
Change in unrealized appreciation on investments		(23,614,402)
Change in unrealized appreciation on forward foreign currency exchange contracts		(199,657)
Change in assets and liabilities related to operations:		
Increase in accrued agent company's fees		3,432
Increase in accrued custodian and sub-administrator's fees		6,327
Increase in accrued distributor's fees		72,872
Increase in accrued management fees		8,227
Decrease in accrued professional fees		(8,360)
Decrease in accrued trustee fees		(1,114)
Decrease in accrued other expenses		(175,429)
Net cash used in operating activities		(10,059,605)
Cash flows provided by financing activities:		
Proceeds from Units issued		53,790,686
Payments on Units redeemed		(38,845,267)
Net cash provided by financing activities		14,945,419
Net increase in cash and foreign currency		4,885,814
Cash and foreign currency at beginning of year		2,942,505
Cash and foreign currency at end of year	USD	7,828,319

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

TRP US CORE GROWTH EQUITY FUND
FINANCIAL HIGHLIGHTS
For the Year Ended December 31, 2025
Selected Per Unit Data and Ratios
(Expressed in United States Dollar, unless otherwise indicated)

	JPY Hedged Class For the Year Ended December 31, 2025		USD Class For the Year Ended December 31, 2025	
Net Asset Value, beginning of year	JPY	17,449	USD	21.82
Net investment losses ⁽¹⁾		(288)		(0.22)
Net realized and unrealized gains		2,336		3.90
Net increase in net assets resulting from operations		2,048		3.68
Net Asset Value, end of year	JPY	19,497	USD	25.50
Total return		11.74%		16.87%
Ratios/Supplemental data:				
Net assets end of year ('000's)	JPY	1,023,884	USD	205,696
Ratio of expenses to average net assets		1.66%		1.02%
Ratio of net investment losses to average net assets		(1.61)%		(0.96)%

⁽¹⁾ Calculated using average Units outstanding for the year.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

TRP US CORE GROWTH EQUITY FUND
PORTFOLIO OF INVESTMENTS
December 31, 2025
(Expressed in United States Dollar)

Currency	Number of Shares	Security Description	% of Net Assets	Fair Value
		INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (98.7%)		
		LUXEMBOURG (98.7%)		
		EQUITY FUND (98.7%)		
USD	4,702,024	T Rowe Price Funds SICAV - US Blue Chip Equity Fund Class I*	98.7%	USD 209,475,181
		TOTAL LUXEMBOURG (Cost USD 146,963,245)		209,475,181
		TOTAL INVESTMENT IN UNDERLYING FUND		209,475,181
		TOTAL INVESTMENTS (Cost USD 146,963,245)	98.7%	USD 209,475,181
		CASH AND OTHER ASSETS IN EXCESS OF LIABILITIES	1.3	2,753,059
		NET ASSETS	100.0%	USD 212,228,240

* There are four investments held by the Investment Company for which the Fund's proportional exposure to the issuer exceeds 5 percent of net assets as of December 31, 2025. Investments are presented in table below.

Currency	Shares	Security Description	% of Net Assets	Fair Value
USD	71,426	Amazon.com, Inc.	7.8%	USD 16,563,005
USD	68,908	Apple, Inc.	8.9%	USD 18,815,996
USD	41,179	Microsoft Corp.	9.4%	USD 20,016,187
USD	106,918	Nvidia Corp.	9.5%	USD 20,166,805

Fund Level Forward Foreign Currency Exchange Contracts

Buy	Counterparty	Notional Amount	Settlement Date	Sell	Notional Amount	Unrealized Appreciation	Unrealized Depreciation	Net Unrealized Appreciation/Depreciation
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	1,370,867	01/05/2026	USD	(8,744)	USD 2	USD -	2
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	337,372,049	01/05/2026	USD	(2,151,854)	508	USD -	508
					USD	510	USD -	510

JPY Hedged Class Forward Foreign Currency Exchange Contracts

Buy	Counterparty	Notional Amount	Settlement Date	Sell	Notional Amount	Unrealized Appreciation	Unrealized Depreciation	Net Unrealized Appreciation/Depreciation
JPY	CRI PB	1,327,819,708	01/29/2026	USD	(8,569,636)	USD -	USD (79,734)	USD (79,734)
JPY	CRI PB	6,646,510	01/29/2026	USD	(42,915)	-	(419)	(419)
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	2,156,289	01/29/2026	JPY	(337,372,049)	-	(823)	(823)
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	8,762	01/29/2026	JPY	(1,370,867)	-	(3)	(3)
					USD	-	USD (80,979)	USD (80,979)

Currency legend

JPY	Japanese Yen
USD	United States Dollar

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

TRP US CORE GROWTH EQUITY FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS
For the Year Ended December 31, 2025

1. ORGANIZATION

TRP US Core Growth Equity Fund (the "Fund") is a series trust of the Amova Offshore Funds (formerly Nikko AM Offshore Funds), an open-ended unit trust established by a supplemental trust deed dated May 14, 2018 (the "Supplemental Trust Deed"), under the laws of the Cayman Islands. Amova Offshore Funds was established by a master trust deed dated October 15, 2012 (the "Master Trust Deed"), under the laws of the Cayman Islands and is licensed with the Cayman Islands Monetary Authority pursuant to section 4(1)(a) of the Mutual Funds Law (2009 Revision). The Fund commenced operations on June 28, 2018.

The Fund's assets are managed on a day-to-day basis by Amova AM Global Cayman Limited (the "Manager") (formerly Nikko AM Global Cayman Limited). The Manager delegates investment management duties to Amova Asset Management Co., Ltd., (the "Investment Manager") (formerly Nikko Asset Management Co. Ltd). The Investment Manager may delegate responsibility for the management of the investment and re-investment of certain parts of the Fund's investment portfolio to other investment managers. The administration of the Fund is delegated to Brown Brothers Harriman & Co. (the "Custodian" and "Sub-Administrator"), a limited partnership organized under the laws of the State of New York.

Effective September 1, 2025, the Nikko Asset Management group was renamed and rebranded as Amova Asset Management. On such date, Nikko AM Offshore Funds changed its name to Amova Offshore Funds, Nikko AM Global Cayman Limited changed its name to Amova AM Global Cayman Limited and Nikko Asset Management Co., Ltd changed its name to Amova Asset Management Co., Ltd.

The investment objective of the Fund is to achieve growth in the value of units over the long term by investing into a fund, which invests mainly in a diversified portfolio of stocks of large and medium sized "blue chip" companies in the United States.

Under the terms of the Supplemental Trust Deed and the Master Trust Deed, CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the "Trustee" and the "Administrator") is named as Trustee of the Fund.

The Manager appointed Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd to act as Agent Company (the "Agent Company") and to act as Distributor (the "Distributor") of Units in Japan.

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Fund is an Investment Company that follows the accounting and reporting guidance in FASB Accounting Standards Codification 946.

Use of Estimates

The accompanying financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America ("U.S. GAAP"). The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires the Fund's management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosures of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of revenues and expenses during the reporting period. Actual results, including the ultimate amount realized upon the sale of fair valued investments, could differ from those estimates and such differences may be significant.

Basis of Accounting

Security and contractual transactions are recorded on a trade/contract-date basis. Interest income is recorded on an effective yield basis, net of any applicable withholding tax. Interest expense and other expenses are recorded on an accrual basis. Realized gains and losses from security transactions are computed on the basis of the average cost of the securities sold or covered. Changes in the valuation of investments are recorded in the Statement of Operations as unrealized appreciation or depreciation.

Valuation of Investments

Investments in other investment companies ("hedge funds") are valued on the basis of the Net Asset Value ("NAV") per share as reported by the administrators of those entities at the measurement date based upon policies and procedures adopted by the Fund. In cases where the Fund could in the normal course of business redeem its underlying investment, such investments are generally valued at the net asset valuations provided by the administrators of those entities.

In cases where the Fund is unable to redeem its underlying investment, such investments in portfolio funds are also valued at the net asset valuations provided by the administrators of those entities, provided that the underlying portfolio funds have calculated their net asset valuations in accordance with accounting measurement guidance which is applicable to investment companies e.g. investments within such underlying investment companies have been fair valued in accordance

TRP US CORE GROWTH EQUITY FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended December 31, 2025

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Valuation of Investments (continued)

with applicable U.S. GAAP, unless the Investment Manager determines that such a valuation would not be the most appropriate indicator of fair value, in which case the investment would be fair valued by the Investment Manager.

In accordance with the authoritative guidance on fair value measurements and disclosures under U.S. GAAP, the Fund discloses the fair value of its investments in a hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure the fair value. The hierarchy gives the highest priority to valuations based upon unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1 measurement) and the lowest priority to valuations based upon unobservable inputs that are significant to the valuation (Level 3 measurements). The guidance establishes three levels of the fair value hierarchy as follows:

- Level 1 – Inputs that reflect unadjusted quoted prices in active markets for identical investments that the Fund has the ability to access at the measurement date;
- Level 2 – Inputs other than quoted prices that are significant and observable for the asset or liability either directly or indirectly, including inputs in markets that are not considered to be active;
- Level 3 – Inputs that are significant and unobservable.

Inputs are used in applying the various valuation techniques and broadly refer to the assumptions that market participants use to make valuation decisions, including assumptions about risk. Inputs may include price information, specific and broad credit data, liquidity statistics, and other factors. A financial instrument's level within the fair value hierarchy is based upon the lowest level of any input that is significant to the fair value measurement. However, the determination of what constitutes "observable" requires significant judgment by the Investment Manager. The Investment Manager considers observable data to be market data which is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market. The categorization of a financial instrument within the hierarchy is based upon the pricing transparency of the instrument and does not necessarily correspond to the Investment Manager's perceived risk of that instrument.

Investments whose values are based on the quoted market prices in active markets, and therefore classified within Level 1, would include actively traded equities, certain U.S. government and sovereign obligations, and certain money market securities. The Investment Manager would not adjust the quoted price for such instruments, even in situations where the Fund held a large position and a sale could reasonably impact the quoted price.

Investments that trade in markets that are not considered to be active, but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2. These include investment-grade debt securities, short-term investments and forward foreign currency exchange contracts. As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information.

Investments classified within Level 3 have significant unobservable inputs, as they would trade infrequently. Level 3 instruments would include asset-backed securities and collateralized mortgage obligations. As observable prices are not available for those securities, the Fund would use valuation techniques to derive the fair value.

The inputs or methodology used for valuing securities are not necessarily an indication of the risk associated with investing in those securities.

In accordance with ASU 2015-07, the Fund's investment in other investment companies has not been categorized in the fair value hierarchy nor in a roll forward of investment activity.

TRP US CORE GROWTH EQUITY FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended December 31, 2025

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Valuation of Investments (continued)

The following table presents the financial instruments carried on the Statement of Assets and Liabilities by caption and by level within the valuation hierarchy as of December 31, 2025. Further classifications of the financial instruments are presented in the Portfolio of Investments.

Assets at Fair Value		Level 1		Level 2		Level 3		Fair Value at December 31, 2025	
Forward Foreign Currency									
Exchange Contracts	USD	-	USD	510	USD	-	USD	510	
Total	USD	-	USD	510	USD	-	USD	510	

Liabilities at Fair Value		Level 1		Level 2		Level 3		Fair Value at December 31, 2025	
Forward Foreign Currency									
Exchange Contracts	USD	-	USD	(80,979)	USD	-	USD	(80,979)	
Total	USD	-	USD	(80,979)	USD	-	USD	(80,979)	

During the year ended December 31, 2025, there were no transfers in or out of Level 3. The Fund's policy is to determine leveling and assess all transfers as at a year end date.

Foreign Currency Translation

Assets and liabilities held in currencies other than United States Dollar ("USD" or the "Functional Currency") are translated to the Functional Currency at the rate of exchange prevailing at the financial statement date. Income and expenses are translated at the rate of exchange prevailing at the date on which the income or expense is incurred. Realized and unrealized gains and losses arising on foreign currency transactions are included in the Statement of Operations in the period in which they occur.

The Fund does not isolate that portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realized and unrealized gain or loss from investments.

Income Taxes

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, withholding, capital gains or other taxes payable by the Fund. In certain jurisdictions other than the Cayman Islands, foreign taxes may be withheld at source on dividends and interest received by the Fund. Capital gains derived by the Fund in such jurisdictions generally will be exempt from foreign income or withholding taxes at source. The Fund intends to conduct its affairs such that it will not be subject to income tax in any jurisdiction. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements. Unitholders may be taxed on their proportionate share of the Fund's tax basis income based on their individual circumstances.

The Fund follows the authoritative guidance on accounting for and disclosure of uncertainty in tax positions (Financial Accounting Standards Board ("FASB") - Accounting Standards Codification 740), which requires the Manager to determine whether a tax position of the Fund is more likely than not to be sustained upon examination by the applicable taxing authority, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position. For tax positions meeting the more likely than not threshold, the tax benefit recognized in the financial statements is reduced by the largest benefit that has a greater than fifty percent likelihood of being realized upon ultimate settlement with the relevant taxing authority. The Manager has determined that there is minimal or no effect on the financial statements being under this authoritative guidance.

Forward Foreign Currency Exchange Contracts

The Fund may enter into forward foreign currency exchange contracts to hedge against foreign currency exchange rate risks on all or a portion of non-USD denominated investments or for efficient portfolio management purposes. When entering into a forward foreign currency exchange contract, the Fund agrees to receive or deliver a fixed quantity of foreign currency for an agreed-upon price on an agreed future date. These contracts are valued daily, and the Fund's net equity therein, representing unrealized appreciation/(depreciation) on the contracts as measured by the difference between the forward foreign currency exchange rates at the dates of entry into the contracts and the forward rates at the reporting date, is included in the Statement of Assets and Liabilities. Realized and unrealized gains and losses are included in the Statement of Operations.

TRP US CORE GROWTH EQUITY FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended December 31, 2025

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Forward Foreign Currency Exchange Contracts (continued)

These instruments involve market risk, credit risk, or both kinds of risks, in excess of the amount recognized in the Statement of Assets and Liabilities. Risks arise from the possible inability of counterparties to meet the terms of their contracts and from movement in currency and securities values and interest rates. In addition to the Class level hedging, the Fund had realized loss of USD 1,163 on 2 forward foreign currency exchange contracts during the year with an average notional of USD 72,193 and an average term to maturity of 17 days. The Fund also had realized loss of USD 687,003 on 40 forward foreign currency exchange contracts held at the JPY Hedged Class level during the year with an average notional of USD 5,481,354 and an average term to maturity of 30 days.

Cash and Foreign Currency

Cash and foreign currency comprises all currency held with Brown Brothers Harriman & Co., and overnight and other short term placements with other financial institutions.

3. INVESTMENT IN THE UNDERLYING FUND

The Fund shall primarily invest in shares of US Blue Chip Equity Fund (the "Underlying Fund"), a sub-fund of T. Rowe Price Funds SICAV, a société d'investissement à capital variable ("SICAV") established under the laws of Luxembourg. The SICAV qualifies as an Undertaking for Collective Investment in Transferable Securities ("UCITS") under Part 1 of the Luxembourg law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment (the "2010 Law") and is registered on the official list of collective investment undertakings maintained by the Commission de Surveillance du Secteur Financier ("CSSF").

The objective of the Underlying Fund is to increase the value of its shares, over the long term through growth in the value of its investments, by investing mainly in a diversified portfolio of stocks of large and medium sized "blue chip" companies in the United States.

Specifically, the Underlying Fund invests primarily in equity and equity-related securities of companies that are either incorporated in the United States of America or conduct most of their business there, that have a market capitalization equal to or greater than the companies in the Russell Mid-cap Index or S&P Mid-cap 400 Index, and that have a leading market position, seasoned management and strong financial fundamentals. Types of securities may include common stocks, preferred stocks, warrants, American Depository Receipts ("ADRs"), European Depository Receipts ("EDRs") and Global Depository Receipts ("GDRs").

In seeking to achieve the Underlying Fund's objective the Underlying Fund may also invest, on an ancillary basis, in other eligible securities as described in its prospectus, this may include eligible securities from other countries, to more than a limited extent.

The Underlying Fund may use derivatives for hedging and efficient portfolio management.

The Underlying Fund's financial statements are prepared under generally accepted accounting principles in Luxembourg and the accounting policies of the Underlying Funds are substantially consistent with those of the Fund. Units of the Underlying Fund may be redeemed on each Business Day.

4. UNITS

The net assets of the Fund are divided into JPY Hedged Class Units and USD Class Units. The Units are denominated in Japanese Yen and United States Dollar. JPY Class Units and USD Class Units are available to an eligible investor who is any person, corporation or entity which is not (i) a "US Investor" (as defined below); (ii) a person or entity resident or domiciled in the Cayman Islands (excluding any object of a charitable trust or power or an exempted or non-resident Cayman Islands company); (iii) unable to subscribe for or hold Units without violating applicable laws; and (iv) a custodian, nominee, or trustee for any person, corporation or entity described in (i) to (iii) above, or such other persons, corporations or entities as determined from time to time by the Manager, with the approval of the Trustee.

While all or substantially all of the assets of the Fund may be held in U.S. Dollars, it is intended for the Fund to enter into hedging arrangements for the benefit of JPY Hedged Class Units, which are denominated in Japanese Yen. Those arrangements will be to hedge against adverse movements of the currency of denomination of the investments in the Series Trust relative to Yen. Any profits, gains, losses, costs, income and expenditure associated with such hedging arrangements will be borne by JPY Hedged Class Units.

TRP US CORE GROWTH EQUITY FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended December 31, 2025

4. UNITS (continued)

For the year ended December 31, 2025, the notional exposure on the JPY Hedged Class forward currency exchange contracts approximated the average net assets for JPY Hedged Class being net long JPY and short USD. Open contracts at year end are disclosed in the Portfolio of Investments.

The Manager may determine to issue one or more classes of Units of the Fund without prior notice to or written consent of the Unitholders.

All of the net assets attributable to JPY Hedged Class Units and USD Class Units are held by one Unitholder.

	JPY Hedged Class		USD Class		Total Fund
Balance at December 31, 2024	USD	6,944,829	USD	163,648,833	USD 170,593,662
Subscriptions during the year		3,141,719		50,648,967	53,790,686
Redemptions during the year		(4,344,674)		(38,518,515)	(42,863,189)
Net increase in net assets resulting from operations		790,290		29,916,791	30,707,081
Net Assets at December 31, 2025	USD	6,532,164	USD	205,696,076	USD 212,228,240
Number of Units in Issue at December 31, 2024		62,551		7,501,512	7,564,063
Units issued during the year		25,138		2,207,720	2,232,858
Units redeemed during the year		(35,175)		(1,643,683)	(1,678,858)
Number of Units in Issue at December 31, 2025		52,514		8,065,549	8,118,063
Net Asset Value per Unit at December 31, 2025	USD	124.39	USD	25.50	

Subscriptions for Units

USD Class Units were subscribed for by Eligible Investors during the Initial Offer Period at the initial purchase price of USD 10.00 per Unit. JPY Hedged Class Units were subscribed for by Eligible Investors during the Initial Offer Period at the initial purchase price of JPY 10,000 per Unit. The Initial Offer Period commenced on June 18, 2018 and ended on June 27, 2018. In addition to the subscription price, the applicant shall pay a sales charge calculated at up to 3% (excluding any tax applicable) of the purchase price, to the Distributor. There were no sales charges paid during the year ended December 31, 2025.

During the Initial Offer Period, the minimum subscription for USD Class Units per subscriber was 10 Units or more, and in multiples of 1 Unit thereafter. During the Initial Offer Period, the minimum initial subscription for JPY Hedged Class Units per subscriber was 1 Unit or more, and in multiples of 1 Units thereafter.

On and after the Initial Closing Day, the minimum subscription for USD Class Units per Unitholder is either 10 Units or more, and in multiples of 0.001 Units thereafter or USD 100, and in multiples of USD 0.01 thereafter. On and after the Initial Closing Day, the minimum subscription for JPY Hedged Class Units per Unitholder is either 1 Unit or more, and in multiples of 0.001 Units thereafter or JPY 10,000 and in multiples of JPY 1 thereafter.

The Manager may waive or change the minimum initial and additional subscription amounts set forth above in its sole discretion from time to time.

Unit Redemptions

The Fund recognizes redemptions in accordance with the authoritative guidance on distinguishing liabilities from equity. Redemptions, whether expressed as United States Dollar, Japanese Yen or Units, are recognized as liabilities when each of the Japanese Yen and United States Dollar Unit amounts requested in the redemption notice becomes fixed, which generally may occur either at the time of the receipt of the notice, or on the last day of a fiscal year, depending on the nature of the request. As a result, redemptions paid after the end of the year, but based upon year end net assets are reflected as redemptions payable at December 31, 2025. There were USD 4,454,819 of redemptions payable as at December 31, 2025, included as Payable for Units redeemed in the Statement of Assets and Liabilities.

Repurchase of Units

Units may be repurchased at the option of Unitholders on each Repurchase Day (means each Valuation Day, or such other day or days as the Manager may from time to time determine in respect of the Series Trust).

Unitholders wishing to have Units repurchased must send a completed Repurchase Notice to the Distributor so as to be received by the Distributor no later than 3:00 p.m. (Tokyo time) on the relevant Repurchase Day. The Distributor will send the completed Repurchase Notices to the Sub-Administrator by no later than 6:00 p.m. (Tokyo time) on the relevant Repurchase Day or by such other time as the Sub-Administrator may in any particular case determine.

TRP US CORE GROWTH EQUITY FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended December 31, 2025

4. UNITS (continued)

Repurchase of Units (continued)

If the relevant Repurchase Notice is not received by the Sub-Administrator by the relevant time, the Repurchase Notice will be held over until the next Repurchase Day and Units will then be redeemed at the relevant repurchase price applicable on that Repurchase Day. In the event either the day after the relevant Dealing Day or the day falling two days after the relevant Dealing Day is a day on which banks or stock exchanges in Japan are not open for normal business, any Repurchase Notice received on such Dealing Day, shall not be accepted and instead, will be accepted on the next Dealing Day.

A Repurchase Notice, once given, is irrevocable.

Compulsory Redemption

In the event that the Trustee or the Manager shall determine that any Units of any class of a Fund are being held by or for the benefit of a person who is not an Eligible Investor for such Fund or that such holding would cause the Trust or the Fund to be required to register, be subject to tax or violate the laws of any jurisdiction, or if the Trustee or the Manager has reason to doubt the legitimacy of the source of monies used to fund the subscription or purchase of such Units, or for whatever reason (which may not be disclosed by the Trustee or the Manager to Unitholders) that the Trustee or the Manager considers appropriate at its absolute discretion having regard to the interests of the Unitholders of the relevant Class or the Unitholders of the Fund as a whole, then the Manager, after consultation with the Trustee, may direct the holder thereof to sell (subject to the provisions described below in the section headed "Transfer of Units") such Units within 10 days and provide to the Trustee and the Manager evidence of such sale, failing which the Manager may redeem such Units.

Termination of the Fund

Upon termination, the Manager will realize all the assets of the Fund, and after paying out or retaining adequate provision for all liabilities properly payable and retaining provision for the costs of the termination, the Trustee shall distribute the proceeds of that realization to the Unitholders proportionately to their respective interests in the Fund as of the date of termination of the Fund.

Distributions to Unitholders

The Manager may, in its sole discretion, declare distributions and no guarantee is made that these will take place. Distribution will be declared annually on each Distribution Record Date and calculated on each Ex-Distribution Date. Distribution Period is a period commencing from the calendar day following the preceding Distribution Record Date and ending on and including the Distribution Record Date. The distributions will be paid on the relevant Distribution Payment Date, provided that such amount (if any) declared with respect to the relevant Class of Units in respect of the applicable Distribution Period shall only be paid out of the Fund's net income, realized and unrealized capital gains and any distributable funds of the Fund attributable to such Class of Units as determined by the Manager.

The declaration of distributions to Unitholders reduces the Class Level Net Asset Value per Unit without any corresponding change in the number of Class Level Units per Unitholder. This results in a Unitholder's overall investment in the Fund being reduced. In addition, any distributions during a Distribution Period which are in excess of the Fund's net increase in net assets resulting from operations results in a portion of the distribution being return of capital.

The amount of distributions, if any, will be determined by the Manager in its sole discretion, and no representation or guarantee is made that a distribution will be made in respect of each or any Distribution Period.

Capitalization

The Net Asset Value per Unit is calculated for each Dealing Day (each Valuation Day, or such other day or days as the Manager may from time to time determine in respect of the Fund), by dividing the difference in value between the Fund's assets and liabilities (including accrued fees and expenses of the Fund) by the number of Units outstanding.

The Trust Deed stipulates that the number of Units to be issued in the Fund shall be unlimited as the Manager shall determine and shall be without par value.

5. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS

Accounting Standard Codification (ASC) 815-10-50 requires disclosures about derivative instruments and hedging activities. It requires that the Fund disclose: a) how and why an entity uses derivative instruments, b) how derivative instruments and related hedged items are accounted for and c) how derivative instruments and related hedged items affect an entity's financial position, financial performance and cash flows.

TRP US CORE GROWTH EQUITY FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended December 31, 2025

5. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

The Fund transacts forward derivative instruments primarily for hedging purposes with each instrument's primary risk exposure being foreign exchange risk. The forward foreign currency exchange contracts held by the Fund do not qualify as hedges for accounting purposes under the requirements of ASC 815. The fair value of these derivative instruments is included in the Statement of Assets and Liabilities with changes in fair value reflected as realized gains/(losses) or net change in unrealized appreciation/(depreciation) on derivatives within the Statement of Operations (Note 2).

The Fund may enter into an International Swaps and Derivative Association, Inc. Master Agreement ("ISDA Master Agreement") with its counterparties in order to mitigate counterparty risk. The ISDA Master Agreement is typically negotiated by the Fund and its counterparties, containing the bi-lateral terms and conditions for all subsequent derivative transactions. The ISDA Master Agreement allows for the netting of all amounts owed to or due from counterparty into a single net payment if a credit event or default should occur.

The Fund has elected to not offset fair value receivables and payables for derivative contracts on the face of the Statement of Assets and Liabilities.

At December 31, 2025 the Fund had entered into the following derivative assets by counterparty net of amounts available for offset under a Master Netting Agreement ("MNA") and net of any collateral received by the Fund:

Counterparty	Derivative Assets		Derivatives		Non-cash		Cash		Net Amount of Derivative Assets ¹
	Subject to a MNA	Available for Offset	Collateral Received	Collateral Received	Collateral Received	Collateral Received	Collateral Received		
Brown Brothers Harriman & Co.	USD	510	USD	(510)	USD	-	USD	-	-
Total	USD	510	USD	(510)	USD	-	USD	-	-

At December 31, 2025 the Fund had entered into the following derivative liabilities by counterparty net of amounts available for offset under a MNA and net of any collateral pledged by the Fund:

Counterparty	Derivative Liabilities		Derivatives		Non-cash		Cash		Net Amount of Derivative Liabilities ¹
	Subject to a MNA	Available for Offset	Collateral Pledged	Collateral Pledged	Collateral Pledged	Collateral Pledged	Collateral Pledged		
Brown Brothers Harriman & Co.	USD	826	USD	(510)	USD	-	USD	-	316
Citi PB		80,153		-		-		-	80,153
Total	USD	80,979	USD	(510)	USD	-	USD	-	80,469

¹Net amount equals the net amount receivable/payable from the counterparty in the event of default.

At December 31, 2025 the Fund had entered into the following derivatives:

Derivatives Not Accounted for as Hedging Instruments	Asset Derivatives		Liability Derivatives			
	Statement of Assets and Liabilities Location	Fair Value	Statement of Assets and Liabilities Location	Fair Value		
Forward foreign currency exchange contracts (Currency Risk)	Unrealized appreciation on forward foreign currency exchange contracts	USD	510	Unrealized depreciation on forward foreign currency exchange contracts	USD	80,979

The effect of derivative instruments on the Statement of Operations for the year ended December 31, 2025:

Derivatives Not Accounted for as Hedging Instruments	Location of Gain or (Loss) on Derivatives	Realized Gain or (Loss) on Derivatives	Change in Unrealized Appreciation or (Depreciation) on Derivatives	
Forward foreign currency exchange contracts (Currency Risk)	Net realized loss on forward foreign currency exchange contracts; change in unrealized appreciation on forward foreign currency exchange contracts	USD	(688,166) USD	199,657

TRP US CORE GROWTH EQUITY FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended December 31, 2025

6. MANAGEMENT FEES

The Manager receives out of the assets of the Fund a management fee of a total of up to 0.28% per annum (0.03% per annum in respect of the fee for the Manager and 0.25% per annum for the portion of the Net Asset Value up to USD 250 million, 0.24% per annum for the portion of the Net Asset Value over USD 250 million up to USD 500 million and 0.22% per annum for the portion of the Net Asset Value over USD 500 million in respect of fee for the Investment Manager) of the Net Asset Value accrued on, and calculated as at, each Valuation Day and payable monthly in arrears. In addition, the Manager is also entitled to be reimbursed out of the assets of the Fund for any expenses incurred by it in the proper performance of its powers and duties as permitted under the Master Trust Deed.

During the year ended December 31, 2025, the Manager earned fees of USD 529,357, of which USD 48,988 is still outstanding as of December 31, 2025.

The Manager will pay the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager will be responsible for paying the fees of any of its delegates or other parties appointed by the Investment Manager to perform its functions in respect of the Fund; provided, however, the Investment Manager may charge a transaction fee on the subscriptions and redemptions of shares of the Underlying Fund.

7. CUSTODIAN AND SUB-ADMINISTRATOR'S FEES

The Fund has a custody and accounting agreement with Brown Brothers Harriman & Co. (the "Custodian" and "Sub-Administrator") for which the Custodian receives a fee calculated and paid monthly based on total assets and transaction volume.

The Custodian and Sub-Administrator receives out of the assets of the Fund an administration fee (including transfer agent fee) on the Net Asset Value accrued on, and calculated as at, each Valuation Day at the following annual rate:

- 0.07% up to (and including) USD 250 million;
- 0.06% up to (and including) USD 500 million;
- 0.05% over USD 500 million.

Such administration fee is payable monthly in arrears, and subject to the minimum annual fee of USD 60,000. The Sub-Administrator is also entitled to receive out of the assets of the Fund fees for currency administration and execution services at the rate of 0.05% per annum of the Net Asset Value of the relevant Unit Class, subject to the minimum annual fee of USD 50,000. In addition, the Custodian and Sub-Administrator is also entitled to receive customary safekeeping fees and transaction charges. All out-of-pocket expenses of the Custodian and Sub-Administrator shall also be borne by the Fund. During the year ended December 31, 2025, the Custodian and Sub-Administrator earned fees of USD 178,501, of which USD 32,516 is still outstanding as of December 31, 2025.

8. TRUSTEE FEES

The Trustee receives out of the assets of the Fund a combined fee at the rate of 0.015% per annum of the Net Asset Value accrued on, and calculated as at, each Valuation Day and payable quarterly in arrears, subject to a minimum annual fee of USD 15,000. During the year ended December 31, 2025, the Trustee earned fees of USD 28,358, of which USD 12,661 is still outstanding as of December 31, 2025.

9. AGENT COMPANY'S FEES

The Agent Company receives out of the assets of the Fund a fee at the rate of 0.03% per annum of the Net Asset Value accrued on, and calculated as at, each Valuation Day and payable quarterly in arrears. During the year ended December 31, 2025, the Agent earned fees of USD 56,717, of which USD 16,256 is still outstanding as of December 31, 2025.

10. DISTRIBUTOR'S FEES

The Distributor receives out of the assets of the Fund a fee at the rate of 0.65% per annum of the Net Asset Value accrued on, and calculated as at, each Valuation Day and payable quarterly in arrears. During the year ended December 31, 2025, the Distributors earned fees of USD 1,228,865, of which USD 350,725 is still outstanding as of December 31, 2025.

TRP US CORE GROWTH EQUITY FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended December 31, 2025

11. OTHER FEES AND EXPENSES

The Administrator receives USD 1,500 per annum for FATCA / CRS compliance services.

The Underlying Fund receives out of the assets of the Underlying Fund, a fee at the rate of 0.65% per annum of the Net Asset Value of the Underlying Fund.

12. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The Fund's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (including price risk, interest rate risk, and currency risk), credit risk and liquidity risk.

Market Risk

All investments present a risk of loss of capital. The Investment Manager moderates this risk through a careful selection of securities and other financial instruments.

The Fund's investment management process is described in Note 1. The primary determinant of the Fund's ability to meet its objective of mid to long term capital appreciation while earning income is dependent on the performance of the investment in the Underlying Fund. The Fund's overall market positions are monitored on a daily basis by the Fund's Investment Manager.

The values of the Fund's investments are affected by a number of factors, including but not limited to, changes in the wider economy, financial and currency markets, foreign currency exchange rates and interest rate movements. The Fund enters into forward contracts which to varying degrees represent a market risk in excess of the amount reflected on the Fund's Statement of Assets and Liabilities. The notional amount of the forward contract represents the extent of the Fund's participation in these financial instruments. Market risks associated with such forward contracts arise due to the possible movements in foreign currency exchange rates underlying these instruments.

Other market and credit risks include the possibility that there may be an illiquid market for the contracts, that the change in the value of the contract may not directly correlate with changes in the value of the underlying currencies or that the counterparty to a forward contract defaults on its obligation to perform under the terms of the contract. The Fund's exposure to loss due to counterparty non-performance on open futures, forward foreign currency exchange, swap and options contracts is limited to the unrealized appreciation inherent in such financial instruments which are recognized in the Statement of Assets and Liabilities.

Credit Risk

Credit risk represents the potential loss that the Fund would incur if the counterparties, failed to perform pursuant to the terms of their obligations to the Fund. For exchange-traded contracts, the exchange acts as the counterparty to specific transactions and, therefore, bears the risk of delivery to and from counterparties of specific positions. The Fund's management does not consider that credit risk related to open derivative contracts will have material adverse effect on the financial condition of the Fund.

Although the Manager monitors the Custodian and believes it to be an appropriate custodian, there is no guarantee that this or any custodian that the Fund may use from time to time, will not become insolvent, which could lead to losses for the Fund.

While both the U.S. Bankruptcy Code and the Securities Investor Protection Act of 1970 seek to protect customer property in the event of a failure, insolvency or liquidation of an institution, there is no certainty that, in the event of a failure of an institution that has custody of Fund assets, the Fund would not incur losses due to its assets being unavailable for a period of time, ultimately less than full recovery of its assets, or both. Because all of the Fund's cash is in custody with a single institution, such losses could be significant and could materially impair the ability of the Fund to achieve its investment objective. The Fund is subject to credit risk to the extent that this institution may be unable to fulfill its obligations to repay amounts owed.

Liquidity Risk

Investors should be aware that the value of Units might fall as well as rise. Investment in the Fund involves a degree of risk, there can be no assurance that the Fund's investment objective will be achieved.

The Fund is exposed to daily repurchase of its Units but management believes that the Fund has sufficient resources to meet the present and foreseeable needs of its business operations and, if necessary, the liquidity to fund repurchases and achieve a market position appropriately reflecting a smaller capital base. This position is monitored continually by management to ensure that the Fund has the ability to meet its obligations.

TRP US CORE GROWTH EQUITY FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended December 31, 2025

12. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

Liquidity Risk (continued)

The Trustee, after consultation with the Manager, may suspend the issuance and repurchase of units and payments in respect of such transactions in any circumstances where the calculation of the Underlying Fund's Net Asset Value per unit is suspended. The Trustee will inform unitholders of such a suspension as soon as practicable after it is imposed or lifted. Subscription applications and repurchase notices cannot be withdrawn during such suspension and will be processed for the next Dealing date. All Unitholders of the Fund will be promptly notified in writing of any such suspension and will be promptly notified upon termination of such suspension.

Currency Risk

The Unit price of USD Class Units is determined in USD, and the Unit price of JPY Hedged Class Units is determined in Japanese Yen while the Fund is denominated in U.S. dollars. The Fund, however, may invest a portion, or all of, its assets in other currencies, or in instruments denominated in non-Japanese Yen or non-US Dollar currencies, the prices of which will be determined with reference to such non-Japanese Yen or non-US Dollar currencies. The value of the Fund's assets will fluctuate with Japanese Yen exchange rates as well as the price changes of its investments in the various local markets and currencies.

The Fund also may utilize options and forward contracts to hedge against currency fluctuations, but there can be no assurance that such hedging transactions will be effective, and such techniques entail costs and additional risks.

The Investment Manager monitors the Fund's currency exposure on a daily basis.

13. BORROWINGS

The Manager and/or its delegates may borrow monies for the account of the Fund provided that it will not borrow money if, as a result of such borrowing, the aggregate amount of outstanding borrowings effected on behalf of the Fund would, immediately following such borrowing, exceed 10% of the value of its net assets, save that this limit may be exceeded temporarily for a period not exceeding 12 months in special situations including, without limitation, a merger of the Fund with another series trust, investment fund or other type of collective investment scheme.

There were no borrowings during the year ended December 31, 2025.

14. COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

In the normal course of business, the Trustee on behalf of the Fund may enter into contracts that contain a variety of representations and warranties and which provide general indemnifications. The general indemnifications apply not only to the extent such representations and warranties are untrue but also may cover third parties such as the Fund's Administrator, Auditor or Investment Manager for claims related to the services performed for the Fund. The Trustee's maximum exposure under any such arrangements is unknown, as exposure only arises to the extent future claims that have not yet occurred are made against the Trustee. However, based on experience, the Trustee expects the risk of loss to be remote.

15. SUBSEQUENT EVENTS

Management performed a subsequent events review up to May 19, 2026, which is the date the financial statements were available to be issued.

Effective January 1, 2026 through May 19, 2026, there were subscriptions of USD 492,066 and there were redemptions of USD 100,505 in respect of JPY Hedged Class Units. There were distributions of nil in respect of JPY Hedged Class Units.

Effective January 1, 2026 through May 19, 2026, there were subscriptions of USD 14,455,433 and there were redemptions of USD 16,018,142 in respect of USD Class Units. There were distributions of nil in respect of USD Class Units.

There are no other significant events to report as they relate to the Fund.

(2) 【2024年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

TRP米国コア・グロース株ファンド
資産負債計算書
2024年12月31日現在
(別途明記されない限り、米ドルで表示)

	(米ドル)	(千円)
資産：		
投資先ファンドへの投資 - 公正価値 (取得価格 129,104,663米ドル)	169,002,197	27,106,262
現金	2,942,505	471,948
為替先渡し契約に係る未実現評価益	104,757	16,802
資産合計	<u>172,049,459</u>	<u>27,595,013</u>
負債：		
買戻済受益証券に係る未払金	436,897	70,074
為替先渡し契約に係る未実現評価損	384,883	61,731
未払販売会社報酬	277,853	44,565
未払専門家報酬	57,107	9,159
未払管理報酬	40,761	6,538
未払保管会社報酬および副管理事務代行会社報酬	26,189	4,200
未払受託会社報酬	13,775	2,209
未払代行協会員報酬	12,824	2,057
その他の未払費用	205,508	32,961
負債合計	<u>1,455,797</u>	<u>233,495</u>
受益者に帰属する純資産	<u>170,593,662</u>	<u>27,361,517</u>
純資産内訳：		
払込済資本	108,595,721	17,417,668
累積純利益および分配金	61,997,941	9,943,850
受益者に帰属する純資産	<u>170,593,662</u>	<u>27,361,517</u>
受益証券1口当たり純資産価格		
(円ヘッジクラス 1,091,449,326円 ÷ 発行済受益証券 62,551口)	<u>17,449円</u>	
(米ドルクラス 163,648,833米ドル ÷ 発行済受益証券 7,501,512口)	<u>21.82米ドル</u>	<u>3,500円</u>

添付の注記は、当財務書類の一部である。

() 円貨換算は、1米ドル = 160.39円による。

【損益計算書】

TRP米国コア・グロース株ファンド
運用計算書
2024年12月31日に終了した年度
(米ドルで表示)

	(米ドル)	(千円)
投資収益：		
利息	112,442	18,035
投資収益合計	<u>112,442</u>	<u>18,035</u>
費用：		
販売会社報酬	952,397	152,755
管理報酬	410,146	65,783
保管会社報酬および副管理事務代行会社報酬	126,108	20,226
専門家報酬	55,921	8,969
代行協会員報酬	43,848	7,033
受託会社報酬	27,490	4,409
名義書換事務代行報酬	22,308	3,578
その他の費用	88,259	14,156
費用合計	<u>1,726,477</u>	<u>276,910</u>
純投資損失	<u>(1,614,035)</u>	<u>(258,875)</u>
実現利益 / (損失) および未実現評価益 / (評価損) の変動：		
実現利益 / (損失)		
投資先ファンドの投資対象の売却	10,909,136	1,749,716
外国為替取引および為替先渡し契約	(1,371,166)	(219,921)
実現純利益	<u>9,537,970</u>	<u>1,529,795</u>
未実現評価益 / (評価損) の変動		
投資先ファンドへの投資	33,927,827	5,441,684
外貨換算および為替先渡し契約	(506,744)	(81,277)
未実現評価益の純変動	<u>33,421,083</u>	<u>5,360,408</u>
実現純利益および未実現評価益の純変動	<u>42,959,053</u>	<u>6,890,203</u>
運用による純資産の純増加	<u>41,345,018</u>	<u>6,631,327</u>

添付の注記は、当財務書類の一部である。

() 円貨換算は、1米ドル = 160.39円による。

TRP米国コア・グロース株ファンド
純資産変動計算書
2024年12月31日に終了した年度
(米ドルで表示)

	(米ドル)	(千円)
下記による純資産の増加(減少)：		
運用：		
純投資損失	(1,614,035)	(258,875)
実現純利益	9,537,970	1,529,795
未実現評価益の純変動	33,421,083	5,360,408
運用による純資産の純増加	<u>41,345,018</u>	<u>6,631,327</u>
資本取引：		
発行済受益証券		
円ヘッジクラス(105,785口)	11,835,678	1,898,324
米ドルクラス(2,548,580口)	50,072,892	8,031,191
買戻済受益証券		
円ヘッジクラス(119,903口)	(13,112,998)	(2,103,194)
米ドルクラス(2,076,885口)	(40,852,222)	(6,552,288)
資本取引による純資産の純増加	<u>7,943,350</u>	<u>1,274,034</u>
純資産の増加額合計	<u>49,288,368</u>	<u>7,905,361</u>
純資産：		
期首現在	<u>121,305,294</u>	<u>19,456,156</u>
期末現在	<u>170,593,662</u>	<u>27,361,517</u>

添付の注記は、当財務書類の一部である。

() 円貨換算は、1米ドル = 160.39円による。

TRP米国コア・グロース株ファンド
財務書類に対する注記
2024年12月31日に終了した年度

注1 - 組成

TRP米国コア・グロース株ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、日興AMオフショア・ファンズのシリーズ・トラストであり、ケイマン諸島の法律に準拠し、2018年5月14日付の追補証書（以下「追補証書」といいます。）に従って設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。日興AMオフショア・ファンズは、ケイマン諸島の法律に準拠し、2012年10月15日付のマスター信託証書（以下「マスター信託証書」といいます。）に従って設立されており、ミューチュアル・ファンド法（2009年改正）第4条第1項（a）に基づき、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）から免許を交付されています。ファンドは、2018年6月28日に運用を開始しました。

ファンドの資産は、日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド（以下「管理会社」といいます。）により、日次単位で管理されています。管理会社は、投資顧問業務を日興アセットマネジメント株式会社（以下「投資顧問会社」といいます。）に委託しています。投資顧問会社は、ファンドの資産の全部または一部の投資および再投資の運用に対する責任を他の投資顧問会社に委託することができます。ファンドの管理事務は、ニューヨーク州の法律に準拠して設立されたリミテッド・パートナーシップであるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「保管会社」および「副管理事務代行会社」といいます。）に委託されています。

ファンドの投資目的は、米国の大・中規模の「優良」企業の株式の分散型ポートフォリオを主な投資対象とするファンドに投資することにより長期的に持分の価値の上昇を実現することです。

追補証書およびマスター信託証書の規定に従い、CIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（旧称ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド）（以下「受託会社」および「管理事務代行会社」といいます。）がファンドの受託会社として任命されています。

管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を代行協会員（以下「代行協会員」といいます。）および日本における受益証券の販売会社（以下「販売会社」といいます。）に選任しました。

注2 - 重要な会計方針の概要

ファンドは、財務会計基準審議会（以下「FASB」といいます。）制定の会計基準コーディフィケーション（以下「ASC」といいます。）第946号における財務会計報告に関する指針に従う投資信託会社です。

見積りの使用

当財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則（以下「米国GAAP」といいます。）に基づいて作成されています。米国GAAPに基づいた財務書類の作成にあたり、ファンドの経営陣は、財務書類の日付現在の資産および負債の報告金額ならびに偶発資産および負債の開示、ならびに報告対象期間の収益および費用の報告金額に影響を与えようような見積りおよび仮定を行わなければなりません。実績額（公正価値で評価された投資対象の売却により実現した最終的な金額を含みます。）と見積額との間に差異が生じる場合があります、かかる差異は重大なものである可能性があります。

会計処理の前提

証券取引および契約に基づく取引は、取引日/契約日ベースで計上されます。受取利息は、適用ある源泉徴収税を控除した実効利回りベースで計上されます。利息費用およびその他の費用は、発生主義により計上されます。証券取引の実現損益は、売却または補償された有価証券の平均取得原価に基づいて計算されます。投資対象の評価額の変動は、運用計算書上、未実現評価益または評価損として計上されます。

投資対象の評価

その他の投資会社（以下「ヘッジ・ファンド」といいます。）への投資対象は、ファンドが採用した方針および手続に従い、測定日においてそれらの主体の管理事務代行会社が報告する受益証券1口当たり純資産価格（以下「NAV」といいます。）に基づき評価されます。ファンドが、通常の業務において原投資対象を買い戻すことができた場合、通常、かかる投資対象は、それら主体の管理事務代行会社が提供する純資産評価額で評価されます。

ファンドが原投資対象を買い戻すことができなかった場合、原ポートフォリオ・ファンドが、その投資会社に適用される会計測定指針に従い、自身の純資産評価額を算出した場合に限り、ポートフォリオ・ファンドに対する投資対象もまた、それらの主体の管理事務代行会社が提供する純資産評価額で評価されます。例えば、かかる原投資会社における投資対象は、投資顧問会社が、かかる評価額は公正価値の最も適切な指標とならないと決定した場合（その場合、投資対象は投資顧問会社によって公正価値で評価されます。）を除き、適用ある米国GAAPに従い公正価値で評価されます。

米国GAAPに準拠した公正価値の測定および開示に関する当局の指針に従い、ファンドは、公正価値の測定に用いられる評価技法よりもインプットを優先させるヒエラルキーにより、投資対象の公正価値を開示します。かかる優先順位においては、同一の資産または負債に係る活発な市場における未調整相場価格に基づく評価額が最も優先され（レベル1測定）、当該評価のために重要かつ観測不能なインプットに基づく評価額は、最も下位の優先度（レベル3測定）となります。上記指針は、以下のとおり3つのレベルの公正価値ヒエラルキーを設定しています。

- ・レベル1 - 同一の投資対象に係る活発な市場であって測定日現在ファンドがアクセス可能なものにおける未調整相場価格を反映するインプット。
- ・レベル2 - 資産または負債に関する直接的または間接的に重要かつ観測可能な、相場価格以外のインプット（活発ではないとみなされる市場におけるインプットを含みます。）。
- ・レベル3 - 重要かつ観測不能なインプット。

様々な評価手法の適用にあたってインプットが使用され、インプットは、市場参加者が評価を決定するにあたり用いる広範な仮定（リスクに関する仮定を含みます。）を前提とします。インプットには価格情報、個別および広範囲の信用情報、流動性に係る統計、ならびにその他の要因が含まれます。ある金融商品の公正価値ヒエラルキーにおけるレベルは、当該公正価値測定において重要なインプットのレベルのうち最も下位のものに基づきます。しかしながら、何をもち「観測可能」とするかは決定に際しては、投資顧問会社による重要な判断が必要です。投資顧問会社は、観測可能なデータとは、容易に入手可能な市場情報であって、定期的に配信または更新され、信頼性があることが検証可能であり、専有でなく、関連する市場に活発に関与している独立した情報源により提供されるものとみなします。当該ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、当該金融商品の価格設定の透明性を基礎としており、投資顧問会社の認識する当該商品のリスクには必ずしも対応しません。

評価額が活発な市場の相場価格に基づいており、したがってレベル1に分類される投資対象には、活発に取引されている株式、一定の米国政府債券およびソブリン債ならびに一定の短期金融証券が含まれます。投資顧問会社は、ファンドが多額のポジションを保有し、売却により相場価格に影響を及ぼす可能性が合理的に存在するような状況であっても、かかる金融商品の相場価格に調整を行わない見込みです。

活発ではないとみなされる市場において取引されるものの、市場相場価格、ディーラーの気配値、または観測可能なインプットにより支えられる代替的な価格形成情報源に基づいて評価される投資対象は、レベル2に分類されます。かかる分類には、投資適格債券、短期投資および為替先渡し契約が含まれます。レベル2の投資対象には、活発な市場で取引されていないポジションおよび/または譲渡制限の付されたポジションが含まれるため、評価額は、流動性の欠如および/または非譲渡性（これらは通常、入手可能な市場情報に基づくものです。）を反映するよう調整される場合があります。

レベル3に分類される投資対象には、取引頻度の低さが見込まれることから、重要かつ観測不能なインプットが含まれます。レベル3の金融商品には、資産担保証券および不動産抵当担保証券が含まれます。これらの有価証券の観測可能な価格が入手可能ではない場合、ファンドは公正価値を測定するために評価技法を用います。

有価証券の評価に用いられるインプットまたは手法は、必ずしも当該有価証券への投資に伴うリスクを示すものではありません。

ASU第2015-07号に従い、ファンドのその他の投資会社への投資対象は、公正価値ヒエラルキーおよび投資活動のロールフォワードのいずれにも分類されていません。

以下の表は、2024年12月31日現在の資産負債計算書に計上された金融商品を、内容別および評価ヒエラルキーのレベル別に示したものです。かかる金融商品の詳細な分類については、投資有価証券明細表に表示されています。

資産の公正価値

（単位：米ドル）

	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値 (2024年12月31日現在)
為替先渡し契約	-	104,757	-	104,757

合計	-	104,757	-	104,757
----	---	---------	---	---------

負債の公正価値

(単位:米ドル)

	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値 (2024年12月31日現在)
為替先渡し契約	-	(384,883)	-	(384,883)
合計	-	(384,883)	-	(384,883)

2024年12月31日に終了した年度において、レベル3への転入およびレベル3からの転出はありませんでした。ファンドの方針は、レベルを決定し、期末日現在のすべての移転を評価することです。

外貨換算

米ドル(以下「米ドル」または「機能通貨」といいます。)以外の通貨で保有される資産および負債は、財務書類の日付現在の実勢為替レートで機能通貨に換算されます。収益および費用は、当該収益または費用が発生した日現在の実勢為替レートで換算されます。外国為替取引により生じた実現損益および未実現損益は、当該取引の発生した期間における運用計算書に含まれます。

ファンドでは、投資対象に係る為替レートの変化に起因して生じた実績部分を、保有する有価証券の市場価格の変化により生じた変動と区別しません。かかる変動は、投資対象に係る実現純損益および未実現純損益に含まれます。

所得税

ケイマン諸島の現行法上、ファンドに課せられる所得税、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン税またはその他の税金は存在しません。ケイマン諸島以外の一定の法域において、ファンドが受け取る配当および利息に対し、外国の源泉徴収税を課せられる場合があります。かかる法域において、ファンドに由来するキャピタル・ゲインは通常、外国の所得税または源泉徴収税を免除されることとなります。ファンドは、いかなる法域においても所得税を課せられることのないように事業を営む意向です。したがって、財務書類上、所得税引当金は設定されたことはありません。受益者は、その個別の事情に応じて、ファンドの課税基準所得の持分相当分に対し、課税されることがあります。

ファンドは、税務ポジションの不確実性に係る会計処理および開示に関する当局の指針(FASB制定のASC第740号)に従います。かかる指針により、管理会社は、ファンドの税務ポジションが、適用ある税務当局の審査の結果、認められる可能性が認められない可能性を上回るかどうか、判断しなければなりません。かかる判断には、当該ポジションの技術的利点に基づき、関連する不服申し立てまたは訴訟手続を決議することも含まれます。認定の最低基準を満たすであろう税務ポジションに関しては、財務書類上に認識される税務ベネフィットは、関連する税務当局との最終的な解決を経て実現される最大ベネフィットの可能性が50%を上回ることにより縮小します。管理会社は、この当局指針に基づく財務書類に対する影響は、ごくわずかまたはゼロであると判断しました。

為替先渡し契約

ファンドは、米ドル以外の通貨建ての投資対象の全部もしくは一部に係る為替リスクに対するヘッジまたは効率的なポートフォリオ管理を目的として、為替先渡し契約を締結することがあります。為替先渡し契約を締結する場合、ファンドは、確定金額の外貨を合意済みの価格により合意済みの将来の期日に受け取ることまたは引き渡すことに合意します。こうした契約では、日々評価が行われ、契約上のファンドの純持分(該当する契約に係る未実現評価益/(評価損))を表し、契約締結日現在の先渡し為替レートと報告日現在の先渡し為替レートとの差により測定されます。)は、資産負債計算書に計上されます。実現損益および未実現損益は、運用計算書に計上されます。

こうした金融商品には、資産負債計算書に認識される金額を超える市場リスクもしくは信用リスクまたはその両方のリスクが伴います。リスクは、カウンターパーティが契約条件を履行できなくなる可能性から生じ、また、通貨の価値、有価証券の評価額および金利の変動から生じます。クラス・レベルのヘッジに加えて、ファンドには当期中、為替先渡し契約2件(その平均想定元本は796,060米ドル、満期日までの平均残存期間は11日間です。)により3,217米ドルの実現利益がありました。また、ファンドには当期中、円ヘッジクラス・レベルで保有される為替先渡し契約43件(その平均想定元本は5,270,939米ドル、満期日までの平均残存期間は28日間です。)により1,365,785米ドルの実現損失がありました。

現金および外貨

現金および外貨は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーの保有するすべての通貨ならびにその他の金融機関への翌日物預金および短期預金により構成されます。

注3 - 投資先ファンドへの投資

ファンドは、主として、ルクセンブルグの法律に基づいて設立された変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」といいます。）であるティー・ロウ・プライス・ファンズSICAVのサブ・ファンドである、USブルーチップ・エクイティ・ファンド（以下「投資先ファンド」といいます。）の受益証券に投資します。SICAVは、投資信託の運用に関する2010年12月17日法（以下「2010年法」といいます。）パートに基づき、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。）としての適格性を有しており、金融監督委員会（以下「CSSF」といいます。）が維持する投資信託の正式なリストに登録されています。

投資先ファンドの目的は、主に米国の大・中規模の「優良」企業の株式の分散型ポートフォリオに投資することにより、その投資対象の価値を高めることで長期的に受益証券の価値を高めることです。

特に、投資先ファンドは、主として、アメリカ合衆国に設立されているかまたは事業の大半をアメリカ合衆国内で行っている企業で、ラッセル・ミッドキャップ指数もしくはS&Pミッドキャップ400指数における企業以上の時価総額を有する企業で、かつ業界での主導的地位、経験豊かな経営陣および強固な財務基盤を有する企業の株式および株式関連証券に投資します。証券の種類には、普通株式、優先株式、ワラント、米国預託証券、欧州預託証券およびグローバル預託証券が含まれます。

また、投資先ファンドの目的を達成するために、投資先ファンドは目論見書に記載されたその他の適格証券に付随的に投資することがあり、これにはその他の国の適格証券が限られた範囲を超えて含まれる場合があります。

投資先ファンドは、ヘッジ目的および効率的なポートフォリオ運用の目的でデリバティブを使用することがあります。

投資先ファンドの財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づいて作成され、投資先ファンドの会計方針は、ファンドの会計方針と実質的に一致しています。投資先ファンドの受益証券は、各営業日に買い戻すことができます。

注4 - 受益証券

ファンドの純資産は、円ヘッジクラス受益証券および米ドルクラス受益証券に分類されます。受益証券は、円建ておよび米ドル建てです。円ヘッジクラス受益証券および米ドルクラス受益証券は、以下に該当しない者、法人または主体のような適格投資家によって入手可能です。（）米国投資家、（）ケイマン諸島に居住するまたは住所を置く者または主体（慈善信託もしくは団体またはケイマン諸島の特例会社もしくは非居住会社を除きます。）、（）適用法に違反することなく受益証券の申込みまたは保有を行うことができない者、および（）上記（）から（）に規定される者、法人もしくは主体の保管者、名義人もしくは受託者、または管理会社が受託会社の承認を得た上で随時に決定するその他の者、法人もしくは主体。

ファンドの資産のすべてまたは実質的にすべてを米ドルで保有することができますが、円建てである円ヘッジクラス受益証券のために、ファンドがヘッジ取引を行うことが意図されています。かかる取引は、日本円に対するファンドの投資対象の表示通貨の不利な変動をヘッジするためのものです。かかるヘッジ取引に関連する利益、損失、費用、収益および支出は、円ヘッジクラス受益証券の負担となります。

2024年12月31日に終了した年度において、円ヘッジクラス為替先渡し契約の想定エクスポージャーは、円ヘッジクラスの平均純資産を日本円のネットロングおよび米ドルのショートに近似させました。期末現在の先渡し契約は、投資有価証券明細表で開示されています。

管理会社は、受益者に対する事前の通知または受益者の書面による同意なしに、ファンドの一または複数のクラスの受益証券の発行を決定することができます。

円ヘッジクラス受益証券および米ドルクラス受益証券に帰属するすべての純資産は、1種類の受益者に保有されます。

	（単位：米ドル）		
	円ヘッジクラス	米ドルクラス	ファンド 合計
2023年12月31日現在の残高	7,446,668	113,858,626	121,305,294
期中の申込み	11,835,678	50,072,892	61,908,570
期中の買戻し	(13,112,998)	(40,852,222)	(53,965,220)
運用による純資産の純増加	775,481	40,569,537	41,345,018
2024年12月31日現在の純資産	<u>6,944,829</u>	<u>163,648,833</u>	<u>170,593,662</u>
2023年12月31日現在の発行済受益証券口数	76,669口	7,029,817口	7,106,486口
期中に発行された受益証券	105,785口	2,548,580口	2,654,365口
期中に買い戻された受益証券	(119,903)口	(2,076,885)口	(2,196,788)口
2024年12月31日現在の発行済受益証券口数	<u>62,551口</u>	<u>7,501,512口</u>	<u>7,564,063口</u>
2024年12月31日現在の受益証券1口当たり純資産価格	111.03	21.82	

受益証券の申込み

適格投資家は、米ドルクラス受益証券について、当初募集期間中、受益証券1口当たり10.00米ドルの当初購入価格にて、円ヘッジクラス受益証券について、当初募集期間中、受益証券1口当たり10,000円の当初購入価格にて申込みを行いました。当初募集期間は、2018年6月18日に開始し、2018年6月27日に終了しました。申込者は、申込価格の他、購入価格の最大3%（税引前）の申込手数料を販売会社に対して支払うものとします。2024年12月31日に終了した年度において、申込手数料は支払われませんでした。

当初募集期間において、申込者1人当たりの米ドルクラス受益証券の最低申込口数は、受益証券について10口以上1口単位でした。当初募集期間において、申込者1人当たりの円ヘッジクラス受益証券の最低当初申込口数は、受益証券について1口以上1口単位でした。

継続募集期間において、受益者1人当たりの米ドルクラス受益証券の最低申込口数（金額）は、受益証券について10口以上0.001口単位（100米ドル以上0.01米ドル単位）です。継続募集期間において、受益者1人当たりの円ヘッジクラス受益証券の最低申込口数（金額）は、受益証券について1口以上0.001口単位（10,000円以上1円単位）です。

管理会社は随時、その単独の裁量により上記記載の最低当初申込口数（金額）および最低追加申込口数（金額）を放棄または変更することができます。

受益証券の買戻し

ファンドは、負債と株主資本の区別に関する当局の指針に従って買戻しを認識します。買戻しは、日本円、米ドルまたは受益証券で表示されるかを問わず、買戻通知で要求される米ドル、日本円および受益証券の額のそれぞれが確定した時点（一般的に要求の性質により通知の受領時または会計年度末日のいずれかにおいて起きる可能性があります。）で負債として認識されます。その結果、期末以降に支払われた買戻額は、期末の純資産に基づきますが、2024年12月31日現在に支払われる買戻額として反映されています。2024年12月31日現在において、436,897米ドルの未払買戻額があり、それは資産負債計算書における買戻済受益証券に係る未払金に含まれています。

受益者による受益証券の買戻し

受益証券は、受益者の選択により、各買戻日（各評価日またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。）に買い戻すことができます。

買い戻しを希望する受益者は、必要事項を記入した買戻通知書を、関連する買戻日の午後3時（東京時間）までに販売会社がこれを受領できるように、販売会社に送付しなければなりません。販売会社は、必要事項を記入した買戻通知書を、関連する買戻日の午後6時（東京時間）または副管理事務代行会社が特定の場合に決定するその他の時間までに、副管理事務代行会社に送付します。

当該買戻通知書が関連する時間までに副管理事務代行会社により受領されていない場合、買戻通知書は、翌買戻日まで持ち越され、受益証券は当該買戻日において適用される当該買戻日に関連する買戻価格で買い戻されます。関連する取引日の翌日または翌々日が日本の銀行または証券取引所の休業日にあたる場合、かかる取引日に受領された買戻通知書は受理されず、翌買戻日に受理されます。

一旦提出された場合、買戻通知書を取り消すことはできません。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、ファンドのクラスの受益証券がかかるファンドにとって適格投資家でない者によりもしくはかかる者のために保有されており、またはその保有によりトラストもしくはファンドが登録義務を負い、税金を課されもしくはいずれかの法域の法律に違反することになると判断した場合、または受託会社もしくは管理会社が、かかる受益証券の申込みもしくは購入の資金をまかなうために使用された資金源の適法性を疑う理由を有する場合、または理由の如何にかかわらず（受託会社または管理会社が受益者に理由を開示しないことができます。）受託会社または管理会社がその絶対的な裁量により、関連するクラスの受益者またはファンド全体の受益者の利益を考慮し、適切と考えたと判断した場合、管理会社は、受託会社と協議の上、その保有者に対して、かかる受益証券を10日以内に売却し（「受益証券の譲渡」に定める規定に従います。）、かかる売却の証拠を受託会社および管理会社に提供するように命令することができ、上記が満たされない場合、管理会社はかかる受益証券を買い戻すことができます。

ファンドの終了

終了により、管理会社はファンドのすべての資産を換金し、適切に支払われるべきすべての負債の適切な引当金および終了に関する費用の留保準備金の支払いまたは留保後、受託会社は当該換金の手取金を受益者にファンドの終了日現在のファンドにおける各持分に応じて按分して分配するものとします。

受益者に対する分配

管理会社は、その単独の裁量により、分配を宣言することができますが、これが行われるという保証はありません。分配は、各分配基準日に年次で宣言され、各分配落ち日に計算されます。分配期間とは、直前の分配基準日の翌日に開始し、分配基準日（同日を含みます。）に終了する期間をいいます。分配金は、関連する分配日に支払われます。ただし、関連する分配期間の関連するクラスの受益証券について宣言されたかかる分配金（もしあれば）は、ファンドの収益、実現/未実現のキャピタル・ゲインおよび管理会社が決定する当該クラスの受益証券に帰属する分配可能なファンドの資金から支払われます。

受益者に対する分配の宣言により、受益証券1口当たりのクラス・レベルの純資産価格は、相当する受益者1人当たりのクラス・レベルの受益証券口数に影響を与えることなく下落します。これにより、ファンドに対する受益者の投資全体が減少します。さらに、事業成績に起因するファンドの純資産の純増を超える分配期間中の分配により、分配の一部が資本収益となります。

分配金（もしあれば）の額は、管理会社の単独の裁量により決定され、各（またはいずれかの）分配期間において分配が行われるという表明または保証はなされていません。

資本

受益証券1口当たり純資産価格は、各取引日（各評価日またはファンドに関して管理会社が随時決定することのできるその他の日）につき、ファンドの資産および負債（ファンドの発生した報酬および費用を含みます。）の差額を発行済受益証券口数で除して、計算されます。

信託証書には、ファンドにおける発行予定の受益証券口数は、管理会社の決定どおりに制限がないものとし、無額面であるものとする旨が定められています。

注5 - デリバティブ金融商品

ASC第815-10-50号により、デリバティブ商品およびヘッジ活動について開示がなされなければなりません。それにより、ファンドは、a) 事業体がデリバティブ商品を利用する方法および理由、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ項目がどのように計上されているか、ならびにc) デリバティブ商品および関連するヘッジ項目がどのように事業体の財務状態、財務業績およびキャッシュ・フローに影響を与えるかについて開示することが求められています。

ファンドは、各商品の主要なリスク・エクスポージャーを為替リスクとして、主にヘッジ目的で、先渡しデリバティブ商品を取引しています。ファンドが保有する為替先渡し契約は、会計処理上ASC第815号の要件に従い、ヘッジとはみなされません。このようなデリバティブ商品の公正価値は、資産負債計算書に実現利益/（損失）として反映された公正価値の変動とともに計上されるか、またはデリバティブに係る未実現評価益/（評価損）純変動として運用計算書上に計上されます（注2）。

ファンドは、カウンターパーティ・リスクを軽減するためにカウンターパーティと国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約（以下「ISDAマスター契約」といいます。）を締結することができます。ISDAマスター契約は、以後のすべてのデリバティブ取引に関する双務的条件を含み、一般的にファンドおよびそのカウンターパーティで交渉されます。ISDAマスター契約により、信用事由または不履行が起こった場合に、カウンターパーティに対して支払うべき金額またはカウンターパーティから受け取るべき金額すべてをネットリングして一括でネット決済することができます。

ファンドは、資産負債計算書上、デリバティブ契約の債権および債務の公正価値を相殺しない選択を行いました。

2024年12月31日現在、ファンドは、マスター・ネットリング契約（以下「MNA」といいます。）に基づき相殺可能な金額およびファンドから受領した担保を控除した金額で、カウンターパーティによる以下のデリバティブ資産取引を行っております。

カウンターパーティ	（単位：米ドル）				
	MNAに服する デリバティブ 資産	相殺可能な デリバティブ	受領した 非現金担保	受領した 現金担保	デリバティブ 資産純額(1)
Brown Brothers Harriman & Co.	103,816	(3,526)	-	-	100,290
Citi PB	941	(941)	-	-	-
合計	104,757	(4,467)	-	-	100,290

2024年12月31日現在、ファンドは、MNAに基づき相殺可能な金額およびファンドにより供された担保を控除した金額で、カウンターパーティによる以下のデリバティブ負債取引を行っております。

（単位：米ドル）

カウンターパーティ	MNAに服する デリバティブ 負債	相殺可能な デリバティブ	供された 非現金担保	供された 現金担保	デリバティブ 負債純額(1)
Brown Brothers Harriman & Co.	3,526	(3,526)	-	-	-
Citi PB	381,357	(941)	-	-	380,416
合計	384,883	(4,467)	-	-	380,416

(1)純額は、債務不履行事由の発生時におけるカウンターパーティによる債権/債務純額と同額です。

2024年12月31日現在、ファンドは、以下のデリバティブ取引を行っております。

（単位：米ドル）

ヘッジ商品として 計上されないデリバティブ	資産デリバティブ		負債デリバティブ	
	資産負債計算書 の発生項目	公正価値	資産負債計算書 の発生項目	公正価値
為替先渡し契約 （通貨リスク）	為替先渡し契約 に係る未実現 評価益	104,757	為替先渡し契約 に係る未実現 評価損	384,883

2024年12月31日に終了した年度の運用計算書におけるデリバティブ商品の影響額は以下のとおりです。

（単位：米ドル）

ヘッジ商品として 計上されない デリバティブ	デリバティブに係る 利益または（損失）の 発生項目	デリバティブに係る 実現利益または （損失）	デリバティブに係る 未実現評価益または （評価損）の変動
為替先渡し契約 （通貨リスク）	為替先渡し契約 に係る実現純損失、 為替先渡し契約 に係る未実現評価損の変 動	(1,362,568)	(507,327)

注6 - 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し計算される純資産価額に対する合計年率最大0.28%（管理会社報酬として年率0.03%ならびに投資顧問報酬として2.5億米ドル以下の純資産価額に対する年率0.25%、2.5億米ドル超5億米ドル以下の純資産価額に対する年率0.24%および5億米ドル超の純資産価額に対する年率0.22%）の管理報酬を毎月後払いにて受領することができます。また、管理会社は、ファンドの資産から、マスター信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有します。

2024年12月31日に終了した年度において、管理会社は410,146米ドル（2024年12月31日現在、40,761米ドルが未払い）の報酬を得ました。

管理会社は、自身の報酬から投資顧問会社の報酬を支払います。投資顧問会社は、その受任者または投資顧問会社がファンドに関してその職務を遂行するために任命するその他の関係者の報酬を支払う責任を負います。ただし、投資顧問会社は、投資先ファンドの受益証券の申込および買戻しにかかる取引手数料を請求することができます。

注7 - 保管会社および副管理事務代行会社報酬

ファンドは、保管会社および副管理事務代行会社との間に保管および会計に関する契約を締結しており、これにより保管会社は、資産合計および取引額に基づき毎月計算され、支払われる報酬を受領します。

保管会社および副管理事務代行会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し計算される純資産価額に対する下記の年率で副管理事務代行報酬等（名義書換事務代行報酬を含みます。）を受領することができます。

0.07%	2.5億米ドル以下の部分
0.06%	2.5億米ドル超5億米ドル以下の部分
0.05%	5億米ドル超の部分

当該副管理事務代行報酬等は、年間最低報酬を60,000米ドルとし、毎月後払いされます。また、副管理事務代行会社は、ファンドの資産から、ヘッジを含む為替サービスに係る報酬として当該クラスの純資産価額に対する年率0.05%（ただし、年間最低報酬を50,000米ドルとします。）を受領する権利を有します。さらに、保管会社および副管理事務代行会社は、通常の保管報酬および取引手数料を受領する権利も有します。保管会社および副管理事務代行会社が支払った実費についても全額ファンドの負担となります。2024年12月31日に終了した年度において、保管会社および副管理事務代行会社は126,108米ドル（2024年12月31日現在、26,189米ドルが未払い）の報酬を得ました。

注8 - 受託会社および管理事務代行会社報酬

受託会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し計算される純資産価額に対する年率0.015%の合計報酬(ただし、年間最低報酬を15,000米ドルとします。)を四半期毎に後払いにて受領することができます。2024年12月31日に終了した年度において、受託会社は27,490米ドル(2024年12月31日現在、13,775米ドルが未払い)の報酬を得ました。

注9 - 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、各評価日に発生し計算される純資産価額に対する年率0.03%の報酬を四半期毎に後払いにて受領することができます。2024年12月31日に終了した年度において、代行協会員は43,848米ドル(2024年12月31日現在、12,824米ドルが未払い)の報酬を得ました。

注10 - 販売会社報酬

販売会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し計算される純資産価額に対する年率0.65%の報酬を四半期毎に後払いにて受領することができます。2024年12月31日に終了した年度において、販売会社は952,397米ドル(2024年12月31日現在、277,853米ドルが未払い)の報酬を得ました。

注11 - その他の報酬および経費

管理事務代行会社はFATCA/CRSのコンプライアンス業務として年1,500米ドルを受領します。

投資先ファンドは、投資先ファンドの資産から、投資先ファンドの純資産価額に対する年率0.65%程度の報酬を受領することができます。

注12 - 財務リスクマネジメント

ファンドの活動は、市場リスク(価格リスク、金利リスクおよび為替リスクを含みます。)、信用リスクおよび流動性リスクといった多様な財務リスクにさらされています。

市場リスク

すべての投資には、元本が減少するリスクがあります。投資顧問会社は、有価証券およびその他の金融商品の慎重な選択により、かかるリスクを緩和させます。

ファンドの投資管理プロセスは、注1に記載されています。ファンドが、中長期での値上がり益および収益の実現という目的を達成することができるかどうかは、主に、投資先ファンドへの投資の結果にかかっています。ファンドの全体的な市場ポジションは、ファンドの投資顧問会社によって日々監視されています。

ファンドの投資の価値は、多数の要因(より幅広い経済の変化、金融市場および通貨市場、外国為替レートならびに金利の動向を含みますが、これらに限られません。)の影響を受けます。ファンドは、その資産負債計算書に反映される金額を上回る市場リスクを様々な程度で有する先渡し契約を締結します。かかる先渡し契約の契約金額は、これらの金融商品へのファンドの投資の度合いを表します。これらの金融商品の基礎となる外国為替レートの変動によっては、かかる先渡し契約に関連する市場リスクが生じることがあります。

その他の市場リスクおよび信用リスクには、かかる契約の市場が非流動的である可能性、かかる契約の価値の変動が原通貨の価値の変動と直接関連しない可能性、または先渡し契約の相手方が、当該契約の条件に従った義務の履行を怠る可能性が含まれます。ファンドの、未決済の先物契約、為替先渡し契約、スワップ契約およびオプション契約の相手方の不履行に起因して損失を負うエクスポージャーは、かかる金融商品に内在する未実現評価益に限定されており、これは、資産負債計算書に計上されています。

信用リスク

信用リスクは、相手方または債券発行者が、ファンドに対する条件に従った義務の履行を怠った場合に、ファンドが負う可能性のある損失を表します。市場で取引される契約の場合、取引所が個別の取引の相手方として行為するため、個別のポジションの相手方との間の受渡しのリスクを負います。ファンドの経営陣は、未決済のデリバティブ契約に関連する信用リスクがファンドの財政状態に重大な悪影響を与えとは考えていません。

管理会社は、保管会社を監視し、当該会社が適切な保管会社であると信じていますが、当該会社またはファンドが随時使用する保管会社が支払不能に陥り、その結果ファンドが損失を被らないという保証はありません。

米国破産法および1970年証券投資家保護法の両方が、機関の破綻、支払不能または清算時の顧客の保護を定めていますが、ファンドの資産を保管する機関が破綻した場合に、一定期間資産を使用できないか、その資産を最終的に全額回復することができないか、またはその両方により、ファンドが損失を被ることがないという確証はありません。ファンドのすべての現金が一つの機関で保管されているため、かかる損失は、重大なものになり、また、ファンドの投資目的を実現する能力を著しく損なう可能性があります。ファンドは、かかる機関が未払金を返済する義務を履行できない可能性がある限り、信用リスクを負います。

流動性リスク

投資家は、受益証券の価値が上昇することもあれば下落することもあることにご留意ください。ファンドへの投資は一定のリスクを伴います。また、ファンドの投資目的が実現するという保証はありません。

ファンドは、日々、その受益証券の買戻しを求められる可能性があります。経営陣は、事業運営に必要な当面のおよび予測できる資金ならびに、必要な場合、買戻しに充てるためおよびより小規模な金額での取引を適切に反映する市場ポジションを実現するための流動性を十分に有していると信じています。ファンドがその義務を履行する能力を確実に有するよう、経営陣はかかる持高を継続的に監視しています。

受託会社は、原ファンドの1口当たり純資産価格の計算が停止した場合、管理会社と協議の上、受益証券の発行および買戻しならびにこれらの取引に関する支払いを停止することができます。受託会社は、当該停止が行われたか、解除された後、受益者に対して可能な限り速やかに通知するものとします。申込みの申請および買戻し通知書は、かかる停止の間に撤回することはできず、次の取引日に処理されます。ファンドのすべての受益者は、当該停止について書面によって速やかに通知され、当該停止の終了時において速やかに通知されるものとします。

為替リスク

ファンドは米ドル建てですが、米ドルクラス受益証券の価格は米ドル建てで決定され、円ヘッジクラス受益証券の価格は円建てで決定されます。ただし、ファンドはその資産の一部または全部を、他の通貨または価格が日本円以外もしくは米ドル以外の通貨を参照して決定される日本円以外もしくは米ドル以外の通貨建ての商品に投資することができます。ファンドの資産の価額は、日本円の為替相場のみならず、ファンドが投資している様々な現地の市場および通貨における投資対象の価格の変動に伴って変動します。

ファンドはまた、オプションおよび先渡し契約の活用により為替変動に対してヘッジを行うことがありますが、そのようなヘッジ取引が効果的である保証はなく、またそのような技巧はコストおよび追加のリスクを伴います。

投資顧問会社は、ファンドの通貨エクスポージャーを日々監視しています。

注13 - 借入制限

管理会社および/またはその受任者は、ファンドの勘定で資金を借り入れることができます。ただし、かかる借入の結果、ファンドのためになされた借入総額残高が、かかる借入の直後に純資産総額の10%を超える場合には、資金の借入は行わないものとします。ただし、特殊な状況（ファンドが別のシリーズ・トラスト、投資ファンドまたはその他の種類の集団投資スキームと合併される場合を含みますが、これらに限られません。）においては、12ヶ月を超えない範囲で一時的にかかる制限を超過することができるものとします。

2024年12月31日に終了した年度において、借入は行われませんでした。

注14 - 契約義務および偶発債務

通常業務において、受託会社はファンドに代わって、様々な表明保証を含む契約を締結することができ、それらは一般補償を規定しています。一般補償は、かかる表明保証が真実でないという範囲において適用されるだけでなく、ファンドの管理事務代行会社、監査役または投資顧問会社といったファンドについて実施されたサービスに関する第三者からの要求についても補償され得ます。かかる取決めに基づく受託会社の最大のエクスポージャーについては、受託者に対してなされる未だ発生していない将来の要求の範囲においてのみエクスポージャーが発生することから、把握することができません。しかしながら、経験に基づき、受託会社は、損失リスクの隔離を図っています。

注15 - 後発事象

経営陣は、2025年5月16日（財務書類の発表日）までの後発事象のレビューを行いました。

2025年1月1日から2025年5月16日までの期間において、円ヘッジクラス受益証券について180,460米ドルの申込みおよび285,430米ドルの買戻しがありました。また、円ヘッジクラス受益証券について分配はありませんでした。

2025年1月1日から2025年5月16日までの期間において、米ドルクラス受益証券について17,143,753米ドルの申込みおよび8,768,767米ドルの買戻しがありました。また、米ドルクラス受益証券について分配はありませんでした。

その他ファンドに関して報告する重要な事項はありません。

[次へ](#)

TRP US CORE GROWTH EQUITY FUND
STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES
December 31, 2024
(Expressed in United States Dollar, unless otherwise indicated)

Assets:	
Investments in Underlying Fund, at fair value (cost of USD 129,104,663)	USD 169,002,197
Cash	2,942,505
Unrealized appreciation on forward foreign currency exchange contracts	104,757
Total assets	172,049,459
Liabilities:	
Payable for Units redeemed	436,897
Unrealized depreciation on forward foreign currency exchange contracts	384,883
Accrued distributor's fees	277,853
Accrued professional fees	57,107
Accrued management fees	40,761
Accrued custodian and sub-administrator's fees	26,189
Accrued trustee fees	13,775
Accrued agent company's fees	12,824
Accrued other expenses	205,508
Total liabilities	1,455,797
Net Assets Attributable to Unitholder	USD 170,593,662
Analysis of Net Assets:	
Paid in capital	USD 108,595,721
Cumulative net earnings and distributions	61,997,941
Net Assets Attributable to Unitholder	USD 170,593,662
Net Asset Value per Unit	
(JPY Hedged Class JPY 1,091,449,326 ÷ 62,551 Units outstanding)	JPY 17,449
(USD Class USD 163,648,833 ÷ 7,501,512 Units outstanding)	USD 21.82

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

TRP US CORE GROWTH EQUITY FUND
STATEMENT OF OPERATIONS
For the Year Ended December 31, 2024
(Expressed in United States Dollar)

Investment income:		
Interest	USD	112,442
Total Investment Income		<u>112,442</u>
Expenses:		
Distributor's fees		952,397
Management fees		410,146
Custodian and sub-administrator's fees		126,108
Professional fees		55,921
Agent company's fees		43,848
Trustee fees		27,490
Transfer agent fees		22,308
Other expenses		88,259
Total Expenses		<u>1,726,477</u>
Net Investment Losses		<u>(1,614,035)</u>
Realized gains/(losses) and change in unrealized appreciation/(depreciation):		
Realized gains/(losses)		
Investments Sales of Underlying Fund		10,909,136
Foreign currency transactions and forward foreign currency exchange contracts		<u>(1,371,166)</u>
Net realized gains		<u>9,537,970</u>
Change in unrealized appreciation/(depreciation)		
Investments in Underlying Fund		33,927,827
Foreign currency translations and forward foreign currency exchange contracts		<u>(506,744)</u>
Net change in unrealized appreciation		<u>33,421,083</u>
Net realized and change in unrealized gains and appreciation		<u>42,959,053</u>
Net increase in net assets resulting from operations	USD	<u>41,345,018</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

TRP US CORE GROWTH EQUITY FUND
STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS
For the Year Ended December 31, 2024
(Expressed in United States Dollar)

Increase (Decrease) in Net Assets from:

Operations:

Net investment losses	USD	(1,614,035)
Net realized gains		9,537,970
Net change in unrealized appreciation		<u>33,421,083</u>
Net increase in net assets resulting from operations		<u>41,345,018</u>

Capital Transactions:

Units issued		
JPY Hedged Class (105,785 Units)		11,835,678
USD Class (2,548,580 Units)		50,072,892
Units redeemed		
JPY Hedged Class (119,903 Units)		(13,112,998)
USD Class (2,076,885 Units)		<u>(40,852,222)</u>
Net increase in net assets resulting from capital transactions		<u>7,943,350</u>

Total Increase in Net Assets

49,288,368

Net Assets:

Beginning of year		<u>121,305,294</u>
End of year	USD	<u>170,593,662</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

TRP US CORE GROWTH EQUITY FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS
For the Year Ended December 31, 2024

1. ORGANIZATION

TRP US Core Growth Equity Fund (the "Fund") is a series trust of the Nikko AM Offshore Funds, an open-ended unit trust established by a supplemental trust deed dated May 14, 2018 (the "Supplemental Trust Deed"), under the laws of the Cayman Islands. Nikko AM Offshore Funds was established by a master trust deed dated October 15, 2012 (the "Master Trust Deed"), under the laws of the Cayman Islands and is licensed with the Cayman Islands Monetary Authority pursuant to section 4(1)(a) of the Mutual Funds Law (2009 Revision). The Fund commenced operations on June 28, 2018.

The Fund's assets are managed on a day-to-day basis by Nikko AM Global Cayman Limited (the "Manager"). The Manager delegates investment management duties to Nikko Asset Management Co., Ltd., (the "Investment Manager"). The Investment Manager may delegate responsibility for the management of the investment and re-investment of certain parts of the Fund's investment portfolio to other investment managers. The administration of the Fund is delegated to Brown Brothers Harriman & Co. (the "Custodian" and "Sub-Administrator"), a limited partnership organized under the laws of the State of New York.

The investment objective of the Fund is to achieve growth in the value of units over the long term by investing into a fund, which invests mainly in a diversified portfolio of stocks of large and medium sized "blue chip" companies in the United States.

Under the terms of the Supplemental Trust Deed and the Master Trust Deed, CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited (formerly First Caribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited) (the "Trustee" and the "Administrator") is named as Trustee of the Fund.

The Manager appointed Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd to act as Agent Company (the "Agent Company") and to act as Distributor (the "Distributor") of Units in Japan.

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Fund is an Investment Company that follows the accounting and reporting guidance in FASB Accounting Standards Codification 946.

Use of Estimates

The accompanying financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America ("U.S. GAAP"). The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires the Fund's management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosures of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of revenues and expenses during the reporting period. Actual results, including the ultimate amount realized upon the sale of fair valued investments, could differ from those estimates and such differences may be significant.

Basis of Accounting

Security and contractual transactions are recorded on a trade/contract-date basis. Interest income is recorded on an effective yield basis, net of any applicable withholding tax. Interest expense and other expenses are recorded on an accrual basis. Realized gains and losses from security transactions are computed on the basis of the average cost of the securities sold or covered. Changes in the valuation of investments are recorded in the Statement of Operations as unrealized appreciation or depreciation.

Valuation of Investments

Investments in other investment companies ("hedge funds") are valued on the basis of the Net Asset Value ("NAV") per share as reported by the administrators of those entities at the measurement date based upon policies and procedures adopted by the Fund. In cases where the Fund could in the normal course of business redeem its underlying investment, such investments are generally valued at the net asset valuations provided by the administrators of those entities.

In cases where the Fund is unable to redeem its underlying investment, such investments in portfolio funds are also valued at the net asset valuations provided by the administrators of those entities, provided that the underlying portfolio funds have calculated their net asset valuations in accordance with accounting measurement guidance which is applicable to investment companies e.g. investments within such underlying investment companies have been fair valued in accordance

TRP US CORE GROWTH EQUITY FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended December 31, 2024

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Valuation of Investments (continued)

with applicable U.S. GAAP, unless the Investment Manager determines that such a valuation would not be the most appropriate indicator of fair value, in which case the investment would be fair valued by the Investment Manager.

In accordance with the authoritative guidance on fair value measurements and disclosures under U.S. GAAP, the Fund discloses the fair value of its investments in a hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure the fair value. The hierarchy gives the highest priority to valuations based upon unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1 measurement) and the lowest priority to valuations based upon unobservable inputs that are significant to the valuation (Level 3 measurements). The guidance establishes three levels of the fair value hierarchy as follows:

- Level 1 – Inputs that reflect unadjusted quoted prices in active markets for identical investments that the Fund has the ability to access at the measurement date;
- Level 2 – Inputs other than quoted prices that are significant and observable for the asset or liability either directly or indirectly, including inputs in markets that are not considered to be active;
- Level 3 – Inputs that are significant and unobservable.

Inputs are used in applying the various valuation techniques and broadly refer to the assumptions that market participants use to make valuation decisions, including assumptions about risk. Inputs may include price information, specific and broad credit data, liquidity statistics, and other factors. A financial instrument's level within the fair value hierarchy is based upon the lowest level of any input that is significant to the fair value measurement. However, the determination of what constitutes "observable" requires significant judgment by the Investment Manager. The Investment Manager considers observable data to be market data which is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market. The categorization of a financial instrument within the hierarchy is based upon the pricing transparency of the instrument and does not necessarily correspond to the Investment Manager's perceived risk of that instrument.

Investments whose values are based on the quoted market prices in active markets, and therefore classified within Level 1, would include actively traded equities, certain U.S. government and sovereign obligations, and certain money market securities. The Investment Manager would not adjust the quoted price for such instruments, even in situations where the Fund held a large position and a sale could reasonably impact the quoted price.

Investments that trade in markets that are not considered to be active, but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2. These include investment-grade debt securities, short-term investments and forward foreign currency exchange contracts. As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information.

Investments classified within Level 3 have significant unobservable inputs, as they would trade infrequently. Level 3 instruments would include asset-backed securities and collateralized mortgage obligations. As observable prices are not available for those securities, the Fund would use valuation techniques to derive the fair value.

The inputs or methodology used for valuing securities are not necessarily an indication of the risk associated with investing in those securities.

In accordance with ASU 2015-07, the Fund's investment in other investment companies has not been categorized in the fair value hierarchy nor in a roll forward of investment activity.

TRP US CORE GROWTH EQUITY FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended December 31, 2024

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Valuation of Investments (continued)

The following table presents the financial instruments carried on the Statement of Assets and Liabilities by caption and by level within the valuation hierarchy as of December 31, 2024. Further classifications of the financial instruments are presented in the Portfolio of Investments.

Assets at Fair Value	Level 1		Level 2		Level 3		Fair Value at December 31, 2024
Forward Foreign Currency							
Exchange Contracts	USD	–	USD	104,757	USD	–	USD 104,757
Total	USD	–	USD	104,757	USD	–	USD 104,757

Liabilities at Fair Value	Level 1		Level 2		Level 3		Fair Value at December 31, 2024
Forward Foreign Currency							
Exchange Contracts	USD	–	USD	(384,883)	USD	–	USD (384,883)
Total	USD	–	USD	(384,883)	USD	–	USD (384,883)

During the year ended December 31, 2024, there were no transfers in or out of Level 3. The Fund's policy is to determine leveling and assess all transfers as at a year end date.

Foreign Currency Translation

Assets and liabilities held in currencies other than United States Dollar ("USD" or the "Functional Currency") are translated to the Functional Currency at the rate of exchange prevailing at the financial statement date. Income and expenses are translated at the rate of exchange prevailing at the date on which the income or expense is incurred. Realized and unrealized gains and losses arising on foreign currency transactions are included in the Statement of Operations in the period in which they occur.

The Fund does not isolate that portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realized and unrealized gain or loss from investments.

Income Taxes

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, withholding, capital gains or other taxes payable by the Fund. In certain jurisdictions other than the Cayman Islands, foreign taxes may be withheld at source on dividends and interest received by the Fund. Capital gains derived by the Fund in such jurisdictions generally will be exempt from foreign income or withholding taxes at source. The Fund intends to conduct its affairs such that it will not be subject to income tax in any jurisdiction. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements. Unitholders may be taxed on their proportionate share of the Fund's tax basis income based on their individual circumstances.

The Fund follows the authoritative guidance on accounting for and disclosure of uncertainty in tax positions (Financial Accounting Standards Board ("FASB") - Accounting Standards Codification 740), which requires the Manager to determine whether a tax position of the Fund is more likely than not to be sustained upon examination by the applicable taxing authority, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position. For tax positions meeting the more likely than not threshold, the tax benefit recognized in the financial statements is reduced by the largest benefit that has a greater than fifty percent likelihood of being realized upon ultimate settlement with the relevant taxing authority. The Manager has determined that there is minimal or no effect on the financial statements being under this authoritative guidance.

Forward Foreign Currency Exchange Contracts

The Fund may enter into forward foreign currency exchange contracts to hedge against foreign currency exchange rate risks on all or a portion of non-USD denominated investments or for efficient portfolio management purposes. When entering into a forward foreign currency exchange contract, the Fund agrees to receive or deliver a fixed quantity of foreign currency for an agreed-upon price on an agreed future date. These contracts are valued daily, and the Fund's net equity therein, representing unrealized appreciation/(depreciation) on the contracts as measured by the difference between the forward foreign currency exchange rates at the dates of entry into the contracts and the forward rates at the reporting date, is included in the Statement of Assets and Liabilities. Realized and unrealized gains and losses are included in the Statement of Operations.

TRP US CORE GROWTH EQUITY FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended December 31, 2024

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Forward Foreign Currency Exchange Contracts (continued)

These instruments involve market risk, credit risk, or both kinds of risks, in excess of the amount recognized in the Statement of Assets and Liabilities. Risks arise from the possible inability of counterparties to meet the terms of their contracts and from movement in currency and securities values and interest rates. In addition to the Class level hedging, the Fund had realized gain of USD 3,217 on 2 forward foreign currency exchange contracts during the year with an average notional of USD 796,060 and an average term to maturity of 11 days. The Fund also had realized loss of USD 1,365,785 on 43 forward foreign currency exchange contracts held at the JPY Hedged Class level during the year with an average notional of USD 5,270,939 and an average term to maturity of 28 days.

Cash and Foreign Currency

Cash and foreign currency comprises all currency held with Brown Brothers Harriman & Co., and overnight and other short term placements with other financial institutions.

3. INVESTMENT IN THE UNDERLYING FUND

The Fund shall primarily invest in shares of US Blue Chip Equity Fund (the "Underlying Fund"), a sub-fund of T. Rowe Price Funds SICAV, a société d'investissement à capital variable ("SICAV") established under the laws of Luxembourg. The SICAV qualifies as an Undertaking for Collective Investment in Transferable Securities ("UCITS") under Part 1 of the Luxembourg law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment (the "2010 Law") and is registered on the official list of collective investment undertakings maintained by the Commission de Surveillance du Secteur Financier ("CSSF").

The objective of the Underlying Fund is to increase the value of its shares, over the long term through growth in the value of its investments, by investing mainly in a diversified portfolio of stocks of large and medium sized "blue chip" companies in the United States.

Specifically, the Underlying Fund invests primarily in equity and equity-related securities of companies that are either incorporated in the United States of America or conduct most of their business there, that have a market capitalization equal to or greater than the companies in the Russell Mid-cap Index or S&P Mid-cap 400 Index, and that have a leading market position, seasoned management and strong financial fundamentals. Types of securities may include common stocks, preferred stocks, warrants, American Depository Receipts ("ADRs"), European Depository Receipts ("EDRs") and Global Depository Receipts ("GDRs").

In seeking to achieve the Underlying Fund's objective the Underlying Fund may also invest, on an ancillary basis, in other eligible securities as described in its prospectus, this may include eligible securities from other countries, to more than a limited extent.

The Underlying Fund may use derivatives for hedging and efficient portfolio management.

The Underlying Fund's financial statements are prepared under generally accepted accounting principles in Luxembourg and the accounting policies of the Underlying Funds are substantially consistent with those of the Fund. Units of the Underlying Fund may be redeemed on each Business Day.

4. UNITS

The net assets of the Fund are divided into JPY Hedged Class Units and USD Class Units. The Units are denominated in Japanese Yen and United States Dollar. JPY Class Units and USD Class Units are available to an eligible investor who is any person, corporation or entity which is not (i) a "US investors" (as defined below); (ii) a person or entity resident or domiciled in the Cayman Islands (excluding any object of a charitable trust or power or an exempted or non-resident Cayman Islands company); (iii) unable to subscribe for or hold Units without violating applicable laws; and (iv) a custodian, nominee, or trustee for any person, corporation or entity described in (i) to (iii) above, or such other persons, corporations or entities as determined from time to time by the Manager, with the approval of the Trustee.

While all or substantially all of the assets of the Fund may be held in U.S. Dollars, it is intended for the Fund to enter into hedging arrangements for the benefit of JPY Hedged Class Units, which are denominated in Japanese Yen. Those arrangements will be to hedge against adverse movements of the currency of denomination of the investments in the Series Trust relative to Yen. Any profits, gains, losses, costs, income and expenditure associated with such hedging arrangements will be borne by JPY Hedged Class Units.

TRP US CORE GROWTH EQUITY FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended December 31, 2024

4. UNITS (continued)

For the year ended December 31, 2024, the notional exposure on the JPY Hedged Class forward currency exchange contracts approximated the average net assets for JPY Hedged Class being net long JPY and short USD. Open contracts at year end are disclosed in the Portfolio of Investments.

The Manager may determine to issue one or more classes of Units of the Fund without prior notice to or written consent of the Unitholders.

All of the net assets attributable to JPY Hedged Class Units and USD Class Units are held by one Unitholder.

	JPY Hedged Class	USD Class	Total Fund
Balance at December 31, 2023	USD 7,446,668	USD 113,858,626	USD 121,305,294
Subscriptions during the year	11,835,678	50,072,892	61,908,570
Redemptions during the year	(13,112,998)	(40,852,222)	(53,965,220)
Net increase in net assets resulting from operations	775,481	40,569,537	41,345,018
Net Assets at December 31, 2024	USD 6,944,829	USD 163,648,833	USD 170,593,662
Number of Units in issue at December 31, 2023	76,669	7,029,817	7,106,486
Units issued during the year	105,785	2,548,580	2,654,365
Units redeemed during the year	(119,903)	(2,076,885)	(2,196,788)
Number of Units in issue at December 31, 2024	62,551	7,501,512	7,564,063
Net Asset Value per Unit at December 31, 2024	USD 111.03	USD 21.82	

Subscriptions for Units

USD Class Units were subscribed for by Eligible Investors during the Initial Offer Period at the initial purchase price of USD 10.00 per Unit. JPY Hedged Class Units were subscribed for by Eligible Investors during the Initial Offer Period at the initial purchase price of JPY 10,000 per Unit. The Initial Offer Period commenced on June 18, 2018 and ended on June 27, 2018. In addition to the subscription price, the applicant shall pay a sales charge calculated at up to 3% (excluding any tax applicable) of the purchase price, to the Distributor. There were no sales charges paid during the year ended December 31, 2024.

During the Initial Offer Period, the minimum subscription for USD Class Units per subscriber was 10 Units or more, and in multiples of 1 Unit thereafter. During the Initial Offer Period, the minimum initial subscription for JPY Hedged Class Units per subscriber was 1 Unit or more, and in multiples of 1 Units thereafter.

On and after the Initial Closing Day, the minimum subscription for USD Class Units per Unitholder is either 10 Units or more, and in multiples of 0.001 Units thereafter or USD 100, and in multiples of USD 0.01 thereafter. On and after the Initial Closing Day, the minimum subscription for JPY Hedged Class Units per Unitholder is either 1 Unit or more, and in multiples of 0.001 Units thereafter or JPY 10,000 and in multiples of JPY 1 thereafter.

The Manager may waive or change the minimum initial and additional subscription amounts set forth above in its sole discretion from time to time.

Unit Redemptions

The Fund recognizes redemptions in accordance with the authoritative guidance on distinguishing liabilities from equity. Redemptions, whether expressed as United States Dollar, Japanese Yen or Units, are recognized as liabilities when each of the Japanese Yen and United States Dollar Unit amounts requested in the redemption notice becomes fixed, which generally may occur either at the time of the receipt of the notice, or on the last day of a fiscal year, depending on the nature of the request. As a result, redemptions paid after the end of the year, but based upon year end net assets are reflected as redemptions payable at December 31, 2024. There were USD 436,897 of redemptions payable as at December 31, 2024, included as Payable for Units redeemed in the Statement of Assets and Liabilities.

Repurchase of Units

Units may be repurchased at the option of Unitholders on each Repurchase Day (means each Valuation Day, or such other day or days as the Manager may from time to time determine in respect of the Series Trust).

Unitholders wishing to have Units repurchased must send a completed Repurchase Notice to the Distributor so as to be received by the Distributor no later than 3:00 p.m. (Tokyo time) on the relevant Repurchase Day. The Distributor will send the completed Repurchase Notices to the Sub-Administrator by no later than 6:00 p.m. (Tokyo time) on the relevant Repurchase Day or by such other time as the Sub-Administrator may in any particular case determine.

TRP US CORE GROWTH EQUITY FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended December 31, 2024

4. UNITS (continued)

Repurchase of Units (continued)

If the relevant Repurchase Notice is not received by the Sub-Administrator by the relevant time, the Repurchase Notice will be held over until the next Repurchase Day and Units will then be redeemed at the relevant repurchase price applicable on that Repurchase Day. In the event either the day after the relevant Dealing Day or the day falling two days after the relevant Dealing Day is a day on which banks or stock exchanges in Japan are not open for normal business, any Repurchase Notice received on such Dealing Day, shall not be accepted and instead, will be accepted on the next Dealing Day.

A Repurchase Notice, once given, is irrevocable.

Compulsory Redemption

In the event that the Trustee or the Manager shall determine that any Units of any class of a Fund are being held by or for the benefit of a person who is not an Eligible Investor for such Fund or that such holding would cause the Trust or the Fund to be required to register, be subject to tax or violate the laws of any jurisdiction, or if the Trustee or the Manager has reason to doubt the legitimacy of the source of monies used to fund the subscription or purchase of such Units, or for whatever reason (which may not be disclosed by the Trustee or the Manager to Unitholders) that the Trustee or the Manager considers appropriate at its absolute discretion having regard to the interests of the Unitholders of the relevant Class or the Unitholders of the Fund as a whole, then the Manager, after consultation with the Trustee, may direct the holder thereof to sell (subject to the provisions described below in the section headed "Transfer of Units") such Units within 10 days and provide to the Trustee and the Manager evidence of such sale, failing which the Manager may redeem such Units.

Termination of the Fund

Upon termination, the Manager will realize all the assets of the Fund, and after paying out or retaining adequate provision for all liabilities properly payable and retaining provision for the costs of the termination, the Trustee shall distribute the proceeds of that realization to the Unitholders proportionately to their respective interests in the Fund as of the date of termination of the Fund.

Distributions to Unitholders

The Manager may, in its sole discretion, declare distributions and no guarantee is made that these will take place. Distribution will be declared annually on each Distribution Record Date and calculated on each Ex-Distribution Date. Distribution Period is a period commencing from the calendar day following the preceding Distribution Record Date and ending on and including the Distribution Record Date. The distributions will be paid on the relevant Distribution Payment Date, provided that such amount (if any) declared with respect to the relevant Class of Units in respect of the applicable Distribution Period shall only be paid out of the Fund's net income, realized and unrealized capital gains and any distributable funds of the Fund attributable to such Class of Units as determined by the Manager.

The declaration of distributions to Unitholders reduces the Class Level Net Asset Value per Unit without any corresponding change in the number of Class Level Units per Unitholder. This results in a Unitholder's overall investment in the Fund being reduced. In addition, any distributions during a Distribution Period which are in excess of the Fund's net increase in net assets resulting from operations results in a portion of the distribution being return of capital.

The amount of distributions, if any, will be determined by the Manager in its sole discretion, and no representation or guarantee is made that a distribution will be made in respect of each or any Distribution Period.

Capitalization

The Net Asset Value per Unit is calculated for each Dealing Day (each Valuation Day, or such other day or days as the Manager may from time to time determine in respect of the Fund), by dividing the difference in value between the Fund's assets and liabilities (including accrued fees and expenses of the Fund) by the number of Units outstanding.

The Trust Deed stipulates that the number of Units to be issued in the Fund shall be unlimited as the Manager shall determine and shall be without par value.

5. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS

Accounting Standard Codification (ASC) 815-10-50 requires disclosures about derivative instruments and hedging activities. It requires that the Fund disclose: a) how and why an entity uses derivative instruments, b) how derivative instruments and related hedged items are accounted for and c) how derivative instruments and related hedged items affect an entity's financial position, financial performance and cash flows.

TRP US CORE GROWTH EQUITY FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended December 31, 2024

5. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

The Fund transacts forward derivative instruments primarily for hedging purposes with each instrument's primary risk exposure being foreign exchange risk. The forward foreign currency exchange contracts held by the Fund do not qualify as hedges for accounting purposes under the requirements of ASC 815. The fair value of these derivative instruments is included in the Statement of Assets and Liabilities with changes in fair value reflected as realized gains/(losses) or net change in unrealized appreciation/(depreciation) on derivatives within the Statement of Operations (Note 2).

The Fund may enter into an International Swaps and Derivative Association, Inc. Master Agreement ("ISDA Master Agreement") with its counterparties in order to mitigate counterparty risk. The ISDA Master Agreement is typically negotiated by the Fund and its counterparties, containing the bi-lateral terms and conditions for all subsequent derivative transactions. The ISDA Master Agreement allows for the netting of all amounts owed to or due from counterparty into a single net payment if a credit event or default should occur.

The Fund has elected to not offset fair value receivables and payables for derivative contracts on the face of the Statement of Assets and Liabilities.

At December 31, 2024 the Fund had entered into the following derivative assets by counterparty net of amounts available for offset under a Master Netting Agreement ("MNA") and net of any collateral received by the Fund:

Counterparty	Derivative Assets Subject to a MNA	Derivatives Available for Offset	Non-cash Collateral Received	Cash Collateral Received	Net Amount of Derivative Assets ¹
Brown Brothers Harriman & Co.	USD 103,816	USD (3,526)	USD -	USD -	USD 100,290
Citi PB	941	(941)	-	-	-
Total	USD 104,757	USD (4,467)	USD -	USD -	USD 100,290

At December 31, 2024 the Fund had entered into the following derivative liabilities by counterparty net of amounts available for offset under a MNA and net of any collateral pledged by the Fund:

Counterparty	Derivative Liabilities Subject to a MNA	Derivatives Available for Offset	Non-cash Collateral Pledged	Cash Collateral Pledged	Net Amount of Derivative Liabilities ¹
Brown Brothers Harriman & Co.	USD 3,526	USD (3,526)	USD -	USD -	USD -
Citi PB	381,357	(941)	-	-	380,416
Total	USD 384,883	USD (4,467)	USD -	USD -	USD 380,416

¹Net amount equals the net amount receivable/payable from the counterparty in the event of default.

At December 31, 2024 the Fund had entered into the following derivatives:

Derivatives Not Accounted for as Hedging Instruments	Asset Derivatives		Liability Derivatives	
	Statement of Assets and Liabilities Location	Fair Value	Statement of Assets and Liabilities Location	Fair Value
Forward foreign currency exchange contracts (Currency Risk)	Unrealized appreciation on forward foreign currency exchange contracts	USD 104,757	Unrealized depreciation on forward foreign currency exchange contracts	USD 384,883

The effect of derivative instruments on the Statement of Operations for the year ended December 31, 2024:

Derivatives Not Accounted for as Hedging Instruments	Location of Gain or (Loss) on Derivatives	Realized Gain or (Loss) on Derivatives	Change in Unrealized Appreciation or (Depreciation) on Derivatives
Forward foreign currency exchange contracts (Currency Risk)	Net realized loss on forward foreign currency exchange contracts; change in unrealized depreciation on forward foreign currency exchange contracts	USD (1,362,568)	USD (507,327)

TRP US CORE GROWTH EQUITY FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended December 31, 2024

6. MANAGEMENT FEES

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Fund a management fee of a total of up to 0.28% per annum (0.03% per annum in respect of the fee for the Manager and 0.25% per annum for the portion of the Net Asset Value up to USD 250 million, 0.24% per annum for the portion of the Net Asset Value over USD 250 million up to USD 500 million and 0.22% per annum for the portion of the Net Asset Value over USD 500 million in respect of fee for the Investment Manager) of the Net Asset Value accrued on, and calculated as at, each Valuation Day and payable monthly in arrears. In addition, the Manager is also entitled to be reimbursed out of the assets of the Fund for any expenses incurred by it in the proper performance of its powers and duties as permitted under the Master Trust Deed.

During the year ended December 31, 2024, the Manager earned fees of USD 410,146, of which USD 40,761 is still outstanding as of December 31, 2024.

The Manager will pay the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager will be responsible for paying the fees of any of its delegates or other parties appointed by the Investment Manager to perform its functions in respect of the Fund; provided, however, the Investment Manager may charge a transaction fee on the subscriptions and redemptions of shares of the Underlying Fund.

7. CUSTODIAN AND SUB-ADMINISTRATOR'S FEES

The Fund has a custody and accounting agreement with Brown Brothers Harriman & Co. (the "Custodian" and "Sub-Administrator") for which the Custodian receives a fee calculated and paid monthly based on total assets and transaction volume.

The Custodian and Sub-Administrator is entitled to receive out of the assets of the Fund an administration fee (including transfer agent fee) on the Net Asset Value accrued on, and calculated as at, each Valuation Day at the following annual rate:

- 0.07% up to (and including) USD 250 million;
- 0.06% up to (and including) USD 500 million;
- 0.05% over USD 500 million.

Such administration fee is payable monthly in arrears, and subject to the minimum annual fee of USD 60,000. The Sub-Administrator is also entitled to receive out of the assets of the Fund fees for currency administration and execution services at the rate of 0.05% per annum of the Net Asset Value of the relevant Unit Class, subject to the minimum annual fee of USD 50,000. In addition, the Custodian and Sub-Administrator is also entitled to receive customary safekeeping fees and transaction charges. All out-of-pocket expenses of the Custodian and Sub-Administrator shall also be borne by the Fund. During the year ended December 31, 2024, the Custodian and Sub-Administrator earned fees of USD 126,108, of which USD 26,189 is still outstanding as of December 31, 2024.

8. TRUSTEE FEES AND ADMINISTRATOR'S FEES

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Fund a combined fee at the rate of 0.015% per annum of the Net Asset Value accrued on, and calculated as at, each Valuation Day and payable quarterly in arrears, subject to a minimum annual fee of USD 15,000. During the year ended December 31, 2024, the Trustee earned fees of USD 27,490, of which USD 13,775 is still outstanding as of December 31, 2024.

9. AGENT COMPANY'S FEES

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Fund a fee at the rate of 0.03% per annum of the Net Asset Value accrued on, and calculated as at, each Valuation Day and payable quarterly in arrears. During the year ended December 31, 2024, the Agent earned fees of USD 43,848, of which USD 12,824 is still outstanding as of December 31, 2024.

10. DISTRIBUTOR'S FEES

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Fund a fee at the rate of 0.65% per annum of the Net Asset Value accrued on, and calculated as at, each Valuation Day and payable quarterly in arrears. During the year ended December 31, 2024, the Distributors earned fees of USD 952,397, of which USD 277,853 is still outstanding as of December 31, 2024.

TRP US CORE GROWTH EQUITY FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended December 31, 2024

11. OTHER FEES AND EXPENSES

The Administrator receives USD 1,500 per annum for FATCA / CRS compliance services.

The Underlying Fund is entitled to receive out of the assets of the Underlying Fund, a fee at the rate of 0.65% per annum of the Net Asset Value of the Underlying Fund.

12. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The Fund's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (including price risk, interest rate risk, and currency risk), credit risk and liquidity risk.

Market Risk

All investments present a risk of loss of capital. The Investment Manager moderates this risk through a careful selection of securities and other financial instruments.

The Fund's investment management process is described in Note 1. The primary determinant of the Fund's ability to meet its objective of mid to long term capital appreciation while earning income is dependent on the performance of the investment in the Underlying Fund. The Fund's overall market positions are monitored on a daily basis by the Fund's Investment Manager.

The values of the Fund's investments are affected by a number of factors, including but not limited to, changes in the wider economy, financial and currency markets, foreign currency exchange rates and interest rate movements. The Fund enters into forward contracts which to varying degrees represent a market risk in excess of the amount reflected on the Fund's Statement of Assets and Liabilities. The notional amount of the forward contract represents the extent of the Fund's participation in these financial instruments. Market risks associated with such forward contracts arise due to the possible movements in foreign currency exchange rates underlying these instruments.

Other market and credit risks include the possibility that there may be an illiquid market for the contracts, that the change in the value of the contract may not directly correlate with changes in the value of the underlying currencies or that the counterparty to a forward contract defaults on its obligation to perform under the terms of the contract. The Fund's exposure to loss due to counterparty non-performance on open futures, forward foreign currency exchange, swap and options contracts is limited to the unrealized appreciation inherent in such financial instruments which are recognized in the Statement of Assets and Liabilities.

Credit Risk

Credit risk represents the potential loss that the Fund would incur if the counterparties, failed to perform pursuant to the terms of their obligations to the Fund. For exchange-traded contracts, the exchange acts as the counterparty to specific transactions and, therefore, bears the risk of delivery to and from counterparties of specific positions. The Fund's management does not consider that credit risk related to open derivative contracts will have material adverse effect on the financial condition of the Fund.

Although the Manager monitors the Custodian and believes it to be an appropriate custodian, there is no guarantee that this or any custodian that the Fund may use from time to time, will not become insolvent, which could lead to losses for the Fund.

While both the U.S. Bankruptcy Code and the Securities Investor Protection Act of 1970 seek to protect customer property in the event of a failure, insolvency or liquidation of an institution, there is no certainty that, in the event of a failure of an institution that has custody of Fund assets, the Fund would not incur losses due to its assets being unavailable for a period of time, ultimately less than full recovery of its assets, or both. Because all of the Fund's cash is in custody with a single institution, such losses could be significant and could materially impair the ability of the Fund to achieve its investment objective. The Fund is subject to credit risk to the extent that this institution may be unable to fulfill its obligations to repay amounts owed.

Liquidity Risk

Investors should be aware that the value of Units might fall as well as rise. Investment in the Fund involves a degree of risk, there can be no assurance that the Fund's investment objective will be achieved.

The Fund is exposed to daily repurchase of its Units but management believes that the Fund has sufficient resources to meet the present and foreseeable needs of its business operations and, if necessary, the liquidity to fund repurchases and achieve a market position appropriately reflecting a smaller capital base. This position is monitored continually by management to ensure that the Fund has the ability to meet its obligations.

TRP US CORE GROWTH EQUITY FUND
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)
For the Year Ended December 31, 2024

12. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

Liquidity Risk (continued)

The Trustee, after consultation with the Manager, may suspend the issuance and repurchase of units and payments in respect of such transactions in any circumstances where the calculation of the Underlying Fund's Net Asset Value per unit is suspended. The Trustee will inform unitholders of such a suspension as soon as practicable after it is imposed or lifted. Subscription applications and repurchase notices cannot be withdrawn during such suspension and will be processed for the next Dealing date. All Unitholders of the Fund will be promptly notified in writing of any such suspension and will be promptly notified upon termination of such suspension.

Currency Risk

The Unit price of USD Class Units is determined in USD, and the Unit price of JPY Hedged Class Units is determined in Japanese Yen while the Fund is denominated in U.S. dollars. The Fund, however, may invest a portion, or all of, its assets in other currencies, or in instruments denominated in non-Japanese Yen or non-US Dollar currencies, the prices of which will be determined with reference to such non-Japanese Yen or non US Dollar currencies. The value of the Fund's assets will fluctuate with Japanese Yen exchange rates as well as the price changes of its investments in the various local markets and currencies.

The Fund also may utilize options and forward contracts to hedge against currency fluctuations, but there can be no assurance that such hedging transactions will be effective, and such techniques entail costs and additional risks.

The Investment Manager monitors the Fund's currency exposure on a daily basis.

13. BORROWINGS

The Manager and/or its delegates may borrow monies for the account of the Fund provided that it will not borrow money if, as a result of such borrowing, the aggregate amount of outstanding borrowings effected on behalf of the Fund would, immediately following such borrowing, exceed 10% of the value of its net assets, save that this limit may be exceeded temporarily for a period not exceeding 12 months in special situations including, without limitation, a merger of the Fund with another series trust, investment fund or other type of collective investment scheme.

There were no borrowings during the year ended December 31, 2024.

14. COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

In the normal course of business, the Trustee on behalf of the Fund may enter into contracts that contain a variety of representations and warranties and which provide general indemnifications. The general indemnifications apply not only to the extent such representations and warranties are untrue but also may cover third parties such as the Fund's Administrator, Auditor or Investment Manager for claims related to the services performed for the Fund. The Trustee's maximum exposure under any such arrangements is unknown, as exposure only arises to the extent future claims that have not yet occurred are made against the Trustee. However, based on experience, the Trustee expects the risk of loss to be remote.

15. SUBSEQUENT EVENTS

Management performed a subsequent events review up to May 16, 2025 which is the date the financial statements were available to be issued.

Effective January 1, 2025 through May 16, 2025, there were subscriptions of USD 180,460 and there were redemptions of USD 285,430 in respect of JPY Hedged Class Units. There were distributions of nil in respect of JPY Hedged Class Units.

Effective January 1, 2025 through May 16, 2025, there were subscriptions of USD 17,143,753 and there were redemptions of USD 8,768,767 in respect of USD Class Units. There were distributions of nil in respect of USD Class Units.

There are no other significant events to report as they relate to the Fund.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2026年4月末日現在)

資産総額	210,328,316.54米ドル	33,734,558,690円
負債総額	351,902.60米ドル	56,441,658円
純資産総額(-)	209,976,413.94米ドル	33,678,117,032円
発行済口数	米ドルクラス受益証券：8,192,130口	
	円ヘッジクラス受益証券：52,395口	
1口当たりの純資産価格(/)	米ドルクラス受益証券：24.87米ドル	3,989円
	円ヘッジクラス受益証券：18,723円	

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

取扱機関 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（Brown Brothers Harriman & Co.）

取扱場所 アメリカ合衆国、MA 02110、ボストン、ポスト・オフィス・スクエア 50

（50 Post Office Square Boston, MA 02110, U.S.A.）

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行われます。

名義書換の費用は徴収されません。

（ロ）受益者集会

受託会社は、マスター信託証書の規定により要求される場合、または受益者決議の提議においては受益証券1口当たり純資産価格の総額が、全ファンドの純資産価額総額の10分の1以上となる受益証券を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、またはファンド決議の提議においては当該ファンドの受益証券の10分の1以上の口数を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、集会を招集する通知に定められる日時および場所にて、適宜すべての受益者またはファンドの受益者の集会を招集するものとします。各集会の書面による通知は、集会の場所、日時および当該集会において提議される予定の決議事項を明記した上、受託会社により、すべての受益者の集会の場合には各受益者に対し、ファンドの受益者の集会の場合には当該ファンドの受益者に対して、集会の15暦日前までに郵送されるものとします。集会の基準日は、通知に記載される当該集会日の21暦日以上前であるものとします。受益者への通知の不注意による欠落または受益者の不受理があっても、集会における議事進行を無効としないものとします。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限ある役員は、いずれの集会においても出席および発言の権利が与えられるものとします。定足数の要件は受益者2名としますが、受益者が1名しか存在しない場合は当該1名を定足数とします。集会において、集会の採決に付された決議は書面による投票により採決されるものとし、受益者決議の提議においては受益証券1口当たり純資産価格の総額が、全ファンドの純資産価額総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者、ファンド決議の提議においては当該ファンドの発行済受益証券の2分の1以上の口数を保有する受益者により承認された場合に、投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとします。受益者決議に関する純資産価額の計算は、集会の直前の関連する評価日の評価時点現在にて行われるものとします。投票において、議決権は本人または代理人のいずれかによって行使することができます。

（ハ）受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

（ニ）受益証券の譲渡制限の内容

各受益者は、自らが保有する受益証券を、受託会社および管理会社の事前の書面による同意を条件として、受託会社が随時承諾する様式による証書をもって譲渡することができます。ただし、譲受人は、最初に、その時点で効力を有する関係法域または適用法域の法律規定、政府等の要求もしくは規則、または受託会社の方針もしくは受託会社により別途要求される事項を遵守するために、受託会社またはその適法に授権された代理人により要求される情報を提供するものとします。さらに、譲受人は、受託会社に対し、(a)受益証券の譲渡が適格投資家に対するものであること、(b)譲受人が自己勘定による投資目的に限り受益証券を取得すること、および(c)受託会社または管理会社がその裁量により要求するその他の事項に関することを書面にて表明しなければなりません。

譲渡証書はいずれも、受託会社または管理会社により、譲渡人および譲受人またはこれらの者の代理人が署名することを要求されることがあります。譲渡人は、その譲渡が登録され、譲受人の氏名がその受益証券に関する受益者として受益者名簿に記載される時点まで、引き続き受益証券に関する受益者であるものとみなされ、また、その譲渡の対象となる受益証券に係る権利を有するものとみなされます。譲渡証書の原本および上記記載の情報が受託会社によって受領されるまで、譲渡の登録は行われません。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

2026年4月末日現在の資本金の額は、480,000米ドル(約7,699万円)で、発行済株式数は、1株1米ドル(160.39円)の普通株式480,000株です。管理会社の授権株式資本金は、1株1米ドル(160.39円)の普通株式1,000,000株から成る1,000,000米ドル(約1億6,039万円)です。

管理会社は、2003年9月26日付で、普通株式30,000株をもって設立され、2007年7月30日付で普通株式450,000株が追加発行されました。

(2) 会社の機構

取締役会は、1名以上の者(代理取締役を除きます。)から構成されます。ただし、管理会社が通常決議により取締役数の上限を増減する場合は、この限りではありません。

管理会社は、通常決議により、いかなる者も取締役に任命でき、または通常決議により、いかなる取締役も解任できます。

ケイマン諸島の会社法(改正済)、基本定款および定款の規定ならびに特別決議により為された指示に従って、管理会社の事業は、管理会社のすべての権限を行使することのできる取締役がこれを運営します。定足数が出席している正当に招集された取締役会は、取締役が行使可能なすべての権限を行使することができます。

取締役会による議題の審議の定足数は、取締役会がこれを定めることができ、かかる定めのない場合、2名以上の取締役が存在する場合は2名とし、取締役が1名のみしか存在しない場合は1名とします。

定款の規定に従って、取締役は、適当と考える手続を規定することができます。取締役会において生じた議題は、過半数で決定されます。議決が可否同数となった場合、議長は、二度目の議決を行うかまたは決定議決権を行使するものとします。代理取締役でもある取締役は、任命者が欠席の場合、自己の議決権に加え、任命者を代理して別個の議決権を行使することができます。

取締役会に出席している全員が同時に互いに意思疎通できる会議電話またはその他の通信機器により、取締役会または取締役会の委員会に参加できます。

取締役全員もしくは取締役全員(任命者を代理して当該決議に署名する権利を有する代理取締役)により署名された(一つまたは複数の副本の形の)書面による決議は、正当に招集され、開催された取締役会または(場合により)取締役の委員会で可決された場合と同様に有効であり、効力を有します。

取締役もしくは代理取締役は、または取締役もしくは代理取締役の要求による管理会社の他の役員は、取締役全員(もしくは代理取締役)が、当該取締役会の開催時においてまたはその前後を問わず、当該通知を放棄しない限り、取締役全員および代理取締役に対する少なくとも2日以上前の書面による通知(かかる通知には審議予定の議事の一般的事項が記載されます。)により、取締役会を招集するものとします。

取締役会は、取締役会の議長1名を選任し、同人の任期を決定することができます。

代理取締役以外の取締役は、取締役会に、自身が書面により任命する代理人を代理することができます。この場合、代理人は定足数に数えられ、代理人の議決権は、すべてにおいて、任命取締役の議決権であるものとみなされます。

取締役会は、議事録に、取締役会が行う役員の任命、管理会社の総会、またはすべてのクラスの株主の総会ならびに取締役会および取締役の委員会の集会におけるすべての手続(各集会に出席している取締役または代理取締役の氏名を含みます。)を記録保持するようにします。

2【事業の内容及び営業の概況】

i) 管理会社の事業の内容および営業の概況

管理会社は、投資信託を設定し、管理を行うことを専業とします。

管理会社は、2026年4月末日現在、22本の投資信託の管理・運用を行っており、管理投資信託財産額の概算は約3,611百万米ドル（約5,792億円）です。

（2026年4月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	管理投資信託財産の本数	純資産額の合計（通貨別）
ケイマン諸島	オープン・エンド型投資信託	12	276,041,903,274円
		10	1,849,728,111米ドル

管理会社としての役割

管理会社は、マスター信託証書に基づき、ファンドの投資運用および資産の再投資について責任を負います。管理会社は、本規則の意味および目的における、トラストおよび各シリーズ・トラストの「インベストメント・アドバイザー」です。

管理会社は、権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人に対して委託する権限を有し、適用法令で認められる範囲内で、すべての受任者または再受任者の行為について責任を負いません。

管理会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、関連するシリーズ・トラストの資産に限定されることを確保します。

管理会社は、（マスター信託証書およびその追補証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）シリーズ・トラストの管理会社として被る可能性のある訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に対する補償を目的として、当該シリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社の故意の不履行、悪意、詐欺または重大な過失による作為や不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。疑義を避けるために付言すれば、管理会社は、他のファンドに関連して発生した債務について、ファンドの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、マスター信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、適切と判断する補償条項を含む契約を、トラストまたはシリーズ・トラストを代理して、トラストまたは当該シリーズ・トラストのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

管理会社は、受託会社に対する90暦日以上前の書面による通知により辞任することがあります。かかる辞任は、後任の管理者の任命後にのみ効力を生じるものとします。

管理会社は、マスター信託証書により付与された委託権限に従い、管理事務代行業務の一部および保管業務の一部を副管理事務代行会社および保管会社に委託しています。

3【管理会社の経理状況】

- 1．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、国際財務報告基準に基づき作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- 2．管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるケーピーエムジー エルエルピーの監査を受けております。なお、ケーピーエムジー エルエルピーは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
- 3．日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2026年4月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝160.39円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)【貸借対照表】

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド
貸借対照表
2025年3月31日現在

	注記	2025年		2024年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産					
流動資産					
現金および現金同等物		5,294,366	849,163	4,561,628	731,640
債権	7	1,646,749	264,122	1,834,018	294,158
流動資産合計		6,941,115	1,113,285	6,395,646	1,025,798
負債および株主資本					
流動負債					
債務	8	1,497,979	240,261	1,655,120	265,465
流動負債合計		1,497,979	240,261	1,655,120	265,465
株主資本					
管理会社の株主に帰属する資本金および準備金					
株式資本		480,000	76,987	480,000	76,987
利益剰余金		4,963,136	796,037	4,260,526	683,346
株主資本合計		5,443,136	873,025	4,740,526	760,333
負債および株主資本の合計		6,941,115	1,113,285	6,395,646	1,025,798

添付の注1から注11は当財務書類の一部です。

10頁から22頁(訳注:原文のページ)の当財務書類は、取締役会により承認されており、取締役会を代表してD・クルーズ氏により公表を許可され、署名されています。

D・クルーズ

取締役

2025年7月11日

企業登録番号:129332

()円貨換算は、1米ドル=160.39円によります。

(2)【損益計算書】

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド
包括利益計算書
2025年3月31日に終了した年度

	注記	2025年		2024年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益	3	12,773,881	2,048,803	12,998,608	2,084,847
管理費用		(11,819,837)	(1,895,784)	(12,015,683)	(1,927,195)
営業利益		954,044	153,019	982,925	157,651
その他費用	5	(17,231)	(2,764)	(104,049)	(16,688)
税引前利益		936,813	150,255	878,876	140,963
所得税	6	(234,203)	(37,564)	(219,719)	(35,241)
税引後利益		702,610	112,692	659,157	105,722
その他当期包括利益		-	-	-	-
当期包括利益合計		702,610	112,692	659,157	105,722

当社の事業はすべて継続事業に分類されています。
添付の注1から注11は当財務書類の一部です。

() 円貨換算は、1米ドル = 160.39円によります。

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド

株主資本変動計算書

2025年3月31日に終了した年度

	注記		株式資本		利益剰余金		合計	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
2023年4月1日付残高	480,000	76,987	10,351,369	1,660,256	10,831,369	1,737,243		
当期包括利益合計	-	-	659,157	105,722	659,157	105,722		
支払配当金	-	-	(6,750,000)	(1,082,633)	(6,750,000)	(1,082,633)		
2024年3月31日付残高	480,000	76,987	4,260,526	683,346	4,740,526	760,333		
当期包括利益合計	-	-	702,610	112,692	702,610	112,692		
2025年3月31日付残高	480,000	76,987	4,963,136	796,037	5,443,136	873,025		

添付の注1から注11は当財務書類の一部です。

() 円貨換算は、1米ドル = 160.39円によります。

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド

キャッシュ・フロー計算書

2025年3月31日に終了した年度

	注記	2025年		2024年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税引後利益		702,610	112,692	659,157	105,722
調整項目：					
為替差損純額	5	16,998	2,726	98,264	15,761
税金費用	6	234,203	37,564	219,719	35,241
利息費用	5	233	37	5,785	928
運転資本変動前営業キャッシュ・フロー		954,044	153,019	982,925	157,651
営業資産および営業負債の変動					
債権の減少		187,269	30,036	58,583	9,396
債務の(減少)/増加		(171,626)	(27,527)	9,320	1,495
関連会社への支払純額 - グループ税控除		(219,719)	(35,241)	(27,715)	(4,445)
支払利息		(233)	(37)	(1,179)	(189)
営業活動による現金収入純額		749,735	120,250	1,021,934	163,908
財務活動					
株主への支払配当金		-	-	(6,750,000)	(1,082,633)
財務活動による現金純額		-	-	(6,750,000)	(1,082,633)
現金および現金同等物における純増加/(減少)額		749,735	120,250	(5,728,066)	(918,725)
現金および現金同等物の期首残高		4,561,628	731,640	10,387,958	1,666,125
保有現金に係る為替レート変動の影響		(16,998)	(2,726)	(98,264)	(15,761)
現金および現金同等物の期末残高		5,294,365	849,163	4,561,628	731,640

添付の注1から注11は当財務書類の一部です。

() 円貨換算は、1米ドル = 160.39円によります。

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド

財務書類に対する注記

2025年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド（以下「当社」といいます。）はケイマン諸島で設立され、ケイマン諸島に所在します。登録上の所在地は、ケイマン諸島、グランド・ケイマン、サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス私書箱309GTです。当年度中の当社の主要な活動は、第三者および他のグループのメンバーに対して投資助言および投資運用サービスを提供することです。当財務書類は、当社が外国会社規則の第3章の要件を継続的に遵守することを確保するために作成されています。

注2 - 重要な会計方針の概要

採用される主要な会計方針は下記のとおりです。

作成の基礎

当社の財務書類は、英国で採用された国際会計基準（以下「IFRS」といいます。）に従い作成されています。以下に記載される会計方針は、本財務書類に表示されたすべての期間について一貫して適用されています。

当社は利益を上げていること、当社は2025年3月31日現在において5,294,366米ドルの現金準備金を含み、（収益でカバーされるサブ・アドバイザー報酬を除いた後の）比較的低コストのベースをカバーするのに十分な強固で流動性の高い貸借対照表を有していることから、取締役は、当財務書類を作成するにあたり、継続会計基準を採用しています。取締役は、当財務書類の作成日付から少なくとも12ヶ月のあいだ、流動性準備金および低コストのベースと合わせて、当社がその債務を履行するのに十分は準備金を有していることを示す利益予想を作成しています。

上記に基づき、取締役は、当社が当財務書類の日付から少なくとも12ヶ月のあいだ業務を継続するための十分な資産を有していると合理的に予想しており、したがって、取締役は当財務書類を作成するにあたり、継続会計基準の採用を続けています。

新たな会計基準

取締役は、当年度において、新たな会計基準が当社に重要な影響を及ぼしたとは考えていません。

今後の会計基準の見直しに従い、取締役は財務書類への予想される影響を評価し、これが最小限であると判断しました。

評価の方法

財務書類は、取得原価主義に基づいて作成されます。

見積りおよび仮定

財務書類を作成するにあたり、取締役は、貸借対照表の日付現在の資産および負債の報告金額ならびに当年度の収益および費用の報告金額に影響を与えるような見積りおよび仮定を行わなければなりません。見積りの性質上、見積額と実績額との間に差異が生じる場合があります。仮定および見積りは、過去の実績および将来における成長を見込んだ予想を含むその他の要因に基づき行われ、継続的に見直されます。2025年3月31日現在および2024年3月31日現在、重要な見積りまたは仮定は存在しません。

収益

営業収益には、投資管理報酬、投資顧問報酬および運用報酬が含まれます。営業収益は、通常の業務において提供したサービスについて受領する対価（割引、トレイル報酬、付加価値税およびその他売上税の控除後）の公正価値で測定されます。

投資管理報酬および投資顧問報酬ならびに付随する報酬は、関連するサービスが提供された時点で随時認識されます。投資管理報酬および投資顧問報酬は、運用資産に対する比率で計算されます。運用報酬は、投資対象が満期を迎え、当該報酬が回収可能となった期間において確定する時点で計上されます。

管理費用

管理費用は、関連するサービスが提供される期間にわたって計上されます。

当期所得税および繰延所得税

当期の損益に対する税金は、当期税金および繰延税金から構成されます。税金は、資本に認識されることとなる直接資本に認識される項目に関連する場合を除き、包括利益計算書において認識されます。

当期税金とは、貸借対照表の日付現在において制定または実質的に制定されている税率を用いた、当期の課税所得または課税損失に対する予想未払税金または未収税金、および過年度に関する未払税金の調整をいいます。

当社は、他のグループ事業体の損失について生じた当期税金控除を当社の税金費用に充当することができます。

繰延税金とは、貸借対照表における資産および負債の帳簿価額と課税利益の計算に使用される課税標準額との差額について支払われるべきまたは回収可能であると予想される税金をいいます。繰延税金は、貸借対照表の負債法を用いて計上されます。繰延税金負債は、通常、すべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税利益が得られる可能性が高い範囲において認識されます。

外貨

当社の機能通貨および表示通貨は、米ドル(\$)です。

米ドル以外の通貨での取引は、当該取引日の実勢為替レートで計上されます。各貸借対照表の日付において外貨建ての貨幣性資産は、貸借対照表の日付現在の実勢為替レートで再換算されます。公正価値で計上される外貨建ての非貨幣性資産および非貨幣性負債は、公正価値が決定された日の実勢為替レートで換算されます。再換算により生じる為替差損益は、該当期間における純損益に含まれます。ただし、公正価値の変動が直接資本に認識される非貨幣性資産および非貨幣性負債から生じる為替差額は除きます。

金融商品

当社の金融商品は、現金および現金同等物、売掛金およびその他の債権ならびに買掛金およびその他の債務により構成されます。これらはIFRS第9号の金融商品に従って分類され、測定されます。

() 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行預金および手元現金により構成されます。金融商品は、短期の現金コミットメントを達成するために保有されており、価値の変動についてわずかなリスクにさらされています。現金は、残高の規模に応じて市場金利で利息を得ます。金融収益は、未払元本を参照し、かつ適用利率により、現金および現金同等物を時間ベースで計上しています。

() 売掛金およびその他の債権

売掛金およびその他の債権には、管理報酬、アドバイザー報酬および運用報酬の未収額ならびに顧客および他者からの未収額が含まれます。すべての売掛金およびその他の債権は、要求に応じてまたは1年以内に回収されます。これらは、貸借対照表上、償却原価から回収不能見込額に係る適切な引当金を控除して計上されます。グループ事業から支払われるべき額は、無担保かつ無利息であり、返済期限も定められていません。

() 買掛金およびその他の債務

買掛金およびその他の債務には、当初より償却原価で計上された投資管理報酬、投資顧問報酬および運用報酬の未払額ならびにベンダーおよび他者に対する未払額が含まれます。すべての買掛金およびその他の債務は、締結された契約上の取り決めの内容に従い分類されます。これらは、要求に応じてまたは1年以内に支払われるものとし、貸借対照表上、原価で計上されます。グループ事業に対し支払われるべき額は、無担保かつ無利息であり、返済期限も定められていません。

() 金融資産の減損

当社は、償却原価で測定される金融資産について見込まれる信用損失を評価します。債務不履行に陥る可能性が高いか、可能性があるかどうかを判断するために考慮される要素には、支払が支払期限を過ぎているかどうか（およびその期間の長さ）、顧客/カウンターパーティの信用力の低下が見受けられること、または顧客/カウンターパーティの信用力に悪影響を及ぼす可能性があるその他の問題が含まれます。

信用力に悪影響を及ぼす問題が見受けられない金融資産の場合、予想信用損失は、12ヶ月間連続で発生すると予想される損失に基づき計算されます。取締役は、当社の金融資産(すなわち、銀行預金)の特性上、信用リスクは極めて低いと考えています。

契約上の支払が30日を超えて延滞している金融資産の場合、デフォルトポジションでは信用リスクの増大が想定されます。しかしながら、デフォルトポジションを示す従来の基準は実体がなく、2025年3月31日現在、延滞しているとみなされる受取報酬は存在しませんでした。

注3 - 顧客との契約から生じる収益

すべての収益は、投資助言および投資運用サービスの提供に関連しており、ケイマン諸島において発生しています。

	2025年	2024年
	(米ドル)	(米ドル)
投資管理報酬および投資顧問報酬	12,666,479	12,773,098
運用報酬	107,402	225,510
合計	12,773,881	12,998,608

注4 - 監査報酬

	2025年	2024年
	(米ドル)	(米ドル)
当社の財務書類の監査のために当社の監査人に対して支払われる報酬	45,772	44,961
合計	45,772	44,961

注5 - その他費用

	2025年	2024年
	(米ドル)	(米ドル)
為替差損純額	16,998	98,264
利息費用	233	5,785
合計	17,231	104,049

注6 - 税金

2025年3月31日に終了した年度および2024年3月31日に終了した年度の収益に対する税金は以下のとおりです。

	2025年	2024年
	(米ドル)	(米ドル)
当期税金		
英国法人税25%(2024年:25%)	(234,203)	(219,719)
当期所得税費用合計	(234,203)	(219,719)
所得税費用合計	(234,203)	(219,719)

法定実効税率による税金費用と、2025年3月31日に終了した年度および2024年3月31日に終了した年度の継続事業に反映された収益に対する税金との調整は以下のとおりです。

	2025年	2024年
	(米ドル)	(米ドル)
税金調整		
税引前利益	936,813	878,876
英国法人税の標準税率25%（2024年：25%）を乗じた利益	(234,203)	(219,719)
所得税費用合計	(234,203)	(219,719)
当期実効税率	25.0%	25.0%

当社は、当社の当期税金費用を相殺するために、日興グループの他の事業体からの当期税金控除を使用します。グループ税控除に関連する関連会社への支払額は、貸借対照表（注8）において、未払金として計上されています。

注7 - 債権

	2025年	2024年
	(米ドル)	(米ドル)
未収金	1,560,608	1,710,268
関連会社からの未収金	-	52,370
未収収益および前払費用	86,141	71,380
合計	1,646,749	1,834,018

注8 - 債務

	2025年	2024年
	(米ドル)	(米ドル)
未払費用および繰延収益	221,928	214,067
未払金	202,510	230,168
関連会社への未払金	839,338	991,166
関連会社への未払金 - グループ税控除	234,203	219,719
合計	1,497,979	1,655,120

注9 - 財務リスク要因

当社の金融資産および金融負債に関連する主要なリスクを以下に記載しています。

信用リスク

信用リスクは、主に、当社が分割払いによる商品もしくはサービスの提供を行う取引または余剰現金の投資もしくは預入を行う取引に関連するカウンターパーティの債務の不履行による財務上の損失リスクと定義されます。取締役は、当社の売掛債権の債務者は運用下にあるグループ・ファンドであり、したがってこれらのファンドとの契約により管理報酬および運用報酬が規定されているため、当社が信用リスクに著しくさらされているとは考えていません。これらの資産を受け取ることができないという残存リスクを軽減するために、取締役は、当社の延滞債権の分析を、合意されたサービス水準契約と対比させて監視することにより管理報酬および運用報酬の支払に関連する契約の条件が遵守されることを確保します。

当社は、適切な信用履歴のある顧客と取引を行うという方針を採用しています。その他の金融資産においては、当社は、高い信用格付を有する金融機関およびその他のカウンターパーティと取引を行うという方針を採用しています。2025年3月31日現在および2024年3月31日現在、延滞しているおよび/または減損している金融資産はありません。売掛金は、少なくとも四半期ごとに回収期限が到来し、通常それぞれの期限から30日以内に決済されます。貸借対照表の日付現在、支払期限を過ぎた売掛金はありません。

さらに、銀行預金については、当社は合意した条件に基づき承認されたカウンターパーティに対してのみ資金を預け入れます。

市場リスク

市場リスク（またはシステミック・リスク）は、単に景気の変動または市場の大部分に影響を及ぼすその他の事象により、その価値が変動することがある資産または負債全体の種類によく見られるリスクと定義されます。取締役は、当社が管理する資産はファンドの保有者によりこれらの保有者の利益のために別個の複数の法人組織を通じて保有されているため、当社が重要な市場リスクにさらされているとは考えていません。

通貨リスク

通貨リスクは、当社の機能通貨以外の通貨建ての資産および負債の価値が、外国為替レートの変動により変動するリスクと定義されます。当社は、様々な通貨建ての現金残高および未収手数料から発生する通貨リスクにさらされています。

他の通貨建ての現金残高、債務および未収手数料から発生する当社の通貨リスクに対するエクスポージャーは、合計432,578米ドル（2024年：700,040米ドル）です。2025年3月31日現在、米ドルに対してこれらの通貨が10%高く/安くなっていたと仮定すると、エクスポージャーは、合計で43千米ドル（2024年：64千米ドル）低くなり、43千米ドル（2024年：78千米ドル）高くなります。

流動性リスクおよびソルベンシー・リスク

流動性リスクは、当社が金融債務を期限到来時に履行できないリスクと定義されます。取締役の当該リスクの管理に対する取組みは、当社が債務の期限到来時に、通常およびストレス下の両方の状態において十分な流動性を有していることを確保することです。

キャピタル・マネジメント

当社の資本ポジションは、適正であることを確保するために継続的に監視されています。外部により課せられる自己資本規制はありません。

注10 - 関連当事者との取引

当社および関連当事者との取引は以下のとおりです。

2025年3月31日に終了した年度	営業費用(a)	2025年3月31日 現在の債務(b)	2025年3月31日 現在の債権(c)
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
日興アセットマネジメント アメリカズ・インク	793,638	59,016	-
日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド	5,075,949	489,301	-
日興アセットマネジメント株式会社	2,302,911	241,397	-
日興アセットマネジメント アジア リミテッド	624,356	49,624	-
日興アセットマネジメント ホンコン リミテッド	11,448	-	-
ハイウォーター・リミテッド	105,235	-	-
合計	8,913,537	839,338	-

2024年3月31日に終了した年度	営業費用(a)	2024年3月31日 現在の債務(b)	2024年3月31日 現在の債権(c)
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
日興アセットマネジメント アメリカズ・インク	1,086,979	84,395	-
日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド	4,907,366	409,093	-
日興アセットマネジメント株式会社	2,308,193	439,668	-
日興アセットマネジメント アジア リミテッド	705,026	56,062	52,370
日興アセットマネジメント ホンコン リミテッド	26,078	1,948	-
ハイウォーター・リミテッド	107,407	-	-
合計	9,141,049	991,166	52,370

- (a) 関係当事者（ハイウォーター・リミテッドを除く）に支払われた営業費用は、投資運用契約に基づき支払われるものまたは同等物であり、ファンド運用サービスのためのものです。ハイウォーター・リミテッドに支払われた営業費用は、ハイウォーター・リミテッドが当社に提供した取締役、会社総務役およびその他のサービスに関連するものです。
- (b) 上記の表の残高は営業費用に関連し、無担保であり現金で決済されます。いかなる保証の付与もなく、また受領もしていません。関連当事者が負担する金額について、貸倒懸念債権に係る引当金の設定はなされていません。
- (c) 支払われるべき金額は無担保であり、現金で決済されます。いかなる保証の付与もなく、また受領もしていません。
- (d) グループ税控除に関する日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドへの未払金は上記の表の残高に含まれませんが、貸借対照表（注8）には計上されています。

取締役は当社の主要な経営陣です。2025年3月31日に終了した年度の取締役の報酬は、79,835米ドル（2024年：79,609米ドル）でした。

日興アセットマネジメント株式会社は当社の中間親会社です。日興アセットマネジメント アメリカズ・インク、日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド、日興アセットマネジメント アジア リミテッドおよび日興アセットマネジメント ホンコン リミテッドは当社の兄弟会社です。ハイウォーター・リミテッドは、日興AMグローバル・ケイマン・リミテッドの取締役である個人によって管理されています。

注11 - 最終的な持株会社

当社の直接の親会社は、英国にある日興AMグローバル・ホールディングス・リミテッドです。当社は、日本における最終的な親会社である三井住友トラストグループ株式会社の子会社です。

当社の業績が連結される最大のグループは、日本国東京都千代田区丸の内1丁目1番2号所在の三井住友トラストグループ株式会社が率いています。このグループの連結財務書類は、<https://www.smtg.jp/en/>において一般に公開されています。

[次へ](#)

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
STATEMENT OF FINANCIAL POSITION
AS AT 31 MARCH 2025

	Note	2025 USD	2024 USD
Assets			
Current Assets			
Cash and cash equivalents		5,294,366	4,561,628
Debtors	7	<u>1,646,749</u>	<u>1,834,018</u>
Total Current Assets		<u>6,941,115</u>	<u>6,395,646</u>
Liabilities and Equity			
Current Liabilities			
Creditors	8	<u>1,497,979</u>	<u>1,655,120</u>
Total Current Liabilities		<u>1,497,979</u>	<u>1,655,120</u>
Equity			
Capital and Reserves Attributable to Equity Holders of the Company			
Share capital		480,000	480,000
Retained earnings		<u>4,963,136</u>	<u>4,260,526</u>
Total Equity		<u>5,443,136</u>	<u>4,740,526</u>
Total Liabilities and Equity		<u>6,941,115</u>	<u>6,395,646</u>

The annexed notes from 1 to 11 form an integral part of these financial statements.

These financial statements on pages 10 to 22 were approved by the Board of Directors and authorised for issue and signed on its behalf by:



D Cruise
Director

11 July 2025

Company registered number: 129332

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

	Note	2025 USD	2024 USD
Revenue	3	12,773,881	12,998,608
Administrative expenses		<u>(11,819,837)</u>	<u>(12,015,683)</u>
Operating profit		954,044	982,925
Other expenses	5	<u>(17,231)</u>	<u>(104,049)</u>
Profit before income tax		<u>936,813</u>	<u>878,876</u>
Income tax	6	(234,203)	(219,719)
Profit after income tax		<u>702,610</u>	<u>659,157</u>
Other Comprehensive Income for the year		-	-
Total comprehensive income for the year		<u>702,610</u>	<u>659,157</u>

All the Company's operations are classified as continuing.

The annexed notes from 1 to 11 form an integral part of these financial statements.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

	Note	Share Capital USD	Retained Earnings USD	Total USD
Balance at 1 April 2023		480,000	10,351,369	10,831,369
Total comprehensive income for the year		-	659,157	659,157
Dividend paid		-	(6,750,000)	(6,750,000)
Balance at 31 March 2024		480,000	4,260,526	4,740,526
Total comprehensive income for the year		-	702,610	702,610
Balance at 31 March 2025		480,000	4,963,136	5,443,136

The annexed notes from 1 to 11 form an integral part of these financial statements.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
CASH FLOW STATEMENT
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

	Note	2025 USD	2024 USD
Cash Flows from Operating Activities			
Profit after tax		702,610	659,157
Adjustments for:			
Net foreign exchange loss	5	16,998	98,264
Tax charge	6	234,203	219,719
Interest expense	5	233	5,785
Operational cash flows before movements in working capital		954,044	982,925
Changes in operating assets and liabilities			
Decrease in receivables		187,269	58,583
(Decrease)/ increase in payables		(171,626)	9,320
Net amounts paid to affiliate – group tax relief		(219,719)	(27,715)
Interest paid		(233)	(1,179)
Net Cash Generated from Operating Activities		749,735	1,021,934
Financing Activities			
Dividend paid to equity holders		-	(6,750,000)
Net Cash from Financing Activities		-	(6,750,000)
Net increase/ (decrease) in Cash and Cash Equivalents		749,735	(5,728,066)
Cash and cash equivalents, beginning of the year		4,561,628	10,387,958
Effect of exchange rate fluctuations on cash held		(16,998)	(98,264)
Cash and Cash Equivalents, End of the Year		5,294,365	4,561,628

The annexed notes from 1 to 11 form an integral part of these financial statements.

**NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025**

Note 1 – General Information

Nikko AM Global Cayman Limited (“the Company”) is incorporated and domiciled in the Cayman Islands. The address of the registered office is PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street, Grand Cayman, Cayman Islands. The principal activities of the Company during the year were the provision of investment advice and investment management services to third parties and other group members. These financial statements have been prepared to ensure continued compliance by the Company with the requirements of Chapter 3 of the Overseas Companies Regulations.

Note 2 – Summary of Significant Accounting Principles

The principal accounting policies adopted are set out below.

Basis of preparation

The Company’s financial statements have been prepared in accordance with UK-adopted international accounting standards (UK-adopted IFRS). The accounting policies set out below have been applied consistently to all periods presented in these financial statements.

The directors have adopted the going concern basis of preparation in preparing these financial statements for the following reasons: the Company is profitable; the Company has a strong and highly liquid balance sheet including cash reserves of \$5,294,366 as at 31 March 2025 which is adequate to cover the relatively low-cost base (after excluding sub-advisory fees which are covered by revenues). The directors have prepared profit forecasts which, together with the liquid reserves and low-cost base, indicate that the Company has sufficient reserves to meet their liabilities for at least 12 months from the date of preparing these financial statements.

Based on the above, the directors have a reasonable expectation that the Company has adequate resources to continue its operations for at least 12 months from the date of these financial statements, therefore, they continue to adopt the going concern basis in preparing these accounts.

New accounting standards

The directors do not consider that any new accounting standards had a material impact on the Company in the current year.

Following a review of the upcoming accounting standards, the directors have assessed the anticipated impact on the financial statements and concluded this to be minimal.

Measurement convention

The financial statements have been prepared under the historical cost convention.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

Note 2 – Summary of Significant Accounting Principles (continued)

Estimates and assumptions

The preparation of financial statements requires the directors to make estimates and assumptions that affect the amounts reported for assets and liabilities as at the balance sheet date and the amounts reported for revenues and expenses during the year. The nature of estimation means that actual outcomes could differ from those estimates. The assumptions and estimates, which are continuously reviewed, are based on past experience and other factors, including expectations regarding likely developments in the future. At 31 March 2025 and 2024 there were no material estimates or assumptions.

Revenues

Operating revenues include investment management, investment advisory and performance fees. Operating revenues are measured at the fair value of the consideration received or receivable for services provided in the normal course of business, net of discounts, trail fees, VAT and other sales related taxes.

Investment management and advisory fees and associated charges are recognised over time when the services concerned are rendered. Investment management and advisory fees are calculated as a percentage of assets under management. Performance fees are recognised at a point in time when they crystallise in the period in which they become due and collectable.

Administrative expenses

Administrative expenses are accounted for over the period the related service is provided.

Current and deferred income tax

Tax on the profit or loss for the year comprises current and deferred tax. Tax is recognised in the statement of comprehensive income except to the extent that it relates to items recognised directly in equity, in which case it is recognised in equity.

Current tax is the expected tax payable or receivable on the taxable income or loss for the year, using tax rates enacted or substantively enacted at the balance sheet date, and any adjustment to tax payable in respect of previous years.

The Company may utilise current tax credits arising on losses in other Group entities against its tax charges.

Deferred tax is the tax expected to be payable or recoverable on differences between the carrying amounts of assets and liabilities in the statement of financial position and the corresponding tax bases used in the computation of taxable profit. Deferred tax is accounted for using the statement of financial position liability method. Deferred tax liabilities are generally recognised for all taxable temporary differences and deferred tax assets are recognised to the extent that it is probable that taxable profits will be available against which deductible temporary differences can be utilised.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

Note 2 – Summary of Significant Accounting Principles (continued)

Foreign currencies

The functional and presentational currency of the Company is US dollars (\$).

Transactions in currencies other than US dollars are recorded at the rates of exchange prevailing on the dates of the transactions. At each balance sheet date monetary assets that are denominated in foreign currencies are retranslated at the rates prevailing on the balance sheet date. Non-monetary assets and liabilities carried at fair value that are denominated in foreign currencies are translated at the rates prevailing at the date when fair value was determined. Gains and losses arising on retranslation are included in net profit or loss for the period, except for exchange differences arising on non-monetary assets and liabilities where the changes in fair value are recognised directly in equity.

Financial instruments

The Company's financial instruments comprise cash and cash equivalents, trade and other receivables, and trade and other payables. These are classified and measured in accordance with IFRS 9 Financial Instruments.

(i) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash at bank and in hand. Instruments are held to meet short-term cash commitments and are subject to an insignificant risk of changes in value. Cash earns interest at market rates dependent on the size of the balance. Finance income is accrued on cash and cash equivalents on a time basis, by reference to the principal outstanding and at the applicable interest rate.

(ii) Trade and other receivables

Trade and other receivables include amounts due for management, advisory and performance fees and amounts due from customers and others. All trade and other receivables are repayable on demand or within one year. They are recorded in the statement of financial position at amortised cost, reduced by appropriate allowances for estimated irrecoverable amounts. Amounts owed by group undertakings are unsecured, interest free and have no fixed terms of repayment.

(iii) Trade and other payables

Trade and other payables include amounts due for investment management, advisory fees and performance fees and amounts due to vendors and others, initially and subsequently recorded at amortised cost. All trade and other payables are classified according to the substance of the contractual arrangement entered into. They are payable on demand or within one year and are recorded on the statement of financial position at cost. Amounts owed to group undertakings are unsecured, interest free and have no fixed terms of repayment.

(iv) Impairment of financial assets

The Company evaluates potential credit losses on all financial assets that are measured at amortised cost. Factors considered in determining whether a default is likely or possible include whether a payment is overdue (and the length of that period), any known deterioration in the credit quality of a client/ counterparty or other issues that could adversely affect a client's/ counterparty's credit quality.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

Note 2 – Summary of Significant Accounting Principles (continued)

(iv) Impairment of financial assets (continued)

For financial assets where there are no known issues affecting credit quality, expected credit losses are calculated based on the losses that are expected to be incurred over a rolling twelve-month period. Given the nature of the Company's financial assets (i.e. mostly cash at bank), the directors consider there to be a very low credit risk.

For any financial assets where the contractual payment is more than 30 days past due, the default position is to assume an increase in credit risk. However, default levels in the past have been immaterial and there were no fee receivables deemed past due as at 31 March 2025.

Note 3 – Revenue from Contracts with Customers

All revenue relates to the provision of investment advice and investment management services and arises in the Cayman Islands.

	2025	2024
	USD	USD
Investment management and advisory fees	12,666,479	12,773,098
Performance fees	107,402	225,510
Total	12,773,881	12,998,608

Note 4 – Auditor's Remuneration

	2025	2024
	USD	USD
Fees payable to Company's Auditor for the audit of the company financial statements	45,772	44,961
Total	45,772	44,961

Note 5 – Other Expenses

	2025	2024
	USD	USD
Net foreign exchange loss	16,998	98,264
Interest Expense	233	5,785
Total	17,231	104,049

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

Note 6 – Taxation

Taxes on income for the year ended 31 March 2025 and 2024 were as follows:

	2025	2024
	USD	USD
Current Tax		
UK corporation tax at 25% (2024: 25%)	(234,203)	(219,719)
Total Current Income Tax Expense	(234,203)	(219,719)
Total Income Tax Expense	(234,203)	(219,719)

A reconciliation between the amount of tax expense at the effective statutory rate and taxes on income as reflected in continuing operations for the years ended 31 March 2025 and 2024 is presented below:

Tax Reconciliation		
Profit before taxes	936,813	878,876
Profit multiplied by the standard rate of corporation tax in the UK: 25% (2024: 25%)	(234,203)	(219,719)
Total Income Tax Expense	(234,203)	(219,719)
Effective tax rate for the year	25.0%	25.0%

The Company uses current tax credit from other entities in the Nikko Group to offset the Company's current tax expense.

The amount due to affiliates in relation to group tax relief is included as a payable in the statement of financial position, note 8.

Note 7 – Debtors

	2025	2024
	USD	USD
Accounts receivable	1,560,608	1,710,268
Amounts receivable from affiliates	-	52,370
Accrued income and prepaid expense	86,141	71,380
Total	1,646,749	1,834,018

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

Note 8 – Creditors

	2025	2024
	USD	USD
Accrued expenses and deferred income	221,928	214,067
Accounts payable	202,510	230,168
Amounts payable to affiliates	839,338	991,166
Amounts payable to affiliates – group tax relief	234,203	219,719
Total	1,497,979	1,655,120

Note 9 – Financial Risk Factors

The main risks associated with the Company's financial assets and liabilities are set out below:

Credit risk

Credit risk is defined as the risk of financial loss due to a counterparty's failure to honour its obligation principally in relation to transactions where the Company provides goods or services on deferred terms and where it invests or deposits surplus cash. The directors do not believe that the Company is materially exposed to credit risk as its sales debtors are managed group funds and therefore management and performance fees receivable are governed by its agreements with these funds. To mitigate any residual risk of these assets failing to be delivered, the directors ensure that the terms of these agreements in relation to payments of management and performance fees are adhered to by monitoring the Company's aged debtor analysis against the agreed service level agreements.

The Company adopts the policy of dealing with customers of appropriate credit history. For other financial assets, the Company adopts the policy of dealing with financial institutions and other counterparties with high credit ratings. There are no financial assets past due and/ or impaired as at 31 March 2025 and 2024. Trade receivables are due at least quarterly, and are normally settled within 30 days of their due date. There are no overdue trade receivables at the balance sheet date.

Further, with regard to bank deposits, the Company only deposits money with approved counterparties on agreed terms.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

Note 9 – Financial Risk Factors (continued)

Market risk

Market risk (or systemic risk) is defined as that risk which is common to an entire class of assets or liabilities whereby their value can fluctuate simply because of economic changes or other events that impact large portions of the market. The directors do not believe that the Company is exposed to material market risk as the assets the Company manages are held by and for the benefit of fund holders through separate legal entities.

Currency risk

Currency risk is defined as the risk that the value of assets and liabilities denominated in currencies other than the functional currency of the Company will change in value due to movements in foreign exchange rates. The Company is exposed to currency risk arising from cash balances and fees receivable in various currencies.

The Company's total exposure to currency risk arising from cash balances, payables and fees receivable in other currencies is \$432,578 (2024: \$700,040). As at 31 March 2025, had these currencies strengthened/ weakened by 10% against the USD, the total exposure would have been lower by \$43k (2024: \$64k)/ increased by \$43k (2024: \$78k).

Liquidity risk and financial solvency risk

Liquidity risk is defined as the risk that the Company will not be able to meet its financial obligations as they fall due. The directors approach to managing this risk is to ensure that the Company has sufficient liquidity to meet its liabilities when due, both under normal and stressed conditions.

Capital management

The Company's capital position is monitored on an ongoing basis to ensure that it is adequate. There are no externally imposed capital requirements.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025

Note 10 – Related Party Transactions

Transactions between the Company and related parties are disclosed below:

Year ended 31 March 2025	Operating Expenses (a)	Creditor as at 31 March 2025 (b)	Debtors as at 31 March 2025 (c)
	USD	USD	USD
Nikko AM Americas, Inc.	793,638	59,016	-
Nikko AM Europe Ltd.	5,075,949	489,301	-
Nikko AM Co., Ltd.	2,302,911	241,397	-
Nikko AM Asia Ltd.	624,356	49,624	-
Nikko AM Hong Kong	11,448	-	-
Highwater Limited	105,235	-	-
Total	8,913,537	839,338	-

Year ended 31 March 2024	Operating Expenses (a)	Creditor as at 31 March 2024 (b)	Debtors as at 31 March 2024 (c)
	USD	USD	USD
Nikko AM Americas, Inc.	1,086,979	84,395	-
Nikko AM Europe Ltd.	4,907,366	409,093	-
Nikko AM Co., Ltd.	2,308,193	439,668	-
Nikko AM Asia Ltd.	705,026	56,062	52,370
Nikko AM Hong Kong	26,078	1,948	-
Highwater Limited	107,407	-	-
Total	9,141,049	991,166	52,370

- (a) Operating expenses paid to related parties (excluding Highwater Limited) are payable under investment management agreements, or equivalent, and are for fund management services. Operating expenses paid to Highwater Limited relate to director, company secretarial and other services provided by Highwater Limited to the Company.
- (b) The amounts outstanding, in the above table relate to operating expenses, are unsecured and will be settled in cash. No guarantees have been given or received. No provisions have been made for doubtful debts in respect of the amounts owed by related parties.
- (c) The amounts owed are unsecured and will be settled in cash. No guarantees have been given or received.
- (d) Amounts payable to Nikko Asset Management Europe Ltd relating to group tax relief are not included in the amounts outstanding in the above table but are included in the statement of financial position, note 8.

The directors are the key management personnel of the Company. Remuneration of directors for the year ended 31 March 2025 was \$79,835 (2024: \$79,609).

Nikko Asset Management Co., Ltd is the intermediate parent company of the Company. Nikko Asset Management Americas, Inc., Nikko Asset Management Europe Ltd., Nikko Asset Management Asia Ltd and Nikko Asset Management Hong Kong are fellow subsidiaries of the Company. Highwater Limited is controlled by individuals who are Directors of Nikko AM Global Cayman Limited.

**NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025**

Note 11 – Ultimate Holding Company

The Company's immediate parent is Nikko AM Global Holdings Limited, a company located in the United Kingdom. The Company is a subsidiary undertaking of Sumitomo Mitsui Trust Group, Inc which is the ultimate parent company in Japan.

The largest group in which the results of the Company are consolidated is that headed by Sumitomo Mitsui Trust Group, Inc., 1-1-2 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan. The consolidated financial statements of this group are available to the public <https://www.smtg.jp/en/>.

中間財務書類

1. 管理会社の日本文の中間財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された中間財務書類の原文を翻訳したものです。
2. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
3. 日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2026年4月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=160.39円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

アモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッド

貸借対照表

2025年9月30日現在

	注記	2025年9月30日現在		2025年3月31日現在	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産					
流動資産					
現金および現金同等物		6,077,326	974,742	5,294,366	849,163
債権	7	2,659,925	426,625	1,646,749	264,122
流動資産合計		8,737,251	1,401,368	6,941,115	1,113,285
資産合計		8,737,251	1,401,368	6,941,115	1,113,285
負債および株主資本					
流動負債					
債務	8	2,782,222	446,241	1,497,979	240,261
流動負債合計		2,782,222	446,241	1,497,979	240,261
株主資本					
管理会社の株主に帰属する資本金 および準備金					
株式資本(額面金額1米ドル、授 権株式1,000,000株、2025年9月 30日現在および2025年3月31日現 在の発行済株式480,000株)		480,000	76,987	480,000	76,987
利益剰余金		5,475,029	878,140	4,963,136	796,037
株主資本合計		5,955,029	955,127	5,443,136	873,025
負債および株主資本の合計		8,737,251	1,401,368	6,941,115	1,113,285

添付の注1から注10は当財務書類の一部です。

() 円貨換算は、1米ドル = 160.39円によります。

アモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッド

包括利益計算書

2025年9月30日に終了した6ヶ月間

	注記	2025年9月30日 に終了した6ヶ月間		2025年3月31日 に終了した年度	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益	3	6,366,289	1,021,089	12,773,881	2,048,803
管理費用		(5,867,937)	(941,158)	(11,819,837)	(1,895,784)
営業利益		498,352	79,931	954,044	153,019
その他収益/(費用)	5	13,541	2,172	(17,231)	(2,764)
税引前利益		511,893	82,103	936,813	150,255
所得税	6	-	-	(234,203)	(37,564)
税引後利益		511,893	82,103	702,610	112,692
その他当期包括利益		-	-	-	-
当期包括利益合計		511,893	82,103	702,610	112,692

当社の事業はすべて継続事業に分類されています。

添付の注1から注10は当財務書類の一部です。

() 円貨換算は、1米ドル = 160.39円によります。

アモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッド

株主資本変動計算書

2025年9月30日に終了した6ヶ月間

	注記	株式資本		利益剰余金		合計	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
2024年3月31日付残高		480,000	76,987	4,260,526	683,346	4,740,526	760,333
純利益		-	-	702,610	112,692	702,610	112,692
2025年3月31日付残高		480,000	76,987	4,963,136	796,037	5,443,136	873,025
純利益		-	-	511,893	82,103	511,893	82,103
2025年9月30日付残高		480,000	76,987	5,475,029	878,140	5,955,029	955,127

添付の注1から注10は当財務書類の一部です。

() 円貨換算は、1米ドル = 160.39円によります。

アモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッド

キャッシュ・フロー計算書

2025年9月30日に終了した6ヶ月間

	注記	2025年9月30日 に終了した6ヶ月間		2025年3月31日 に終了した年度	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税引後利益		511,893	82,103	702,610	112,692
調整項目					
為替差(益)/損純額		(13,541)	(2,172)	16,998	2,726
税金費用		-	-	234,203	37,564
利息費用		-	-	233	37
運転資本変動前営業キャッシュ・フロー		498,352	79,931	954,044	153,019
営業資産および営業負債の変動					
債権の(増加)/減少		(1,013,176)	(162,503)	187,270	30,036
債務の(減少)/増加		1,518,446	243,544	(171,626)	(27,527)
関連会社への支払純額 - グループ税控除		(234,203)	(37,564)	(219,719)	(35,241)
支払/(受取)利息		-	-	(233)	(37)
営業活動による現金収入純額		769,419	123,407	749,736	120,250
現金および現金同等物における純増加/(減少)額		769,419	123,407	749,736	120,250
現金および現金同等物の期首残高		5,294,366	849,163	4,561,628	731,640
保有現金に係る為替レート変動の影響		13,541	2,172	(16,998)	(2,726)
現金および現金同等物の期末残高		6,077,326	974,742	5,294,366	849,163

添付の注1から注10は当財務書類の一部です。

() 円貨換算は、1米ドル = 160.39円によります。

アモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッド

財務書類に対する注記

2025年9月30日に終了した6ヶ月間

注1 - 一般事項

アモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッド（以下「当社」といいます。）はケイマン諸島で設立され、ケイマン諸島に所在します。登録上の所在地は、ケイマン諸島、グランド・ケイマン、サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス私書箱309GTです。当期間中の当社の主要な活動は、第三者および他のグループのメンバーに対して投資助言および投資運用サービスを提供することです。当社は、グローバルなブランドの一環として、2025年9月1日付で商号を日興AMグローバル・ケイマン・リミテッドからアモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッドに変更しました。

注2 - 重要な会計方針の概要

採用される主要な会計方針は下記のとおりです。

作成の基礎

当社の財務書類は、英国で採用された国際会計基準（以下「IFRS」といいます。）およびIFRSに基づき報告を行う会社に適用される国際財務報告解釈指針委員会（以下「IFRIC」といいます。）の解釈指針に従い作成されています。2025年9月30日現在、当社は、IFRSならびに国際会計基準審議会（以下「IASB」といいます。）およびIFRICにより発表されている解釈指針すべてを採用しています。以下に記載される会計方針は、本財務書類に表示されたすべての期間について一貫して適用されています。IFRSは、IASBおよびその前任機関により発表された会計基準ならびにIFRICおよびその前任機関により発表された解釈指針を含みます。

評価の方法

財務書類は、取得原価主義に基づいて作成されます。

見積りおよび仮定

2025年3月31日現在および2025年9月30日現在、重要な見積りまたは仮定は存在しません。

営業収益

営業収益には、投資管理報酬、投資顧問報酬および運用報酬が含まれます。営業収益は、通常の業務において提供したサービスについて受領する対価（割引、トレイル報酬、付加価値税およびその他売上税の控除後）の公正価値で測定されます。

投資管理報酬および投資顧問報酬ならびに付随する報酬は、関連するサービスが提供された時点で認識されます。投資管理報酬および投資顧問報酬は、運用資産に対する比率で計算されます。運用報酬は、投資対象が満期を迎え、当該報酬が回収可能となった期間において計上されます。

営業費用

営業費用は、当該費用の支払期限が到来した時点で計上されます。

外貨

当社の機能通貨および表示通貨は、米ドル(\$)です。

現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当社が保有する銀行預金、手元現金、当初満期が3ヶ月以内の短期預金および外貨により構成されます。キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物は、前述した現金および現金同等物となります。

金融商品

当社の金融商品の大部分は、現金および償却原価で測定された債権です。

未収金

未収金には、管理報酬、アドバイザー報酬および運用報酬の未収額ならびに顧客および他者からの未収額が含まれます。すべての未収金は、要求に応じてまたは1年以内に回収されます。これらは、貸借対照表上、取得原価で計上され、回収不能見込額に係る適切な引当金が控除されます。

未払金

未払金には、サブ・アドバイザー・サービスに係る費用および運用報酬の未払額ならびにベンダーおよび他者に対する未払額が含まれます。すべての未払金は、締結された契約上の取り決めの内容に従い分類されます。これらは、要求に応じてまたは1年以内に支払われるものとし、貸借対照表上、原価で計上されます。グループ事業に対し支払われるべき額は、無担保かつ無利息です。

注3 - 顧客との契約から生じる収益

すべての収益は、投資助言および投資運用サービスの提供に関連しており、ケイマン諸島において発生しています。

注4 - 管理費用

管理費用は、請求後に計上されています。

	2025年9月30日 に終了した6ヶ月間 (米ドル)	2025年3月31日 に終了した年度 (米ドル)
監査報酬	28,090	45,772

注5 - その他（収益） / 費用

	2025年9月30日 に終了した6ヶ月間 (米ドル)	2025年3月31日 に終了した年度 (米ドル)
為替差（益） / 損純額	(13,541)	16,998
利息費用	-	233
合計	(13,541)	17,231

注6 - 税金

2025年9月30日現在および2025年3月31日現在、当社に課される税率は、ケイマン諸島の会社に課される税金がないため、0%でした。当社は、2020年10月1日より英国税に登録され、税率は25%です。

注7 - 債権

	2025年9月30日 に終了した6ヶ月間 (米ドル)	2025年3月31日 に終了した年度 (米ドル)
未収金	2,632,274	1,560,608
未収収益および前払費用	27,651	86,141
	2,659,925	1,646,749

注8 - 債務

	2025年9月30日 に終了した6ヶ月間	2025年3月31日 に終了した年度
	(米ドル)	(米ドル)
未払費用および繰延収益	218,328	221,928
未払金	407,149	202,510
関連会社への未払金	2,156,745	839,338
関連会社への未払金 - グループ税控除	-	234,203
	2,782,222	1,497,979

注9 - 最終的な持株会社

当社の直接の親会社は、英国にあるアモーヴァAM・グローバルホールディングスリミテッドです。当社は、日本における最終的な親会社である三井住友トラストグループ株式会社の子会社です。

当社の業績が連結される最大のグループは、日本国東京都千代田区丸の内1丁目1番2号所在の三井住友トラストグループ株式会社が率いています。このグループの連結財務書類は、<http://www.smth.jp/en/>において一般に公開されています。

注10 - 後発事象

貸借対照表の日付後、当社の財務書類に影響を及ぼす事象は生じていません。

4【利害関係人との取引制限】

管理会社または投資顧問会社のいずれも、受益者の権利を害する取引またはファンドの資産の適正な運用に反する取引（投資顧問会社および/もしくはその受任者または第三者（受益者を除きます。）の利益を図るための取引を含みますが、これらに限定されません。）を行うことは禁止されます。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社は、ケイマン諸島の会社法（改正済）に定められた「特別決議」により、それに規定されたあらゆる目的、権力またはその他の事項に関して（ ）管理会社の付属定款および（ ）管理会社の基本定款を修正または追加することができます。

(2) 事業譲渡または事業譲受

管理会社がケイマン諸島の会社法（改正済）に定められた特例会社である場合、ケイマン諸島の会社法（改正済）の条項に従いかつ特別決議の承認をもって、管理会社は、ケイマン諸島外の法域の法律に基づく法人として存続する方法により登録を行う権利およびケイマン諸島における登録を取り消す権利を有します。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年4月1日に開始し、翌年3月31日に終了します。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社および管理事務代行会社

名称

CIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド
（CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited）

資本金の額

2026年4月末日現在、31,186,334.22米ドル（約50億198万円）

事業の内容

CIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、1965年に設立され、銀行、信託および投資業務を幅広く提供するケイマン諸島の完全統合型の信託銀行です。顧客には、ケイマン諸島内外の個人、企業および他の機関が含まれています。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）に従い、適法に設立され、有効に存続し、業務を遂行する認可を受けています。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法の規定に基づき、認可された投資信託管理者です。受託会社は、マスター信託証書により付与された委託権限に従い、保管業務を保管会社に、管理事務代行会社の立場として管理事務代行業務の一部を副管理事務代行会社に委託しています。

(2) 保管会社および副管理事務代行会社

名称

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー
（Brown Brothers Harriman & Co.）

資本金の額

2025年12月末日現在、1,060,000,000米ドル（約1,700億1,340万円）

事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーは、米国、欧州および環太平洋地域の財務拠点を含む世界中の金融資産の保管、多通貨会計および資金管理業務等の多様な業務を提供する総合的な金融機関です。

(3) 販売会社および代行協会員

名称

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

資本金の額

2026年4月1日現在、405億円

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っています。

(3)-2 販売会社

名称

マネックス証券株式会社

資本金の額

2026年4月1日現在、13,195,101,821円

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っています。

(4) 投資顧問会社

名称

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

資本金の額

2026年4月末日現在、173億63百万円

事業の内容

投信法に定める投資信託委託会社である投資顧問会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社は、マスター信託証書に基づき、ファンドの管理、ファンドの資産の保管、および受益者名簿の保管に対して責任を負います。

受託会社は、受託会社に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人に委託する権限を有します。

受託会社は、保管者として、ファンドの資産の保護預りおよび決済を行います。ただし、受託会社は、ファンドの費用負担により、いずれかの者を当該資産の保管者、共同保管者または副保管者として任命することができます。受託会社は、信託証書の規定に従い、引き続きファンドの資産を保有するものとします。受託会社は、適用ある法令および規則によって認められる限り、受任者または再受任者の作為または不作為に対して責任を負いません。さらに、受託会社は、当該受任者または再受任者（任命の方法は問いません。）の解散、破産または支払不能に起因する損害に対しても責任を負わないものとします。受託会社は、管理会社またはその関係者もしくは管理会社により権限を付与された者の指示に基づいて証券集中保管システムもしくは機関もしくは証券決済システム、ポートフォリオ・マネージャー、先物取次業者、銀行、貸付業者、代行業者、名義人、保管者、共同保管者、ブローカー、プライムブローカーまたはその他の仲介業者が保有するファンドの資産に対しては責任を負わないものとします。

受託会社は、管理会社がファンドを代理して行う投資について監視の義務を負わないものとし、ファンドの資産の投資および投資の引上げもしくは非分散を直接もしくは間接的な要因として生じたファンドの価値の下落、または管理会社の作為もしくは不作為を直接もしくは間接的な要因として生じた適用ある投資制限の違反に対しては責任を負わないものとします。

受託会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、関連するファンドの資産に限定されることを確保します。

受託会社は、（マスター信託証書およびその追補証書に基づく受託会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドに関する受託会社として被る可能性のある訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、故意の不履行、悪意、詐欺または重大な過失による作為や不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。疑義を避けるために付言すれば、受託会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

受託会社は、マスター信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。とりわけ、マスター信託証書に関連して生じた損害、負債、損失、費用、経費、判決および決済における支払金（受託会社の故意の不履行、悪意、詐欺または重大な過失によるものを除きます。）については、いかなる場合においても受託会社の私的資産からは支払われないものとします。受託会社は、適切と判断する補償条項を含む契約を、トラストまたはファンドを代理して、当該トラストまたはファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

受託会社は、管理会社に対する90暦日以上前の書面による通知により辞任することがあります。当該辞任は、後任の受託者の任命後のみ効力を生じるものとします。受益者は、随時、受益者決議により、受託会社を解任し、後任の受託者を任命することができます。

(2) 保管会社

受託会社および管理会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーをファンドの保管会社に任命しています。

保管会社は、ファンドの保管サービス（ファンドの資産の安全保管、収益回収、強制的な会社の措置の遵守、投資対象の販売、購入および受け渡しの管理を含みます。）の実施につき責任を負います。

保管契約に基づく義務および職務の実施において、役務が有効に行われる市場において存する事実および環境のもとで合理的な技術および注意が必要とされます。保管契約の条項に基づき、保管会社のサービスに関わる責任は、限定されています。したがって、保管会社は、保管会社の重大な過失または故意の不正行為（ニューヨーク州の法律に基づき解釈されます。）によってファンドに生じた直接的な損失についてのみ、責任を負います。

保管会社は、保管契約の管理規定の一部または全部を実行する副保管者および代理人（関係者および/または第三者を含みます。）を任命および解任することができます。保管会社は、保管契約の規定に基づき保管会社に交付され、保管会社が保持するファンドの資産のすべてを、分離した口座で保持し、その所有権を有します。

受託会社は、保管会社、その役員、取締役、従業員、株主、構成員、代理人、名義人および代表者（以下合わせて「補償される当事者」といいます。）を、保管契約に基づく保管会社の義務の実施（補償される当事者の詐欺、重大な

過失、故意の不履行または故意の不法行為によるものを除きます。)においてまたはそれに関して、直接的または間接的に、補償される当事者が脅かされ、被り、または、負担することとなる措置または手続において生じた直接的かつ結果的な損害、損失、義務および罰則から、補償することに同意しています。

保管契約の期間については、本書「第一部 第2 3 (5) (八)関係法人との契約の更改等に関する手続」をご参照ください。

ファンドに関する保管会社報酬については、本書「第一部 第1 4 (3)管理報酬等」をご参照ください。

(3) 管理事務代行会社および副管理事務代行会社

CIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、トラストおよびファンドの管理事務代行会社としても行為します。管理事務代行会社は、適用法およびマスター信託証書に基づき、トラストおよびファンドの特定の管理事務代行業務を行うことにつき、責任を負います。事務管理委託契約に従って、管理事務代行会社および管理会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーを、ファンドの副管理事務代行会社として行為するよう任命しています。副管理事務代行会社は、その事務管理委託契約上の義務を、その関係者または第三者に委託することができます。

副管理事務代行会社は、ファンドの一定の管理事務代行サービス(取引手続および検証、保管の調整、有価証券の評価、投資対象の会計、財務報告サービス、財務サービスの補佐および受け渡し代行および登録サービスを含みます。)について責任を負います。レギュレーションに基づき管理事務代行会社に課される特別な義務があり、そのいくつかは、副管理事務代行会社に委託されていません。管理事務代行会社は、レギュレーションに従って作成されることが必要な報告書および通知のCIMAへの提出について、完全に責任を有しています。

事務管理委託契約に基づき、副管理事務代行会社は、事務管理委託契約上の義務および職務の履行における副管理事務代行会社の作為、不作為、誤りもしくは遅滞、または副管理事務代行会社に委託されていなかったレギュレーションに基づく義務および責務の履行における受託会社の作為、不作為、誤りもしくは遅滞(判断ミスまたは法律の錯誤を含みますがこれに限定されません。)に起因し、トラスト、ファンドまたは受益者もしくは元受益者もしくはその他の者が被る可能性のある損害、損失または経費(義務および職務の履行における副管理事務代行会社の故意の不正行為、悪意または過失に直接起因する損害、損失または経費を除きます。)につき、説明義務または責任を負いません。受託会社は、副管理事務代行会社に対し、作為、不作為、誤りもしくは遅滞に起因するあらゆる損害、請求、損失、負債もしくは経費(合理的な弁護士報酬および経費を含みます。)または事務管理委託契約の履行に関連する、もしくはそれに起因する、請求、要求、法的措置もしくは訴訟(事務管理委託契約上の義務履行における副管理事務代行会社の故意の不正行為、悪意または過失に起因するものを除きます。)につき、補償を行うことに同意しています。また、受託会社は、副管理事務代行会社に対し、受託会社によるいかなる行為、不作為、誤りもしくは遅滞、または副管理事務代行会社に委託されていなかったレギュレーションに基づく受託会社の義務および責務の実施に関するもしくは実施から発生する請求、要求、法的措置または訴訟による、一切の損害、請求、損失、負債または費用(合理的な相談報酬および費用を含みます。)について、補償を行うことに同意しています。

事務管理委託契約の期間については、本書「第一部 第2 3 (5) (八)関係法人との契約の更改等に関する手続」をご参照ください。

ファンドに関する管理事務代行会社報酬および副管理事務代行会社報酬については、本書「第一部 第1 4 (3)管理報酬等」をご参照ください。

(4) 販売会社

管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社およびマネックス証券株式会社を日本における受益証券の販売会社として任命しました。

受益証券販売・買戻契約の条項に基づき、日本法に従い日本において投資家の注文を遂行する責任を有します。

受益証券販売・買戻契約の期間については、本書「第一部 第2 3 (5) (八)関係法人との契約の更改等に関する手続」をご参照ください。

販売会社報酬については、本書「第一部 第1 4 (3)管理報酬等」をご参照ください。

さらに、管理会社は、日本における受益証券の販売会社としてその他の者または機関を随時任命することができます。

(5) 代行協会員

管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社をファンドの代行協会員として任命しました。

代行協会員は、金融商品取引法に基づき登録されている金融商品取引業者です。管理会社は、日本法および特にJSDAの規則を遵守するために代行協会員を任命しました。代行協会員契約の条項に基づき、代行協会員は、英文の目論見書に基づいて作成された日本語の目論見書を販売会社に送付し、受益証券1口当たり純資産価格を公表し、日本法および/またはJSDAの規則に従いファンドの運用報告書等を日本において取得可能とする責任を有します。

代行協会員契約の期間については、本書「第一部 第2 3 (5) (八)関係法人との契約の更改等に関する手続」をご参照ください。

代行協会員報酬については、本書「第一部 第1 4 (3)管理報酬等」をご参照ください。

(6) 投資顧問会社

管理会社は、マスター信託証書に基づくファンドの資産の投資および再投資の運用に関する義務を、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に委託しました。

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社は、日本において有価証券の投資運用業の登録を受けており、米国証券取引委員会によりインベストメント・アドバイザーとして登録されています。アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社は、東京本社のほか、ニューヨーク、ロンドン、シンガポール、香港、シドニー、メルボルンおよびオークランドに営業拠点を有しています。アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の株式は、三井住友信託銀行株式会社がその過半数を保有しています。

投資顧問契約に従い、別途法律に規定される場合を除き、過失、故意、義務の不履行または適用ある法律の故意による違反（以下「欠陥ある行為」といいます。）のない限り、投資顧問会社は、投資顧問契約もしくはかかる契約に規定された役務を提供するファンドから発生したまたは投資顧問契約もしくはかかる契約に規定された役務を提供するファンドに関連した、投資顧問会社の作為または不作為による損害または損失について直接的または間接的に責任を負いません。管理会社は、投資顧問会社の欠陥ある行為から発生したものを除き、投資顧問契約もしくはファンドから発生したまたは投資顧問契約もしくはファンドに関して、裁判所、行政機関もしくは調査機関に提出された、あらゆる措置、訴訟、請求、取調べ、調査、訴えまたはその他の手続（民事・刑事を問わず、係属中・審理前を問わず、投資顧問会社が関与しているか否かに関わりません。）について、投資顧問会社の被る損失、費用、判決、支出、訴訟、請求、負債、債務、課金、負担、決済費用、手数料および関連する費用（弁護士報酬および費用を含みます。）、経費、損害ならびに上記のいずれかにかかる利息を補償することに同意しています。

投資顧問契約に従い、投資顧問会社は、ファンドの資産の全部または一部の投資および再投資の運用に対する責任を他の投資顧問会社に委託することができます。

投資顧問契約の期間については、本書「第一部 第2 3 (5) (八)関係法人との契約の更改等に関する手続」をご参照ください。

投資顧問会社の報酬については、本書「第一部 第1 4 (3)管理報酬等」をご参照ください。

3【資本関係】

(1) 受託会社および管理事務代行会社
該当事項はありません。

(2) 保管会社および副管理事務代行会社
該当事項はありません。

(3) 販売会社および代行協会員(三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)
該当事項はありません。

(3)-2 販売会社(マネックス証券株式会社)
該当事項はありません。

(4) 投資顧問会社
投資顧問会社であるアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社は、間接的に、管理会社であるアモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッドを100%保有しています。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を特別に規制する法は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他のサービス提供者は、銀行および信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法（改正済）またはケイマン諸島の地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島では、投資信託に関する二つの法的枠組みが制定されている。
 - (a) 「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）が1993年7月に施行され、ミューチュアル・ファンド法の最新の改正が2025年に施行された。
 - (b) 「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するケイマン諸島のプライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）が2020年2月に施行され、プライベート・ファンド法の最新の改正が2025年に施行された。
- 1.4 別途明示的にプライベート・ファンドに言及している場合（または広く投資信託への言及により含意される場合）を除き、以下では、ミューチュアル・ファンド法の規制に服するオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用を取り扱っており、「ミューチュアル・ファンド」はこれに応じて解釈するものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法の下で規制される活動中のミューチュアル・ファンドの数は12,995（3,224のマスター・ファンドを含む。）であった。さらに、当該日現在、適用除外を受けたかなりの数の未登録のファンド（クローズド・エンド型ファンド（2020年2月以降、プライベート・ファンド法の規制に服する。）および限定投資家向け投資信託（以下に定義される。）（2020年2月以降、一般的にミューチュアル・ファンド法の規制に服する。）を含むが、これらに限定されない。）が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社または投資顧問会社および会社のマネージャーをも監督しておりケイマン諸島の金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンドの規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーでもある。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択により買い戻しできない投資持分を募集または発行しているか、発行したことがある会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールし、当該事業体による投資対象の取得、保有、運用または処分を通じて投資者が収益または売買益を享受することを目的とするか、またはそのような効果を有し、以下に該当するものと定義されている。
 - (a) 投資持分の保有者が、投資対象の取得、保有、運用または処分について日常的に関与しないもの
 - (b) 投資対象が全体としてプライベート・ファンドの運用者またはその代理人によって直接的または間接的に運用されているものただし、以下を除く。
 - (a) 銀行および信託会社法またはケイマン諸島の保険法（改正済）に基づき免許を付与された者
 - (b) ケイマン諸島の住宅金融組合法（改正済）またはケイマン諸島の友愛組合法（改正済）に基づき登録された者

(c) 非ファンド・アレンジメント(プライベート・ファンド法の別紙に記載されるアレンジメント一覧に該当するもの)

- 2.4 ミューチュアル・ファンド法において、CIMAはまた、フィーダー・ファンドであり、かつファンド自身がCIMAによって規制を受ける投資信託(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体に対して監督責任を有している。おおむね、かかるマスター・ファンドが少なくとも一つの規制フィーダー・ファンドを含む1人以上の投資者に対して(直接的もしくは間接的に、または仲介を通じて)受益権を発行し、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略の遂行を主たる目的として投資を行い、取引活動を行っている場合、マスター・ファンドはCIMAへの登録を義務付けられることがある。
- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド(改正)法(改正済)(以下「改正法」という。)が制定された。改正法によって、ファンドの受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の運用者を選任または解任することができるという原則のもと、従前登録が免除されていた一部のケイマン籍の投資信託(以下「限定投資家向け投資信託」という。)は、CIMAへの登録が義務付けられる。
- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受ける投資信託の四つの型

ミューチュアル・ファンド法では、投資信託の規制に関して四つの類型が存在する。

3.1 免許投資信託

第一の類型は、CIMAに対して、CIMAの裁量で発行される投資信託の免許を申請する。そのためには、CIMAに対して所定の様式でオンライン申請を行い、販売書類を提出し、かつ該当する申請手数料をCIMAに支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有している場合には、投資信託の管理は、十分な専門性を有した、取締役として適格かつ適正な者(場合により、それぞれの地位においてマネージャーまたは役員)によって行われ、かつファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この類型は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、ケイマン諸島の投資信託管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理投資信託

第二の類型は、投資信託がそのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。この場合、販売書類が規定の法定様式および該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインにて提出されなければならない。管理者がオンラインにて申請を行う場合も、規定の様式で作成することが義務付けられている。投資信託自身が免許を取得する必要はないが、その代わりに、投資信託管理者が各設立計画推進者が健全な評判を得た者であること、投資信託管理の十分な専門性を有し、かつ健全な評判を得ている者が投資信託を管理すること、投資信託の運営および受益権を募る方法が適切に行われることという要件を満たしていることが要求される。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(別称、第4条第3項投資信託)

第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4条第3項に従い登録され、以下のいずれかに該当する投資信託に適用される。

(a) 一投資者当たりの最低当初投資額が80,000ケイマン諸島ドル(CIMAが100,000米ドルに相当するとみなす。)であるもの

(b) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

登録投資信託は、免許を受ける必要はなく、また、ケイマン諸島において投資信託管理者が主たる事務所を提供する必要はない。登録投資信託は、ただ販売書類を一定の詳細内容とともにオンライン申請にて届け出ることおよび該当する申請手数料を支払うことで、CIMAへ登録される。

3.4 限定投資家向け投資信託

限定投資家向け投資信託は、2020年2月以前は登録が免除されていたが、現在はCIMAへの登録が義務付けられている。限定投資家向け投資信託の義務は、CIMAに対する当初手数料および年間手数料の支払を含め、ミューチュアル・ファンド法第4条第3項に基づき登録された投資信託の義務と類似しているが、両者にはいくつかの重要な相違点がある。限定投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4条第3項に基づき登録された投資信託とは異なり、投資者が15名以内と定められており、かかる投資者はその過半数により投資信託の運営者(取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社またはマネージャーである可能性がある。)を選任または解任することができなければならない。もう一つの重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4条第3項に基づき登録された投資信託の投資者は、法定上

の最低当初投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドル相当)を支払うことが条件であるのに対し、限定投資家向け投資信託の投資者には法定上の最低当初投資額が適用されないことである。

4. 投資信託の継続要件

- 4.1 限定投資家向け投資信託の場合を除き、いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が(投資するか否かの)判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した販売書類を(CIMAが免除しない限り)発行しなければならない。限定投資家向け投資信託には、販売書類、条件概要またはマーケティング資料を提出する選択肢がある。販売書類のないマスター・ファンドの場合、マスター・ファンドに関する詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの販売書類に記載されており、当該販売書類はCIMAへの提出が義務付けられている。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更があるときは21日以内に改訂販売書類(限定投資家向け投資信託については、条件概要またはマーケティング資料(提出された場合))をCIMAに対して提出する義務を負っている。CIMAは、販売書類の内容または形式を規定する権限を有していないが、販売書類の内容に関して規則または方針書を発表することがある。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、当該投資信託の決算終了から6ヶ月以内に監査済年次会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会計監査を行う過程で投資信託に以下のいずれかに該当する情報を取得した、または以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規制(改正済)(以下「マネー・ロンダリング防止規制」という。)または免許投資に関しては、投資信託の免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、当該変更の前提条件として通知が要求される場合または当該変更の実施から21日以内に通知を行う場合等、適用される規制(および適用条件)によって異なる。
- 4.4 2006年12月27日に施行されたケイマン諸島のミューチュアル・ファンド(年次報告書)規則(改正済)に従い、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、かかる規則に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければならない。CIMAは、かかる提出期限を延期することができる。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負う。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとする。

5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法上、管理者が取得できる免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行おうとする場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、または(特例会社かユニット・トラストかにより)受託会社もしくは投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。投資信託の管理から除外されるのは、特にパートナーシップである投資信託のジェネラル・パートナーの活動および法定・法的記録が保管されるか、または会社の事務作業が行われる登録事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を得ており、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。

- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し(該当する場合)、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託(CIMAの現在の方針では、最大で10の投資信託まで許可されている。)に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家向け投資信託に該当しない場合、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6ヶ月以内にCIMAに対し監査済の会計書類を提出しなければならない。監査人は、投資信託管理者の会計監査を行う過程で免許投資信託管理者に以下のいずれかに該当する情報を取得した、または以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の当該投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下に基づく規則を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (i) ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制または免許の内容
 - (ii) 免許を受ける者が、ケイマン諸島の受益所有権透明化法(改正済)(以下「BOTA」という。)において定義される「コーポレートサービス提供者」にも該当する場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラル・パートナー(場合による)の変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による)、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による)、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

- 6.1 特例会社
- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法(改正済)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式も認められる)有限責任の特例会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。特例会社は、投資信託に最も多く用いられており、以下の特性を有する。
 - (b) 設立手続には、会社の当初設立に係る基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授権資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授権資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。基本憲章に係る書類、とりわけ定款は、通常、投資信託の条項案をより正確に反映するため、投資信託の設立から運用開始の間に修正される。
 - (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
 - (d) 特例会社がいったん創設された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各特例会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 特例会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。

(vi) 特例会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。

(e) 特例会社は、株主により管理されていない限り、1人または複数の取締役をおかななければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ特例会社の最善の利益のために行為しなければならない。

(f) 特例会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。

(g) 株式は、額面株式または無額面株式のいずれかの形式で発行することができる(ただし、いずれか一方とする。)。

(h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。

(i) 株式の買戻しも認められる。

(j) 収益または払込剰余金からの全額払込済の株式の償還または買戻しの支払に加えて、特例会社は、資本から全額払込済の株式の償還または買戻しをすることができる。しかし、資本から支払った後においても、特例会社は通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち支払能力を有していなければならない。

(k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。特例会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、特例会社が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち特例会社が支払能力を有することを確認しなければならない。

(l) 特例会社は、最長で30年間将来の税金の賦課をしないとの約定をケイマン諸島の財務大臣から得ることができる。

(m) 特例会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に一定の期間内に報告しなければならない。

(n) 特例会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 特例ユニット・トラスト

(a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。

(b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。

(c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者となることができる。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。

(d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(改正済)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、一般に受益者と呼ばれる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。

(e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

(f) 大部分のユニット・トラストは、「特例信託」として登録申請される。その場合、信託証書がケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とししない旨宣言した受託者の法定の宣誓書および登録料とともに信託登記官に提出される。

(g) 特例信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が、最長で50年間課税に服さないとの約定を得ることができる。

(h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続ことができ、一定の場合は無期限に存続できる。

(i) 特例信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 特例リミテッド・パートナーシップ

(a) 特例リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ不動産、パイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・エクイティ・ファンドにおいて用いられる。一部の法域におけるファンドのスポンサーは、投資信託に関して、ケイマン諸島の特例リミテッド・パートナーシップを採用している。特例リミテッド・パートナーシップのパートナーとして承認を得られる投資者の数に制限はない。

(b) ケイマン諸島の特例リミテッド・パートナーシップ法(改正済)(以下「特例リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島の法の下で別個の法人格を有しない特例リミテッド・パートナーシップの形成および運用を規制するケイマン諸島における主たる法律である。特例リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ

法の諸側面を組み込む修正がなされている。特例リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法制度は、米国の弁護士には極めて理解し易いものとなっている。

- (c) 特例リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー（法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島または他所定の法域の居住者であるか、同島または他所定の法域において登録されているかあるいは同島または他所定の法域で設立された場合がある。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、特例リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はゼネラル・パートナーが、特例リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。リミテッド・パートナーは、登録行為によって、有限責任の法定保護が付与される。
- (d) ゼネラル・パートナーは、（例外的にリミテッド・パートナーシップが積極的にパートナーではない者と業務に参加するなどの場合を除いては、）リミテッド・パートナーを除外して外部との特例リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行う。リミテッド・パートナーは有限責任を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、権能、権限、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ゼネラル・パートナーは、常に誠意をもってパートナーシップの利益のために行う法律上の義務（パートナーシップ契約においてこれと異なる規定がある場合はそれに従う。）を負っている。特例リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定と矛盾する場合を除き、パートナーシップに適用されるケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法（改正済）によって修正された衡平法およびコモン・ローの規則は、（一定の例外を除き）特例リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 特例リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を遵守しなければならない。
- (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) リミテッド・パートナーの氏名および住所、リミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップに参加する日付ならびにリミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップを終了する日付の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において）維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている住所における登録事務所に、記録を維持する。
 - (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所に保管されている場合、ケイマン諸島の税務情報局法（改正済）に基づき税務情報局により命令または通知が送達された時点で、当該登録事務所において電子形態またはその他の媒体でリミテッド・パートナーの登録簿を入手することができるようにする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびにかかる出資金の返金額および返金日を記載した記録を（ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において）維持する。
 - (vi) 有効な通知が交付された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所において維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは、随時少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないとする要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を招くことなく償還、脱退または買戻しを行うことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な取決めに従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 特例リミテッド・パートナーシップは、最長で50年間将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 特例リミテッド・パートナーシップは、登録内容が変更されたときならびにその正式な清算およびその解散が開始されたいずれのときも特例リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 特例リミテッド・パートナーシップは、特例リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は2016年に初めて設立され、デラウェア州の有限責任会社との連携を深める追加的な組織編成を求める利害関係者からの要請にケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は（特例会社と同様に）別個の法人格を有しており、その構成員は有限責任を有する一方で、有限責任会社契約は、ガバナンスに係る柔軟な取決めに規定し、特例リミテッド・パートナーシップと類似する方法で資本勘定の枠組みを導入するために用いられることがある。また、有限責任会社では、特例会社の運営に必要なとされるよりも簡素化した柔軟な管理運営（例えば、構成員の投資対象に係る価値の管理または計算を目的とした、より明解な手法、また、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念を含む。）が可能となる。
- (c) 有限責任会社は、例えば、ジェネラル・パートナーのピークル、クラブ・ディールおよび従業員インセンティブプランのピークルを含む多くの種類の取引で広く普及している。有限責任会社は、ケイマン諸島以外の法律上、税

務上または規制上の考察を理由に別個の法人格を必要とするクローズド・エンド型ファンド(オルタナティブ投資ピークルを含む。)との関連で、採用が拡大している。

(d) とりわけオンショア・オフショアのファンドの仕組みにおいて、オンショアのピークルとの整合性を高めることができた場合、管理運営の利便性およびコスト効率は高まり、かかる仕組みにおける多様なピークルに係る投資者の権利により沿うことが可能となる。ケイマン諸島の契約法(第三者の権利法)(改正済)が提供する柔軟性もまた、有限責任会社において享受することができる。

(e) 有限責任会社は、最長で50年間将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。

6.5 特例会社、特例リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、BOTAに基づく義務を遵守しなければならない。当該義務に関するさらなる情報は、「受益所有権透明化法 - 概要」と題するメイプルズ・アンド・コールドーの法律ガイドを参照のこと。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。

7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、マネージャー、受託会社またはゼネラル・パートナー)は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

(a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。

(b) 規制投資信託が、その投資者もしくは債権者にとって不利益となる方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。

(c) 規制投資信託が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規制の規定に違反している場合。

(d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。

(e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。

(f) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。

7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

(a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。

(b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。

(c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。

(d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。

7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為には以下が含まれる。

(a) 投資信託の免許を取り消すこと、またはミューチュアル・ファンド法第4条第1項(b)(管理投資信託)、第4条第3項(登録投資信託)もしくは第4条第4項(a)(限定投資家向け投資信託)に基づく投資信託の登録を取り消すこと。

- (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - (c) 投資信託の推進者または運用者の入替えを求めること。
 - (d) 業務を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために管理者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている業務についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告を行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する業務を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグランドコートにより解散されるようにグランドコートに申し立てること。
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (e) 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立に対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して投資信託資産からグランドコートが適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを停止またはファンドが解散に付されもしくは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託の免許を取り消すことまたはミューチュアル・ファンド法第4条第1項(b)(管理投資信託)、第4条第3項(登録投資信託)もしくは第4条第4項(a)(限定投資家向け投資信託)に基づく投資信託の登録を取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業者として行為するかまたは投資信託管理業を営んでいると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立をすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止または投資信託管理者が解散に付されもしくは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
- (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規制の規定に違反している場合。
- (c) BOTAにおいて定義される「コーポレートサービス提供者」に該当する免許投資信託管理者が、BOTAに違反している場合。
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員に地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
- (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- (i) CIMAに対して規制投資信託の主たる事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
- (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
- (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運用者に関し、条件が満たされていること。
- (iv) 規制投資信託の業務に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
- (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
- (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
- (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
- (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取引されること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおり。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと。
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラル・パートナーの交代を請求すること。
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。

- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立を行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の業務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の管理者の管理についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨を行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する業務を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託管理者が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグランドコートにより解散されるようにグランドコートに申し立てること。
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) 免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることをやめてしまったとCIMAが認める場合。
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 CIMAではない以下の者が解散の申立をなした場合
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許を受けた投資信託管理者
 - (c) 常に規制投資信託である者
 - (d) 常に免許を受けた投資信託管理者である者
- CIMAは、申立人から申立書のコピーの提供を受けるものとし、また申立に係る審尋に出頭することができる。
- 9.2 解散の申立に関連する文書および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者またはこれらの個々の債権者に送付することが要求されている文書についても、CIMAに送付されるものとする。
- 9.3 CIMAによりかかる目的のため選任された者は以下のことをなす。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者の債権者集会に出席すること。
 - (b) 譲歩または取決めについて協議するために設置された委員会の会議に出席すること。
 - (c) かかる会議における決定事項に関する建議を行うこと。

- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法またはBOTAの下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびCIMAまたはその者が支援を受けるためCIMAまたは警察官が合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること。
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に扉を開扉して捜索をすること。
 - (d) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し妨害に対する安全性を確保すること。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし、写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しを取り、抜き取ることができるために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する業務。
 - (c) 投資信託管理者に関する業務。
- ただし、CIMAが法令により職務を行い、またはその任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合は、この限りでない。
- (a) 例えばケイマン諸島の秘密情報開示法（改正済）またはケイマン諸島の犯罪収益法（改正済）（以下「犯罪収益法」という。）およびケイマン諸島の薬物濫用法（改正済）等に基づき、ケイマン諸島内の裁判所により合法的に要求されあるいは許可された場合。
 - (b) 金融庁法の定める任務を実行するための支援を目的とする場合。
 - (c) 免許を受ける者もしくはその顧客、構成員、クライアントもしくは保険契約者の業務、または場合に応じて、免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託の業務に関して、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険契約者、会社または投資信託の任意の同意を得た場合。
 - (d) ケイマン諸島政府の議会が、金融庁法の定める任務の実行を可能にすること、もしくは実行するための支援を行うことを目的とする場合、またはCIMAが法令に基づきその任務を実行する際に行う議会とCIMAとの間の取引に関連する場合。
 - (e) 開示された情報が、他の情報源を介して一般に公開しているか、または公開されていた場合。
 - (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く。）、要約または統計的なものである場合。
 - (g) 刑事訴訟の訴追または刑事訴訟を目的として、ケイマン諸島の公訴局長官または法執行機関に対して開示される場合。
 - (h) マネー・ロンダリング防止規則に従い開示される場合。
 - (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合（特に合同監視）。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
 - (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散もしくは清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の不法行為責任が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申し込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締

役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実証明

民事上の不法行為責任は、事実の欺罔的不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しても生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 ケイマン諸島の契約法(改正済)

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に(意図的に)行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、契約解除に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にそのマネージャー、ゼネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下のことを示すならば、欺罔による損害賠償を得ることができる。

(i) 重要な不実の表明が意図的になされた。

(ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように仕向けられた。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するようにさせられた唯一の原因であったことを証明する必要はない。

(c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

(d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたると思われるため、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を発生せしめないと考えられるが、現存の事実の表明となる方法で文言が作成され、それが誤りである場合には、不実の表明となりうる。

11.5 契約責任

(a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。

(b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと結ぶので、ファンド(または受託会社)は取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのような授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法(改正済)第257条

会社の役員(あるいはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の業務について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、その者は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 ケイマン諸島の刑法(改正済)第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、あるいは他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われるとともに10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、その者が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 解散

13.1 特例会社

特例会社の解散は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。解散は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自身の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの解散は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている(参照:上記第7.17(c)項)。剰余資産は、もしあれば、信託証書の当該規定に従って分配される。

13.3 特例リミテッド・パートナーシップ

特例リミテッド・パートナーシップの終了、清算および解散は、特例リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:上記第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。ゼネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に従い清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを清算する責任を負っている。パートナーシップの清算後、ゼネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、特例リミテッド・パートナーシップ登記官宛に解散届を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記の取消しがなされるか、公式に解散することがある。清算の手順は、特例会社に適用される枠組みに極めて類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島における投資信託に対してまたはケイマン諸島における投資信託により行われる支払に適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していない。特例会社、受託会社、特例リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して約定を取得することができる(上記第6.1(l)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)

14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条第1項(a)に基づく免許を取得し、その証券の日本における募集を既に行ったか、または行うことが予定されている信託、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日時点で存在している投資信託、またはかかる日付時点で存在し、かかる日付より後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である。)をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件の一つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額ならびに証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で、無料で入手することができなければならない。

- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6ヶ月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6ヶ月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の業務の詳細を記載した書面による報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知り得る限り、当該投資信託の投資指針、投資制限および設立文書が遵守されていること、ならびに当該投資信託は投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていないことを確認した宣誓書を、毎年1回、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
 - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - (iv) 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - (viii) 分配金またはその他の配分すべてについて一般投資家向け投資信託の証券から適宜支払の宣言がなされ、かつ確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者もしくはそのインベストメント・アドバイザーが設立文書もしくは目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務もしくは投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益法第5(2)(a)条に従い、ケイマン諸島と同等のマナー・ロンダリングおよびテロリズムへの資金供与対策を有するとして指定された法域（以下「相当する法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託したかかる者による職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。
- 14.8 保管会社
- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、相当する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に対する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザーおよび運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。

- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1ヶ月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 インベストメント・アドバイザー

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、相当する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「インベストメント・アドバイザー」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関して投資運用業務を提供するために、当該投資信託によりまたはこれを代理して任命された事業体をいうが、かかる事業体により任命された副インベストメント・アドバイザーは含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の有価証券投資事業法（改正済）別紙2第3項に記載される活動が含まれる。
- (b) インベストメント・アドバイザーを変更する場合は変更の1ヶ月前までにCIMA、投資家およびその他サービス提供者に通知しなければならない。さらに、インベストメント・アドバイザーの取締役を変更する場合は、当該インベストメント・アドバイザーが運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー）の事前の承認を得なければならない。かかる運営者は当該変更案を、変更の1ヶ月前までに書面でCIMAに通知しなければならない。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件の一つとしてインベストメント・アドバイザーを任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその売却純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること。
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載された投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (d) 現在、本規則は、一般投資家向け投資信託のインベストメント・アドバイザーが、ユニット・トラストまたは会社のいずれに対して助言を行っているかを区別している。これは、この区別に応じて、インベストメント・アドバイザーに対して異なる投資制限が適用されるためである。
- (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合において、本規則第21条(4)項はインベストメント・アドバイザーがかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- (i) 当該一般投資家向け投資信託を代理して空売りを行うすべての証券の総額が当該投資信託の純資産総額を超える場合、このような証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託を代理して行う借入の総額が当該投資信託の純資産総額の10%を超える場合、このような借入を行ってはならない。ただし、(A)特殊な状況（一般投資家向け投資信託が他の投資信託、投資ファンドまたは他の種類の投資信託スキームと合併される場合を含むがこれに限定されない。）において、12ヶ月を超えない期間については、本項における借入制限を超過することができ、また(B)(I)一般投資家向け投資信託の目的がその証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産（不動産に対する権利を含む。）に投資することにある場合で、かつ(II)当該投資信託の資産の健全な運用の確保または当該投資信託の投資者の権利保護のためにかかる制限を超過する借入が必要であるとインベストメント・アドバイザーが判断する場合においては、本項における借入制限を超過することができる。
 - (iii) 投資会社ではないある会社の株式に関して、インベストメント・アドバイザーが運営するすべての投資信託の投資分と合わせて、かかる会社の議決権付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。
 - (iv) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易でない投資の場合、一般投資家向け投資信託の保有するかかる投資の総額がその純資産総額の15%を超える投資を行ってはならない。ただし、かかる投資対象の評価方法が当該投資信託の目論見書に明確に開示されている場合、インベストメント・アドバイザーによる当該投資対象の取得は制限されない。

- (v) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に反する取引(インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を図るための取引を含むがこれに限定されない。)を行ってはならない。
 - (vi) インベストメント・アドバイザー自身またはインベストメント・アドバイザーの取締役を相手に取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合において、本規則第21条(5)項はインベストメント・アドバイザーがかかる会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- (i) 投資会社ではないある会社の株式に関して、当該一般投資家向け投資信託の投資分がかかる会社の議決権付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託により発行された証券を取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に反する取引(インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を図るための取引を含むがこれに限定されない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項において、会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者が以下のいずれかに該当する場合、本規則第21条(4)項または本規則第21条(5)項は、一般投資家向け投資信託を代理するインベストメント・アドバイザーがかかる会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者の株式、証券、権利またはその他の投資持分の一部または全部を取得することを妨げるものではない旨が規定されている。
- (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたは他の種類の投資信託スキームである場合。
 - (ii) マスター・ファンド、フィーダー・ファンドまたは会社もしくは事業体からなる他の類似の構造もしくはグループの一部である場合。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略の一部または全部を直接的に推進する特別目的事業体である場合。
- (h) インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーを任命することができ、副インベストメント・アドバイザーを任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーが履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該一般投資家向け投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1ヶ月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの認可を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による同意を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中にかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条第1項および第4条第6項に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所にて無料で提供されなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)。
 - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。

- (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
- (v) 監査人の氏名および住所。
- (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む。）。
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む。）。
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
- (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件。
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む。）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザー、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述。
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- (xxi) 以下の記述。
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。
 - またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書もしくは販売書類に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xxii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の氏名、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む。）。
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む。）。
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の氏名、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (xxiv) インベストメント・アドバイザー（下記事項を含む。）。
 - (A) インベストメント・アドバイザーの取締役の氏名および経歴の詳細ならびにインベストメント・アドバイザーの登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) インベストメント・アドバイザーのサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【参考情報】

ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2025年6月30日	有価証券報告書(第7期)
2025年6月30日	有価証券届出書
2025年9月30日	半期報告書(第8期中)
2025年9月30日	有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

記載すべき事項はありません。

別紙A

定義

文脈上他の意味に解すべき場合を除き、本書では、以下の表現は以下の意味を有します。

「円」および「JPY」	日本の法定通貨をいいます。
「円ヘッジクラス受益証券」	円ヘッジクラス受益証券として指定された、円建てのファンドの受益証券のクラスをいいます。
「円ヘッジクラス受益証券の分配日」	5月15日（当該日がファンド営業日でない場合は、その翌ファンド営業日とします。）またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「買戻通知書」	管理会社または管理事務代行会社（もしくはその受任者）が承諾する様式にて提出される買戻請求の通知をいいます。
「買戻日」	各評価日またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「クラス」	適格投資家に対してのみ募集が行われるファンドに関して、管理会社が受託会社の同意を得た上で設定した受益証券のクラスをいいます。
「計算期間」	初回の計算期間についてはファンドの運用開始日およびその後の計算期間については直前の決算日の翌暦日（場合に応じて）に開始し、決算日（同日を含みます。）に終了する期間をいいます。
「継続募集期間初日」	2018年6月28日をいいます。
「決算日」	各年12月の最終暦日またはファンドに関して管理会社が受託会社との協議の上で随時に決定することのできる各年におけるその他の日をいいます。
「受益者」	当該時点における登録された受益証券の保有者をいいます。
「受益者決議」	受益証券1口当たり純資産価格の合計がファンド全体の純資産価額の50%以上となる受益証券の保有者が書面により承認した決議またはマスター信託証書の規定に従って開催された受益者集会において可決された決議をいいます。
「受益証券1口当たり純資産価格」	ファンドの純資産価額を評価日現在発行済の受益証券口数で除した価格をいいます。
「純資産価額」	「第一部 第2 3 (1) 資産の評価」の「純資産価額の計算」の記載に従い、ファンドの総資産の価格から、マスター信託証書の規定に従い計算される総負債を差し引いた価格をいいます。ファンドの純資産価額は、米ドルで計算されます。

「純資産価額計算」	各評価日における純資産価額は、同日中に計算および公表されるものとし ます。米ドルクラス受益証券の受益証券1口当たり純資産価格は、小数点以下 第二位に四捨五入されるものとし、円ヘッジクラス受益証券の受益証券 1口当たり純資産価格は、整数に四捨五入されるものとし、受益証券1 口当たり純資産価格は、日本において関連する取引日の翌日に入手可能とな ることが予定されています。
「適格投資家」	以下の（ ）から（ ）に該当しない者、法人または主体をいいます。 （ ）米国投資家（以下に定義します。）、（ ）ケイマン諸島に居住する または住所を置く者または主体（慈善信託もしくは団体またはケイマン諸島 の特例会社もしくは非居住会社を除きます。）、（ ）適用法に違反するこ となく受益証券の申込みまたは保有を行うことができない者および（ ）上 記（ ）から（ ）に規定される者、法人もしくは主体の保管者、名義人も しくは受託者、または管理会社が受託会社の承認を得た上で随時に決定する その他の者、法人もしくは主体。
「取引日」	各評価日またはファンドに関して管理会社が随時定める日をいいます。
「内国歳入法」	1986年米国内国歳入法（その後の改正を含みます。）をいいます。
「評価時点」	当該評価日に金融商品の公開取引を行うニューヨーク金融市場において「通 常取引」を終了する、ニューヨーク市における時刻またはファンドに関して 管理会社が随時に決定することのできるその他の日のその他の時刻をいいま す。 クラスの額面通貨建てでない資産は、WM / ロイターの午後4時のレートに基 づく評価時点において換金されるものとし、
「評価日」	各ファンド営業日またはファンドに関して管理会社が随時定める日をいいま す。
「ファンド決議」	該当する発行済受益証券口数の過半数の保有者が書面により承認した決議、 またはマスター信託証書の規定に従い開催されたかかるファンドの受益者集 会において可決された決議をいいます。
「分配期間」	各クラスについて、初回の分配期間についてはそのクラスの継続募集期間初 日およびその後の分配期間についてはそのクラスの直前の当該分配基準日 の翌日に開始し、そのクラスの当該分配基準日（同日を含みます。）に終了 する期間をいいます。
「分配支払日」	下記のいずれかの日またはファンドに関して管理会社が決定することのでき る各月におけるその他の日をいいます。 ・円ヘッジクラス受益証券については、円ヘッジクラス受益証券の分配日の 後5ファンド営業日目の日 ・米ドルクラス受益証券については、米ドルクラス受益証券の分配日の後5 ファンド営業日目の日
「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領をいいます。

「米国投資家」	() 内国歳入法に定義された「米国人」、() 1933年証券法のレギュレーションSに定義された「米国人」または() 米国商品取引法のルール4.7に定義された「非米国人」ではない者、法人または主体をいいます。
「米ドル」および「USD」	米国の法定通貨をいいます。
「米ドルクラス受益証券」	米ドルクラス受益証券として指定された、米ドル建てのファンドの受益証券のクラスをいいます。
「米ドルクラス受益証券の分配日」	5月15日(当該日がファンド営業日でない場合は、その翌ファンド営業日とします。)またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「申込書」	管理会社または管理事務代行会社(もしくはそれぞれの受任者)から入手可能な受益証券の申込書をいいます。
「GAAP」	米国で一般に公正妥当と認められた会計原則をいいます。

独立監査人の報告書

TRP米国コア・グロース株ファンドの受託会社であるCIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、財務書類は、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、TRP米国コア・グロース株ファンド（以下「ファンド」という。）の2025年12月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績、純資産の変動、キャッシュ・フローおよび財務ハイライト情報についてすべての重要な点を公正に表示しているものと認める。

監査対象

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・ 2025年12月31日時点の資産負債計算書
- ・ 2025年12月31日時点の投資有価証券明細表
- ・ 同日に終了した年度の運用計算書
- ・ 同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・ 同日に終了した年度のキャッシュ・フロー計算書
- ・ 同日に終了した年度の財務ハイライト情報
- ・ 重要な会計方針およびその他の説明情報を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。この基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項に詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見の根拠として充分かつ適切であると確信する。

独立性

我々は、国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）に準拠して、ファンドから独立した立場にある。また、我々は、IESBA規程に準拠してその他の倫理上の責任を果たしている。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負い、これには欺罔または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成に関する内部統制が含まれる。

財務書類の作成において、経営陣は、当財務書類の公表日または公表が可能になった日から1年以内にファンドの継続性に重大な疑念を生じさせると総合的にみなされる状況および事象が存在するかどうかを総合的に評価し、清算ベース会計がファンドにより使用されている場合を除いて、かかる評価に関する事項の開示に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、ISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

ISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見の根拠として充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っている可能性があるためである。
- ・ファンドの内部統制の有効性に関する意見表明のためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・経営陣が採用した会計方針の妥当性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、ファンドの継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は監査報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならず、その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、ファンドの継続性を終了させる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

その他の事項

監査意見を含む本報告書は、監査契約書の条件に従い、ファンドのためにのみ作成されたものであり、それ以外の目的のものではない。我々は、本意見を述べるにあたり、その他の目的、または我々の事前の書面による明確な合意なしに本報告書を提示されるもしくは入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

2026年5月19日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as the Trustee of TRP US Core Growth Equity Fund

Our opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of TRP US Core Growth Equity Fund (the Fund) as at December 31, 2025, and the results of its operations, changes in its net assets, its cash flows and the financial highlights for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of assets and liabilities as at December 31, 2025;
- the portfolio of investments as at December 31, 2025;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended;
- the statement of cash flows for the year then ended;
- the financial highlights for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include significant accounting policies and other explanatory information.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have also fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for evaluating whether there are conditions and events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Fund's ability to continue as a going concern within one year after the date that the financial statements are issued, or available to be issued, and disclosing, as applicable, matters related to this evaluation unless the liquidation basis of accounting is being used by the Fund.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.

- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Fund in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

May 19, 2026

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッドの社員宛の独立監査人の報告書

監査意見

我々は、日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド（以下「当社」という。）の包括利益計算書、貸借対照表、株主資本変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、および注記2に記載される会計方針を含む関連する注記から構成される、2025年3月31日に終了した年度の法定外財務書類について監査を行った。法定外財務書類は、注記1に記載される理由により作成されている。

我々の意見では、当法定外財務書類は、

- ・当社の2025年3月31日現在の状態、ならびに同日に終了した年度の当社の利益について、真実かつ公正な概観を表示しており、
- ・英国で採用された国際会計基準に準拠して適正に作成されている。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（英国）（以下「ISA (UK)」という。）および2025年3月18日付の監査契約書の条件に準拠して監査を実施した。我々の責任については、以下に記載されている。我々は、FRCの倫理基準を含む英国の倫理上の要件に基づき倫理上の責任を果たしており、かかる要件に準拠して、当社から独立した立場にある。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見の充分かつ適切な根拠であると確信する。

継続性

取締役は、当社の清算または業務の停止を行う意図はなく、また、当社の財務状態が、これが現実的であることを意味していると判断したため、継続会計基準に準拠して法定外財務書類を作成した。取締役はまた、法定外財務書類の承認日から少なくとも1年のあいだ（以下「継続可能期間」という。）に、当社の継続性に重要な疑念を生じさせる重大な不確実性が存在しないと判断した。

我々は、取締役の判断に対する評価において、当社のビジネスモデルに付随するリスクを検討し、それらのリスクが当社の金融資産または継続可能期間における継続性にどのように影響する可能性があるかを解析した。

この作業に基づく我々の結論は以下のとおりである。

- ・我々は、法定外財務書類の作成において、取締役による継続会計基準の採用が妥当であると判断している。
- ・我々は、継続可能期間に、当社の継続性に個別にまたは全体として、重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性を識別しておらず、かかる不確実性は存在しないという取締役の評価に同意する。

しかしながら、我々が将来のすべての事象または状況を予測することは不可能であり、かつ、後発事象が、判断された当時は妥当であった判断と矛盾する結果となる可能性があるため、上記の結論は、当社が運営を継続することを保証するものではない。

不正および法令違反 - 発見能力

不正による重大な虚偽記載のリスクの識別および対応

不正による重大な虚偽記載のリスク（以下「不正リスク」という。）を識別するため、我々は、不正を行う動機もしくは圧力を示唆する事象もしくは状況、または不正を行う機会を提供する事象もしくは状況を評価した。我々のリスク評価手続には、以下が含まれる。

- ・不正を防止および発見するための当社の高度な方針および手続ならびに実際の不正、その疑いまたはその申立について認識しているかどうかについて、取締役に照会し、方針文書を閲覧した。
- ・取締役会議事録を通読した。

我々は、識別された不正リスクを監査チーム全体に通知し、監査中も不正の兆候に注意を払い続けた。

我々は、監査基準に要求されるとおり、また、統制環境に関する我々の全体的な知識を考慮して、経営陣が統制を無効化するリスク、特に経営陣が不適切な会計処理を行う立場にある可能性があるリスクに対応するための手続を実施する。我々は、この監査では収益の計算が公平かつ明確であり、操作の機会が限られているため、収益の認識に関する不正リスクはないと確信する。

我々はいかなる追加の不正リスクも識別しなかった。

我々はまた、リスク基準に基づいて分析するべき仕訳を識別し、識別された仕訳を関係書類と比較するなどの手続を実施した。これには決算後のすべての仕訳が含まれていた。

法令違反に関する重大な虚偽記載のリスクの識別および対応

我々は、一般的な商業経験および産業経験、（監査基準に要求される）取締役およびその他の経営陣との議論ならびに当社の法規対応の査察から、財務書類に重大な影響を及ぼすと合理的に予想される法令の分野を識別し、法令の順守に関する方針および手続を取締役およびその他の経営陣と議論した。

我々は、識別された法令をチーム全体に通知し、監査中も違反の兆候に注意を払い続けた。

これらの法令が財務書類に与える影響は、多様である。

第一に、当社は、財務報告に関する法律（関連会社法を含む。）など、財務書類に直接影響する法令の適用を受けており、関連する財務書類項目の手続の一環として、これらの法令の順守状況を評価した。

第二に、当社は、その他の多くの法令の適用を受けており、違反の結果、罰金または訴訟を課せられたり、業務権限を失うことなどにより、財務書類の金額または開示に重大な影響を及ぼす可能性がある。我々は、かかる影響を及ぼす可能性が最も高い分野として、当社の活動の財務上の性質を認識する会社法の特定の側面およびその法的形態を識別した。

監査基準は、これらの法令違反を識別するために要求される監査手続を、取締役およびその他の経営陣の照会ならびに法規対応の査察（もしあれば）に制限する。したがって、業務規則違反が我々に開示されていない場合、または関連する対応から明らかではない場合、監査によりかかる違反は発見されない。

不正または法令違反を発見するための監査能力の状況

監査固有の制限により、監査基準に準拠して適正に監査を計画および実施したにもかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載を発見できない可能性があるという不可避なリスクが存在する。例えば、法令違反が財務書類に反映された事象および取引から離れれば離れるほど、監査基準により要求される固有の限られた手続でそれが識別される可能性は低くなる。

さらに、あらゆる監査と同様に、共謀、偽造、故意の脱漏、虚偽表示または内部統制の無効化を含む可能性があるため、不正を発見できないリスクが依然として高い。我々の監査手続は、重大な虚偽記載を発見するために策定されている。我々は、違反または不正を防止する責任を負わず、すべての法令違反を発見することは期待できない。

その他の情報

取締役は、取締役報告書から構成されるその他の情報について責任を負っている。法定外財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、したがって、我々は監査意見を表明せず、いかなる形式の保証の結論も表明しない。

我々の責任は、その他の情報を通読し、その過程において、我々の法定外財務書類監査に基づき、当該情報に重大な虚偽記載がないか、または法定外財務書類もしくは我々の監査知識と矛盾しないかを考慮することにある。我々は、当該作業にのみ基づき、その他の情報においていかなる重大な虚偽記載も識別していない。

取締役の責任

英文財務書類5頁（訳注：原文の頁）の取締役の責任に関する報告書に詳述されるとおり、取締役は、真実かつ公正な概観を表示することを目的とした法定外財務書類の作成、不正または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない法定外財務書類の作成を行うために取締役が必要と決定する内部統制、当社の継続性を評価し、それが適用される場合には、継続性に関する事項の開示、および取締役が当社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続会計基準の採用に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の目的は、不正または過失の如何にかかわらず、法定外財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査人の報告書において監査意見を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、ISA (UK)に準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は不正または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、法定外財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

我々の責任に関する完全な内容については、FRCのウェブサイト（www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities）で説明されている。

我々の監査の目的および我々が責任を有する当事者

我々の報告書は、契約の条件に準拠して、当社のためにのみ作成されている。我々の報告書は、我々の書面による事前承認を得ずにそのすべて（当社自身の内部使用目的を除く。）または一部を複写、参照または開示しないことを条件に、当社に対して提出されたものである。

我々の報告書は、当社の当時の必要性により決定された当社の合意による要件を満たすよう作成された。したがって、我々の報告書は、いかなる目的のため、また、いかなる文脈においても、我々に対する権利の取得を望む当社以外の者が使用また

は依拠できるものとみなされてはならない。当社を除き、我々の報告書またはその写しを入手し、我々の報告書(またはその一部)に依拠することを選択したいかなる者も、自己のリスク負担においてこれを行う。ケーピーエムジー エルエルピーは、法律が認める最大限の範囲において、当社以外のいかなる者に対しても、我々の報告書に関して一切の責任を負わない。

カーラ・キャシディ(上級法定監査人)
ケーピーエムジー エルエルピーを代表して
公認会計士
ロンドン、E14 5GL
カナダ・スクエア15

2025年7月11日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED

Opinion

We have audited the non-statutory financial statements of Nikko AM Global Cayman Limited (" the Company ") for the year ended 31 March 2025 which comprise the statement of Comprehensive Income, Statement of Financial Position, Statement of Changes in Equity, Cash Flow Statement and related notes, including the accounting policies in note 2. The non-statutory financial statements have been prepared for the reasons set out in note 1.

In our opinion the non-statutory financial statements:

- give a true and fair view of the state of the Company ' s affairs as at 31 March 2025 and of its profit for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with UK-adopted international accounting standards.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) (" ISAs (UK) ") and the terms of our engagement letter dated 18 March 2025. Our responsibilities are described below. We have fulfilled our ethical responsibilities under, and are independent of the Company in accordance with, UK ethical requirements including the FRC Ethical Standard. We believe that the audit evidence we have obtained is a sufficient and appropriate basis for our opinion.

Going concern

The directors have prepared the non-statutory financial statements on the going concern basis as they do not intend to liquidate the Company or to cease its operations, and as they have concluded that the Company's financial position means that this is realistic. They have also concluded that there are no material uncertainties that could have cast significant doubt over its ability to continue as a going concern for at least a year from the date of approval of the non-statutory financial statements (" the going concern period ").

In our evaluation of the directors ' conclusions, we considered the inherent risks to the Company ' s business model and analysed how those risks might affect the Company ' s financial resources or ability to continue operations over the going concern period.

Our conclusions based on this work:

- we consider that the directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the non-statutory financial statements is appropriate; and
- we have not identified and concur with the directors' assessment that there is not, a material uncertainty related to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern for the going concern period.

However, as we cannot predict all future events or conditions and as subsequent events may result in outcomes that are inconsistent with judgements that were reasonable at the time they were made, the above conclusions are not a guarantee that the Company will continue in operation.

Fraud and breaches of laws and regulations – ability to detect

Identifying and responding to risks of material misstatement due to fraud

To identify risks of material misstatement due to fraud (“fraud risks”) we assessed events or conditions that could indicate an incentive or pressure to commit fraud or provide an opportunity to commit fraud. Our risk assessment procedures included:

- enquiring of directors and inspection of policy documentation as to the Company’s high-level policies and procedures to prevent and detect fraud, as well as whether they have knowledge of any actual, suspected or alleged fraud; and
- reading Board meeting minutes.

We communicated identified fraud risks throughout the audit team and remained alert to any indications of fraud throughout the audit.

As required by auditing standards, and taking into account our overall knowledge of the control environment, we perform procedures to address the risk of management override of controls, in particular the risk that management may be in a position to make inappropriate accounting entries. On this audit we do not believe there is a fraud risk related to revenue recognition because the calculation of the revenue is non-judgmental and straightforward, with limited opportunity for manipulation.

We did not identify any additional fraud risks.

We also performed procedures including identifying journal entries to test based on risk criteria and comparing the identified entries to supporting documentation. These included all post-closing journals.

Identifying and responding to risks of material misstatement related to non-compliance with laws and regulations

We identified areas of laws and regulations that could reasonably be expected to have a material effect on the financial statements from our general commercial and sector experience, and through discussion with the directors and other management (as required by auditing standards), and from inspection of the Company’s regulatory and legal correspondence and discussed with the directors and other management the policies and procedures regarding compliance with laws and regulations.

We communicated identified laws and regulations throughout our team and remained alert to any indications of non-compliance throughout the audit.

The potential effect of these laws and regulations on the financial statements varies considerably.

Firstly, the Company is subject to laws and regulations that directly affect the financial statements including financial reporting legislation (including related companies legislation), and we assessed the extent of compliance with these laws and regulations as part of our procedures on the related financial statement items.

Secondly, the Company is subject to many other laws and regulations where the consequences of non-compliance could have a material effect on amounts or disclosures in the financial statements, for instance through the imposition of fines or litigation or the loss of the Company’s authority to operate. We identified the following areas as those most likely to have such an effect: certain aspects of company legislation recognising the financial nature of the Company’s activities and its legal form.

Auditing standards limit the required audit procedures to identify non-compliance with these laws and regulations to enquiry of the directors and other management and inspection of regulatory and legal correspondence, if any. Therefore, if a breach of operational regulations is not disclosed to us or evident from relevant correspondence, an audit will not detect that breach.

Context of the ability of the audit to detect fraud or breaches of law or regulation

Owing to the inherent limitations of an audit, there is an unavoidable risk that we may not have detected some material misstatements in the financial statements, even though we have properly planned and performed our audit in accordance with auditing standards. For example, the further removed noncompliance with laws and regulations is from the events and transactions reflected in the financial statements, the less likely the inherently limited procedures required by auditing standards would identify it.

In addition, as with any audit, there remained a higher risk of non-detection of fraud, as these may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal controls. Our audit procedures are designed to detect material misstatement. We are not responsible for preventing noncompliance or fraud and cannot be expected to detect non-compliance with all laws and regulations.

Other information

The directors are responsible for the other information, which comprises the Directors Report. Our opinion on the non-statutory financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or any form of assurance conclusion thereon.

Our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether, based on our non-statutory financial statements audit work, the information therein is materially misstated or inconsistent with the non-statutory financial statements or our audit knowledge. Based solely on that work, we have not identified material misstatements in the other information.

Directors' responsibilities

As explained more fully in their statement set out on page 5, the directors are responsible for: the preparation of the non-statutory financial statements, which are intended by them to give a true and fair view; such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of non-statutory financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern; and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the non-statutory financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue our opinion in an auditor's report. Reasonable assurance is a high level of assurance but does not guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the non-statutory financial statements.

A fuller description of our responsibilities is provided on the FRC's website at www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities.

The purpose of our audit work and to whom we owe our responsibilities

Our report has been prepared for the Company solely in accordance with the terms of our engagement. It has been released to the Company on the basis that our report shall not be copied, referred to or disclosed, in whole (save for the Company's own internal purposes) or in part, without our prior written consent.

Our report was designed to meet the agreed requirements of the Company determined by the Company's needs at the time. Our report should not therefore be regarded as suitable to be used or relied on by any party wishing to acquire rights against us other than the Company for any purpose or in any context. Any party other than the Company who obtains access to our report or a copy and chooses to rely on our report (or any part of it) will do so at its own risk. To the fullest extent permitted by law, KPMG LLP will accept no responsibility or liability in respect of our report to any other party.

Carla Cassidy (Senior Statutory Auditor)

for and on behalf of KPMG LLP

Chartered Accountants

15 Canada Square

London E14 5GL

11 July 2025

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

TRP米国コア・グロース株ファンドの受託会社であるCIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、財務書類は、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、TRP米国コア・グロース株ファンド（以下「ファンド」という。）の2024年12月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績、純資産の変動、キャッシュ・フローおよび財務ハイライト情報についてすべての重要な点を公正に表示しているものと認める。

監査対象

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・2024年12月31日時点の資産負債計算書
- ・2024年12月31日時点の投資有価証券明細表
- ・同日に終了した年度の運用計算書
- ・同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・同日に終了した年度のキャッシュ・フロー計算書
- ・同日に終了した年度の財務ハイライト情報
- ・重要な会計方針およびその他の説明情報を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。この基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項に詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見の根拠として充分かつ適切であると確信する。

独立性

我々は、国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）に準拠して、ファンドから独立した立場にある。我々は、IESBA規程に準拠してその他の倫理上の責任を果たしている。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負い、これには欺罔または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成に関する内部統制が含まれる。

財務書類の作成において、経営陣は、当財務書類の公表日または公表が可能になった日から1年以内にファンドの継続性に重大な疑念を生じさせると総合的にみなされる状況および事象が存在するかどうかを総合的に評価し、清算ベース会計がファンドにより使用されている場合を除いて、かかる評価に関する事項の開示に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、ISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

ISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見の根拠として充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っている可能性があるためである。
- ・ファンドの内部統制の有効性に関する意見表明のためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・経営陣が採用した会計方針の妥当性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、ファンドの継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は監査報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、ファンドの継続性を終了させる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

その他の事項

監査意見を含む本報告書は、監査契約書の条件に従い、ファンドの受託会社であるCIBCカリビアン・バンク・アランド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドのためにのみ作成されたものであり、それ以外の目的のものではない。我々は、本意見を述べるにあたり、その他の目的、または我々の事前の書面による明確な合意なしに本報告書を提示されるもしくは入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

2025年5月16日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as the Trustee of TRP US Core Growth Equity Fund

Our opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of TRP US Core Growth Equity Fund (the Fund) as at December 31, 2024, and the results of its operations, changes in its net assets, its cash flows and the financial highlights for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of assets and liabilities as at December 31, 2024;
- the portfolio of investments as at December 31, 2024;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended;
- the statement of cash flows for the year then ended;
- the financial highlights for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include significant accounting policies and other explanatory information.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for evaluating whether there are conditions and events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Fund's ability to continue as a going concern within one year after the date that the financial statements are issued, or available to be issued, and disclosing, as applicable, matters related to this evaluation unless the liquidation basis of accounting is being used by the Fund.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.

- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as Trustee of the Fund in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

May 16, 2025

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッドの社員宛の独立監査人の報告書

監査意見

我々は、日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド（以下「当社」という。）の包括利益計算書、貸借対照表、株主資本変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、および注記2に記載される会計方針を含む関連する注記から構成される、2024年3月31日に終了した年度の法定外財務書類について監査を行った。法定外財務書類は、注記1に記載される理由により作成されている。

我々の意見では、当法定外財務書類は、

- ・当社の2024年3月31日現在の状態、ならびに同日に終了した年度の当社の利益について、真実かつ公正な概観を表示しており、
- ・英国で採用された国際会計基準に準拠して適正に作成されている。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（英国）（以下「ISA (UK)」という。）および2024年4月12日付の監査契約書の条件に準拠して監査を実施した。我々の責任については、以下に記載されている。我々は、FRCの倫理基準を含む英国の倫理上の要件に基づき倫理上の責任を果たしており、かかる要件に準拠して、当社から独立した立場にある。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見の充分かつ適切な根拠であると確信する。

継続性

取締役は、当社の清算または業務の停止を行う意図はなく、また、当社の財務状態が、これが現実的であることを意味していると判断したため、継続会計基準に準拠して法定外財務書類を作成した。取締役はまた、法定外財務書類の承認日から少なくとも1年のあいだ（以下「継続可能期間」という。）に、当社の継続性に重要な疑念を生じさせる重大な不確実性が存在しないと判断した。

我々は、取締役の判断に対する評価において、当社のビジネスモデルに付随するリスクを検討し、それらのリスクが当社の金融資産または継続可能期間における継続性にどのように影響する可能性があるかを解析した。

この作業に基づく我々の結論は以下のとおりである。

- ・我々は、法定外財務書類の作成において、取締役による継続会計基準の採用が妥当であると判断している。
- ・我々は、継続可能期間に、当社の継続性に個別にまたは全体として、重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性を識別しておらず、かかる不確実性は存在しないという取締役の評価に同意する。

しかしながら、我々が将来のすべての事象または状況を予測することは不可能であり、かつ、後発事象が、判断された当時は妥当であった判断と矛盾する結果となる可能性があるため、上記の結論は、当社が運営を継続することを保証するものではない。

不正および法令違反 - 発見能力

不正による重大な虚偽記載のリスクの識別および対応

不正による重大な虚偽記載のリスク（以下「不正リスク」という。）を識別するため、我々は、不正を行う動機もしくは圧力を示唆する事象もしくは状況、または不正を行う機会を提供する事象もしくは状況を評価した。我々のリスク評価手続には、以下が含まれる。

- ・不正を防止および発見するための当社の高度な方針および手続ならびに実際の不正、その疑いまたはその申立について認識しているかどうかについて、取締役に照会し、方針文書を閲覧した。
- ・取締役会議事録を通読した。

我々は、識別された不正リスクを監査チーム全体に通知し、監査中も不正の兆候に注意を払い続けた。

我々は、監査基準に要求されるとおり、また、統制環境に関する我々の全体的な知識を考慮して、経営陣が統制を無効化するリスク、特に経営陣が不適切な会計処理を行う立場にある可能性があるリスクに対応するための手続を実施する。我々は、この監査では収益の計算が公平かつ明確であり、操作の機会が限られているため、収益の認識に関する不正リスクはないと確信する。

我々はいかなる追加の不正リスクも識別しなかった。

我々はまた、リスク基準に基づいて分析すべき仕訳を識別し、識別された仕訳を関係書類と比較するなどの手続を実施した。これには決算後のすべての仕訳が含まれていた。

法令違反による重大な虚偽記載のリスクの識別および対応

我々は、一般的な商業経験および産業経験、（監査基準に要求される）取締役およびその他の経営陣との議論ならびに当社の法規対応の査察から、財務書類に重大な影響を及ぼすと合理的に予想される法令の分野を識別し、法令の順守に関する方針および手続を取締役およびその他の経営陣と議論した。

我々は、識別された法令をチーム全体に通知し、監査中も違反の兆候に注意を払い続けた。

これらの法令が財務書類に与える影響は、多様である。

第一に、当社は、財務報告に関する法律（関連会社法を含む。）など、財務書類に直接影響する法令の適用を受けており、関連する財務書類項目の手続の一環として、これらの法令の順守状況を評価した。

第二に、当社は、その他の多くの法令の適用を受けており、違反の結果、罰金または訴訟を課せられたり、業務権限を失うことなどにより、財務書類の金額または開示に重大な影響を及ぼす可能性がある。我々は、かかる影響を及ぼす可能性が最も高い分野として、当社の活動の財務上の性質を認識する会社法の特定の側面およびその法的形態を識別した。

監査基準は、これらの法令違反を識別するために要求される監査手続を、取締役およびその他の経営陣の照会ならびに法規対応の査察（もしあれば）に制限する。したがって、業務規則違反が我々に開示されていない場合、または関連する対応から明らかではない場合、監査によりかかる違反は発見されない。

不正または法令違反を発見するための監査能力の状況

監査固有の制限により、監査基準に準拠して適正に監査を計画および実施したにもかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載を発見できない可能性があるという不可避なリスクが存在する。例えば、法令違反が財務書類に反映された事象および取引から離れれば離れるほど、監査基準により要求される固有の限られた手続でそれが識別される可能性は低くなる。

さらに、あらゆる監査と同様に、共謀、偽造、故意の脱漏、虚偽表示または内部統制の無効化を含む可能性があるため、不正を発見できないリスクが依然として高い。我々の監査手続は、重大な虚偽記載を発見するために策定されている。我々は、違反または不正を防止する責任を負わず、すべての法令違反を発見することは期待できない。

その他の情報

取締役は、取締役報告書から構成されるその他の情報について責任を負っている。法定外財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、したがって、我々は監査意見を表明せず、いかなる形式の保証の結論も表明しない。

我々の責任は、その他の情報を通読し、その過程において、我々の法定外財務書類監査に基づき、当該情報に重大な虚偽記載がないか、または法定外財務書類もしくは我々の監査知識と矛盾しないかを考慮することにある。我々は、当該作業にのみ基づき、その他の情報においていかなる重大な虚偽記載も識別していない。

取締役の責任

英文財務書類5頁（訳注：原文の頁）の取締役の責任に関する報告書に詳述されるとおり、取締役は、真実かつ公正な概観を表示することを目的とした法定外財務書類の作成、不正または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない法定外財務書類の作成を行うために取締役が必要と決定する内部統制、当社の継続性を評価し、それが適用される場合には、継続性に関する事項の開示、および取締役が当社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続会計基準の採用に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の目的は、不正または過失の如何にかかわらず、法定外財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査人の報告書において監査意見を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、ISA (UK)に準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は不正または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、法定外財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

我々の責任に関する完全な内容については、FRCのウェブサイト（www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities）で説明されている。

我々の監査の目的および我々が責任を有する当事者

我々の報告書は、契約の条件に準拠して、当社のためにのみ作成されている。我々の報告書は、我々の書面による事前承認を得ずにそのすべて（当社自身の内部使用目的を除く。）または一部を複写、参照または開示しないことを条件に、当社に対して提出されたものである。

我々の報告書は、当社の当時の必要性により決定された当社の合意による要件を満たすよう作成された。したがって、我々の報告書は、いかなる目的のため、また、いかなる文脈においても、我々に対する権利の取得を望む当社以外の者が使用また

は依拠できるものとみなされてはならない。当社を除き、我々の報告書またはその写しを入手し、我々の報告書(またはその一部)に依拠することを選択したいかなる者も、自己のリスク負担においてこれを行う。ケーピーエムジー エルエルピーは、法律が認める最大限の範囲において、当社以外のいかなる者に対しても、我々の報告書に関して一切の責任を負わない。

ケーピーエムジー エルエルピー

公認会計士

ロンドン、E14 5GL

カナダ・スクエア15

2024年7月16日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED

Opinion

We have audited the non-statutory financial statements of Nikko AM Global Cayman Limited (" the Company ") for the year ended 31 March 2024 which comprise the statement of Comprehensive Income, Statement of Financial Position, Statement of Changes in Equity, Cash Flow Statement and related notes, including the accounting policies in note 2. The non-statutory financial statements have been prepared for the reasons set out in note 1.

In our opinion the non-statutory financial statements:

- give a true and fair view of the state of the Company ' s affairs as at 31 March 2024 and of its profit for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with UK-adopted international accounting standards.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) (" ISAs (UK) ") and the terms of our engagement letter dated 12 April 2024. Our responsibilities are described below. We have fulfilled our ethical responsibilities under, and are independent of the Company in accordance with, UK ethical requirements including the FRC Ethical Standard. We believe that the audit evidence we have obtained is a sufficient and appropriate basis for our opinion.

Going concern

The directors have prepared the non-statutory financial statements on the going concern basis as they do not intend to liquidate the Company or to cease its operations, and as they have concluded that the Company's financial position means that this is realistic. They have also concluded that there are no material uncertainties that could have cast significant doubt over its ability to continue as a going concern for at least a year from the date of approval of the non-statutory financial statements (" the going concern period ").

In our evaluation of the directors ' conclusions, we considered the inherent risks to the Company ' s business model and analysed how those risks might affect the Company ' s financial resources or ability to continue operations over the going concern period.

Our conclusions based on this work:

- we consider that the directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the non-statutory financial statements is appropriate; and
- we have not identified and concur with the directors' assessment that there is not, a material uncertainty related to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern for the going concern period.

However, as we cannot predict all future events or conditions and as subsequent events may result in outcomes that are inconsistent with judgements that were reasonable at the time they were made, the above conclusions are not a guarantee that the Company will continue in operation.

Fraud and breaches of laws and regulations – ability to detect

Identifying and responding to risks of material misstatement due to fraud

To identify risks of material misstatement due to fraud (“fraud risks”) we assessed events or conditions that could indicate an incentive or pressure to commit fraud or provide an opportunity to commit fraud. Our risk assessment procedures included:

- enquiring of directors and inspection of policy documentation as to the Company’s high-level policies and procedures to prevent and detect fraud, as well as whether they have knowledge of any actual, suspected or alleged fraud; and
- reading Board meeting minutes.

We communicated identified fraud risks throughout the audit team and remained alert to any indications of fraud throughout the audit.

As required by auditing standards, and taking into account our overall knowledge of the control environment, we perform procedures to address the risk of management override of controls, in particular the risk that management may be in a position to make inappropriate accounting entries. On this audit we do not believe there is a fraud risk related to revenue recognition because the calculation of the revenue is non-judgmental and straightforward, with limited opportunity for manipulation.

We did not identify any additional fraud risks.

We also performed procedures including identifying journal entries to test based on risk criteria and comparing the identified entries to supporting documentation. These included all post-closing journals.

Identifying and responding to risks of material misstatement due to non-compliance with laws and Regulations

We identified areas of laws and regulations that could reasonably be expected to have a material effect on the financial statements from our general commercial and sector experience, and through discussion with the directors and other management (as required by auditing standards), and from inspection of the Company’s regulatory and legal correspondence and discussed with the directors and other management the policies and procedures regarding compliance with laws and regulations.

We communicated identified laws and regulations throughout our team and remained alert to any indications of non-compliance throughout the audit.

The potential effect of these laws and regulations on the financial statements varies considerably.

Firstly, the Company is subject to laws and regulations that directly affect the financial statements including financial reporting legislation (including related companies legislation), and we assessed the extent of compliance with these laws and regulations as part of our procedures on the related financial statement items.

Secondly, the Company is subject to many other laws and regulations where the consequences of non-compliance could have a material effect on amounts or disclosures in the financial statements, for instance through the imposition of fines or litigation or the loss of the Company’s authority to operate. We identified the following areas as those most likely to have such an effect: certain aspects of company legislation recognising the financial nature of the Company’s activities and its legal form.

Auditing standards limit the required audit procedures to identify non-compliance with these laws and regulations to enquiry of the directors and other management and inspection of regulatory and legal correspondence, if any. Therefore, if a breach of operational regulations is not disclosed to us or evident from relevant correspondence, an audit will not detect that breach.

Context of the ability of the audit to detect fraud or breaches of law or regulation

Owing to the inherent limitations of an audit, there is an unavoidable risk that we may not have detected some material misstatements in the financial statements, even though we have properly planned and performed our audit in accordance with auditing standards. For example, the further removed noncompliance with laws and regulations is from the events and transactions reflected in the financial statements, the less likely the inherently limited procedures required by auditing standards would identify it.

In addition, as with any audit, there remained a higher risk of non-detection of fraud, as these may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal controls. Our audit procedures are designed to detect material misstatement. We are not responsible for preventing noncompliance or fraud and cannot be expected to detect non-compliance with all laws and regulations.

Other information

The directors are responsible for the other information, which comprises the Directors Report. Our opinion on the non-statutory financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or any form of assurance conclusion thereon.

Our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether, based on our non-statutory financial statements audit work, the information therein is materially misstated or inconsistent with the non-statutory financial statements or our audit knowledge. Based solely on that work, we have not identified material misstatements in the other information.

Directors' responsibilities

As explained more fully in their statement set out on page 5, the directors are responsible for: the preparation of the non-statutory financial statements, which are intended by them to give a true and fair view; such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of non-statutory financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern; and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the non-statutory financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue our opinion in an auditor's report. Reasonable assurance is a high level of assurance but does not guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the non-statutory financial statements.

A fuller description of our responsibilities is provided on the FRC's website at www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities.

The purpose of our audit work and to whom we owe our responsibilities

Our report has been prepared for the Company solely in accordance with the terms of our engagement. It has been released to the Company on the basis that our report shall not be copied, referred to or disclosed, in whole (save for the Company's own internal purposes) or in part, without our prior written consent.

Our report was designed to meet the agreed requirements of the Company determined by the Company's needs at the time. Our report should not therefore be regarded as suitable to be used or relied on by any party wishing to acquire rights against us other than the Company for any purpose or in any context. Any party other than the Company who obtains access to our report or a copy and chooses to rely on our report (or any part of it) will do so at its own risk. To the fullest extent permitted by law, KPMG LLP will accept no responsibility or liability in respect of our report to any other party.

KPMG LLP
Chartered Accountants
15 Canada Square
London E14 5GL

16 July 2024

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。